第五部　思想團體及思想運動

概說……六八五
第一篇　社會主義的運動……六八六
第一章　社會主義的團體の設立及解散……六八六
第一節　社會主義的團體の設立……六八六
第二節　社會主義的團體の解散……六八八
第二章　社會主義的團體及個人の活動……六八九
第一節　社會主義的團體及個人の活動……六八九
第二節　其の他の社會主義的團體及個人の活動……六九六
第三章　特殊事件……七〇〇
第四章　日本共產黨事件……七〇〇
第五章　學生運動……七一一
第六章　藝術家の運動……七一七
第七章　婦人運動……七一八
第八章　水平運動……七二〇
第一節　植民地に於ける運動……七二六
第二節　朝鮮……七二七
第二節　臺灣……七二九
第九章　社會主義運動の取締及對策……七三一
第二篇　反社會主義的運動……七三九
第一章　青年團……九三九
第二章　國家主義及國粹團體……七四二
國家主義團體及國粹團體一覽……七五五

概說

昭和七年に於ける思想運動の趨勢を觀るに、此種運動の指導的立場にある日本××黨は打續く彈壓、滔々たる時勢のフアツショ化……と極めて……のうちに置かれ活潑なる運動は……もなかつた。本年は昨年八月の第四次檢擧の後をうけて二月總選擧當時には佐野氏等數名の獄中候補者をたて所謂××選擧闘爭を敢行し、引續きコツプその他の外廓諸團體を總動員して組織　確立とその擴大强化を計るところがあつたが、本年五月コツプの彈壓によつて挫折した。本年後半期には資金局を中心とする資金網の確立、之を通じての資金獲得運動が……行はれた。然るに十月所謂××ギヤング事件によつて資金局及び資金網の組織が曝露されるに至り、十月中旬の資金局破壞、續いて一〇・三〇の第五次大檢擧による黨中央部の檢擧となつて、……その活動を阻止されるに至つた。×××同盟以下諸外廓團體は黨と共に夫々活動を續けてゐたが、此種團體中で本年最も活躍せるはコツプであらう。左翼文化運動の統一的中央部として昨年十月結成された「日本プロレタリア文化聯盟」（略稱コツプ）は漸く陣營の整備なつて、本年は從來の非政治主義の克服及び國際的連帶性の强化を目指して闘爭を進め……を擧げた。然し乍ら左翼文化運動のこの政治闘爭への進出は其運動を著しく發展せしむると同時に彈壓を强化せしめた。五月コツプは檢擧の一齊掃射に遭つてその活動力を減殺されるに至つた。コツプ加盟團體中國際連帶性の强化を……闘つたのは作家同盟及演劇同盟であらう。この二團體はじめ其他各團體のソ國××十五週年紀念の諸催を目指してのソ國渡航は何れも彈壓のため實現されるには至らなかつたが。

左翼藝術家諸團體はコツプ加盟以後コツプの統制の下に集中的活動を續けてゐるが、この左翼藝術家諸團體に對立的立場にある勞農藝術家聯盟は勞農大衆黨有志等の提唱に應じて左翼社會民主々義的文化團體の統一組織たる「勞農文化聯盟」を結成したが、勞藝は六月「聯盟」の右翼化問題より最後的分裂を遂げ遂に解體されるに至り、脫退派は直ちに「左翼藝術家聯盟」を結成した。

次に學生思想運動は學生社會科學研究會の解體以來共青その他の外廓團體が直接に校内にその組織を持つに至つてから一層成長擴大しつゝある。本年も特に×××の活動にその傾向顯著なるものがあつた。

植民地―　朝鮮に於いては本年も朝鮮××黨再建工作が數次に亘つて行はれ、何れも彈壓のために中途にして挫折したが、その運動の基礎を勞農大衆の上に置かんとする近年の傾

向は注目さるべきである。臺灣に於いては昨年の臺灣民衆黨の解散以來引續く彈壓のために、解放運動は一切停滯の狀態にあり、僅に臺灣地方自治聯盟が地方自治制確立のために鬪爭を續けつゝあるに止まる。

滿洲事變勃發以來擡頭しつゝあつた國家主義運動は、本年は無產者運動の陣營より國家主義戰線への轉向の具體化その他により、國家社會主義的色彩を濃厚ならしめると同時に、血盟團、五・一五事件等直接行動の勃發によつて此種運動は沸騰點に達せるかの觀があつた。

以上の國家主義運動の擡頭――櫻田門不祥事件その他左右兩翼の直接行動の頻發に鑑み思想運動に對する取締は更に嚴にせられ、特高警察網の擴充その他種々の對策が實施されるに至つた。

第一篇　社會主義的運動

第一章　社會主義的團體の設立及解散

第一節　社會主義的團體の設立

左翼文化運動の戰線にあつては、昨年十一月日本プロレタリア文化聯盟が結成され左翼文化運動が統一されてから、本年は加盟團體中プロレタリア科學研究所、新興教育研究所が改組されたのみで此方面に於ける新團體の設立を記錄すべきものとては僅に「ソヴエート友の會」のみに過ぎなかつた。昨年組織せられた舊「ソヴエート友の會」は單なる小ブル・インテリの日ソ文化連絡機關に過ぎずとして本年七月「日ソ文化協會」と改稱され、この舊「友の會」改組と同時に、勞農大衆を基礎とする眞の「友の會」の設立が企劃された。排同、東交、市從、東電、總評、全農全會、日消、產勞等左翼勞農諸團體の支持を得、加藤(排同)、秋田(日ソ)、江口、大宅(作同)、佐々木(プロット)氏等が發起人となつて創立準備會が組織され、十一月上記の諸團體及個人を中心に勞、農、勤勞大衆を基礎とし、國際的連携をも「ソヴエート友の會」が設立された。

次に本年中に設立された團體としては舊「文戰」勞農大衆黨系統の勞農文化聯盟がある。同聯盟は勞農大衆黨の提唱により、勞農藝術家聯盟始め千葉醫療組合、日本反宗教同盟、大衆キネマ協會、映畫從業員組合有志等の諸團體の支持を得て六月十九日に結成されたものであつて、專門別に文學、映畫演劇、音樂、美術、體育、教育、宗教、醫療、エス語、排酒の十一同盟準備會よりなる文化運動團體を統一する中央組織

であり、左コップ、右文化ファッシズムとの全面的抗爭をその任務とすると云ふ。尙此社會民主々義的文化運動の方面にあつては勞農藝術家聯盟が解體して七月に左翼藝術家聯盟が設立され、勞藝を脫退せる前田河、岩藤、葉山の諸氏は八月プロレタリア作家クラブを組織した(本篇第五章參照)。

勞農文化聯盟

本年頭初全國勞農大衆黨本部有志三名が、「黨支部、組合、大衆の强力な要求に應じて文化運動の精力的な鬪爭に必要な新團體創設に關する」提唱をなした。勞農藝術家聯盟、日本反宗教同盟その他勞農大衆黨系諸團體が之に應じ、三月三十日東京全農事務所にて第一回結成準備會が開催された。其後六月結成大會に至る迄に、十數會の準備會が開かれ、其間文學映畫、演劇、音樂、反宗、醫療、體育、美術、教育、排酒、エス語の十一同盟準備會が組織された。次いで、六月十五日上野自治會館にて開かれた結成大會によつて、上記の同盟準備會を構成要素とする勞農文化聯盟が誕生した。

勞農文化聯盟の目的並にその任務を、結成大會において可決された結成宣言及綱領についてみるに左の如くである。

結成宣言

「――勞働者、農民、勞勤大衆はプルジョアジーの政治的、經濟的の强襲と決死的に鬪爭すると共に、その鬪爭と結びつけた。正にその文化ファッシズムと鬪爭を捲き起し、イデオロギーのあらゆる部門、藝術、娯樂のあらゆる部門、藝術、娯樂のあらゆる分野に於けるブルジョアジーの組織的陰謀を曝露し粉碎し、以つてブルジョアジーの反動的支配の最後の支柱を取除かねばならぬ。日本無產階級が文化鬪爭の武器を取り上げてから、諸分野に於ける發展は極めて不均衡であり、その鬪爭は分散的なることをまぬかれず、したがつて文化ファッシズムの强襲に當面して、有力な鬪爭を捲起し得ない實狀にある。曩に「日本プロレタリア文化聯盟」の如き集中的組織の成立を見たが、其の運動形態は大衆文化鬪爭のそれと極端に背馳し、其の指導精神は飽まで極左的であつて、文化ファッシズムとの鬪爭に堪えることは愚か、その宗派主義的分裂主義の故をもつて、客觀的には文化ファッシズムの成長をすら援助してゐる狀態にある。されば日本無產階級の文化鬪爭の現下の任務は、一方にさまゞな形態をもつてせる右翼的偏向と鬪爭すると共に他方この極左的偏向と戰ひ分散せる鬪爭を組織的の鬪爭に轉化し、諸分野に於ける發展の不均衡を取除き、以つて文化のファッシズムに對して全的の鬪爭を展開するところに存せねばならぬ。我々はこの全線的の鬪爭を通じてのみ、ブルジョアジーの思想的感情的の桎梏から大衆を解放し、ブルジョアジーの破壞の魔手から文化を救ひ出し、我々の勞農新文化を建設することが出來る。これこそ文化的進步の擔ひ手としてのプロレタリアートの前におかれたる燦として輝く全人類的使命である。我々はこ

こにこの光輝ある階級的任務を果さんがために、勞農文化聯盟を結成し、溢るゝが如き自信と希望とをもつて、全國の同志諸君に呼びかける、文化闘爭の組織的展開へ！　全線的文化闘爭へ！　勞農文化聯盟萬歳！　日本勞農大衆萬歳！」

聯盟の任務

一、未組織方面の啓蒙運動　二、組織内の地固め　三、階級意識の成長過程に於ける理論的自己批判

聯盟加盟團體及役員左の如し。

勞農文化聯盟加盟團體は次の如くである。

一勞農映畫同盟、勞農演劇同盟、勞農美術同盟、勞農音楽同盟、勞農スポーツ同盟、日本宗教同盟、大衆醫療同盟(準)、勞農排酒同盟、勞農文學同盟、勞農エスペラント同盟準備會、勞農娯樂同盟準備會

役員　中央執行委員長金子洋文、執行委員鶴田知也、小見(以上映畫同盟より　田原春次、岩崎正三郎(スポーツ)長野兼一郎、平野學(教育)三宅ひさの、草野大(エスペラント)波多野敏夫、坂倉信雄(排酒)桐野一郎、百々猛、永井叔(音樂)伊藤永之介、宵野季吉(文學)黒田壽男(醫療)高津正道、廣木勇(反宗教)泉嘉夫(演劇)福田新生、白銀功(美術)

結成大會(六月十九日、上野自治會館)

出席者　代議員五十五名、議長田原春次、副議長波多野敏夫

【報告】一、聯盟結成經過報告(承認)鶴田知也、一、各同盟情勢報告(承認)各同盟責任者より報告あり、

【議事】一、綱領審議の件　一、規約審議の件　一、役員發表の件　一、宣言發表の件、以上可決々定　一、文化戰線積極的擴大の件　一、ファッショ粉碎の件　一、檢閲制度改廢の件・以上三議題は討議を略して異議なく新役員に一任

第二節　社會主義的團體の解散

本年改組若くは解消によつて舊組織を解體せる團體は次の如くである。

ブルジョア醫療制度に對する闘爭團體として昨年創立以來醫學知識の普及と醫療同盟への技術者の供給をその任務として活動して來た新興醫師聯盟は從來の組織が大衆と直接關係なき技術者の團體であつて大衆活動を展開する事不可能であつたゝめ、その任務を完全に遂行せんがために本年六月大衆團體たる醫療同盟に解消することゝなつた。

日本無産者醫療同盟はまた同盟の診療活動は本年二月に組織を確立せる日本勞農救援會の活動の一部である事を認め、本年十二月三日の醫同第二回全國大會に於いて醫同の日本勞農救援會準備會への解消を決議し、醫療同盟の組織を解體するに至つた。

その他本年七月勞農藝術家聯盟が主として經濟上の理由から聯盟を解體して機關紙『文戰』を廢刊するに至れることは

本篇第五章に之を記述した。

第二章　社會主義的團體及個人の活動

第一節　社會主義的團體及個人の活動

一、日本××黨、××青年同盟、日本××同盟及び日本××救援會

日本××黨を中心とする左翼陣營が、滿洲事變、上海事變を契機とする支配階級の顯著なるファッショ化、連續的强化と……想像に難くないが、資料……その他の關係上本年に於ける之等左翼諸團體の運動を正確詳細に記述し得ない。たゞ二、三の斷片的資料によつて左にその動勢の一班を窺ふに止める。

1、××青年同盟

昨春黨と共に再建された××は機關紙「レーニン青年」その他に據つて組織の確立と强化に務め、昨年十一月××紀念日前後には相當廣く工場及學校に……至つたもの、如くである。然るに本年二月黨の選擧鬪爭に際しての檢擧によつて森重郎、北川行色等中央部はじめ同黨員の多數を奪はれ、更に三月十五日には東京に於いて中央執行委員長岨常次郎以下首腦部數名が檢擧され、四月十五日左記最高主腦部八名と中央委員十二名が治安維持法違反として送局されるに至つた。

×××同盟執行委員長岨常次郎(二二)同中央委員組織部長加藤貞(二四)同技術部長益子政行(二三)同組合部長森重郎(二三)同聯絡部長川村龍治(二三)アヂプロ部長後藤栞(二四)同印刷部長加藤高一(二四)同事務部長齋藤虎雄(二五)

かくて同盟は再び壞滅を傳へられるに至つたが、指導部の破壞にも拘……ず、……工場及學校の細胞は下からの……を續けた。本年の學生左翼運動の大部分が……運動であつたことは注目に値する。(本篇第四章參照)

2、日本××同盟

帝國主義……社會情勢は本年に於ける××同盟の役割を一層刺戟した。同盟はこの客觀的情勢に其組織を適應せしむる爲昨年十二月東京某所に開かれた

第一回全國大會において同盟の活動を企業農村に……
……轉換せしむることに決定し、大衆的××同盟の
建設、大衆的××闘爭の展開に向つて第一歩を踏み出した。
この××同盟の超黨派的大衆組織への決定的轉換は、……
……遂行されるであらう。

本年三月コップ初め左翼各團體を襲つた檢擧の手は××同盟にも及び三月以降同盟は全國書記長河原氏をはじめ山田、寺本、村上氏等の指導者を奪はれたが、指導部は新幹部によつて……七月八日には東京に於いて第一回中央執行委員會を持つ事が出來た。同委員會に於いては世界××大會(八月、アムステルダム)への代表者派遣、汎太平洋××國主義民族代表者會議(十二月十二日開催の豫定であつたが延期された)の召集等の事項が決定された。

本年も同盟を中心として全國各地に××　カンパが行はれたが、その主なるものは八月一日の國際××デー・カンパ及び八月二十九日——九月一日の植民地獨立支持カンパ等であつて、××デーには東京市に於ける街頭デモにおいて百三十名の檢束者を出した。

3、日本××救援會

救援會も本年は從來の×××的闘爭を企業農村に……
……轉換せしめんとしてゐる。

その傾向は三月十八日のモツブル・デーのカンパにも、また三月の中央常任委員會で決定された組織强化のカンパ「モツブルの月」(三月十五日——四月十六日)の活動によつても窺ひ知ることが出來る。救援會は四月第三回全國大會を開催し、國際××救援會世界大會(十一月、於モスコウ)へ五名の代議員を派遣すべき事、救援新聞の週刊實現其他の諸議案を審議した。

尙昨年四月大阪××事件に檢擧された小岩井淨氏外三名にかゝる治安維持法違反事件公判は本年六月二十九日大阪地方裁判所にて傍聽禁止裡に開廷され審理の結果七月十三日左の如き判決言渡があつた。

▲懲役二年(五年間執行猶豫)澤田平八郎▲同上(三年間執行猶豫)小岩井淨▲同一年六月(四年間執行猶豫)松田勝廣、田尾新次。

二　日本プロレタリア文化聯盟(コップ)

コップは昨年十一月從來分散的に戰はれて來た文化運動を

一旗下に統一する唯一の指導的中央部として確立された。コップの結成と同時に各左翼文化團體は同位單位としてコップに加盟すると共に在來街頭的、セクト的組織であつたその組織を廣く企業農村内に再編成し、「多數者獲得」の任務に適應するためその基礎を大衆の上に置く劃期的な方向轉換をとぐるに至つた。

コップ結成當時の加盟團體は無產者產兒制限同盟(B・C)日本プロレタリア美術家同盟(P・P)、日本プロレタリア映畫同盟(プロキノ)、同上演劇同盟(プロット)、同上エスペランチスト同盟(P・E・U)、同上音樂家同盟(P・M)、同上作家同盟(作同)、同上寫眞家同盟(プロフォト)戰鬪的無神論者同盟(戰無)、プロレタリア科學研究所(プロ科)、新興教育研究所(新教)の十一團體であつた。本年以上の加盟團體の脫退新團體の加入等はなく、組織變更その他の小移動が行はれたに過ぎない。新興教育研究所及プロレタリア科學研究所は本年一ケ年に亘る準備鬪爭を了へ夫々その組織を再編成し、新教は新興教育同盟(準備會)に、プロ科學はプロレタリア科學同盟(八年一月)に發展することが出來た。またP・Pは七月J・A・P(ヤップ)と改稱した。コップ結成以後、文化運動が大衆的基礎の上に置かれ、劃期的な方向轉換が行はれて以來左翼文化運動は急激なる發展を遂げた。

本年コップの指導下に鬪はれた諸カンパは大凡次の如くであつた。

3Lデー・カンパ(一月)、總選擧鬪爭(二月)、汎太平洋文化團體挨拶週間カンパ(三月)、四・一六鬪爭、メーデー・カンパ、暴壓反對、逆襲鬪爭、擴・中・協鬪爭(六月)、反戰文化鬪爭週間(七月)、八・一カンパ、青年デー鬪爭(九月)、渡政デー(十月)、ソヴエート同盟派遣カンパ(十月)、ロシア××十五週年、コップ結成一週年紀念文化鬪爭週間(十一月)……

以上の諸カンパを通じコップ本年の運動の特徴の一と云ふべきは、それ等の諸カンパの實踐を通じて從來の文化運動がもつてゐた非政治主義を克服したことであらう。この文化主義——非政治主義の克服によつてコップの活動は躍進的發展を遂げた。それと同時にその故にまた當局のコップに對する彈壓は一層強化した。三月二十四日第一回の大量的檢擧がコップ加盟諸團體を襲ひ、爾來七月に至る間に藏原、小川、村山氏等六十名の指導者を奪はれる一方、加盟各團體の會合、殊に各團體の年次大會は悉く解散を命ぜられ、その活動の機續を阻止されると同時に運動の合法的部面を次第に狹められるに至つた。

次にコップ本年の活動の特徴の一と云ふべきは、文化運動に於ける國際的連帶の強化である。

作同並にプロットは夫々國際××作家同盟(モルプ)並に國際勞働者演劇同盟(I・A・T・E)に加盟してその日本支部

として活動を續けて來たものであるが、本年は作同のモルプ第三回總會（十一月七日、モスクワ）への代表者派遣の闘爭により、またプロットの國際オリムピアードを目標とする國際的××演劇競爭への參加、國際オリムピアード（十月十五日モスクワ、延期）への出演參加及び第一回（I・A・T・B）大會參加の闘爭、J・A・Pの××××展覽會への出品のための闘爭、P・M の世界××音樂會議への參加闘爭等各團體の國際的連帶性強化の活動を數える事ができる。之等は何れも旅券下附を拒否せられ實際の參加は不可能となつたが、ロシア××十五週年記念日への招待に對するソ同盟派遣カンパとして集約的に闘はれたものである。その他アメリカのプロレタリア文化聯盟の提唱による「汎太平洋プロレタリア文化團體挨拶週間」（三月六日――十八日）における各團體の國際連帶性高揚とプロ文化運動汎太平洋書記局の確立を目標とせる闘爭が展開された。以上の國際的提携を強固ならしめるための諸闘爭の經驗と成果とは、國際プロレタリア文化聯盟結成のための基礎とならんとしつゝある。

コップ結成後一年の左翼文化運動の顯著なる躍進は當局の攻撃をコップ並にその加盟團體の上に集中せしむるに至つた。三月二十四日東京に於ける一齊檢擧はコップ加盟諸團體を襲ひ藏原惟人氏外左記六十名が檢擧され、四月末その一部分は、「×並に××××同盟フラクションとしてコップ內部にあつて×の擴大强化を計り、外部的には總選擧に豐富なる資金を以つて××黨候補者吉田由市を擁立して×の宣傳に努め、一方全協、××の活動資金を提供せる事實」によつて治安維持法違反として起訴せられるに至つた。

起訴決定者の氏名左の如し。

▲××黨正式×員

藏原惟人△大河內信威（プロ文化中央書記長）△波多野一郎（プロレタリア文化編輯長）△平田良衛（プロ科中央常任）△河野重弘（プロ科統制部長）△小椋廣勝（プロ科常任經營部長）……以上プロ科中野重治（プロ文化常任作同教育部長）△壺井繁治（プロ文化出版部長）△窪川鶴次郎（プロ文化常任書記）△宮本顯治（目下逃走中）……以上作同

村山知義（プロ文化中央書記長）△小野宮吉（プロ文化中央常任書記）△生江健次△笈川武夫（演劇常任委員）……以上演劇

▲××××同盟フラクション

齋藤修（プロ科）△鍋島茂雄（プロ科）△吉田實（プロ科）△石川湧（戰無）△平野いく（新築地）

▲シンパサイザー

中條百合子（プロ文化常任婦人委員長）△貴司山治（プロ文化常任委員寫眞中央委員長）△近藤努△山之內謙吉（新聞紙法違反として）

續いて六月十九日のコップ擴大中央協議會を前にして細田（源）、貴司、藤森の諸氏シンパの容疑にて檢擧され、同日の擴中協は解散されたが、解散直後の暴壓反對デモに於いて百

九十八名が檢束された。其他東京に於ける檢擧は引續き行はれ十月迄の檢束拘留人員概數約四百に及んでゐる。コップ陣營の彈壓は單に中央部のみに止らず各地方協議會に迄及んでゐる。而も十月には京都、大阪、兵庫、和歌山の各地方に一掃的大檢擧が行はれ聯盟員の多數が大量的に檢擧された。

一方コップ擴大中央協議會(六月十九日)初め加盟各團體の年次大會――作同(五・一一)、プロキノ(五・一六)、プロット(擴中委・九・一八)ヤップ(五・二〇)、P・M(七・一〇 戰無(七・一七、流會)、 等々の各年次大會は何れも解散された。これ等の彈壓によつてコップは多數の首腦者を奪はれると共に合法的活動部面を狹められ、ために一時活動不能の狀態に陷るかに見えたが、……

……

すると共に、大衆的暴壓反對闘爭をもつて……

……に至つた。

以下コップ加盟團體中代表的團體二、三の活動を概觀することゝする。

1、日本プロレタリア作家同盟

從來左翼文化團體の中にあつて左翼文化運動をリードして來たものは實に此作同であつた。然るに從來の戰績に比し作同本年の活動はまことに寥々たるものである。

昨年の方向轉換――コップ結成の後コップ所屬の一員として上述のコップ諸カンパに參加する一方企業農村に於ける大衆獲得の闘爭を活潑に遂行し、此組織活動に於いては本年のコップによつて採用された××競爭の闘爭方法の故に著しい進展を見せた。四月十六日より七月末日に至る第一次××競爭の成果として發表されたものによれば、同盟員六〇〇、地方重要都市支部二五、文學サークル六〇〇、サークル員七千にて競爭前に比し三〇%の發展である。然るに三月末より間斷なく引續いた彈壓によつて貴司、中野、中條、村山その他有力なる指導者と活動分子の多數が活動の自由を奪はれたのと、發表機關「プロ文學」「文學新聞」の連續的發禁のために創作活動は不振に陷り理論活動も亦弱められざるを得なかつた。かくて創作活動不振の克服、創作活動と組織活動との辯證法的統一の問題の解決が本年に於ける作同の重要なる課題として殘されたる同盟員によつて熱心に論議されたのであつた。

作同第五回大會は一ヶ月に亘る準備活動の後五月十一日に東京築地小劇揚に開催されたが、開會直ちに解散を命ぜられた。

2、日本プロレタリア演劇同盟(プロット)

本年のコップの活動を特徴づける一つは文化運動に於ける國際的連帶性の强化であつた。そして最もよくこの目的のた

めに活躍したものは國際勞働者演劇同盟（I・A・T・B）日本支部たるプロットであつた。本年全一年を通じての國際演劇オリムピアードを目指してのプロットの闘爭がそれである。

プロットは先づ本年八月十五日モスクワに開かれる豫定であつたI・A・T・B 世界大會並に國際勞働者演劇オリムピアードへ參加のために、その準備活動として各國支部の間に行はるべく規定されてゐる二月十五日のI・A・T・B デーを起點とし八月十五日（後十月十五日に延期）をゴールとする國際××競爭に參加した。この國際××競爭に於ける、プロットの敵手はドイツ勞働者演劇同盟（A・I・B・D）及チエッコの演劇同盟（D・D・，・C）とであつて所屬各劇團の振當は次の如くであつた。

▲東京左翼劇場――「トラム」（モスクワ）▲新築地劇團――「赤いメガホン」（ベルリン）▲東京プロレタリア演藝團――「トラム」（ウラヂオストツク）▲黑石農民劇場――青服劇場（パリ）▲東京前衛座――「青年親衛隊」（ベルリン）▲名古屋前衛座――「ノルド・ウエスト・ラン」（ハノーベル ▲大阪戰旗座――「ネメッツ劇團」（チエッコ）▲神戸全線座――「ニータ」（ハンブルグ）▲福岡前衛劇團――「プロレタリア劇場」（アメリカ）▲廣島プロレタリア劇場――チエッコの劇團（未定）▲宮城前衛團――「スピッツエル劇團」（プラーグ）▲京都青服劇場――「赤いメガホン」（パリ）▲岡山前線座――「赤いラヂオ」（センドン）

競爭の具體的目標としてプロットの規定せるものは（一）組織の擴大强化（二）、教育的活動の强化（三）、レパートリーの充實（四）、國際活動の强化等であつた。以上の諸點に對する闘爭の成果をI・A・T・B に報告し、I・A・T・B 書記局はこの審査報告に基きて審査の上勝敗を決するものである。そしてこの國際××競爭は國内的××競爭の上に積み上げらるべきであつて、國内各支部五十餘の劇團は各敵手を決定して同期間に相互に競演其の他の競爭を行つたため本年に於けるプロレタリア演劇は間斷なき彈壓に拘らず未曾有の盛況を呈した。

九月初旬プロット常任中央委員會はこの國内競爭の結果に甚き國際オリムピアードに參加出演すべきプロット代表として築地劇團より薄田研二氏等四名、東京左翼劇場より佐々木孝丸氏等五名東京めざまし隊より馬場恒夫氏等四名、その他、東京前衛、黑石農民等各劇場代表並にI・A・T・B中央委員千田是也氏、プロット中央委員會より土方與志、久板榮次郎氏等計二十五名を派遣・上演脚本を久板氏作「北樺太油田」と決定した。かくてプロットは直ちに合同送別公演を初め九月初より代表派遣カンパを全國的に展開したが、之等代表の派遣は當局の旅券下附拒否のため不可能となり、また十月十五日に開催の豫定であつたI・A・T・B 世界大會並に演劇オリムピアードも日本、佛、米各國代表者不參加を理由として同年五月一日に延期された。

尙本年一月末に於けるプロットの現勢左の如し。

一、同盟員數――四一〇人

内譯、專門劇團員、二九七人△勞働者の自立劇團員、一八人△個人加盟員、一〇五人

一、演劇サークル（並にその人員總數）――二二〇（三、四二五人）

内譯　△勞働者サークル――一八一(二、七八一人)△農民サークル――四(三一人　△學生サークル――二三(四五五人)
△その他のサークル――二一一五八人)

1　支部及び支部内加盟劇團

△東京地方支部（左翼劇場、新築地劇團、プロレタリア演劇團、前衛座）△愛知(名古屋)地方支部(前衛座、革新(鮮語)劇團)大阪地方支部(戰旗座)△兵庫(神戸)地方支部(全線座)△岡山地方支部(前線座)△廣島地方支部(プロレタリア劇場)

2　支部準備會及び支、準内加盟劇團

△京都地方支部準備會(青服劇團)△宮城大河原地方支部準備會(前衛劇團)△福岡地方支部準備會(前衛劇團)

3　支、準未結成地方の加盟劇團

△黑石農民劇場△金澤前衛劇場△松江プロレタリア劇場△高松前衛座△高知職場座

以上の外に、北海道の小樽、札幌、靑森縣の八戸、盛岡、仙臺、山梨、東京等の各地に加盟準備劇團(劇團準備會)があり、その後東京支部に於て朝鮮語劇團が、五月には大阪支部に於て構成劇場が、それ〴〵正式にプロットに加盟した。

3、プロレタリア科學研究所

左翼文化團體はコップ結成前後に各々組織再編成をなして大衆化の新運動方針に向つて進むことが出來たが、プロ科は昨年十二月始めてこの文化運動の新しい方針を科學運動の新方針として取上げ、本年一年に亘る長い準備鬪爭を經て新組織プロ科學同盟の結成に迄到達した。

研究所の本年に於ける活動はこのプロレタリア科學並プロ科研究所の大衆化のための再組織再編成の鬪爭に終始したと云ふことが出來る。本年二月プロ科學研究所は再組織委員會を組織して四月上旬に研究所第四回大會と科學者同盟(後に科學同盟)の結成とを同時に開催する方針の下に活動方針と規約の起草を企劃しつゝあつた時三・二四の彈壓をうけ、ために中途にして挫折するに至つた。其後各部の諸機關が……されて活動は再び……されるに至つて、六月再度の彈壓と内部的動搖とのため再度打擊を受けたが、六月末早くも常任委員會は……され、同時に各機關の……しが行はれた。かくて改組の鬪爭も漸く進展し、九月には「科學者同盟活動方針」並に「組織方針」の二草案が完成された。この二草案の誤謬と不備が二ヶ月に亘る批判によつて清算され、本年十二月に至つて規約草案並活動方針大綱草案が決定され、明年早々開催される全國代表者會議によつてプロレタリア科學研究所は日本プロレタリア科學同盟への發展を完了することゝなつた。

三　日本勞農救援會準備會

昨年十月醫療同盟の提唱によつて組織された日本勞農救援會準備會は本年頭初救援會組織方針草案を作成し、發表せる

を手始めに各地に支部準備會を組織して救援會の組織確立とその擴大强化を計つた。昨年より本年にかけて結成された地方支部準備會は、奈良、長野、大阪、東京（江東、城東、城西、城南）青森、高知、神戸、和歌山の諸地方準備會等である。

かゝる地方準備會を通じ各地に組織運動を押し進めて陣容の整備を計る一方次の如き救援活動を行つてゐる。

1、凶作地救援街頭デー（一月）　2、北海道、東北凶作地無料診療團派遣及米の配給倍加のためのカンパ（三月）。　、「失業者の家」――失業者に對する娯樂機關の設備、給食、失業者兒童の辨當及學用品支給、託兒、診療、法律相談その他をその事業とするもの――の設立及設立基金カンパ（四月）　4、メーデー・カンパ――デモ參加、移動賣店及行商隊組織、參加者兒童の保護及託兒――（五月）東北凶作地への金品の配給（東交、共和の二組合と協同にて、金一千圓、米、藥その他の配給（四月）　5、出征兵士家族の救援（同上）　6、冬期カンパ――貧困兒童救援及北海道凶作農民の救援運動（十二月）

尙從來救援活動の一部を負擔活動しつゝあつた日本無產者醫療同盟が十二月勞救に解消せる事は上述の如くである。

第二節　その他の社會主義的團體及個人の活動

左翼運動に對する徹底的彈壓の方針は本年も變る所なく持續されてゐる。本年全國各地方に於いて日本××黨及全協關係、その他の外廓團體關係の運動には細大洩れなく檢擧の手が及んだ。之等各團體中央部の活動は本篇本章第一節並に第三章にその概略を記述した。今玆には夫等中央部と連絡あるも地方的運動として摘發されたもの、若しくは中央部と連絡なきか或は有無不明の地方的小團體又はグループの活動を列記することゝする。

△小學教員の左翼運動　全協一般使用人組合教勞部及新興教育研究所の結成により昨年來小學校教員の左翼運動は躍進的發展を遂げた。と同時に彈壓も强化し、昨年數回に亘る全國各地の檢擧によつて一時運動は阻止せられたが、本年九月東京市五地區、二十數校五十餘名の現職訓導によつて組織再建なれる事が判明し、九月――十二月に亘る檢擧によつて下谷龍泉寺校、岩代、元吾孀校、石田、高千穗、熊井等の首腦部以下五十五名（內教勞メンバー三十、其他二十五名）檢擧され、何れも不起訴となつたが十數名は退職處分に付せられた。其他各地方に於て左翼運動の廉で小學教員の檢擧をみたる事件次の如し。

▲山形（三・一）山形市第六校材山外七名、六名送局內四名釋放▲宮崎縣都城（三・二〇）都城大王校外五校現職訓導十數名檢擧▲岩手縣（四・二六）大槌町校村山外六名の訓導檢擧、村上外二名十月起訴、九月七名免職▲横濱市（七・三）元町校外二校教員四名檢擧、二名懲戒免職▲大阪市（七・一九）四名檢擧▲山形（九・一四）東田川郡

大泉村校齋藤外一名檢擧▲富山（一〇・八）中新川郡東水橋町校園藤外四校十七名檢擧▲浦和（一一・八――一三）大久保校高卷外八名檢擧、高卷送局外釋放▲新潟（一一・七 南魚沼郡六日町校六名檢擧▲山梨（一一・二〇）甲府新紺屋校佐野外三校七名檢擧、鹽山校木下勝郎十二月起訴▲東京（一二・九）南多摩郡稻城村第一尋常校內田外三名檢擧▲沖繩（一二・一一 石垣町登野校安里外十名檢擧

△神奈川三・一二事件

三月横濱市電のストを機會に尖鋭化せる神奈川地方の共産黨再建運動に對し三月十二日、横濱を初め、川崎、鶴見、横須賀、平塚、奏野、小田原等の市電、バス大工場、各種學校から百廿餘名の大量檢擧が行はれた。日本共産黨神奈川縣委員會のオルグ竹下直正外四十六名送局、六月一日竹下、厚見等十五名起訴された。

△岡山二月事件――二月一日二十數名檢擧、共青、全協支部組織松崎外二名起訴、七月二十六日岡山地方裁判所にて公判、八月六日判決言渡――懲役三年（五十日通算）松崎久馬治同二年（同上）本松健、同上（四年間執行猶豫 佐藤徹子

△山梨治安維持法違反事件――三月二十七日三枝一保外十數名檢擧、共青フラクション組織、三枝外五名六月七日起訴、十二月十九日甲府地方裁判所にて公判、二十七日判決言渡――懲役二年（未決通算九十日）三枝一保、同上深澤義守、同上（四年間執行猶豫）稻村半四郎、同一年六月（通算九十日）塚田芳三、標政英

△柳井町共産黨事件――七月末――八月、山口縣柳井町を中心に縣下各地にて二百十餘名檢擧、黨、全協細胞組織、十一月二十二日皿田知二外二名起訴。

△奈良治安維持法違反事件――八月三十日縣下一齊に一二二名檢擧、全協、全農全會、コップ關係の運動、十一月六日藤本忠良外六名起訴

△神戸治安維持法違反事件――九月四日五十名檢擧、勞農救援會

△千葉共産黨事件――十月十九日縣下成田、佐倉等にて三十七名檢擧、黨フラクション再建、十二月二十九日節利顯外十二名起訴

△愛媛共産黨事件――十月十日縣下一齊檢擧により松山、宇和島今治より百十三名檢擧、共産黨愛姫地方委員會組織、十一月三十日七名起訴

△鳥取治安維持法違反事件――十月二十九日、十五名檢擧、共青鳥取縣並市委員會書記局設置、箕蚊屋小作爭議激化。

△横濱共産黨再建事件――十月二十六日十七名檢擧、共産黨横濱市委員會再建、黨市電細胞組織。

△鹿兒島治安維持法違反事件――十一月七日縣下一帶より八十餘名檢擧、プロレタリア作家同盟組織

△富山第二次共産黨事件――日本共産黨富山縣支部委員會、六年十一月三十日一齊檢擧、增山直太郎以下十四名起訴 七年十二月二十二日富山地方裁判所にて轉向派萩原弘外五名を分離して公判開廷

△福井共産黨事件――十二月二日四十餘名檢擧、根崎次三郎以下六名送局、黨細胞再建。

△三重治安維持法違反事件――昨年五月二十二日の縣下一齊檢擧によつて全協三重自由勞働組合を中心に全協系百六十名檢擧され本年十二月岩瀨仲藏外三名が起訴された。

その他埼玉縣川口町(二・二二)、高知(四・二一)、大分(七・一〇)、栃木(八月——十月)、埼玉縣所澤(八・三〇)の各地及日本銀行(二月)、內閣統計局(同上)、大阪貯金支局(三・三一)、東京洲崎第一飛行學校(九月)等にて左翼運動の廉で數名乃至十數名が檢擧された。

尙前年度の主なる治安維持法事件にて本年公判の行はれたるものは次の如くである。

△**無靑千葉支局事件**——無靑千葉支局員安藤以下七名にかゝる治安維持法違反事件公判は一月二十六日千葉地方裁判所にて開廷。二月十九日左の如く判決があつた。

懲役二年、安藤、懲役二年(執行猶豫二年間)、菱沼、高木、一年半(執行猶豫三年)近藤、中島、秋葉、大塚(未決拘留二百日通算)

△**石川治安維持法違反事件公判**——六年十二月二十八日全農全會派石川縣支部組織事件に關し五十餘名が檢擧せられ、本年七月二十五日輪田一造外二名が起訴され、十二月七日金澤地方裁判所の公判に付せられた。同月二十二日左の如き決判言渡があつた。

懲役三年　河合三次郎、輪田一造、懲役二年(四年間執行猶豫)織田庄一

△**石川縣治安維持法違反事件**——六年十二月廿八日五十餘名を檢擧、黨支部組織準備、八名送局、輪田一造他二名起訴、十二月七日から金澤地方裁判所で公判、同十九日左の通り判決(各被告とも未決拘留百八十日)懲役三年　河合三次郎　同、輪田一造、同二年(執行猶豫四年)織田庄一、

△**和歌山十一月事件**——六年十一月六日和山歌市に於ける共產黨事件關係者檢擧の際警察官を刺殺せる黨員田島善行にかゝる殺人事件公判は本年三月八日和歌山地方裁判所にて開廷、十七日無期懲役の判決言渡があつた。控訴審(大阪控訴院、六月二二日)に於ても前審通の判決を言渡された。

十一月事件被告岸場外三名にかゝる治安維持法違反事件公判は七月和歌山地方裁判所にて開廷、二十六日左の如き判決言渡があつた。

懲役三年　岸場アサ子、同二年六月道上惣一、同　年殿井一郎同二年明石精一

△**廣島治安維持法違反事件**——昭和六年二月頃より全協廣島地方協議會を組織して廣島郵便局、專賣局、國鐵、日本製鋼、瓦斯電軌その他市內外の工場に產業別支部を結成して活躍し、六年二月十六日一齊檢擧によつて四十餘名檢擧され、市川忍外三名(一名死亡)の起訴者を出すに至つた廣島市に於ける治安維持法違反事件は本年十二月廣島地方裁判所の公判に付せられ、同月五日左の如き判決を言渡された。

懲役四年　市川忍、同三年　五條俊夫(以上何れも未決拘留三百日通算)

△**島根治安維持法違反事件**——六年三月五十餘名の檢擧をみた島根縣下の治維法違反事件福田理三郎外七名にかゝる公判は松江地方裁判所にて本年九月三十日開廷、十月七日左の如き判決言渡があつた。

△懲役三年未決拘留通算四百日、千金貫事△懲役二年六ヶ月未

決通算四百日、市會議員福田利三郎△懲役二年未決通算三百日、木村龜藏△懲役一年六月未決通算四百日、福田和子△懲役二年（但し五ヶ年間執行猶豫）木村榮△同上、加藤一郎△懲役二年（但し五ヶ年間執行猶豫）三島定市。

△**福岡共産青年同盟事件**――六年二月三十餘名の檢擧をみた九州大學生を中心とする治安維持法違反事件被告宮崎吉武外四名にかゝる公判は十月二十七日福岡地方裁判所にて開廷、十一月二十一日左の如き判決言渡があつた。

懲役三年（求刑三年）槌尾鶴一、懲役二年六ヶ月（求刑三年）遊上孝一、同（求刑二年六ヶ月）中田榮　懲役二年（求刑二年）長澤安次郎（各被告とも未決拘留日數中二百日通算）

△**大牟田、筑豐地方治安維持法違反事件公判**――六年十二月全協大牟田地區協議會組織事件にて檢擧された田尻豐外五名にかゝる公判は本年十月二十九日福岡地方裁判所にて、筑豐地方全協關係事件山内秀雄外二名にかゝる公判は十二月十二日同地方裁判所にて夫々開廷、同月二十六日兩事件併合して左の如き判決言渡があつた。

大牟田地方

懲役二年執行猶豫三年（未決百八十日通算）田尻豐懲役　二年半（同二百二十日通算）山口高德　懲役二年（同二百日通算）山崎齊懲役二年執行猶豫四年（同二百日通算）雪野政行　懲役二年（同二百日通算）、桑原錄郎

筑豐地方

懲役四年（未決二百日通算）山内秀雄　同三年（同二百日通算）永露文一郎　同二年半（同百六十日通算）小鶴利秩　同二年執行猶豫四年（同百六十日通算）尹小述

△**札幌九・二九事件公判**――昭和六年九月廿九日未明檢擧を見た札幌を中心とした共産黨事件の被告松島信四郎外三名の公判は七年七月十三日札幌地方裁判所に於て開廷、九月十六日次の如く判決言渡があつた。

懲役二年　松島信四郎　懲役二年（五年間執行猶豫）下野政勝
懲役二年（同）大田民明　同（同）伊藤利松

△**北海道全協事件控訴公判**――昭和五年十二月札幌、小樽、旭川等で檢擧され、昨年十月札幌地方裁判所にて第一審判決を言渡された黑崎信外十名の控訴公判は本年二月札幌控訴院にて開廷、二月二十六日左の如き判決言渡があつた。

懲役五年（未決拘留九十日通算）黑崎信　同四年（右同）島田正策
同三年（右同）高村岩吉　同三年（右同）寺島義藏　同三年（右同）森川武　同二年六ヶ月（右同）寺澤迪雄　同二年六ヶ月（右同）大西喜一　同二年（三年間執行猶豫）相澤純十　同二年（右同）武田武　同二年（右同）向井驍

△**京都刑務所襲撃事件公判**

昭和五年十月二十四日四・一六事件京都地方被告を奪還せんとして京都刑務所を襲撃せる西代義治以下二十二名にかゝる治安維持法違反、暴力行爲取締法違反事件公判は京都地方裁判所にて七月二日より五回に亘つて開廷、審理の結果八月五日左の如き判決言渡があつた。

▲懲役三年未決拘留三百日通算西代義治△懲役二年六ヶ月未決拘

留三百五十日通算金鱗伊▲懲役二年未決通算百二十日上野武雄▲懲役二年二年間執行猶豫中山武夫▲同山名榮▲懲役二年三年間執行猶豫宮岡北治▲同宮川內壽▲懲役一年六月四年間執行猶豫奧村信吉▲懲役一年四年間執行猶豫杉村長之助▲同三浦明▲同一年三年間執行猶豫小倉武彥▲同川上來三▲懲役一年二年間執行猶豫土居賢次郎▲同六ヶ月三年間執行猶豫德永眞澄▲同百瀨勝登▲同鳥井寅夫▲同住友尙平▲その他甲斐龍外七は罰金百圓未決五十日を通算して一月二圓の割で換算された。

第三章　特殊事件

日本××黨事件

昨年八月の一齊檢擧――所謂八月事件によつて破壞された日本××黨は本年二月總選擧に際して佐野氏等數名の獄中候補を立てゝ半合法部面に鬪爭を展開し得る迄に再生してゐた。本年は之に引續きコツプ及シンパ網を動員し、之を中心に暗躍を續けたが、五月コツプに彈壓下り（本篇第二章參照）續いてシンパ網の破壞が企てられ、十月には所謂赤色ギヤング事件に端を發する資金網の破壞、之に續く十月三十日の一齊檢擧によつて又しても黨中央部は破壞され活動を停止せしめられるに至つた。

茲には本年中に摘發された日本××黨關係の上記諸事件（一〇・三〇事件は資料の關係上次年度年鑑に記載することゝした）並に本年記事解禁となつた八月事件（昭和六年八月の第四次大檢擧）の概要と、三・一五、四・一六及二月の各事件の本年中に行はれた裁判の概要とを記載する。

1、選擧鬪爭事件その他

イ、選擧鬪爭事件

本年二月に施行された總選擧を期とし日本××黨は佐野學（東京第三區）、杉浦啓一（同第六區）、唐澤清八（同第四區）、吉田由市（同第五區）及び三田村四郎、鍋山貞親（以上二名大阪）を候補者に立て、佐野、鍋山、唐澤三氏は獄中より　式に立候補すべき事を檢事局に通告して合法部面に於いて鬪爭を展開せんとし　。獄中候補者の正式立候補は當局の彈壓によつて目的を達することは出來なかつたが、立候補挨拶狀アヂビラ等を各方面に郵送することによつて運動は相當活潑に行はれた。

東京第五區より立候補せる東京市電吉田由市氏は唯一の正式候補者として細迫、是枝兩氏を參謀として合法的選擧運動を開始したが、二月十七日東京市外大崎町の事務所より運動員數十名と共

に檢擧され、取調の結果黨並に共青と重要な關係あること判明せるため治安維持法違反にて起訴收容されるに至つた。尚同事件に關し翌十八日東京地方委員會委員長・森下千之助、同委員高山潔が下谷共青本部にて檢擧され、同日銀座にて共青中央執行委員長森重郎、同委員北川行色外四名が檢擧された。

ロ、シンパ網の檢擧

××黨再建を目的とする黨外廓諸團體殊にコップの活動に……當局は本年五月コップに彈壓を下し有力なる闘士を大量的に檢擧し、その運動を一時屏息せしむるに至つた。コップのこの彈壓以後黨は一聯のシンパサイザーを總動員して黨資金調達の活動を開始するに至つた。かくて彈壓はシンパ網の上に下り、八月初旬柳澤誠四郎、熱田優子氏等二十數名を檢擧せるを手始めに九月中旬迄に、インテリ・シンパ網の指導者と目せられる杉ノ原舜一氏初め多數知名の同情者が檢擧されるに至つた。本年五月コップ彈壓以來九月中旬迄にシンパ關係にて檢擧される者二百餘名に上つた。其主なるもの左の如し。

中央大學教授乾川伸夫(八月)、正木千冬(同上)、元九大教授風早八十二(同上)、日本大學教授杉ノ原舜一(九月)、巣鴨高商講師萩原議造(九月)中央大學講師長沼垣(同上)、辯護士谷邨直雄(同上)辯護士米村正一(同上)、辯護士細泊兼光(八月)

ハ、川崎第百銀行襲擊事件及資金網檢擧

十月六日夕東京市大森區入新井町川崎第百銀行支店に三名より成るギヤング侵入し各自拳銃を擬して行員を牽制しつゝ行金三萬一千圓を奪取し去つた。犯人は同月九日及十日に逮捕され、何れも日本××黨員にして强奪せる三萬圓中二萬五千圓は街頭連絡によつて黨中央部に手交された事が判明した。取調べの結果黨資金局を中心とする黨資金網の再建運動の全容が曝露されるに至つた。黨資金局の組織並にその活動として傳へられるところは左の如くである。

「××黨は根强く擴大强化を希望され、書記局、常任委員會、中央委員會を確立し、本部内に農民　軍事、組合、婦人、組織、アジプロ、技術部、資金局等を設けて再建に猛運動を續けて來たがプロ文化彈壓に依り資金が涸渇して以來、最近まで特に資金局を重視し、資金網を通じて中間層を獲得し、共産黨を再建せんと計劃を立て凡ゆる方面に手を伸ばし、資金局は黨内の最重要部門となつてゐることが判明した。資金部は事業、經營、調査、事務の四部に分れ、事業部は機關紙、シンパ層の獲得を擔當、經營部は四班に分れ各々大學專門學校教授、名士、富豪等、文化聯盟關係者學生、及び街頭分子の四目標を分擔して資金並に黨員獲得の運動を擔當してゐたものである　右の四目標中の學校、銀行等でも格式によつて黨本部直屬と東京、關西等地方地區所屬のものとに分れ、川崎第百、日銀、三菱の三銀行は本部直屬でこのシンパ層から月に三千餘圓の資金が集つてゐた程である。學校では帝大、早大、慶大、中大、日大、例の飛行學校等が本部直屬で他は共青ま

たは地區員の指揮を受けてゐる――」

以上の狀況判明せるによつて當局は資金網並に黨中央部に直ちに彈壓を加えるに至つた。即ち十月十一日には黨資金局連絡所と目される新橋驛前、藏前工業會館內・山田特許事務所、十二日には武器倉庫たる品川區小坂彦太郎方等市內合計十ヶ所一齊に檢擧が行はれ、關係者小坂、田村等十數名が檢擧された。

同時に資金局本部は大阪府下豐中町にも存在し阪神地方にも資金網が組織されてゐることが判明し、之を中心に同方面の資金獲得運動を指導しつゝあつた永井駿外二名が十一日大阪にて檢擧された。

右の外同樣の目的をもつて東京白山不動貯金銀行及び岡山市中國合同銀行の襲擊が企劃されてゐた由であるが、何れも未遂に了つた。

その他共產黨事件としては、本年末東京地方裁判所判事尾崎陞氏が黨員として檢擧せられ、十二月二十二日免官となり、司法界の一大不祥事としてセンセーションを捲き起した事を附記し置く。

2、三・一五、中間、及び四・一六事件

日本共產黨事件(三・一五、中間檢擧及び四・一六事件)東京地方の被告二百七十四名にかゝる治安維持法違反事件公判は併合統一して昨年六月二十五日より東京地方裁判所に於て宮城裁判長係りで開廷され、三・一五事件及中間檢擧被告を含む第一第二グループの審理を了り、第三グループの審理未了の儘本年に持越されてゐた。本年(昭和七年)一月十二日第三グループの續行公判が開廷され、引續き四・一六事件被告間庭末吉以下七五名にかゝる公判が四月十九日より佐野以下十二名の法廷委員列席の上で同裁判長係り開廷された。

四・一六事件公判第一日(十九日・第八十一回續行公判)は佐野の代表陳述のため公開禁止、五月五日の續行公判は國領の代表陳述のため同じく公開を禁止される等の事があつたが、七月二日開廷以來百八回の公判をもつて全部の個人訊問及證據調(四回)を終り七月五日檢事の求刑論告に入つた。

佐野學以下幹部十名に對する求刑左の如し。

▲無期懲役　佐野學▲同　鍋山貞親▲同　市川正一▲懲役十年　杉浦啓一▲同十五年　國領伍一郎▲同　高橋貞樹▲死刑　三田村四郎▲同十年　德田球一▲同　志賀義雄▲同　中尾勝男(以下略)

七月七、九、十二日の三回の辯論の後、同月十四日より、被告の最終陳述に入り、佐野(十四日)國領、高橋(十六日)杉浦(十九日)三田村(二十一日)市川(二十三日)、鍋山(二十六日)その他等の最終陳述を終え二十六日「被告奪還」のデマに對する嚴戒裡に最終審理を了り結審となつた。公判開廷以來開廷數百十八回(內事實審理百四回、證據調四回、求刑一回、辯論三回、被告最終陳述六回)、黨員被告數は最初の二百七十四名、中七三名は死亡、思想轉向その他で公判より分離、審理中更に轉向十一、行方不明四、死亡一を分離し結局百八十五名となつた。

十月二十九日佐野學以下百八十一名に對し判決言渡があつた。

判決理由並に判決は次の如くである。

理由書

國際共產黨（コミンテルン）は各國共產黨の統一的世界共產黨に結合せられたるものにして、世界プロレタリアート革命運動の指導者及びその組織者として又共產主義の原理及びその目的の擔當者として勞働者階級並に廣汎なる貧農層大衆の爲共產主義の原則並に目的、プロレタリアートの世界獨裁樹立、社會主義サヴエートの世界共和國世界聯邦建設、階級の完全なる廢止及び共產主義社會の第一段階たる社會主義實現等の爲に鬪爭する事を標榜する結社なるところ、日本共產黨は右國際共產黨の日本に於ける支部にして其の主張するところは現在日本の社會は資本主義の社會にして、その政治權力は資本家と地主との同盟の手裡に存し、××制は前二者と緊密に結合し、現在日本の政治的反動の主柱を成し、又搾取階級獨裁の鞏固なる脊椎を成すものにして封建制度の遺物に過ぎず、少數の資本家地主は生產手段の大部分を壟斷して勞農大衆を搾取し之に何等の政治的經濟的權力を與ふる事なし。斯かる階級社會に在りては被搾取被抑壓階級たる勞農大衆が自己を其の抑壓窮乏より解放せんと欲せば、搾取抑壓階級たる資本家地主と徹底的に鬪爭を爲すの外なし、既に資本主義發達の第一歩より資本家階級と勞働者階級の間には階級鬪爭の行はるゝこと必然なりと雖も、當初其の鬪爭たるや自然發生的且小規模にして日常的利益の爲の鬪爭に止るも、資本主義の發展に伴ひ次第に意識的にして大規模且組織的となり單に日常利益の爲の鬪爭に止らず、延いて政治鬪爭に轉化するに至り、且其間必ず勞働者階級の利益を代表して鬪爭を指導し遂行する前衛を生ず、この前衛の結合即ち共產黨なり。日本に於ても世界大戰後全世界に於ける革命の波の昂揚と共に其の影響を受けて階級鬪爭は激化發展し勞働者階級は次第に前記の如き前衛の結合を欲求するに至り、其の結果日本共產黨は結成せられたるものにして日本に於ては前記の如く政權が××制と緊密に結合せる資本家地主兩階級の同盟の手裡に存し且××制が上述の如き特徵を有する關係上プロレタリアート獨裁への道は××制の××、地主の廢絕、勞農獨裁政府の樹立によりてのみ達成し得るものと謂ふべく是等の任務を遂行せんが爲には共產黨は常に一般勞苦被搾取大衆の凡ゆる經濟的日常要求に付鬪爭を煽動指導し因て是等大衆の階級的意識を昂揚せしむると共に勞働者農民其他被搾取大衆の間に鬪爭のための組織を結成並に之れが擴大强化を計り、勞働者と農民との同盟を固くし、其の中に在りて勞働者の指導權（ヘゲモニー）の確保强化に努め是等大衆組織を外廓として內に黨を强化し全被搾取階級を其の影響下に誘引して權力奪取のための鬪爭に動員し其の革命的昂揚を招來することに努めざるべからず。斯くして大衆の革命的昂揚が更に革命的情勢を馴致するに至るや勃發する總罷業大衆の武××起等を統制指導し其の暴力的威力により前記の如く××制を撤廢し在來の國家組織を廢罷し、勞働者農民のサヴエート政府を樹立し、政權をその手に收めしめ大土地並に大資本大企業等の無償××を行ひ、プロレタリアート獨裁を樹立し、共產主義社會の第一段階たる社會主義を實現せしめ延いて共產主義社會の實現を期するものなりと謂ふに在りて、同黨は最初大正十一年七月國際共產黨支援の下に創立せら

れ、次いで同年十一月國際共産黨第四回世界大會に於て日本に於ける支部としての承認を經たるものなり。

判決――括弧内は求刑――

▲無期懲役（死刑）黨中央委員　三田村四郎▲同（無期）黨中央委員長　佐野學▲同（同上）黨中央委員　市川正一▲同（同上）黨中央委員　鍋山貞親▲懲役十五年、未決通算二百日（懲役十五年）黨中央部共働者　高橋貞樹▲同十五年、通算四百日（同上）黨留守中央委員長　國領伍一郎▲懲役十二年（同十二年）砂間一郎▲懲役十年通算四百日（同十年）モップル委員長　德田球一▲同（同上）黨中央委員　杉浦啓一▲同（同上）黨中央委員　中尾勝男▲同（同上）プロアジ委員、志賀義雄▲同（同上）中央プロアジ委員　福本和夫▲懲役十年、未決通算三百日（同上）唐澤清八▲同十年、通算四百日（十二年）相馬一郎▲同十年、通算四百日（十年）河田賢治▲同（同上）松尾直義▲同十年、（同十年）西村祭喜▲同（同上）立石俊藏▲同（同上）伊藤保▲同九年、通算四百日（同十年）長江甚成▲同九年通算二百五十日（同十年）齋藤久雄▲同九年（同上）上野謙吉▲同（同上）戸敷行盛▲同（十年）安藤敏夫▲同八年、通算四百五十日（同八年）井之口政雄▲同、通算四百日（同九年）岸本茂雄▲同、通算四百日（同十年）片山峰登▲同、通算四百日（同九年）共青中央委員雨森卓三郎▲同、通算二百日（同九年）「無新」編輯長、是枝恭二▲同、通算四百日（同八年）五十嵐元三郎▲同（同八年）山神種一▲同七年、通算四百日（同八年）今野健夫▲同、通算二百日（同七年）婦人部長、丹野せつ▲同、通算二百日（同八年）赤津益造▲同（同八年）難波英夫▲同（同上）田中松次郎▲同（同七年）中川爲助▲同六年、通算百五十日（同八年）内垣安造▲同、通算三百日（同八年）西雅雄▲同、通算百日（同八年）渡部義通▲同（六年）箕浦義文▲同（八年）二片榮司▲同（七年）柴橋信利▲同（七年）吉田資治▲同（六年）橋本信明▲同（六年）宇都宮廣▲同（七年）陳來旺▲同（七年）酒井定吉▲同（六年）佐藤廣次▲同（六年）高岡一男

【懲役五年】（求刑八年）淡七良▲（求刑七年）曾川英宗▲小西茂國▲稲葉助四郎▲（求刑六年）春日庄次郎▲安藤誠一▲北牧孝三▲（求刑五年）林覺▲（求刑六年）秋笹正之輔▲（求刑十年）宮原省久▲（求刑七年）大山岩雄▲（求刑六年）富安三次郎▲佐々木極▲伊藤學道▲虎田萬吉

【懲役四年】（求刑七年）細田八五郎▲（求刑六年）學聯事件盟主淡德三郎▲野下勝之助▲山我德一▲野田忠勝▲長尾正良▲立石虎記▲阿部研一▲與田德太郎▲（求刑五年）蜂谷惠晃▲林添進▲小林直衛▲幸蜂弘行▲竹内文次▲栗原佑▲森源一郎▲（求刑四年）若松齡

【懲役三年六ヶ月】▲（求刑六年）藤沼榮四郎▲小椋廣勝▲（求刑五年）須永甫▲西島權三郎▲原俊雄▲笹野與作▲黛閑太郎▲谷川巖▲園部眞一▲道瀬幸雄▲河野文雄▲高橋貞治▲櫻庭吉治▲（求刑四年）橋本菊代

【懲役三年】▲（求刑七年）棚橋貞雄▲（求刑六年）關根悅郎▲清信清壽▲（求刑五年）田中長三郎▲遠山正▲岩田七郎▲玉城勝太郎▲吉野政吉▲安西登三▲飯野親邦▲伊達廉一▲芝浩▲瀧嘉藏▲南善次▲市村光雄▲是枝操▲池ノ門三雄▲清水恒雄▲坂田宗一▲阪本直久▲稲垣佐太郎▲萩原由清▲志賀多惠子▲田子一郎▲赤島秀維

▲小暮元治▲岡本勝男▲（求刑三年）有馬毅▲（求刑四年）吉見春雄▲小川春雄▲龜井勝一郎▲大和庄祐▲田熊眞澄▲横井鎭夫▲清家敏住▲（求刑六年）山本作馬

【懲役二年六ヶ月】▲（求刑八年）村田定男▲（求刑六年　川村恒一他十一名（内女二名）

【懲役二年】▲（求刑五年）直井武夫▲神道久三▲市川義雄他十八名

【懲役二年執行猶豫四年】▲（求刑五年）川關等

【懲役二年執行猶豫五年】▲（求刑六年）忽那雄▲（求刑五年）男中捻男▲（求刑四年）下田富美子他九名

昨年六月統一審理開始後病氣、思想轉向その他の理由で分離されるに至つた所謂解黨派その他の被告の判決は次の如くである。

▲懲役四年（未決二百日通算）西田信春▲同三年六月（未決百五十日通算）瀧田信三▲同六年（未決百五十日通算）福田正雄▲同二年（執行猶豫四年）田口つき▲同二年六月（未決二百五十日通算）旭國彰▲同二年（執行猶豫五年）鹿澤誠▲同二年（執行猶豫五年）神間健壽（以上十一月十日判決言渡）

▲懲役二年（執行猶豫五年間）鶴田梅郎▲同二年（執行猶豫四年間）小田茂▲同二年（執行猶豫五年間）松本倉吉▲同二年（執行猶豫四年間）上原正雄▲同二年（執行猶豫五年間）小林信吉▲同岡忠政▲同、島上善五郎▲同、新谷久三郎▲同、桑原光一▲同二年（執行猶豫四年間）福間敏郎（以上十一月十五日判決言渡）

▲懲役三年六月（七百日通算）菊地克己▲同三年（二百日通算）落合直文▲同三年大谷みつよ▲同二年（三年間猶豫）竹内喜代次▲同二年（三年間猶豫）中野尙夫▲同二年（三年間猶豫）松崎喜市郎▲同二年（二年間猶豫）瀧口國太郎▲同二年（四年間猶豫）時國理一▲同二年（三年間猶豫）高島室三▲同二年（五年間猶豫）矢島茂（以上十二月三日迄に判決言渡ありしもの）

▲懲役二年（五年間執行猶豫）南喜一▲同（同上）門屋博▲同（同上）喜入虎太郎▲懲役二年（四年間執行猶豫）北浦千太郎▲懲役一年二月（二年間執行猶豫）荒畑勝三（以上十二月二十七日判決言渡）

3、二月事件

昭和五年二月の第三次大檢擧によつて鮮明されるに至つた再建共產黨事件二月事件の概要については昭和六、七年度版本年鑑に記載した。同事件に關し治安維持法違反その他にて起訴せられた被告四百六十名にかゝる公判は、東京を除き各地とも昨年中に豫審終決せるものより分離して開廷され、大阪、神奈川兩地方の既に昨年中に審理並に判決言渡をつはり控訴審が本年に持越されてゐた。（前年度版本年鑑參照）本年に行はれた同事件公判の概要は次の如くである。

【神戸】　兵庫縣にて起訴せられた松永太郎他五十四名（うち二名死亡）にかゝる治安維持法違反、傷害、文書僞造行使および横領事件公判は三月十六日より約一月に亘り神戸地方裁判所にて友眞裁　長係り開廷せられた。審理は黨員の所屬關係等により中央、三菱造船、神戸製鋼及ダンロップ、神戸市電、三菱製絲、インテ

り、文書僞造行使及横領との併合關係あるもの等八班に區分され一組宛の分離審理で、四月九日開廷の島、矢野、岡（文書僞造行使、横領）の審理を公開せるのみで他は凡て非公開であつた。

五月二十八日阿部義美外五十名に對し左の如き判決を言渡された。

▼神戸市電關係

▲懲役七年（未決四百日通算）松永太郎▲同四年（同）大越德一▲同（未決二百日通算）井上畸助▲同（未決四百日通算）中條新吉▲同（同）瀧華一郎▲同二年（四年間執行猶豫）藤井幸一▲同二年（四年間執行猶豫）細地實雄▲同（六年未決四百日通算）廣瀨常次▲同四年（同）井上清吉

▼三菱造船所關係

▲懲役五年渡邊芳太郎▲同四年井垣政一▲同四年佐藤春雄（以上何れも未決通算四百日）

▼三菱製糸高砂工場關係

▲懲役六年樋野忠次▲水野治作▲同四年山本元治▲三年六月大西一男▲同三年野村貞次郎▲同三年佐藤安次▲同五年增田喜代次▲同三年姫野榮治▲同三年岡政市▲同三年松尾裁一（以上何れも未決通算三百五十日）

▼海上關係

▲懲役七年伊澤五三郎▲同三年池上留義▲同四年田村弘▲同五年奥島政繁▲同二年（四年間執行猶豫）平岡藤一▲同二年（四年間執行猶豫）藤田重實▲同二年（四年間執行猶豫）岩本德次▲同五年名倉一三▲同三年富田孫吉▲同三年熱田豐作（右の内伊澤、池上、田村、奥島は未決各四百日、名倉は同三百日、富田は同二百六十日、熱田は同二百五十日を通算）

▼インテリ關係

▲懲役四年田中誠之助▲同二年（四年間執行猶豫）宮崎辰雄▲同二年（四年間執行猶豫）松村隆雄▲同三年天道正人▲同三年六ヶ月富島英二（傷害）▲同三年津彰（傷害）

（右の中田中は未決二百日、天道は同三百五十日、富島、津兩名は各三百六十日を通算）

▼文書僞造行使横領併合

▲懲役二年六月中島武雄▲同矢野笹雄▲同岡菊松（各被告に未決各四百日通算）

▼ダンロップ及神戸製綱所關係

▲懲役八年後藤耕作▲同二年（四年間執行猶豫）飯尾芳彦▲同五年林勝芳▲同二年六月曾根清士▲同山原猪之次▲同二年平松淺次▲同灘濱嘉伴▲同水口森雄▲同二年（四年間執行猶豫 福田常七

（右の中、後藤は未決四百日、飯尾、福田を除く他の被告は同各三百五十日通算）

▼中央關係

▲懲役十年　阿部義美（未決三百五十日通算）

右のうちダンロップ關係中原、曾根、水口、灘濱の四名の控訴公判は大阪控訴院久保田裁判長係りにて審理の結果十月十日何れも懲役二年、四年間執行猶豫の判決を言渡された。

【京都】京都地方事件被告京大學生長谷川茂等六名（内三名は行衞不明その他で分離）にかゝる治安維持法違反事件公判は三月十二

日京都地方裁判所にて吉田裁判長係り傍聴禁止裡に開廷、三月三十一日左の如き判決言渡があつた。

▲懲役二年（五年間執行猶豫）山田新三郎▲同（三年間執行猶豫）榊原豊、山下良治。

尚京大學生船橋正直にかゝる分離公判は五月三日同地方裁判所にて開廷、同月十七日懲役二年（三年間執行猶豫）の判決言渡があつた。

【大阪】　大阪地方においては昨年既に大部分の第一審を終り本年は大阪控訴院にて控訴公判が行はれた。本年中に控訴判決が言渡のあつたものは次の如くである。

▲懲役八年（一審十年）服部麥生。服部の控訴公判は三月三日大阪控訴院にて久保田裁判長係り開廷され、審理の結果左記の如き判決を言渡された。尚同氏の上告審は七月七日大審院西川裁判長により上告を棄却され原判決が確定した。

その他本年中に大阪控訴院にて控訴判決言渡のありたるものは左の如くである。

▲懲役二年六月山下登▲一年六月（四年間執行猶豫）宮川渡▲同上島田藤吉▲同上山野邊▲同上安田芳治（以上三月十八日言渡）▲懲役二年六月金文準（四月十二日言渡）▲懲役二年六月（未決通算三百五十日）齋藤英二▲同上渡邊政雄▲懲役三年六月（未決通算三百五十日）齋藤英二▲同上渡邊政雄▲同上小倉一▲同二年（五年間執行猶豫）林吉次、山口政男、藏下政雄（四月十六日言渡）▲懲役四年六月（未決通算三百日　小西敏▲同四年（同上二百三十日）福地三郎▲同二年（四年間執行猶豫）宮城乾眞、福治友章（以上四月二日言渡）▲懲役二年六月金文準（四月十二日言渡）

二月事件大阪地方關係者にて本年大阪地方裁判所にて審理の結果第一審判決の言渡を受けたるもの左の如し。

▲懲役二年（五年間執行豫猶）關大講師辰巳常世▲同（四年間執行猶豫）三羽嘉彦（五月十六日言渡）

▲懲役二年六月山下重▲同一年六月（四年間執行猶豫）宮川渡、島田藤吉、山野邊、安田芳治（以上大阪中央電信局關係、三月十八日言渡）

右のうち山下は大阪控訴院にて審理の結果九月十五日懲役二年（五年間執行猶豫）の判決の言渡をうけた。

【横濱】　二月事件横濱地方被告三浦秀雄外十六名にかゝる治安維持法違反事件の控訴審は東京控訴院赤羽裁判長係りにて審理の結果本年六月十日左の如き判決言渡があつた。

▲懲役四年（未決通算四百日）鶴山初右衛門▲梅田達雄▲同三年（同百七十日）佐藤晴生▲同三年六月（同八十日）杉井秀枝▲同二年六月（同百三十日）川崎義好▲同二年（同四百日）熱田蕾▲海老原德三▲同上（百三十日）鄭善浩▲同上（二百日）木口善次▲同上（百七十日）笹谷二郎▲同二年（五年間執行猶豫）反町樂夫▲鈴木平次郎▲原田研充▲瀬戸山愛治▲江川勝利▲三浦秀雄（一審懲役二年は入營のため控訴棄却となり改めて軍法會議にて審理の筈）

【和歌山】　二月事件中警官傷害によつて世の視聽をひいた所謂新和歌ノ浦事件被告清原富士男他二名にかかる治安維持法違反ならびに傷害事件の公判は三月九日大阪地方裁判所池内裁判長係り

にて傍聽禁止裡に開廷され、五月二十三日左の如く判決言渡があつた。

懲役十二年（未決通算三百日）加藤定吉　▲同六年（同上三百五十日）清原富士男、小宮山ひで。

4、八月事件

日本共産黨は昭和五年二月の第三次大檢擧――所謂二月事件及びそれに引續く不斷の彈壓によつてその組織を破壞され活動を停止せるものゝ如くであつたが、其間檢擧を免れた尖鋭分子は大阪市を中心に京阪神地方で全協、モップル、反帝同盟、コップ等の外廓諸團體を培養體として黨組織の再建を企て、昭和六年三月には大阪地方の組織まで確立され、黨の新運動方針に從ひ「赤色メーデー」豫備宣傳闘爭を手始めに黨の大衆化のための活動を開始するに至つた。京都及神戸の組織も六月には漸く整備されるに至り、八月二十六日の第四次大檢擧により黨の更生組織をはじめ全協、共青その他廣汎な範圍に亘る組織網が再び破壞されるに至つたものである。この大打擊にも拘らず潜行的再組織運動は直ちに着手され、外廓團體と呼應して相當効果的に行はれたゝめ、彈壓は一年餘に亘り連續的檢擧が續いた。これ等の八月二十六日より引續ける連續的檢擧によつて檢擧されしもの一千名に上り、うち一八五名（大阪九一名、京都一六名、兵庫七八名）が治安維持法違反その他で起訴せられた。八月事件と稱せられるもの是である。

同事件の内容詳細は不明であるが、上記三地方における黨組織再建に至る經過概要は左の如くである。

【大阪】二月事件によつて潰滅に瀕せる黨組織は、黨組織部長峠一光、喜多川榮三が首腦となつて、全協、モップル、反帝同盟等の尖鋭分子を糾合して再建されたもので、昭和六年三月には日本共産黨大阪市委員會確立され、三月十八日パリ・コムミュン紀念日にその確立宣言書を發表し得る迄に整備した。同委員會は黨の新方針に從ひ、黨の大衆化を計るため、最初の闘爭として「赤色メーデー」の闘爭を決行せんとし四月二十七日全協、共青のメンバーを動員して大阪市並にその附近の工場農村に豫備宣傳行動としてのビラ撒きを敢行した。一方委員會は黨中央委員會の組織再建を目標とし無新、無青の配布網を通じて工場並農村内に細胞の結成を進めると同時に大阪中央電信局、大阪遞信局、大阪貯金支局市電氣局、藤本ビルブローカー銀行、日本生命、高島屋百貨店等の官公廳、會社商店より阪商大、高校、外語等の學生に觸手を延ばして細胞の結成とその擴大を計つた。かくて八月上旬には大阪市委員會は奈良、和歌山兩縣十五地方を包括する大阪地方委員會に成長し、廣汎なる活躍をなし得るに至つた時第四回大檢擧の一齊掃討を受けたものである。同事件に關し大阪地方に起訴されし黨員九十一名の氏名は左の如くである。

▲無職　小西政雄▲元製紙工　津脇喜氏男▲無　峠一夫▲同　喜多川榮三▲元教諭　河野徹志▲元鐵工　橋本玉記▲無　趙夢九▲同　古波津英與▲無　吉見光風▲元職工　山崎久能▲同　入江輝光▲同　下司順吉▲元製材工　李學祿▲元事務員　牛房外松▲元電氣工　沖野溫滿▲無　小泊烈▲元職工　谷彌三郎▲事務員　吉原留三郎▲元組合事務員　中島英信▲元農信書記補　岡田政次郎▲元電氣工　大谷兵吉▲松山晃▲水本儀一▲元檢車工　佐々木福之助▲元鑄物工　芦田信雄▲無　木崎哲夫▲無　木下重信▲運轉手　島崎淳▲無　金瑞鎬▲元旋盤工　藤原熊一▲元電工　鎌田賴藏▲元旋盤工　手古一夫▲元鑄物工　宮本利勝▲元電車車掌　北島宗太郎▲元電車車掌　藤井平太郎▲元農　松下金一▲元書記　小松七郎▲元友禪工　谷口猛▲無　羅鳳章▲元運轉手　田中康德▲元住友銀行員　辻村茂治▲無　眞鍋純一▲元學生　栗栖繁▲元電氣職工　淺野龍太郎▲無　平田敏夫▲元學生　堤謙二▲同　淸水巳之助▲無　水谷實吉▲無　木田一▲同　白數敏之助▲元事務員　田邊卓次▲同　野間寛治郎▲元驛員　大槻仁▲元通信事務員　山村喜佐二▲元大藏局給仕　緒方明夫▲無　藤澤彬▲製鐵職工　藪善七▲同　田中良一▲元南海電車車掌　泉原萬次郎▲同　木村正吾▲印刷工　島谷傳▲同　野島忠夫▲元市電會計係　佐薙赤夫▲自由勞働者　岡村靜助▲鐵道建設土木係　梶原重雄▲無　森下淸治▲梅田驛手　速水義次▲港區役所　山田善次郎▲無　山本範光▲元梅田驛手　中井新一郎▲染色工　今歸仁朝祥▲同　赤嶺與一郎▲無　原誠基

▼全協關係黨員之部

▲元通信事務員　小木三郎▲同　坪井順一▲同　鈴木武雄▲元事務員　村上義雄▲同　中島政雄▲同　岡山秀一▲元通信事務員　毛利正康▲新聞配達夫　島中信夫▲新聞配達夫　申宗杏▲新聞配達夫　端元正人▲同　牧野政男▲印刷工　山本文夫▲元驛員　衣笠忠二

▼學生之部

▲元三高生　長曾我部蓬城▲商大生　宮川彌三▲早大生　佐野武彦▲元商大豫　植木雅雄▲元大阪外語講生　溝良良治

【神戸】　神戸地方の組織は、昭和五年十二月ロシアより歸神せる白河芳松オルグとなり那俄性政雄等と共に兵庫縣地方委員會を結成する事によつて完備されたものである。同委員會は神戸市電、三菱電機、川崎造船、ダンロップ護謨その他神戸諸大工場および神商大、姫路郵便局、姫路高校等に喰入つて黨員を獲得して細胞を組織する一方大衆團體として赤色後援會を設け更に青年分子を糾合して日本共産青年同盟兵庫地方委員會を結成して活躍せるものである。神戸地方の被起訴者七十八名の氏名は次の如し。

▲市電車掌　藤緒正範▲市電車掌補　中西健▲同　犬童幾喜▲同　姥武二▲同　古田豐一▲同　岡誠一▲市電臨時工　國廣茂雄▲市電車掌　光本重夫▲同　中野雅雄▲元三菱電機工　中村九州男▲市電工夫　松尾巍▲ダンロップ職工　高島憲一▲神戸製綱職工　宇都宮武雄▲川崎職工　池本二郎▲神綱職工　田島松雄▲元三菱職工　館忠雄▲川崎職工　大橋實▲元三菱職工　濱瀨稔▲神商大生　田中榮▲同　佐藤英雄▲同　河合靖夫▲同　大山篤太郎▲同　榎原勇▲同　山中憲夫▲元印刷工　那俄性政雄▲無　岡

崎義重▲元ゴム職工　中能正夫▲元郵便局員　大野時男▲同　德山勇治▲元集配手　山本繁一▲元雇員　黑田利雄▲雜役夫　古跡春太郎▲元遞信書記補　小林貞一▲同　柴山吉次▲事務員　福永磯一▲飲食店　竹內武男▲事務員　山段重夫▲無　松本重雄▲同　弓削昌造▲火夫見習　上田藤男▲火夫　矢島博▲同　菱山通雄▲同　丸山福馬▲同　堀合豐太郎▲姫高生徒　久保敏夫▲同　大谷喜左治▲同　岡崎芳次郎▲同　深谷悅二▲人夫　季允必▲水夫　中野恒次▲水夫見習、新島善哉▲無　白河芳松▲給仕　高橋熊次郎▲倉庫番死亡　惠定雄▲元紡績女工死亡　土肥元紀文▲元水夫　山野治郎▲元ゴム女工　寺田靜子▲製織職工　松下秀男▲元船員　中村正春▲臨時工　來田多賀一▲無　松下市鎌▲元職工　崔尙泰▲同　白南焰▲ゴム職工　小山竹二▲筆耕業　黑澤正五▲無　井神米治▲職工　西澤武夫▲電信局工手　西川二一▲元宇治電車掌　大坪昇▲宇治電小使　藤本榮▲元船員　立川太祐▲店員　栗賀榮一▲無　神田隆次▲市バス助手　西尾豐太郎▲無　佐々木通治▲同辟相烈▲同(死亡)風呂迫暉富美▲無　和田彰良

【京都】　京都市に於いては三・一五事件に連座せる山田建次が六年二月頃より車聖大、無新京都支局佐藤眞民その他と全協再建運動を起し、四月十五日全協京都市部協議會を組織すると同時にコンミュニスト・グループを形成、之を基礎として六月に黨京都地方委員會を結成した。同委員會は七月黨本部技術部直屬として京大その他の各學校にシンパ網の擴大を計りつゝあつた清水重男により黨中央部に報告され、地方委員會として正式に承認されるに至つたものである。更生の京都地方委員會並に全協京都支部協議會は杉本精錬所、日本電池、京大附屬病院、石田、中村晒工場等に組織を擴大すると同時に技術部は京大、同大、同高商、府立醫大その他の各專門學校學生間にシンパを求め集金組織を整備擴大する一方五月一日には赤色メーデーを敢行するを手始めに六月伏見日本製布工場の暴力爭議、同月市議補缺選擧、八月赤色反戰デー等の機を促へて果敢なる街頭宣傳鬪爭を展開しつつ大檢擧に當面せるものである。京都地方に於ける被起訴者は左の十六名である。

▲無　宮川寅雄
▲無　山田建次
▲元京大生　佐藤眞民
▲　車聖大
▲無　吉岡一太郎
▲無　李鐘洛
▲元自動車運轉手　松尾辰吉
▲元銀行員　遊部弘儀
京大生　清
▲無　阪本秀雄
▲元陶磁器工金井健吉
▲元陶畫工　川木作造
▲元運轉手　田中政三
▲無　遠藤源一
▲無　奇曾俊
▲京大卒經濟學士　清水重男

八月事件にて起訴されるに至つた一八五名の裁判は、大阪、京都、神戸の各地方裁判所の豫審の一部を了り、豫審終決せるものより順次分離公判に附した。本年(昭和七年中)に判決を言渡されたものは左の如くである。

【大阪】懲役四年橋本玉紀▲同二年(四年間執行猶豫)栗栖繁(八

月三十一日）
▲懲役三年六月（未決通算三百日）森下清吉▲同一年六月（四年間執行猶豫）松山晃（十一月二十五日）
▲懲役三年六月（未決通算百八十日）金瑞鎬▲同二年（四年間執行猶豫）木下重信（十一月二十八日）
▲懲役二年六月（未決通算百八十日）李學錄▲同二年（四年間執行猶豫）山崎久能（十二月五日）
▲懲役六年中島英信▲同三年芦田信雄

第四章　學生運動

學生運動中先づ學内に於ける學生の左翼運動を見るに此種運動は年々……してゐる。昭和四年各大學專門學校の學生社會科學研究會の解消以來××黨外廓諸團體が之に代つて學内に侵入し直接に學生を網羅するに至つてから、學生の此種運動は急激に……。殊に××黨並にその外廓諸團體が昨年末大衆化の新運動方針を採るに至つてから、その傾向殊に……ものがある。昭和六年四月より本年三月に至る一ケ年間に處分された所謂左翼學生數の夥しさは此間の消息を最も明白に示すものである。文部省學生部の調査によれば同期間に於ける處分學生數八百六十七名、關係學校數百四十八校（大學四十一校、二百六十二人、高校五十一校、四百十人、專門學校十八校、五十一人、實業專門二十二校、七十九人、高師五校、二十八人、中等學校十一校、三十二人）に上つてゐる。

本年度に於ける正確なる數字不明であるが昨年度のそれに比し遙に增加してゐる事は、警視廳管下に於ける大學專問學校學生檢擧者總數は五百九十八名に上り、東大百三十名、早大三十八名、早高五十一名、慶大三十二名を筆頭に各學校生を網羅し、女高師、日本、東京兩女子大、女子醫專からも數名の檢擧者を出してゐることによつても明白であらう。

本年は××青年同盟の進出著しく東大初め東京各學校には殆んど洩なくその組織が結成されてゐた。殊に早大慶大の數名の學生は黨並に青年同盟の幹部として黨並同盟の中央にあつて活動しつゝあつた。その他反帝同盟、モツプル、文化聯盟、全協支持團體等の校内左翼組織も各々母體の統制下に活潑に學生大衆に働きかけてゐる。

之等學内左翼運動に對する學校當局の徹底的彈壓方針は本年も引續き採用され、殊に東京帝大、各高等學校では左翼學生の徹底放逐が行はれた。

本年各學校内に於ける此種運動により檢擧、起訴されるか、若しくは放校その他の被處分學生を出すに至つた事件を列記すれば次の如くである。

一　學生左翼運動

一月――第六高等學校、昭和六年十一月、校外辯當禁止反對の運動を指導して檢擧された生徒五名の中文科三年岩城尙、人見正雄兩名は一月九日治安維持法違反として起訴せられ、五月六日岡山地方裁判所の公判に附せられ審理の結果六月十六日人見懲役二年、岩城同一年六月(兩名とも四年間執行猶豫)の判決を言渡された。尙同事件につき生徒自治會關係學生三十九名は一月二十九日放校その他の處分に附せられた。▲水戸高等學校、昨年十二月上旬十八名檢擧、本年一月治安維持法違反被疑にて水戸地方裁判所にて取調べ開始、R・S、モップル、反帝、共青各學生班の組織▲東京帝大法經文各科學生千餘名二十日午前校内にて學生大會を開き、「高代會議公認」「進歩的學生の處分反對」「警官の學内侵入反對」その他のスローガンを掲げ「東大自治學生會」「日本赤色救援會東大班」等のビラを撒きつゝデモに移り鎭壓の警官隊と衝突、指導學生二名檢束▲京都帝國大學、昭和五年秋の京都刑務所襲撃事件に關係せる學生中山武雄外五名を放校並退學處分に、二十一日更に左翼學生二十六名を諭旨退學その他の處分に附した。▲大正大學生岡田春治外六名治安維持法違反被疑にて十五日送局、十六日宮田庄好外十餘名檢擧、共青フラクション▲日本齒科醫專生二名檢擧共青フラクション▲第一高等學校文科三年小林禮三他十三名は一月二十五日除名其他の處分を受けた。共青校内班の組織計畫、無新配布、對三高競技廢止運動指導▲山口高等學校生三名一月二十六日檢擧、工場へアヂビラ撒布

二月――關西學院高等部學生安田三郎他二名二日檢擧▲姫路高等學校生二十餘名四日檢擧▲富山高等學校生十數名二月末檢擧、反戰運動、同事件に關し自治學生會關係學生四十一名は三月放校その他の處分を受けた▲東北帝大醫學生二名九日、法文科生四名十日檢擧、無新配布▲東京帝大法經科學生八百名十日「建國祭粉碎」「反動學生打倒」の校内デモを行ひ自治學生會メンバー二十五名が檢束された。三Lデー・デモ上記及び當日の指導學生十一名(文學部四名、醫學部一名、法經六名)は五月十七日一年間の停學處分に附せられた。理由は自治學生會を中心に共産黨東大細胞共青、反帝その他學内左翼組織に關係し學生大衆の左傾を計つたと云ふにある。五月十七日學生處分反對その他のスローガンを掲げ學生八百名がデモを決行せんとしたが學生三名の檢束によつて阻止された。▲京都府立醫大生九名八日停學、左翼運動▲東京女子大生八名、日本大學生裴金福外七名二十日檢擧、R・S 共産黨選擧鬪爭參加▲明治大學生田口卓爾外二名、帝大生二名二十一日檢擧、選擧鬪爭參加▲早大第一高等學院生中島守雄外二名十八日及二十九日に檢擧、失業反對鬪爭ビラ貼布、學内左翼組織再建計畫▲高知高等學校生五名下旬檢擧、反帝フラクション

三月――浦和高等學校文科生五名、三日檢擧、共産黨、共青フラクション▲山形高等學校生八名十三日放校其他の處分、左翼運動により檢擧せられしため▲東大生六名十七日檢擧、共青東大班▲慶應大學經濟科生藤田光雄外十三名檢擧(二月上旬より)、十六

日更に三名檢擧、共產黨シンパ▲東京帝大農學部生青木和夫十六日檢擧、モップル▲東京帝大經濟學部一年平木恭三郎共青フラクション首腦者として二十八日起訴▲東京女子大高等學部生三名治維法違反として送局、共青フラクション▲東京帝大文學部生共青メンバー藤井信、醫學部同井上政六他共青、反帝フラクション、自治學生會關係學生三十餘名三月初より檢擧▲早稻田高等學院文科生青木肇菊地潔外二名檢擧、共青メンバー

四月——第二高等學校生十二名十六日檢擧、R・S再建、同事件に關しリーダー東北帝大文科生一名五月四日檢擧▲日本大學法科生櫻井達雄、金時英他十名十九日檢擧、R・S再建▲明治大學專門部生高木繁、谷村信一、明大女子部金東月、日本大學生金數喆、蘭小甫外三名二十日檢擧、引續き二十五日迄に明大、日大生約三十名檢擧、共青、反帝フラクション

五月——山口高等學校、同高等商業學校生十數名四日檢擧、全協關係▲東京帝大佛法科生數名檢擧、全協支持同盟▲第二高等學校生(元)遠藤義光にかゝる治安維持法違反事件(昭和五年七月以降校內研究會再組織運動並全協系勞働組合組織)公判は十七日仙臺地方裁判所にて開廷、六月七日懲役二年(五年間執行猶豫)の判決言渡があつた。▲慶應大學生七名、早大生十三名、帝大生七名、拓大生三名合計二十七名二十五日頃より檢擧、黨並共青各學內フラクション▲東京音樂學校生徒十名二十日退學その他の處分、指導容疑講師一名解職、R・S

六月——弘前高等學校理科三年生佐藤外十名二十五日檢擧、七月七日更に六名檢擧、十六名取調、共青フラクション、自治學生會組織。八月二十八日關係生徒二十九名退學その他の處分▲明治大學生十八名四日放校其他(放校四名、退學一名その他停學)の處分、共青フラクション▲文化學院生四名十二日檢擧、學內左翼組織▲東京帝大經濟學部三年生奧田民雄他九名十五日檢擧、學內左翼組織再建運動▲北海道帝大——五月末文武會デーに於けるアヂビラ撒布より學內に於けるコップ、サークル・モップル、共青、全協支持學生團の各フラクション、自治學生會等の學內左翼組織が、東京帝大內の諸左翼組織と連絡統制をとつて本年一月以降學內に結成され、百餘名の同志を得て漸次擴大强化されつゝあつたことが發覺し、六月中旬より關係學生の大量檢擧が行はれた。被檢擧學生中六十餘名は治安維持法違反被疑として送局され、うち六名は起訴されるに至つた(十八名起訴猶豫、その他不起訴)。十月二十六日學校當局は之等の學生を下の如く處分した。放校除名六名、停學一年九名、同六ヶ月十三名、同三ヶ月十三名、譴責九名、訓戒十名▲大阪商大生八名檢擧、學內左翼組織再建運動▲大倉高等商業生四名二十九日檢擧、共青フラクション▲東京高等學校生九名十七日檢擧、共青フラクション、七月末退學その他の處分。

七月——東京美術學校生十四名七日檢擧、プロ美術家同盟學內フラクション▲松本高等學校生八名九日檢擧、共青校內班組織、何れも不起訴と決定したが九月十七日關係學生十四名三ヶ月停學以下の處分を受けた▲早稻田大學、六月二十六日より七月二十二日に亘り大學、專門部、高等學院各學生二十五名檢擧、自治學生會、共青フラクション、コップ・サークル▲東京外國語學校生宇

山縣郎外八名檢擧、共青、コップ・サークル▲東京帝大醫學部生二名檢擧、共產黨帝大醫學部班▲浦和高等學校文科三年生中野六郎、西和夫(元)、阿部正孝(元)七月末檢擧、八月十日治安維持法違反被疑にて送局、共青浦高班、モップル同上の再建運動

八月——東京外國語學校一年生洪性龍八月初旬檢擧、共產黨メンバー、各學校赤旗班オルグ

九月——▲岩手醫學專問學校生市川佑治、工藤豐吉、關廣は昨年十二月二日檢擧、四月十六日治安維持法違反にて起訴せられ、盛岡地方裁判所の公判に附せられた。校內研究會の組織、盛岡學生聯盟の結成、新興醫師聯盟及モップル加盟、全協一般使用人組合盛岡支部準備會および共青岩手地區委員會の組織▲奈良女子高等師範學校文科四年生二名十一日檢擧、即日退學處分、コップ關係▲東京高等師範學校生四名二十日檢擧、十月初旬九名檢擧、共產黨校內フラクション、文化サークルの組織、十月十一日同事件に關し文理科大學生並高師生五名退學處分に附せられた▲早稻田大學專問部生五名、(自治學生會)同高等學院生四名(共青メンバー)九月下旬檢擧、校內左翼組織再建運動▲東京帝大、早大、文化學院生十九名二十九日檢擧、演劇サークル

十月——東京帝大法學部生片山外三名六日檢擧、共青フラクション。同日帝大映畫研究會メンバー八名檢擧▲立教大學生九名二十二日檢擧、反帝同盟校內フラクション、黨シンパ網擴充▲日本大學英文科二年生鈴木直次二十三日檢擧、共產黨資金局メンバー校內R・Sの組織

十一月——東京帝大生約四十名校內デモを敢行、十八名檢束▲大阪外國語學校生三名中旬檢擧、大阪商大生二十一日一名、十二月十六日二名檢擧、自治學生會組織運動

十二月——大阪齒科醫專一名十二日檢擧、共青フラクション▲新潟高等學校生五名左翼運動のため十四日停學處分(無期三名、一ヶ年二名)▲第一高等學校生十五名二十六日放校その他(放校四名、除名五名その他六名)の處分に附せられた、左翼運動

二　學生自治運動

經濟恐慌の深化と必然的に之に隨伴せる勞働運動の尖鋭化とは學生運動にも直ちに反映した。昭和四年末より六年にかけて學生の自治要求をめぐる數多の騷動事件が頻發し、而も夫等騷動の多くは全校的盟休に迄激化して、此間に盟休數の新記錄が作らるゝ如き有樣であつた。かくて文部省並に學校當局の彈壓政策は之に並行して强化するに至り、昨年及本年には左傾學生の徹底的大量的な放逐が行はれた。

この徹底的な彈壓政策によつて學生指導機關と目されてゐた各學校の自治學生會が壓殺され、之に屬する指導的進步學生は放逐された。加之對立的要素としてのファッショ學生の擡頭——かゝる事情は本年に於ける盟休事件を激減せしめた。即ち昭和七年度に於ける專門學校程度以上の學校に於ける學生騷動事件のうち盟休によつてその勝敗を爭えるものは

僅かに十件餘に過ぎない。而もその規模も縮少の傾向にあり全校的盟休事件と云ひ得可きものは大阪商科大學(二月)、第五高等學校(三月)、大阪高等醫學專門學校(三月)、拓殖大學(五月)、明治大學專門部(十一月)、等僅々數校に止つてゐる。左に本年中に行はれた盟休事件を擧げれば

▲大阪商科大學、二月六日——同月十七日、要求事項——出缺調査制度撤廢、教務課刷新革正、學生課長不信任、學內自治權の確立。

▲第五高等學校、三月三日——同月十二日、要求事項——被處分學生の退學取消。

▲大阪高等醫學專門學校、四月十七日——二十一日、要求事項——理事者の失敗陳謝、終身理事の即時解職、校規處定の教育實施、理事會は教授會の權限を侵さゞる事、學校病院の教職員に卒業生を採用。

▲東洋音樂學校、五月三日——十日、要求事項——男女學生區別撤廢、學生消費組合設立、學友會の自治、作曲科、トーキー研究會の設立、授業料分納、追試驗料全廢。

▲拓殖大學、五月二十五日——二十八日、要求事項——理事辭任、人事課、教務課の改善、權威ある教授會の確立、各種海外研究會の援助。

▲東京外國語學校(西・印語科不參加)、六月十日——十六日、要求事項——校友會費五割値下、校內賣店三割値下、學生會館建設促進、購買組合自治、圖書館改革、選手制度撤廢、文科部擴張、新校舍建築促進。

▲西南學院、六月二十五日——七月一日、七月六日——十四日、要求事項——院長留任。

▲高松高等商業學校(三年生五十名、)十月二十八日——十一月一日、要求事項——被處分學生の處分撤回即時復校

▲明治大學專問部、十一月二十五日——要求事項——授業料未納並に欠席時間數に依る受驗停止反對、授業料分納、休講絕體反對、合併授業廢止、就職の保障、不良教員解雇、學消公認、學校經營の企業化反對、豫科即時移轉、駿臺新報の自由、圖書館工事促進、女子雄辯部原稿檢閲反對、言論研究出版の自由、不當處分學生即時復校並不當處分反對、白色テロ粉碎、學內警察權侵入反對、女子部自治機關確立、全學的自治機關確立

▲東京高等獸醫學校、十一月二十八日、要求事項——教頭辭任、學園淨化

▲第二高等學校(改革派學生約二百名)、十二月十四日——十八日、要求事項——尙志會理事再詮衡、學生自治蹂躙、專制教育支配反對

右のうち主なる事件の經過を左に略記する。

▲大阪商科大學盟休事件 (二月六日——十八日)大阪商大一、二年生約二百五十名は、出欠調査制度の撤廢、教務課不信任、學生本籍市內外による授業料差別撤廢等を要求して學校當局と交渉を續けつゝあつたが二月五日學校側の拒絕的回答に不滿を抱き五日午後學生大會を開き協議の結果左の如き決議をなし六日より盟休

に入つた。

決議事項――學校當局の徹底的糾彈、學內自治權の確立、出席制度の全廢、教務課の刷新革正、花田學生課長不信任、六日より同盟休校實行その他。

盟休團は加盟學生を十四班に別ち組織的に統制をとる一方高商部、豫科生の諒解と支持提携を求め連絡運動を開始した。之等不參加學級は六日來夫々協議會を開いて態度を決する所あり、學部三年は六日中立を聲明、高商、豫科は形勢觀望をとるに決した。然るに學校當局は八日突如高商部三日間臨時休校を斷行するに至つたため高商部學生は八日協議會を開き委員をあげて當局に休校理由の說明を求めて拒絕され、九日豫科三年を中心に二百名集合學生大會を開いて學生自治公認、學生課長不信任、教務課刷新その他を決議して要求貫徹を申合せ豫科二年生も同日クラス會にて同樣の要求事項を決議して事件の渦中に入るに至つた。

學校側は十二日より更に三日間豫科及高商部の臨休を延長して切崩の手段に出で、十三日には松崎、村本等出身三教授が調停に立ち學生代表六名と會見し調停案につき折衝した、十五日學生大會を開き右の調停案の採否を決した所盟休續行派の勝利に期し、要求貫徹に至る迄盟休を續行する事となつた。學校側は更に三日間豫科並高商の臨休を延長し持久戰に入つた。翌十六日學部三年が好意的中立の立場を捨てゝ調停に立つに至つて盟休團は學生大會を開いて之に白紙一任する事に決した。十七日調停者學部三年は協議の結果解決を無條件にて學校に一任、同日教授會にて決定せる一、出席率は受驗資格および試驗成績に關係なし(二、右の意味を原則中に規定す、の二項を唯一の條件とし、他の要求は悉く一蹴されたるまゝ十八日に盟休團は解散し、二十日に亘る盟休も學生側の慘敗をもつて幕を閉じた。

尙學校當局は五月十三日盟休事件とは無關係なりとの聲明つきにて盟休主謀學生九名を退學、五名を無期停學處分に附した。

▲第五高等學校盟休事件　(三月三日――十二日)五高校友會總務部が無檢閲にて校友會經過報告を全生徒に配布せる廉にて總務委員二年生二名諭旨退學處分に附せられたるを、二年生三百名、處分即時取消を要求して三月三日寄宿舍に籠城して盟休の火蓋を切つた。一年生二百名も同日籠城盟休團に合流して學年試驗を拒否するに至つた。三日及五日兩日生徒代表は學校側と交涉したが要求容れられず、學校當局は强壓手段をとり五日より警察の手を借り盟休團のピケットを警官をして警戒せしむるに至つた。父兄會の斡旋により縣教育會長、同窓會理事會等調停に立つたが、第三者の調停を喜ばざる學校側に拒否され、八百の學生、學校當局の會見も立會人、場所等に關し意見の一致を見ずして不成立に終り、双方强硬に對峙せるまゝ春季休暇に入ることゝなつた。かくて無解決のまゝ盟休は新學年に持越さるゝかに見えたが、熊本縣特高課は十二日突如警告を發して盟休學生に退寮を命じた。同日午前盟休團はこの警察權の干涉に屈服、退散を決議して遂に解散するに至り之亦學生側の慘敗に局を結んだ。同事件に關し三月二十一日生徒二十二名が一年停學乃至訓戒の處分を受けた。

第五章　藝術家の運動

創立以來我國の藝術家の左翼運動を統一し、左翼文化運動をリードして來た全日本無產者藝術團體協議會（ナップ）は昨年十一月解體して、その所屬團體は昨年十一月新に結成されたコップに加盟し、その指導下に藝術運動を文化運動の一翼として展開することゝなつた。よつて之等コップ加盟の日本プロレタリア作家同盟以下の左翼諸藝術團體の活動はコップの運動中に一括記述することゝした。本年鑑第五部第一篇第二章第一節について見られ度し。

曾てはナップに對立して我國プロレタリア藝術運動に二大分野を劃し其一半を占據して活躍を續けた勞農藝術家聯盟は一昨年頃より內部的紛爭に惱み抗爭分裂相續いて著しくその活動力を減殺され、その存立を危れつゝあつたが、本年六月勞藝解體、左翼藝術家聯盟の創立より遂に最後的分裂を遂げるに至つた。勞農藝術家聯盟は本年勞農大衆黨の提唱に應じて所謂左翼社會民主々義系文化團體の統一組織――勞農文化聯盟の結成に奔走するところあつたが、本年六月末突如聲明書を出して勞農藝術家聯盟を解體すると同時に機關誌『文戰』を廢刊するに至つた。その理由とするところは「直接の經濟的壓迫の十字火が我等を强襲した結果に外ならない」と云ふにあつた。かくて『文戰』は、『種子播く人』より『文藝戰線』以來十一年の輝ける歷史を玆に一と先づ閉づることゝなつた。

勞藝を解體せる同人は直ちに左翼藝術家聯盟を結成し、七月三日東京前田河氏宅に創立大會を開催し役員（書記長・青野季吉、執行委員・檜、鶴田、岩藤、伊藤、前田河、金子、青野）を決定した。かくて陣容を新にして機關誌「レフト」を刊行し以つて新活動に移らんとしたが、この左翼藝術家聯盟への轉換は勞農文化聯盟の結成と相俟つて勞藝の最後的分裂の契機となつた。即ち結成當時先づ長野兼一郎、里村欣三氏等が左藝不參加を聲明し、次で七月二十三日前田河、葉山、岩藤氏等計十五名の作家群が聲明書を發して左藝を退脫するに至つた。

この脫退分裂は勞農大衆黨內の左右對立を反映せるものであつて、大衆黨勞農派に隨從せる脫退派の脫退理由は、勞農文化聯盟の右翼化絕體反對及左藝と勞農文學同盟との二重組織反對の二點にあるものと見られてゐる。左藝は同日臨時大會を開いて脫退派を反擊すると同所に青野、金子氏等十九名のメンバーをもつて孤壘を死守すべき事を聲明し、脫退派前田河、葉山、岩藤、里村、田口氏等は八月プロレタリア作家

クラブを組織するに至り、茲に舊勞藝は最後の分裂を遂げた。

第六章　婦人運動

無產政黨の一翼として階級的立場を標榜せる所謂無產婦人團體の運動については之を第二部第二篇第四章の記述に讓り茲には從來の所謂婦人團體にしてブルジョア的イデオロギーの上に立つて婦人參政權獲得等を主要目標とする運動について記述するのである。

我國の婦人參政權運動において從來主要なる役割をつとめて來たのは婦選獲得同盟、婦人參政權同盟、キリスト教婦人參政權協會の三團體であるが、本年は勞農大衆黨系の無產婦人同盟が來り加はりしことによつて、此種運動は生彩を增した。本年初頭右四團體は「婦選團體聯合委員會」を組織して共同戰線を張り、更に八月には東京婦人聯合會を加ふる五團體によつて「婦選後援團體聯合會」が結成されるに及んで婦選陣營は一層整備された。

第五十九議會に提出された婦人公民權案は否決、婦人結社權案は審議未了の儘葬り去られ、滿洲事變勃發以後は、婦人參政權問題は山積する非常時焦眉の重要問題の陰にかくれて一般社會も議會も之を等閑に附する傾向あるに拘らず、婦選運動は本年も熱心に繰返された。

本年初頭に組織された上記の婦選團體聯合委員會は、一月總選擧を控えてまづ四團體共同の聲明書を發すると同時に犬養政友、若槻民政の兩總裁に之を手交し且兩總裁の婦選權に對する意見を聽取した。

また委員會は總選擧を期として、全國婦人に參政權獲得の必要を痛感せしめる目的をもつて、關西婦人聯合會その他の各婦人團體と提携して、二月十三日に全國各地に一全國婦選デー」を催し、演說會、座談會、ポスター、ビラ撒き、諸願書署名運動等によつて活躍を試みた。次で同月十六日を期し「婦選模擬投票」を催すため準備運動を行つたが、其筋の命により實行さるゝには至らなかつた。

第三回全日本婦選大會も本年は無產婦人同盟を主催者に加へ四團體主催、十二團體の後援によつて五月二十八日協調會館にて開催された。同大會においては「婦人參政權即時獲得の方法如何」他三議題が論議されたが、最も異彩を放つたのは無產婦人同盟提出の「フアシズム排擊」の決議が成立したことであらう。本年後半期に於ける運動としては、

八月に獲得同盟、無產婦人同盟等十三婦人團體が聯合して、法制審議會で立案中の選擧法改正案中に婦選權附與の條項を附加させるため、審議會總裁、委員その他關係各方面に運動

したのと、之等十三團體代表者市川、久布白、岩内その他の諸氏が八月二十七日貴族院各會を訪ひ婦選獲得、結社加入の自由等につき陳情し、請願書を提出し、更に衆議院安部、杉山兩代議士に同樣の陳情をなせること等を特記すべきであらう。尙十一月には東京婦人聯合會が中心となつて、東京市會都制委員會立案の都制案(婦人公民權を認むる)の支持通過の運動が行はれた。

本年行はれた婦選關係の重要なる會合を列記すれば次の如し。

第三回全日本婦選大會——五月二十八日、於芝協調會館。

參加團體、主催——婦選獲得同盟、無產婦人同盟、キリスト教婦人參政權協會、婦人參政同盟、後援——基督教婦人矯風會、日本紡織勞働組合、東京基督教各派聯合婦人會、東京婦人市政研究會、東京府產婆會、東京府看護婦組合、東京聯合婦人會、婦人同志會、婦人平和協會、佛教女子青年會、國民婦人會、基督教女子青年會、日本同盟、全國小學校聯合女教員會、全國關西婦人聯合會。

論題——一、「婦人參政權即時獲得の方法如何」(無產婦人同盟出題)二、「婦人に對する政治教育の具體的方法如何」(婦人參政同盟出題)三、「時局諸問題の解決と婦人參政權の關係如何」(婦選獲得同盟出題)四、「婦人參政權獲得後の行使如何」(女子參政權協會出題)

決議——一、我々は婦人の立場より目下擡頭しつゝあるファッシズムに對し斷乎として反對す。二、現下の社會狀勢は、不安動搖の極にある。頻々として起る政治的經濟的社會的事象をみよ。その中にあつて明るき正しき生活に不安なき政治の確立こそ、全民衆の永年にわたる渴望である。この秋にあたり、人口半數を占むる四千萬婦人層が全く政治的無權利の地位にあることのあまりにも愚しきを痛感する。こゝにおいてわれ〳〵は全日本婦選大會の名を以て第六十二議會に對し、婦人參政權即時實施を強く要求し、しかしてその獲得運動の徹底的鬪爭の展開を期す。

婦人團體懇親會——八月十七日、於麴町區內幸町レインボーグリル。參加者——獲得同盟、參政權協會、婦人參政同盟、無產婦人同盟、日本キリスト教婦人矯風會、東京婦人市政研究會、婦人平和協會、婦人記者クラブ、國民婦人會の各代表者。

協議事項——選擧法改正案に婦選權附與の條項を附加すべきためのの運動の協力、後援。

「婦選後援團體聯合會」組織委員會——八月二十九日、於婦人矯風會本部。

出席者　市川房枝(獲得同盟)、ガントレット恒子(參政權協會)山田わか(東京聯合會)堺眞柄、岩内とみえ(社會大衆婦人同盟)、佐藤まつ子(矯風會)その他各團體代表者。

協議事項——今後の運動方針、婦選案上程日の示威運動その他

フアツショ擡頭の氣運は婦人運動の分野にも反映してゐる。昨年及本年において愛國的婦人團體が簇生した。本年設立の重なるものとしては、國防婦人會(三月、大阪)日本航空婦人協會(六月、東京)大日本國防婦人會(十月、東京)國粹婦人

聯盟(關西)、等であり、大日本國防婦人會を總本部とする國防婦人會は全國各都市に設立され軍部の後援の下に出征軍送迎、献金、慰問金品の募集、出征兵士家族慰安等の活動を續けた。

第七章　水平運動

貧農、土木・運輸勞働に從事する日傭勞働者及び皮革化學その他の零細工業に從事するプロレタリア――之等のものを主要なる構成要素とする水平社が近年の經濟恐怖の深化とそれが爲に尖鋭化せる都市及農村プロレタリアートの闘爭の刺戟を受け、單なる局部的民族的水平運動より全面的な階級闘爭へと躍進を開始したのは當然である。

第十回全國大會(六年十二月)に於て九州聯合會の提案せる『全國水平社解消の提議』――「プロレタリアートの解放なくして××部落民の解放はあり得ない。從つてプロレタリアへの××部落勞働者農民の積極的參加こそが××部落民をその封建的半封建的身分關係から解放する根本條件となるのである。故に全國水平社は即時其の身分的組織と闘爭機能を階級的組織に解消しなければならぬ」――はその第一の烽火であつた。

この解消意見書は同大會で多數代議員の壓倒的支持を得たが、更に機會ある毎に廣汎な大衆の間に持込まれ大衆討議に移され、此所でも急進青年層の支持を得て解消論は次第にその勢力を増した。

本年に於ける全國水平社の運動はこの解消問題の中心とし、その具體的方策の樹立及びこれに對立する內部の小ブルジョア的イデオロギー、「水平社第一主義」の克服に集中されたと言つても過言ではあるまい。この重大なる轉向の完了までには幾多の困難と短からぬ時日とが殘されてはゐるが、その實現への第一歩は本年既にしつかりと踏み出されてゐる。

即ち三月二十三日には全國水平社解消闘爭委員會組織準備會が開かれ、第十回全國大會で中央委員會附託となれる解消提案が再審議され、全水解消闘爭委員會中央部（役員その他具體的決定事項は後掲）が確立された。

同委員會の決議により同委員會書記局は全水解消闘爭委員會組織方針草案を作成し之を發表した。解消闘爭の指針であり從つてまた水平社運動の指針たるべき組織方針書及び解消闘爭委員會行動綱領並に第十一回全國大會（昭和七年三月三日、於福岡市）において可決承認された闘爭方針書に據つて水平社十年の闘爭と、その將來の動向とを聽こう。

全國水平社解消闘爭委員會行動綱領

一、就職上、職業上における身分的差別廢止、民族、性、年齢を問はず同一勞働に對する同一賃銀
二、社會生活上に現れたる一切の身分的偏見の徹廢
三、欺瞞的改善施設、融和運動排撃、恩惠的秀才教育、育英事業反對
四、資本家地主××全額負擔による共同浴場、集會所、托兒所、哺育所業の新設增設と××××
五、無料診療所、産院、トラホーム治療所等衞生的施設の完備、無産者醫療制度の確立
六、生業資金、低利資金等の無條件貸與、公營質屋、公營住宅等の新設並に增設と其の××××××
七、道路、河川、橋梁、上下水道不良住宅等の改修改築の即時實施
八、無産者消費組合、生産組合への加盟と其の組織促進
九、勞農救援會運動、プロレタリア運動への參加
一〇、失業者同盟への加盟と其の組織促進
一一、農民組合、農民委員會運動への積極的參加と其の組織促進
一二、勞働組合、工場委員會運動への積極的參加と其の組織促進
一三、青年訓練所、補習學校、男×××××××××××××××び一切の反動融和團體の解體
一四、小青年男女の人身賣買絶對反對
一五、青年委員會、ピオニール、婦人委員會の組織
一六、(削除)
一七、(削除)
一八、(削除)
一九、東西兩本願寺及び其の他一切の宗教的募財寄附の拒絶、宗教的儀式反對、宗教撲滅の闘爭
二〇、水平社第一主義、社會民主主義、ファッシズムに對する闘爭
二一、勞働者農民××××戰線統一
二二、(削除)
以上の行動綱領は次の中心スローガンに結びつけて闘はねばならぬ。

スローガン

一、封建的身分制の廢止！
一、欺瞞的改善施設及ひ反動融和運動排撃！
一、社會民主主義、水平社第一主義及び其他一切のファッシズムを撲滅せよ！
一、勞働者農民は×××勞働組合、農民組合へ！
一、勞働者農民の×××戰線統一萬歳！
一、全國水平社の發展的解消萬歳！

全水解消闘爭委員會組織方針書草案(拔萃)

「解消闘爭委員會は部落勤勞大衆の經濟的要求を掲げて、その先頭に立つて闘はなければならぬ。從來水平社が經濟闘爭を指導することは間違である、水平社は經濟闘爭團體ではなく身分闘爭團體であるから、といふ思想が支配的であつた。それは特殊部落民をただ身分としてのみ見て、その階級的實質を見ない誤謬である。部落勤勞大衆は封建的身分關係の鐵鎖と共に被搾取階級としての鐵鎖に縛られてゐるのである。この二重の鎖は別々に離れてゐるのではない。それは別々に分離して經濟闘爭は農民組合で、身分闘爭は水平社で、といふ機械的な分離主義を清算しなければならない。勿論水平社が階級的經濟闘爭を指導することは間違であり、また指導する能力を持つてゐない。何故なら水平社は階級的組織の線から全く切り離れた組織であるからである。だが、全水内の××としての解消闘爭委員會は階級的組織の一翼でなければならない。だから解消闘爭委員會は水平社とは異り部落勞働者農民の端初的な經濟的要求を取り上げそれを組織して闘はなければならない。その闘爭を通じてのみ部落勞働者農民を勞×××組合に吸收することが可能なのである。故に、解消闘爭委員會は部落の内と外とを問はず階級闘爭を××するための×××に努めなければならぬ。ストライキ、小作爭議を計劃的に組織し、それを指導しなければならない。

勞働者、農民の端初的な經濟的要求を取りあげて闘ふと共に、解消闘爭委員會はまたプロレタリアートのあらゆる政治闘爭に積極的に參加しなければならぬ。そして文化的、政治的に後れた部落勤勞大衆の政治意識を高めるために闘はねばならぬ。これらの闘爭は勞働者、農民大衆の闘爭に合流して闘はねばならないことは言ふまでもない。」

（全水第十一回全國大會にて可決された闘爭方針書）

過去の闘爭の批判

「水平社運動は封建的身分關係に反抗して市民的・政治的自由を要求する特殊部落民大衆の闘爭である。一九二二年に全國水平社が結成されるや驚くべき勢ひで全國各地に組織が擴大され、その最も旺盛を極めた時代には八百に近い支部と七萬人を超ゆる成員とを持つ大衆組織に發展し廣汎なる部落民大衆をその影響下に獲得した。然るに十年餘を閲した今日においては水平社運動は著るしく衰頽し、その闘爭力を弱め、部落民大衆の間に限られた影響力を保つに過ぎない狀態となつた。水平社運動の全面を捉へたかゝる衰頽化の原因及び闘爭上に現はれた主なる偏向について、次のことが指摘される。

(一)水平社運動の衰頽の原因

(イ) 水平社が初期の時代にあらゆる層の部落民を廣汎獲得することに成功したのは部落民大衆の切實な要求である身分的差別待遇撤廢の闘爭を、勇敢にあらゆる場面において捲き起したからである。水平社運動は「一般民」に對する「部落民」の闘爭として發展し擴大した。從つて、部落内に於ける階級對立と軋轢は「一般民」對「部落民」の身分的對立と軋轢の中に打消されてゐた。だが部落内における資本主義諸關係の發展とプロレタリアートの闘爭の刺戟は部落内の勞働者、農民を階級的に成長せしめ、

部落内の階級分化を著るしく促進した。このことは必然に水平社運動に反映した。身分關係に對する階級關係の優位性とその部内の小ブルジョア層が主體をなしてゐた水平社運動は現在ではプロレタリアと貧農――殊に貧農が主體となつてゐる。從つて勞働者及び農民の政治的、經濟的要求が強く水平社の鬪爭の上に反映し水平社は半勞・農組合的役割を果すべく餘儀なくされた。かくの如き傾向は從つて漸次に小ブルジョア層を運動から落伍させ或ひは逃げ出させる結果を招いたのである。

（ロ） 第二に水平社が一時的にもせよ變則的に持たされた半勞農組合的機能は勞働者農民の政治的、經濟的要求を充分に獲得することが出來ないため、部落の勞働者農民は勞・農組合と水平社に二重に組織されたことである。この二重の組織は鬪爭力を分散させ、殊に部分的には身分鬪爭を輕視する經濟主義的偏向が生れ運動が不活潑となつたのである。

（八） 更にいま一つ主要な原因となつてゐることは、水平社が從來現はれた差別事象に對する觀念的な鬪爭にのみ沒頭し、勤勞部落民大衆の切實な要求である文化的・經濟的施設の要求獲得の鬪爭（それこそが身分關係の根據に對する鬪爭として發展する）を戰はなかつたことである。現はれた差別事象に對する糺彈鬪爭をのみ行つて來た水平社は、差別事象の現れが減少したことによつて鬪爭の對象を見失ふに至り次第に退化と鬪爭の不活潑とを招かざるを得なかつたのである。

（二）水平社運動に現はれた主なる偏向

（イ） プロレタリアートの解放なくして部落民大衆の解放はあり得ない。從つて部落民解放運動はプロレタリアートの指導の下に階級鬪爭の一部分として戰はねばならない。然るに全國水平社はその綱領に「特殊部落民は部落民自身の行動に依つて絶對の解放を期す」といふ一項を持ちプロレタリアートの指導を拒否してゐる。これは明かに排外主義であり、水平社第一主義である。今日までの水平社運動は部落民解放運動を階級鬪爭の一部として理解せず、部落民獨自の鬪爭として分離し、「部落民自身の行動に依つて」絶對の解放があり得るかの如き幻想を與へて來た。かゝる排外主義は誤謬であるばかりでなく反動的である。

（ロ） 差別事象に對する水平社の「徹底的糺彈」鬪爭は、身分關係の基礎であるブルジョア地主的絶對主義支配に對する鬪爭から部落大衆の反抗をそらせ、「一般民」に對する鬪爭にすりかへた。このことは水平社運動が、差別撤廢を高らかに叫びながら眞實は身分關係の根據となつてゐるブルジョア・地主的絶對主義支配を維持するための忠僕である反動融和運動と、客觀的には同一の立場に立つことを意味する。水平社の「撤底的糺彈」は勤勞大衆の間に身分的感情對立の溝を深めた。それは身分的偏見を利用して勤勞大衆の階級的結合を妨害しようとする支配階級の分裂政策に協力することとなる。身分關係に反對する鬪爭は勤勞大衆の間の身分的差別を取り除いて階級結合を促進するために戰はれてのみ、その意義があるのである。從來水平社はかゝる見地から差別に對する鬪爭を行はなかつた。

（八） 以上こゝに指摘せる欠陷と誤謬のために、水平社運動は今日著るしい退化を示し、勤勞部落民大衆の鬪爭を組織しそれを

指導する力を甚しく弱めてゐる。吾々はこの事實を認めねばならぬ。だがこの事は決して勤勞大衆の闘爭が萎縮したことを意味するものではない。否、それどころか反對に勤勞部落民大衆の反抗は昂つてゐる。吾々はその實證を各地に惹起せる差別事件、改善問題等の闘爭の激烈さに見ることが出來る。」

一、大會その他

本年は此種運動の資料極めて乏しく、已を得ず地方大會等は一切之を省略した。

▲全國水平社第一回中央委員會――三月二十三日、總本部階上。

議事――一、運動方針に關する件（全國各地から代表者一名を選出して討議委員會を設置して解消問題を審議することに決定）一、役員改選の件（中央委員會議長　松本治一郎、同常任委員、泉野、萩原、小林、常任書記　草香）一、緊急動議　現全農總本部の分裂政策に抗議の件（可決）一、財政部確立の件

▲第二回中央委員會――七月三日、大阪市浪速區榮町總本部階上。

議事――一、農村救濟運動の件（農村救濟運動の一として政府所有米の拂下要求）イ、百萬石ダンピング反對（可決）ロ、外國米輸入制限反對（可決）ハ、物價釣上政策反對（可決）ニ、關東消費組合に合流してこの運動を行ふこと（可決）二、全國大會開催の件、三、草香書記一身上に關する件（書記解任）

▲第三回中央委員會は十一月三十日に召集されたが出席者定員に充たず流會、有志者會議として全國大會に關する申合がなされた。

▲全國水平社解消闘爭委員會組織準備會――三月二十三日、本部事務所。出席者――愛知、三重、京都、大阪、岡山、九州の各代表者一名宛。

協議事項――一、全水中央委員會對策に關する件　二、全農に對する件（總本部排擊、全國會議支持）三、全水解消闘爭委員會中央部確立の件（解消闘爭中央準備委員會を設けその下に書記局を置く）四、解消闘爭委員會組織方針書作成發表の件、五、パンフレット發行の件、六、財政部確立の件、七、役員選擧（中央準備委員――生駒（愛知）、岸部（三重）、乾田（京都）、赤根（大阪）、野崎（岡山）、平田書記北原泰作、小林清一）

二、差別糾彈運動

水平社運動を階級闘爭の一翼としてそれに迄高める――と云ふ方針は既に一昨年來糾彈闘爭にも明に反映してゐる。身分闘爭を單なる「徹底的糾彈」から、身分關係の根據であるブルジョア地主的××主義支配に對する政治闘爭に發展せしめる。而してこの身分闘爭を「××民委員會活動」なる大衆闘爭の形態において展開する事によつて××勤勞大衆を再組織する。本年の糾彈闘爭もかゝる方針の下に戰はれてゐる。昨年より本年五月まで約一年に亘つて繼續された倉敷市火葬場差別事件に對する闘爭、本年八月岡山縣苫田郡における農村救濟土木事業に絡る差別待遇反對闘爭などは効果的に闘はれた此種闘爭の代表的のものであらう。

左に本年中に行はれた差別糾彈闘爭中主要のものゝみを擧げれば次の如くである。

▲倉敷火葬場差別事件（昭和六年三月――七年五月）　倉敷市田

名北端火葬場改築に際し村民一同その移轉を要望し、同所再建を差別的處置なりとして昨年來全國水平社岡山縣聯合會應援の下に再建絶對反對の運動を繼續しつつあつた。本年に入つては、倉敷市議池元村太氏等の强硬派は學童盟休、盟休兒童の市長への陳情デモ(三月)、市會への陳情(四月)などの戰術をもつて鬪爭繼續中の所、田名代表者山崎、長田外三名は市當局との金一封示談問題發生以後軟化し强硬派に對立するに至つた。

四月二十九日夜强硬派は隣郡水平社同人の應援を求め百餘名竹槍その他の武器を携え山崎、長田等反對派側同人の私宅を襲擊し家屋家財を破壞し、鎭壓の警官隊と正面衝突を惹起し數名の負傷者を出すに至つた。

事態惡化せるため五月六日調停者出で奔走の結果、七日全水岡山縣聯執行委員長野崎氏外三名の名田側代表者と平松市長との會見となり、調停者提案通り改築場所を變更することとなり、一年餘にして火葬場問題は漸く解決した。

右の騷擾事件につき池元氏等十名が五月九日騷擾罪にて起訴され岡山地方裁判所の公判に附せられたが、八月五日池元村太、原田庫之助は各懲役一年(三十日未決通算)、他八名は懲役四ヶ月——八ヶ月(各執行猶豫三年)の判決を言渡された。

▲岡山縣勝田郡大崎小學校差別事件(四月)四月二十八日、小學生徒の差別的言辭を弄せる事に關し中原水平社同人總代二十五名同小學校長を糾彈しその善後處置を要求、解決條件たる差別兒童保護者の謝罪行はれぬため五月二十五日部内兒童四十八名盟休、六月縣議の調停により同月十二日同校にて全水本部員北原氏の差別撤廢講演會を開催して解決。

▲尾道市土堂小學校兒童の差別事件(五月)

▲岡山縣淺口郡富田村局富糾彈事件(三月末——四月)同村池之内村民は同村役場書記の差別的放言につき昨年末來村長書記等村當局を糾彈しつつあつたが、同郡榎南、池元倉敷市議の指導下に學兒盟休、村稅滯納、消防組脫退等々を決議して村長糾彈を續け三月二十一日夜當局糾彈演說會を開きたる後荊冠旗を翳してラッパを鳴らして村長宅及軟化態度をとれる片岡方を襲擊した。

右騷擾事件に關し榎南、池元氏等七名起訴され、岡山地方裁判所の公判に附せられたが、八月六日左の如き判決を言渡された。

懲役十月(未決通算三十日)榎南謙一▲同八月(三年間執行猶豫)池元太一▲同六月(同上)楠秀一、ほか四名はいづれも懲役四月(三年間執行猶豫)

▲岡山縣苫田郡郷村長糾彈事件(八月)農村救濟資金割當協議會招集に際し同村大字目崎が通知洩れとなりしを、目崎住民は之を明白な差別事件として同村長糾彈の鬪爭を開始した。二十日所轄津山署に目崎住民數名檢束されてより形勢惡化し、二十二日に作州各地より來援の同人を含め總勢五百名目崎公會堂に集合したが、解散命令を受けて混亂し、警官隊との衝突を生ずるに至つた。

九月一日事件の一切を全農美作支部長野崎氏に一任、全農支部は一日美作協議會擴大執行委員會を開き、各村委員二十四名を選任し積極的に應援鬪爭を繼續する事に決した。新學期よりは鄕村、久米郡三保村、大倭村、大井西村、同東村等の合計三百名の兒童

は一齊盟休に入つて持久策をとり、盟休は擴大され遂に五郡十九ヶ町村に波及するに至つた。九月十五日には津山市朝日劇場に全美作農民大會を開き目崎差別事件を即時解決すべく農民大會の名をもつて同村長に辭職を勸告する事に可決した。

第八章　植民地に於ける運動

第一節　朝鮮

朝鮮唯一の合法的民族的解放團體たりし新鮮會並にその系統の團體が昨年解消を遂げて以來朝鮮における思想運動から民族主義的傾向が清算されると同時に、その解消によつて運動の合法性も悉く失はれるに至つた。かくて本年に於ける朝鮮の運動は左翼非合法の潜行運動一色に塗り潰されるに至つた。滿洲事變の影響もあつて本年鮮内各地にまき起された反帝闘爭その他謂所××黨事件はまことに夥しき數に上つてゐる。然し乍らその大部分は相互に脈絡統一なき地方的運動であつて、之等の地方的運動を統制すべき全鮮的中央組織を缺いてゐる。全鮮的組織の樹立は年々朝鮮××黨再建工作事件として非効果的に繰返されてゐるに過ぎない。本年は、昭和六年更生の權大衡等の××主義者協議會が本年二月の檢擧によつて潰滅せる後をうけて、金昌洙(再建工作委員會)、韓典鐘(再建工作會)張道明、尹炳權(北鮮××黨)等によつて次々に再建工作が行はれてゐるが、何れも結成間もなく破壞された

朝鮮××黨の再建運動はかくして當局の峻嚴な取締のために常に不成功に了つてゐるが、これ等の運動が近年從來の狹隘なるインテリ階級の結社的形式を捨て、廣く勞働者農民層に喰入つて、其處に再建の基礎を置かんとしつゝある傾向は注目すべきである。

左に本年中に行はれた思想運動中の主なるものとして朝鮮××黨再建事件の經過を掲げて置く。

▲朝鮮××主義者協議會事件　昭和六年二月更生せる權大衡等の再建朝鮮××黨は本年一月二十五日より引續く慶北警察部、大邱署その他全鮮各道に亘る一齊檢擧によつて黨首腦部四十餘名の檢擧を見るに及んで潰滅するに至つた。江原、咸北、平北の三道を除く全鮮各地に組織連絡を有せるこの再建××黨の檢擧は一月より三月以降にかけて全鮮各地に及び被檢擧者總數五百名を越え朝鮮左翼運動史空前の大檢擧であつた。

七月二十一日左の十一名が治安維持法及出版法違反にて起訴された。

責任秘書、慶南忠北オルグ・權大衡、出版秘書、慶北オルグ・李相祚、財政秘書、平南オルグ・徐仁植、宣傳秘書、全南オルグ・金相赫、忠南オルグ・尹永基、元山オルグ・黄淳一、仁川オルグ金明石、慶南オルグ・李應奎、咸南オルグ・金桂榮、慶北ゴム工場

細胞キャップ・高光輪、大邱專賣支局細胞、職工・鄭景周事件の内容は次の通りである。

昭和二年のM・L××黨事件及朝鮮××黨日本總局事件の檢擧を免れ、鮮内鮮外にあつて同志糾合に努め潛に黨再建を劃策しつつあつた權大衡、李三文、沈仁澤、除仁植、李寅植、高景欽、金相赫、金文玉の八名は昭和六年二月十三日京畿道始興郡永登浦近郊金浦に會合して「朝鮮××黨再建同盟」を結成したが内部的紛爭絶えざるため同四月三日同所に會合の上之を解消し、新に「朝鮮××主義者同盟」を結んだ。この同盟も高、權兩派の鬪爭のため分裂、權一派は他派と絶縁し同年七月二十六日各道代表者を大邱に招集し、二日に亘る大邱會議を開いて「朝鮮××主義者協議會」を結成した。大邱會議は十名の各道代表者出席の上、各オルグの指導下にある地方的の××勞働組合建設協議會、××農民組合協議會及び××同盟等の鬪爭團體の上部統一組織として「朝鮮××主義者協議會」を置く事を決定せる外十名を中央執行委員とし、常設機關として責任秘書(權大衡)、出版秘書(李相祚)、財政秘書(徐仁植)、宣傳秘書(金相赫)、東京聯絡(鄭基永)を置きて再建黨の組織形態を整備し、本年四月には大田に大會を開き、會議終了後權をモスクワに派しコミンテルンの正式承認を求めること等を決定した。

同協議會は梁山農民組合暴動事件、迫間農場小作爭議事件、釜山朝鮮紡績會社盟罷事件等に對し活潑なる運動を行へる外各地の工場地帶、農村等に責任者を置きてその組織化を計つた、即ち大邱及釜山には××勞働組合建設委員會を設けて李相祚及崔如鳳が夫々責任者となり、仁川、咸興等數地右では勞農運動者協議會を組織し各責任者をおいて活躍せるものである。

▲朝鮮××黨再建工作委員會事件　第四次朝鮮××黨事件に關係して入獄し昭和八年一月に出獄せる金昌洙リーダーとなつて鄭金、李等同志と黨再建の協議をなし、六年四月先づ全北に××主義者協議會を組織した。其の後漸次活動を中央部京畿地方に移して全鮮的組織を樹立せんとせる時、昨年破壞された工作委員會の再建運動に努力しつつあつた村齊榮と相識り、兩名は六年十二月中旬××黨再建準備會を組織して勞働者農民層におけゝ黨員獲得に專念しつつあつたが、本年二月京城にて金、朴以下同志二十名檢擧せられ、二月十七日治安維持法違反として京城地方法院檢事局に送致された。被檢擧者中主なるものゝ氏名左の如し。

金昌洙、朴齊榮、鎭遠燮、鄭鶴源。

▲朝鮮××黨再建工作會事件　二月六日より十六日までに京城に於いて××黨再建運動關係者七十八名檢擧され、中十五名は四月十五日治安維持法違反にて、五名は銃砲火藥取締法違反にて起訴された。事件の内容と稱せられるもの左の如し。

中國××黨滿省委員會東滿特別委員會所屬韓興鐘は昨年十一月同委員會の指令を受けて間島より入鮮し、十二月末京城には同上特別委員會朝鮮××黨再建工作會を組織し、京城を中心として龍山、仁川、咸興、明川、平壤の各地に亘り主として學生、農民層に組織の擴大を計つた。

工作會は反帝、勞働、農民の三部門より成り、…先づ學生層の××工作をはじめ、府内の普專、佛專第一高普および平壤醫學講習

所等に××讀書會を組織することに成功し反帝運動にまで進展させた、一方勞働部は仁川に勞友會、龍山工作會社にも細胞を獲得前者に李斗玉、後者に尹相佑を責任とした外鷺梁津には彗星少年讀書會を組織して赤化宣傳に努め、農民部は咸北明川に××救援會を組織して前記林震が責任となり農民の赤化を企てたものである。

被起訴者氏名左の如し。

▲赤色勞働組合組織責任、韓典鐘▲反帝同盟組織責任、申大成▲赤色農民組合組織責任者、鄭宋奭▲趙相煥▲東泰▲成樂鷹▲姜銃▲張保羅▲金鼎九▲李斗玉▲李春景▲劉相勳▲金國範▲金初吉▲任泰允▲太南龍▲金聖子▲李昌周▲李南來▲洪順吉

▲**×衛隊事件**　七月以來同事件に關し京城において隊員孔楡元丁吉成以下三十餘名檢擧され、十月十八日孔、丁以下二十九名が送局された。同事件の內容は京畿道高等警察課の發表に從へば次の如くである。

丁は同志三名と本年四月京城にて左翼勞働組合準備會を組織し府內各工場に細胞結成を企てた。更にこの一派の中心をなす李相德は本年七月上旬同志二名と協議の上京城××勞働組合建設協議會を組織し主として自由勞働者、印刷職工の組織化に努め工場代表者大會を開催して統一的組織の樹立を企劃せる時孔元楡及丁吉成等の三派合流なつて李の協議會を直系とする統一的暫定機關を組織して工場勞働者層に進出して組織促進を企てた。更に丁、孔李等の三名は協議の結果本年八月統一的中央機關「×衛隊」を結成するに至り、之を最高連絡機關として極力工場細胞組織に奔走鐘紡、大昌織物、電車課、府營バスに迄侵潤活動せるものである。送局された幹部氏名は次の如くである。

孔元楡、丁吉成、李相德、金應龍、高壽福、異昭圭、文泰和、孔甲同等。

▲**北鮮・朝鮮××黨再建並××農民組合事件**　本年五月咸北その他北鮮各主要都市において再建××黨の運動發覺し五月中旬以降慶北警察部によつて合計約三百五十名の大量檢擧を見るに至つた名同事件に關聯して明川、漁大洋、奉化、榮州、盈德及び慶南各地、江原道襄陽等の各地に再建××黨の別動隊たる××農民組合が存在活躍せることが判明するに至り、五月以後引續き明川、漁大洋の百五十名を初め各地に夫々大量的檢擧が行はれ、各地の組織が破壞されるに至つた。

1、**朝鮮××黨再建事件**

モスクワ××大學で指導をうけた張道明と尹炳權は第三インターナショナルより朝鮮共產黨再建の命をうけ、その責任者として北鮮國境に潛入、昨年十月鏡城で鏡城高等普通學校五年生金炳五李東明、鏡城郡長湖院、洪鐵成ほか三、四年生五名を中心に××主義讀書會を組織、漸次全校生徒に及ぼさんとすると共に、尹、張兩名は會寧地方協議會を組織し同志七名を獲得、更に雄基地方協議會を組織し主として露領沿海州方面との連絡に當らしめ更に間島に密接な關係ある穩城では穩城地方協議會を組織、間島××黨と連絡させることゝした。かくて咸北國境その他要地に尹、張兩名を指導、責任者とする協議會が組織され咸北農民父兄の組織してゐる農民組合の機關を破壞、更に○○政治打倒とその諸機關の

破壞を計劃せしものである。

2、××農民組合事件

▲明川、漁大津――同地方に於いては李逢春指導の下に黃表漢金拓幅等首腦となつて昭和六年春以來××農民組合、明川××主義者協議會その他の左翼組織を結成して活躍せるところ本年五月十五日明川郡昭和炭坑におけるアヂビラ撒布に端を發し同月十日百五十餘名檢擧されるに至つた。

▲奉化、榮州(慶北) 七月十五日以降黃潤慶外十七名、同月末迄に八十餘名の檢擧を見た。本年三月末金東弼指導の下に奉化××黨を結成、同地黃その他四名を最高指導部となしその指揮下に奉化××農民組合および××同盟支部を組織せるもの。呆州にては本年四月上旬同じく金東弼指導下に赤農及び反帝細胞を有する榮州××主義者協議會を組織せるものである。

▲慶南××農民組合建設東部委員會事件 本年七月四日以來釜山、馬山、晋州、蔚山その他で同事件關係者五十一名が檢擧され崔汝鳳等十六名が送局された。

昭和六年初め、崔汝鳳が朝鮮××黨權大衡の指令を受け慶南道の最高オルグとなつて釜山、晋州、馬山方面において慶南赤色農民組合建設東部委員を結成し、同年五月釜山の工場事件、本年二月蔚山郡彦陽民の農民暴動を、三月梁山農民の警察襲擊事件を、夫々その指導下に遂行せしめたものである。

▲以上の他江原道襄陽、慶北盈德に上記同樣の赤色農民組合組織事件あり、襄陽にては四月上旬三百六十餘名檢擧され、盈德にては本年九月五十餘名が檢擧された。

第二節 臺灣

曾て隆盛を極めた臺灣の社會運動團體はこの數年來とみに受難期に入つてゐる。それは一面內部よりの分解作用にも基くが、他面外部の彈壓の强化に原因するものである。

本年も亦前年受難期の沈滯狀態をその儘うけ繼いで、臺灣地方自治聯盟の運動以外には何等特筆すべき活動はなかつた。

臺灣最大の政治結社たりし臺灣民衆黨は昨年二月運動方針の左翼化を理由として結社禁止を命ぜられて非業の最後を遂げ、組織以來左翼の傳統を守つて華々しい活躍を續けた臺灣文化協會も昭和二年の改組後も引續く內紛と彈壓のため沈滯を續けてゐる。昨年は會員內部に解消を提唱するもの起り會の前途を危れつゝあつたが、本年は峻嚴な彈壓のため、表面的な活動力を全く奪はれ、本部事務所すら之を閉鎖し臨時事務所を置きて僅かに會務を處理するに留れる有樣である。

左翼の影響下にあり、臺灣の解放團體中最果敢な、最効果的な運動を續けて來た臺灣農民組合も彈壓のため臺中の本部を閉鎖されて一年、二、三萬の組合員を擁せるまゝ運動放棄の已むなきに至つてゐる。

臺灣民衆黨の指導下にあつた臺灣工友總聯盟も民衆黨の解散後は必然的に沈滯狀態に陷り、その構成分子の雜多なると

彈壓の强化のために活動力を奪はれ自然消滅の危機に瀕してゐる。多少とも左翼的色彩を有つ一切の解放團體に對するかかる抑壓は、臺灣の解放運動を地下非合法のそれに追ひやるかに見えたが、此種運動としては、上海在住本島人によつて中國××黨指導下に組織されてゐた臺灣青年團が昭和六年四月上海臺灣反帝同盟に改組され、爾來上海に於て臺灣獨立達成の運動を行ひつゝあつたが、同年七月關係者六十餘名逮捕され、島内に現實の運動が行はれざる以前に挫折するに至つた。

受難の臺灣全解放團體のうちにあつて活動を續けつゝある唯一の團體は臺灣自治聯盟である。昭和五年創立以來地方自治の改革を唯一の目標として穩健なる運動方法を採り來つたゝめ順調な發展を見せてゐる。本年も外に對しては制度改正の實行を促し、内民衆に對しては自治的訓練と政治的意識の啓發に努めるところがあつた。左に自治聯盟の本年に於ける活動を略記する。

臺灣地方自治聯盟の運動

地方自治制改革を唯一の目標とする聯盟は本年二月聯盟顧問林獻堂氏等中川新長官に自治制改革促進の陳情をなし、十二月には揚肇嘉氏以下各理事支部代表者等中川總督に完全自治制早日施行を要請した。かゝる促進運動の傍島民の啓蒙と自治的訓練のため各地に講演會を開催すると同時に公民叢書を發刊し、十二月には全島理事會の決議により葉清耀博士を自治制視察のため朝鮮に派遣した。

その他本年中に開催された全島大會、地方大會は左の如くである。

▲臺灣地方自治聯盟北屯支部發會式(五月十五日、於北屯公廳)▲海山支部發會式(九月二十二日、於板橋林氏邸)▲全島支部長大會(七月三日、於臺中本部)協議事項——一、各支部大會開催の期日に關する事項。二、各支部大會の政局演說會開催に當りての、支部所屬辯士出演に關する件。三、支部の未成立の地に於て政局演說會開催の件。四、第二回聯盟大會に對する提案の件。五、對外宣傳の統一に關する件。六、公民叢書の配布に關する件。(以上本部提出)七、本部理事者と中央及び中川總督との會見の顚末を各聯盟員に通知し、本部運動方針の徹底と連絡を期せよ。(南屯支部提出)。八、街庄長及協議會員の改選期切迫にかんがみ、本聯盟の採るべき方針研究の件(南投支部提出▲臺南支部大會(七月二十二日、於臺南市招仙閣)▲臺中支部大會(七月二十五日、於市内醉月樓)議事——一、自治聯盟改組の件。二、全島州市街庄協議會員の改選期に當り本聯盟員は絶對之を辭退すること▲臺北支部大會(八月二日、於市内蓬萊閣)▲南投支部大會(七月三十一日、於草屯炎峯青年大會)▲南投街悅舞臺にて政局講演會開催、聽衆四百名。

▲第二回自治聯盟全島大會(八月二十一日、於臺中公會堂)議案——(一)、宣言決議文の審議(二)、政治教育の普及(三)、公學校兒童收容力擴張(四)、自治聯盟改組(五)、農村並に中小商工業者

の救濟(六)、農村救濟(七)、州市街庄協議員模擬選擧及模擬協議會の開催(八)、自治教育機關の設置(九)、農村並に都市失業者救濟(十)、地方行政並に警察行政の確立(十一)本部に文士劇團の組織(十二)、臺灣米移入制限反對(十三)、新民報夕刊發行(某日刊紙不買同盟の件は撤回(十四)、臺灣物産移輸出統制機關組織(十五)臺灣義務教育實施並小公學校授業料廢止(十六)、製糖會社の區域制度撤廢その他。

決　議

現行臺灣地方自治制度は明かに時潮に逆行し帝國憲法の精神に適合せざる恨みあり、臺灣の實情に照し當然夙に之が改革を斷行すべきことは輿論の切に要求するところなり、然るに當局は之に對して何故か常に逡巡して斷行せず斯の如きは實に島民の帝國臣民たる地位を輕視し其政治的能力の伸展に阻害するも若し夫れ長らく此を以つて進まば島民の中外に對する面目を失ひ文明國民としての衿持を傷くるものなり。故に此際其の局に當るもの須く一視同仁の聖旨を體し政治的偏見を棄て本聯盟の改革案に基き之が改革を即時斷行せざる可からず。右決議す。

宣　言

――抑も臺灣に完全なる地方自治制度を確立すべきことは立憲政治當然の歸結にして又實に一視同仁の聖旨に基き臺灣島民の政治的自由を圖る第一階梯たるのみならず、臺灣の實情に照し最早その實施を遲延せしむべき何等正當なる理由と原因とを見ざるなり。……況んや曩に帝國議會は二度も臺灣自治制實施建議案を滿場一致にて通過せしめ、臺灣當局も其の實施調査として昭和七年度に豫算に相當の金額を計上したる事實あるに於てをや。然るに當局は常に調査研究に名を籍りて實現せず、殊に世上一部に臺灣領有の原因を以て臺灣在來民に對する社會上、經濟上、政治上に於ける自由獲得を防止すべき論者あるに至りては實に一視同仁の聖旨を無視し國家百年の大計を誤るの甚しき者なりと云ふべし、(中略)而も現任制度も漸く內部より其の改革を叫ぶに至れり。現制度の下に於ける官選議員は漸く其の官選たるに充分なる滿足を覺えず且議決機關に非らざる事故に直正有用なる議論も終局に於て一場の空論に終り之を捨てゝ顧みられざるに因り其の存在價値の如何を疑ふに至れるに非ずや、我等は宣言す、完全なる臺灣地方自治の實施は島民の政治的自由を圖る一階梯にして內外の情勢に鑑み最早や斷行を逡巡するを容さざるを(以下略)

▲自聯、海山支部發會(九月二十二日、於板橋林定庭園內定靜堂)後、政談演說會開催、解散さる。

第九章　社會主義的運動の取締及對策

櫻田門大逆事件、血盟團事件、五・一五事件、赤色ギヤング事件と不祥事件の勃發相次げる本年は左右兩翼の運動に對する取締は一層その峻嚴さを增した。五・一五事件後非常時內閣として成立せる齋藤內閣の此種運動に對する取締方針は、本

年七月二十八日より開催された警察部長會議に於ける山本內相の左の如き訓示によつて明瞭にされるであらう。

「最近極左共產主義者が、隱微の間に益々其の運動の分野を擴大しつゝある許りでなく、新に各種の主義主張を標榜せる一派の中には、其の行動往々常規を逸せんとするものがある等、今や國內社會運動の情勢は、極めて險惡なる傾向を辿りつゝある實情に在るのであります。加之海外の不逞分子にして內地に潛入し、國憲國體と相容れざる行動に出でんとする者が、今仍其の跡を絕たないのは、國家治安維持の爲、洵に深憂に堪へざる所であります。諸君は一層部下を督勵して、嚴密周匝なる査察警戒を加へ、之が防遏鎭靜に勉むると共に、苟も斯の種妄動を敢てする者あるに於ては、其の主義の何たるを問はず、其の動機の如何を論ぜず、斷乎として之に臨み、以て治安の維持を完うせんことを望みます。」

本年社會主義的運動に對する取締對策として採用されしものは取締の衝に當る內務省關係のものとしては、まづ民政黨內閣によつて縮少されるに至つた特高警察網を六十五萬圓の追加豫算を計上して擴充するに至れるを初めとし、海港警備銃砲火樂取締の徹底、警察電話網擴充、圖書檢閱機關の增員、警察官非常動員計劃の確立等を擧げることが出來る。

また學生思想取締の局に當る文部省は本年五月尨大なる學生思想左傾對策を決定する一方思想善導機關として新に精神文化研究所を設置した。更に此種運動の取締對策として異色あるは、司法當局が採用するに至つた溫情主義による思想轉向政策であらう。かゝる政策の實施により本年は共產黨事件被告より續々轉向者を出すに至つた。

左に思想運動取締對策として本年實施さるゝに至りしものを以下內務、司法、文部の各省別に記載することゝする。

一　內務省關係

1、特高警察擴充

內務省は本年一月初頭の櫻田門不祥事件に鑑み極左運動を徹底的に取締ると同時に反動運動に對しても警戒を拂ふため全國特別高等警察機關網の擴大充實を企圖し所要豫算六十五萬圓を七年度追加豫算に計上し第二次臨時議會に提出せる所六月十四日議會を通過したので同省では直ちに地方官々制並に警視廳官制を改正し七月一日より擴充計劃を實施することゝなつた。

計劃內容は次の如くである。

一、內務省警保局に事務官二名及び屬十名を增員(保安課勤務)して特高事務の敏速を圖る。

一、警視一名を增員して特高事務の繁激なる大阪府に配屬せしめる(大阪府の外事課を復活)

一、警視廳に書記官一名、警視三名を增員して現在の特高課を部に昇格し特高部長をして極左極右團體の査察內偵を總括せしめ

事實上全國特高警察の中樞とする。

一、特高警察專任の警部五十名(要求人員九十八名)及警部補百五十名(要求人員二百二十五名(通譯二十名・要求人員四十名)を增員して全國主要府縣の特高課に配屬せしめる即ち警部は警視廳に三名、大阪、京都、神奈川、兵庫、愛知の諸府縣には各二名、その他北海道、新潟、長野、靜岡、岡山、廣島、山口、福岡、長崎山梨、富山、鳥取、福井、外數縣には各一名を配屬せしめ、又警部補は全國中最も樞要なる警察署百五十を選擇して各一名を配屬せしめ之に依つて從來の高等課を普通高等課と特高課に區分して能率の增進を圖る。

一、全國警察電話の補修を行ひ各府縣間相互の連絡に遺漏なからしむ。

一、特高警察の擴充に伴ひ機密費旅費等を增額して査察內偵移動警察の圓滑を期する

一、防彈衣其の他の護身用具を充實し、不逞分子逮捕又は襲擊に際しその抵抗に備へしめる。

警視廳官房特別高等課を擴張して特高警察部を新設する警視廳官制中改正の件は二十九日勅令を以つて公布即日施行された。その內容は左の通である。

▲書記官五人を六人に、警視五十三人を六十五人に、警部百四十一人を百七十人に監察官二人を三人に增員す

▲第十二條中、警務部の項の次ぎに左の一項を加ふ、特別高等警察部(一)特別高等警察及外事警察に關する事項(二)勞働爭議に關する事項　第十四條　第一項中、警務部長の下に特別高等警察部長を加ふ第二項以下を削る

2、海港警備並に銃砲火藥取締

內務省は二月二十六日の閣議に於いて思想取締並に暴力行爲取締の海港警備費一萬三千圓と銃砲火藥取締費九千圓の豫備金支出に關する件を決定し、三月一日より實施した。

尙實施期間は四月末日迄であるが、明年度以降に於いては兩取締に合計四十五萬圓の追加豫算を計上し徹底的取締を期する筈である。その內容は左の如くである。

一、帝國內各港灣と上海あるひは警戒を要する各外國港との間を往復する定期並に不定期の船舶に對し、その乘組員並に貨物等について嚴重なる檢索を行ふ。これがためには船舶內に移動警察を設けこれに要する增員を行ふ

一、各港灣停泊船に對する檢索を嚴重にするため港灣配置員を增加する

一、各港灣より出發する汽車、電車、乘合自動車等の交通機關に移動警察を勵行する

一、主要驛に張込員を增置する

一、右に關する豫算中五萬圓を以て內地における銃砲火藥取締の警官(百七十五人)を增加し銃器の製造販賣元等を監視する

3、特務部隊の設置

內務省は警察官の團體行動と武裝化の必要を認め昭和八年度より特務警察制度を設置し、先づ之を東京に設け警視廳內

に置き、次いで京、阪、神、横濱等大都市所在府縣に及ぼす方針を決定した。東京に設置さるべき部隊は人員五百名とし警視總監に直屬するものであつて、編成並に勤務制度は左の如くである。而して右に要する經費は三百人分は府市から要求る。殘り二百人分三十四萬圓は國費として大藏省に要求の筈である。

特務部隊組織

一、二百七十名を一個大隊として特務部隊を組織せしむるも、他の二百三十名は首相官邸を始めとし各相官邸、重要官廳その他に常時配置し萬一の警備に當らしむること

一、一個小隊三十人(小隊長は警部補)とし三個小隊を以て一個中隊となす(中隊長警部)

一、三個中隊を以て一個大隊を組織す(大隊長警視)

一、大隊長は正、副二名を置くこと

勤務制度

一、特務警察部隊の勤務は三部制又は四部制とすること(この點未決)

一、特務警察官は全部これを寄宿舍に收容すること

一、勤務制度は動員を考慮してこれを定むるも、大體は一個中隊が勤務につくときは一個中隊を休憩せしめて待機の姿勢に置き他の一個中隊を休養せしむる方法を取ること

一、特務部隊は平素にありては勞働爭議の取締り、その他一團として行動するを要する勤務に當らしむること

特務警察隊の武裝

一、軍隊式訓練を行ふと共に全員に拳銃をおびしめ、防彈衣その他の裝具を給與すること

4、警察電話網擴充

內務省は共產黨一派の跳梁その他に鑑み本年十月全府縣に亘る直通警察連絡電話を完成することに決定し、明八年度以降五ケ年間に總額三百五十七萬圓を以つて實行することゝなつた。

八年度五十四萬七千七百圓(內務省、警視廳、山梨、埼玉群馬、長野、新潟、富山、石川、福井間の連絡)、九年度七十二萬一千三百圓、十年度七十三萬八千五百圓、十一年度八十七萬三千二百圓、十二年度五十六萬七千五百圓。

5、圖書檢閲網擴充

內務省は十月圖書檢閲網を全國的に擴充する計畫を樹て左の如く二十九名の檢閲係を增員する方針の下に豫算案一萬五千圓を大藏省に提出した。

本省に事務官一名、屬八名、雇員六名、囑託(飜譯係)四名、計十九名、警視廳に事務官二名、警部五名、計七名、大阪府、京都府愛知縣に事務官各一名。

尙以上の外思想運動對策として內務省は次の如き警察制度の擴充案を確立した。(イ)內務省警保局は非常事變突發の際に於ける警備計劃として七月新に全國各府縣警察官約六萬人の非常動員計

闘を確立した。右によれば、内務大臣の警察官非常動員命令が各地方長官に發せられれば各府縣より直ちに相當數の警察官が非常召集せられ目的地に派遣せられるものであると。(ロ)昨年度より特別警察隊を設置すべき事が決定されたが(上掲)更に非常時警備を徹底させるため内務省は在郷警察制度の採用を考究し左の如き案を樹てた。

一、國家的重大事變の勃發せる際警察の補助員として利用し得る適當なる人物を常時において登錄する。

一、登錄は永續的、豫備警察官の二種類とする。

一、在郷警察の制度は現行在郷軍人會の制度を準用し必要なる經費を國庫より補助す。

一、登錄すべきものは警察官たりし恩給生活者並に警察事務につきたる有經驗者とす。

(八)大警衛課設置　從來警視廳にて御警衛事務及び一般警戒取締に當つてゐた警衛課と警備係を合し、警視を課長とする大警衛課を設置することゝなつた。

(二)小學校教員の思想調査　内務省警保局は教員の赤化防止のため十二月二十二日全國各府縣警察部に通牒を發して左の七項に亘る調査を命じた。

一、教員の社會運動の沿革
二、教員の社會運動團體參加狀況
三、社會運動關係教員の司法處分狀況
四、社會運動關係教員の司法處分諸結果狀況
五、社會運動關係教員學校の司法處分狀況
六、社會運動關係教員學校の司法處分諸結果狀況
七、共産黨入黨教員その他に關する件

二、司法省關係

1、思想係書記官增員

司法省に於いても大逆事件始め左右兩翼のテロ事件頻發する狀況に鑑み思想犯罪取締機關の充實を期し本年度追加豫算六十萬圓を計上して思想係書記官、屬、檢事、及び判事の增員を企劃したが、右豫算は第二次臨時議會において十二萬圓のみしか承認されず從つて本年度に於ては思想係書記官一名、屬官二名の增員を行ふに止めた。

かくて思想專任豫審判事二十名、思想檢事三十名の增員、その全國への配置は來年度新規事業として經費約三十萬圓を第六十四議會に要求することゝなつた。

2、思想係判檢事會合(十月十日——十四日、於司法省)

思想犯罪取締對策を議するため毎年一回召集される全國各控訴院及地方裁判所々屬思想係判檢事會合は十月十日より五日間司法省で開催された。出席總員約一三〇名。

本省提出諮問事項、協議事項並に決定されたる司法部對應策は左の如し。

諮問事項

(イ)思想犯罪取締り事務改善に關する件(ロ)思想犯人の矯正改善に關する件(ハ)出版犯罪の司法處分に關する件

協議事項

一、思想事犯の取扱上について起訴すべき事由の簡易化。
二、拘留訊問の統一
三、豫審判事の訊問調査作成の統一
四、思想犯人を拘禁したる場合その首領者と平黨員との區別に基いて拘禁日數の差別

決定事項

一、その右翼たると左翼たるとを問はず思想犯罪はすべて一般豫防の見地から嚴重に取締ること、殊に治安維持法違反に該當する犯罪は嚴罰方針をもつて臨むこと
二、思想犯人同樣所謂シンパも左右の別なく正犯と同樣嚴重に取締ること
三、思想犯の教化に就いては特に意を用ひ改過遷善の實を擧ぐるよう判事も檢事も意を用ふること
四、出版による思想犯罪取締りに意を用ひること
五、思想犯罪の激增に鑑み現在の人員をもつてしてはこれが充分なる取締は不可能であるから判檢事の增員を決行して完璧を期すること

尙司法當局は左翼思想犯に對し從來の嚴罰主義をとる一方温情主義を併用する方針をとるに至つた。

即ち所轄裁判所は思想轉換者に對しては能ふ限り寛刑をもつて處斷し、既決囚にして思想轉換顯著なるものは假出所、假釋放を許可するの方針をとつて思想國難を防壓せんとするものである。

かくて日本共產黨事件被告中轉向者が漸次增加せんとする傾向を示すに至つた。

三、文部省關係

1、學生思想左傾對策決定

文部省の學生思想問題調査會は昨年來整理委員を擧げて學生々徒左傾の對策を考究してゐたが整理委員會はその具體案を決定し四月十五日の小委員會に之を附議決定、更に五月二日文相官邸に開催された學生思想問題調査委員會總會に提出した。總會に於ては二ケ所修正の上原案を可決した。該案は同時に可決された學生々徒左傾原因案と共に會長鳩山文相に答申し、文部省はこの答申に基きて二十萬圓の豫算を計上して積極的に學生左傾對策を講ずることゝなつた。

決定せられたる對策案なるもの左の如し。

「學生生徒左傾の原因は別紙調書に記載せる如く、一、社會の情勢、二、思想界學界の傾向、三、教育の缺陷、四、マルキシズムの性質、五、左傾運動、六、青年の心理、七、境遇及び素質等の諸方面に存するが故にその對策も亦これ等の全般にわたつて考究

せざるべからず、然りと雖も思想問題は獨り教育のみに依りて之を解決し得るものにあらず、同時に政治、行政並に社會改善等の方面に於てもそれ〴〵その原因に對應して適切有効なる方策を講ずるの必要ありと認む、學生生徒の左傾の原因中、六、青年の心理、七、境遇及び素質については家庭、教育、學校教育及社會教育に於て充分なる注意を拂ひ適切なる措置をなすと共にその個性並個人的境遇に留意して適當なる指導をなさざるべからず。又四、マルキシズムの性質に對する對策は思想界學界に關する對策の條件の下に於て自ら併せ考慮せらるべきものとす。

（一）社會情勢の改善

一、選擧の弊害を除去し議會の機能を振作して議會制度に對する國民の信望を高めること。

二、公務に關する嚴肅なる義務觀念を振起し、政界の綱紀を肅正し、政治行動の公正を期すること。

三、わが國情に適する社會政策を充實して無產者及び小生產者の生活不安を除き、その適切なる產業政策によりて國民生活の向上を期すること。

四、時代の推移に對して富豪及び有產者の自覺を促すと共に財力に應じて國民の經濟上の負擔の公正を期すること。

五、學校卒業者を適當なる職業につかしむるため組織的機關を特設すること。

六、立憲自治の精神とその實行力とを涵養せしむるため適當なる機會を利用して政治的訓練の普及徹底を計ること。

七、政治教育若しくは政治的訓練を目的とする指導機關を新設又は助成すること。

八、多數結束して不當なる目的を達成せんとする行動に對してその處置を嚴正にすること。

九、講演、印刷物等により共產主義運動の目的方法の不正不法なる實相を世人に認知せしめ、これを豫防警戒せしむる事。

（二）思想界學界の矯正

一、わが國體、國民精神の原理をせん明し國民文化を發揚し外來思想を批判し、マルキシズムに對抗するに足る理論體系の建設を目的とする有力なる研究機關を設くる事。

二、時勢に適せる精神文化の研究に對して奬勵金を與へ、又思想の指導上有益なる文獻の出版を奬勵する事。

三、宗教的情操の涵養を奬勵し人格の陶冶と國民精神の培養とに資せしむる事。

四、小說、音樂、演劇、映畫、ラヂオ等による健全なる人生觀、社會觀を與ふること。

五、新聞雜誌が適切なる報導、公正なる批判によりて中正穩健なる輿論の作興に資するやう留意を促す事。

（三）教育の改善

一、學校教育の制度組織施設および教授訓育の內容方法等の改善を目的とする有力な調査機關を設くること。

二、學校に於ける諸學科の教授內容と學生の思想傾向との關係を

具體的に調査しその結果を有効に實施すること。
三、一學校及び一學級の定員數を減少して個別的啓導の實を擧げしむること。
四、諸學科を通じ國家社會の實相に關する正確なる知識を與へ、學生生徒をしてこれ等に關して皮相なる公式的見解を懷かしむるの弊害を改むること。
五、學校及び職業撰擇の指導をなし學生生徒をしてその實質及び境遇に應じて適切なる進路を取らしむること。
六、教員の養成並に檢定の方法を改善し、教員の識見と教養とを高むること。
七、教育界に人材を擧げその待遇の改善を計ること。
八、教員の社會問題、思想問題等に關する知識を高め之に對する批判力指導力を養はしむるため講習會を開き又その他適當なる施設をなすこと。
九、家庭に於けるしつけを重んじかつ學校教育にのみ依賴するの弊を除くと共に、家庭と學校との連絡を一層密接ならしむる事。
十、虛榮營業的功利的動機より子弟を濫りに高等教育機關に入學せしむる弊風を改むること。

（四）左傾運動の防止

一、共產黨、共產青年同盟、及び其の他の外廓團體、プロレタリア文化團體等の運動を嚴重に取締ること。
二、學內及學外に於ける學生生徒の左傾運動に就いては、學校、家庭、內務及び司法機關相連絡して其の取締を周密にすること。
三、學生生徒に左傾運動の不正不法なる實相を知らしめて豫防的効果を擧ぐるに努むること。
四、すべての教師をして左傾運動の防止に一層の努力をなさしむること。
五、處分を受けた學生生徒を啓導して改心せしむるために適當なる施設をなすこと。
六、左傾的理論及び文藝の宣傳に對して健全なる思想を普及する方法を講ずること。
七、學校と家庭との連絡を密接にして學生生徒の左傾の防止並に矯正を一層有効ならしむること。
八、學友會その他の附帶施設の本旨を發揚するに努め、その左傾運動に利用さるゝことを防壓すること。
九、健全なる自覺的青年運動並に修養團體の活動を指導奬勵すること。

2、精神文化研究所の開設

文部省は國民思想の現狀に鑑み思想上の研究及び指導を行ひ思想善導の實を擧ぐるため經費七萬餘圓の豫算を以つて精神文化研究所を設け九月開所するに至つた。

研究所は文部大臣の管理に屬し、職員は所長（勅任）、所員八（內勅任二、奏任六）助手十二、書記三名を置く。

而して研究所內に研究部及び事業部の二部を設け各左の如き任務を分擔することゝなつてゐる。

一、研究部は專任研究員並に囑託を置き法律、經濟、文學その他各

方面に分つて、國民精神文化の研究を爲さしむ。

一、事業部は研究部に於ける研究の結果を、實際に廣く發表する外、全國師範學校より教員一名宛並に思想關係事件に依る處分學生を收容し、思想善導に關する再教育を施す。

八月二十三日左の如く役員が任命された。

所長・文部次官粟屋謙、所員・學習院教授紀平正美、東大教授吉田熊次、京大教授作田莊一、囑託・廣島文理大西晋一郎、慶大教授川合貞一。

3、各高等專問學校及大學の對策

例年の如く本年も各高等專問學校、大學校長會議その他に於いて學生思想對策が協議決定されたが其主なるものは次の如くである。

イ、大學及高等學校の學生生徒主事會議（二月二十四日、於文部省）

指示事項

一、特別講義の實施方法についてはもう少し講師の選定を愼重にして十分の効果を擧げしめられ度し

二、學生生徒主事はもう少し熱心なる學生極左運動の眞相を確めてその對策を講ぜられ度し

ロ、全國高校々長會議（六月二十五日、上野帝國學士院）

協議事項左の如し

一、國民精神文化の發揚に關する件

二、思想問題に關聯しては學校教育の改善に關する件

三、左傾運動防止の方策に關する件

四、最近の左翼運動の情勢に關する件

ハ、全國實業專問學校々長會議（六月三十日、於文部省）

協議事項

一、國民精神文化發揚に關する件

一、思想問題に關聯して學校教育の改善に關する件

一、左傾運動防止の方策に關する件

一、最近の左右兩翼運動の情勢に關する件

一、學校福利施設に關する件

建議

一、專任の生徒主事並に生徒主事補を速かに高工、高農、高船の各學校に設置されんことをその筋に建議すること。

4、思想講習會

本年も文部省は教育關係者に對し七、八兩月に亘り各地に思想問題講演會、講習會を開催した。即ち東京以下大阪、仙臺札幌、廣島、福岡の五地方において講習會を開催すると同時に各會期中座談會および思想問題資料展覽會を開いた。

第二篇　反社會主義的運動

第一章　青年團

一　青年訓練所

昭和六年度（昭和七年四月末日現在）に於ける青年訓練所の

狀況は左表の如く、訓練所數は公立一五、三九一私立二〇六計一五、五九七にて之を前年同期と比較すれば公立に於いて六、私立に於いて一四計二〇の減少を示してゐる。即訓練所數は昭和三年以來漸減の一路を辿りつゝある。

次に訓練所生徒數及修了者數を見るに前者は九六五、一三〇人、後者は一〇一、八四九人にて何れも前年同期に比し六、六九六人及三、二九二人の增加を示してゐる。かく生徒數及修了者數は昭和三年以來多少の增加を示しつゝあるが、それを訓練所創立の大正十五年の數に比すれば、毎年著しき減少となつて居り、本年は生徒數二二二、九五二人の激減である。

此の生徒數の減少は都市に於いて殊にその傾向が著しい。かゝる不振の原因は設立當時は一ケ年の訓練を受ければ兵役年限短縮の恩典に浴し得たのに昭和四年以後はその特典を得るため四ケ年の訓練を必要とされるに至つたゝめであると見られてゐる。かゝる青年訓練所の不振、行詰りに鑑み兩三年來文部、陸軍兩當局によつて種々打開策が企劃されつゝある。實業補習學校と青年訓練所の統一、青年學校の設置、青年訓練所義務制の實施等昨年來考究されてはゐるが、本年中には未だ何れも實現されるには至らなかつた。

以上の如く青年訓練所は停滯不振を續けるの狀態にあるが滿洲事變勃發以後軍部の對社會的活動が活潑になつて以來、屢々實施されるに至つた防空、防火、警備等の演習には常に在鄉軍人、青年團と共に動員せられ軍事組織の一部としての任務を果す事が多くなつた。

上記の各演習には青年團學生と共に民間部隊或は防護團として直接演習に參加せる外、出征軍人の送迎、國防獻納運動軍事的紀念日のデモ等に動員されて××勢力の一部としての役割を果しつゝある。

昭和六年度(七年四月末現在)の訓練所數、生徒數及び同累年比較表を左に掲げて置く。

青年訓練所數

	公立	私立	合計
青年訓練所	一二、三一九	—	一二、三一九
小學校又は實業補習學校を訓練所に充てたるもの	四、〇七三	三〇	四、〇九三
其の他の場所に設けたるもの	—	一八六	一八六
合計	一五、三九二	二〇六	一五、五九七

(文部省調・昭和七年四月末現在)

職員數		前年	現在	前年との比較增減（△）
主事		一五、四三一	一五、三六六	△ 三七五
指導員		五一、六三五	五一、三四四	△ 二九一
小其在學校郷軍教		三九、一三一	三六、三五五	△ 二、八七六
合計		二、四五五	一、八三一	△ 五四四
他人員		九三、二二一	九二、三〇一	△ 一、八二〇
計		一〇八、六五三	一〇六、六六六	△ 二、〇八七
生徒數		九六、一三〇	九四、五四五	△ 一、六八五
前年修了者數		一〇一、八四九	一〇〇、〇一八	△ 一、八三一

全國青年訓練所數增減比較表（文部省調）

公立種別	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	前年との比較增減（△）
公立青年訓練所	三、三二一	二、九六四	二、五四一	二、三二九	△ 二七五
充當實業補習學校	三、二二三	三、五二三	三、八〇三	四、〇二二	二六九
規定第八條ニヨル學校	—	—	—	—	
小計	一五、五三三	一五、四七七	一五、三九七	一五、二九一	△ 一六
私立青年訓練所	一九一	二四四	二二〇	二〇六	△ 一四
合計	一五、七四四	一五、七〇一	一五、六一七	一五、五九七	△ 二〇

青年訓練所生徒數與年比較表（文部省調）

年次	種別	生徒數	前年修了者數
昭和四年	公立	九九、二三一	一〇四、六四二
	私立	一五、〇〇〇	一、五四〇
	計	九四、二三一	一〇六、一八二
昭和五年	公立	九六、五二四	九二、〇六三
	私立	一八、〇七八	一、六九二
	計	九五四、五九二	九四、七五五
昭和六年	公立	九四、六九八	九六、八二二
	私立	一五、七二六	一、七四五
	計	九八、四二四	九八、五七七

昭和七年	公立	九五〇、五四五	一〇〇、〇一八
	私立	一四、五八五	一、八三一
	計	九六五、一三〇	一〇一、八四九
前年との比較増減（△）	公立	七、八四七	三、二〇六
	私立	△一、一五一	八六
	計	六、六九六	三、二九二
創立年度（大正十五年）との比較増減△	公立	△一二六、五三四	
	私立	三、五八二	
	計	△一二三、九五二	

二　大日本青年團

昭和七年四月末現在に於ける男子青年團數は一六、三三四正團員數は二、四八八、六〇四人にて之を昭和六年度のそれと比較すれば、團體數において一五七、團員數においては一八、二五二人の増加である。同期に於ける女子青年團數は一四、一七四、正團員數は一、五六四、七三八人で團體數において四二の増加を示してゐるが、團員數は四五、七〇〇人の減少となつてゐる。

農村恐慌の深化、小作爭議の激化につれて農村青年を主要構成要素とする地方青年團中には官僚青年團の排擊、青年團の自主化の聲を擧ぐるものあり、長野縣下各郡の聯合青年會は昨年來その運動を果敢に繼續しつゝある。

然し乍らこの現象は未だ急進的一部團體のみに止まり、その大部分が青訓、鄕軍と共に種々の軍事的運動に動員され軍事動員組織の一部としての役割を果しつゝある事は上述の如くである。

第二章　國家主義的及國粹團體

昭和六年に於けるロンドン海軍々縮條約の締結及び滿洲事變の勃發とに刺戟されて既成・新生の國粹團體は一齊に愛國運動を開始した。然るに此種運動は本年に入つて更に逼迫せる內外の情勢に應じて飛躍的に發展し、五・一五事件においてその頂點に達し、本年上半期に國家主義運動の爛漫たる開花期を現出するに至つた。

益々深化する經濟恐慌に依て勞働者は素より中小工業者に至る迄極度に貧窮化せると同時に農村恐慌の未曾有の深刻化によつて農民も亦窮乏のドン底に追ひやられた。かゝる全國都市農村一般に漲る貧困の重壓と、ロンドン條約の締結並に滿洲事變勃發以來××の行ひ來つた對社會的活動とに……國民一般の間に既成政黨排擊、議會政治否認、財閥打倒……のファッショ的氣運が彌滿するに至つた。此雰圍氣の中に從來

單なる反動團體として反社會主義運動に專念してゐた國粹團體の若干が飛躍的生長を遂げたのであつた。

更に內外の逼迫せる情勢は無產者運動の陣營內にも思想的動搖を起こさしめ、昨年來その兆を見せてゐた國家主義運動への轉向、が社民黨の分裂、大衆黨及全國勞働の一部の離脫、勞働總聯盟の急角度轉回等々によつて具體化され、これがために國家主義陣營は量的に膨張すると同時に、此種運動は國家社會主義的色彩を多分に加ふるに至つて運動は更に擴大尖銳化された。

かくて此種運動は血盟團事件、五・一五事件等直接行動の續發によつて沸騰點に達したが、五・一五事件以後本年下半期に向つて漸く衰退の色を示すに至つた。その原因と目されるは五・一五事件によつて擧國一致內閣の出現を見るに至り續いて時局匡救臨時議會の開會、時局匡救諸對策の決定、滿洲國承認による滿洲事變の一應の解決等々客觀的情勢の變化を來せる一方、大川周明、橋孝三郎氏等上記兩事件に指導的地位にありし首領株が事件後檢擧されてその統率下にある團體が活動力を失ふに至つたのと、現役軍人の多數によつて決行された五・一五事件を機會に陸・海軍當局が軍紀振肅、政治不干與を聲明して愼重な態度を持するに至れる點にありと見られてゐる。

以下本年活躍せる國家主義團體につき、その運動を概觀しやう。

本年此種運動に重要なる役割を務めた無產陣營よりの轉向者によつて組織された團體――赤松克麿氏一派の國家社會黨及び下中氏一派の新日本國民同盟の結成並にその活動は第二部第三篇の記述に之を讓り茲には從來の國家主義團體の運動の記述に止める。

我國の國家主義運動は無產陣營よりの轉向者を加える事によつて國家社會主義的色彩を濃厚ならしめたが、之によつて國家社會主義運動は國家社會主義を奉ずる一派と純正日本主義を奉ずるものとの二大潮流にほゞ整理されんとする傾向を生ずるに至つた。

前者に屬するものが主として轉向派によつて組織された團體若しくは轉向派を吸收せる團體であり、後者は主として在來の反動的國粹團體によつて代表されると云つて差支ないであらう。後の團體の中にあつても時勢の變轉に適應する進步性を有たぬものは國家主義運動全盛の此期にも消極的態度を持するのみで時流に乘つての華々しい活動を示す事をしなかつた。

國粹會、國維會、建國會、國柱會の如き有力なるべき組織と古き傳統を有してはゐるが、團體自體としての本年記錄さるべき表面的活動は之を有たない。かゝる團體の中で黑龍會が自ら盟主となつて、昭和六年六月に大日本生產黨を組織し、

最初の國家主義團體の大同團結としてまた最初の全國的國家主義政黨として此種運動の火蓋を切つた。（生産黨の結成、政綱及綱領は前年度版本年鑑に之を掲げた）。

一、大日本生産黨（昭和六年六月結成、總裁内田良平）

生産黨は昨秋十一月、八幡博堂、鈴木善一氏等の日本國民黨以下數團體を、更に十二月に擧行された第一回黨大會に於ては天行會以下十七團體を合同し、本年に入つては一月十日に津久井龍雄氏等の急進愛國黨を吸收して著しく組織を擴大すると同時に日本國民、急進愛國兩黨の理論を攝取する事によつて從來甚だ不鮮明であつた指導精神を明確に立直すことが出來た。即ち生産黨は本年一月「金融專政々治打破」「資本主義經濟組織の根本的改變」「生産者立國の國家統制新經濟政策の確立」等々の新政策を採用し國家社會主義の大旆を掲げて資本主義制打破の××的運動に邁進することゝなつた。

本年一月二十一日に發表された新政策は次の如くである。

政策

政治

一、團體觀念を缺如せる政治家の根絶
二、金融寡頭專制政治打破
三、金融財閥の寄生蟲、政、民兩黨排擊
四、國賊共産黨、全協、亞流共産主義黨（全國勞農大衆黨）社會民主々義黨（社會民衆黨）擊滅
五、國民共存共榮政治の建設
六、大日本主義政權に立つ强硬外交展開
七、滿蒙獨立國家建設促進、滿蒙權益の國民化
八、支那の誘導開發
九、侵略的白人勢力の驅逐、新興亞細亞の建設
十、精鋭なる國防機關の充實、賣國的軍縮論排擊

經濟

一、亡國的資本主義經濟組織の根本的改變
二、生産者立國の國家統制新經濟政策確立
三、我利的金融資本家打倒、金融機關の國家管理
四、産業の國家本位的統制
五、勤勞國民大衆の生活保障
六、勞働權の保障、耕作權の確立、居住權の保障
七、生活必需品に對する消費稅撤廢
八、一切の大衆負擔稅の輕減撤廢
九、生活必需品（瓦斯、水道、電氣）供給停止反對

社會

一、一國一家主義の徹底
二、一切の階級的利己主義排擊、家族的國民道德高揚
三、不合理なる社會的諸制度の撤廢
四、日本的勞働組合法の確立
五、一切の勞働者に對する失業、疾病、災害保險制度の確立

六、誤れる一切の現行爭議調停法の根本的改正
七、施療施設の徹底
八、徴兵其他公務奉仕による失業災害並に窮乏家族保障制度の確立
九、教育の機會均等、建國精神に立脚する國民教育の徹底
十、宗教、教育の營利化禁壓
十一、自主的愛國青年團建設
十二、移民政策の確立

かゝる改造運動を効果的に遂行するためにその前衛隊とも云ふべき組織をもつに至つた。昨年十一月津久井龍雄氏を會長とし内田氏を顧問として結成された大日本青年同盟がそれである。青年同盟は黨自體に代つて日本主義戰線に於いての改造運動の中堅となり前衛となつて、前衛的決死的日常闘爭を遂行せんとするものである。

共産黨が上述の如く國家社會主義の旗幟を鮮明にするに至つてからは、從來の主たる目標であつた小市民層の外に勞働者農民大衆の上に運動の基礎を置かざるを得ぬことを知り、工場、農村に於ける日常闘爭を通じて此方面に組織を擴大し強化すべき方針を採るに至つた。此生産黨の勞働運動、經濟運動への進出は堂前孫三郎氏の入黨によつて或程度の成果を收めた。即ち生産黨は本年大阪金屬産業勞働者組合、大阪紡織産業勞働組合、大阪化學産業勞働組合、大阪借家人協議會全國鐵道構内立賣從業員同盟等の組合を組織し之をその勢力下に置く事が出來た。更に本年十月二十日には堂前氏を會長とする職業組合聯合會が結成されるに至り、かゝる方面への闘爭の展開によつて生産黨は從來の單なる反動國粋團體の舊態を蟬脱するに至つた。

尚生産黨とその幹部を同じくし生産黨成立後は之を支持して、同樣の方向に闘爭を展開しつゝあるものに全日本愛國者共同闘爭協議會（前年度版本年鑑參照）がある。日協は昨年三月津久井、鈴木、八幡の諸氏を中心に大日本青年同盟以下多くの團體の加盟を得て結成された。日協は初め國家主義各團體の共同闘爭機關として組織せられ戰線統一を任務とせるものであり、生産黨成立に當つては加盟團體日本國民、急進愛國兩黨及び洛北青年同盟を黨に送つて其務の一部を果したが、同時に協議會自體も生産黨を支持して××的闘爭團體として黨と同方針をもつて活動を續けた。

尚本年一月栃木縣に起れる生産黨の所謂「阿久津事件」は第二部第一篇第二章に記述した。

次に直接行動に依つて帝都を震駭せしめた血盟團事件並に五・一五事件（兩事件の記述は後に掲げた）に直接間接に重要なる役割を務め一時にその名聲を高からしめた國家主義團體に井上日召を盟主とする血盟團橘孝三郎を盟主とする愛鄕塾及大川周明を盟主とする神武會がある。血盟團及愛鄕塾は沿

革的に又行動的に近密なる相關關係を有し、夫々「新日本國家血盟義團」と稱する大同聯盟(昭和六年八月創立準備會結成)を母體とする分派的團體であると云はれてゐる。この兩團體の所謂血盟團事件並に愛鄕塾一派が五・一五事件の別働隊となつて帝都を闇黑化する目的をもつて東京市内外の變電所を襲撃せる事件については後掲「血盟團事件」及「五・一五事件」の頃に之を述べた。茲には五・一五事件の背後にあつて最重要な役割をつとめた大川周明博士を盟主とする神武會について述べる。

二　神・武・會・

神武會は老壯會、猶爲社、行地社(大正十四年二月創立)の各時代を一貫して「新日本の建設」の大旗をかざして國家主義運動に邁進せる大川周明博士を中心に荒地武夫中將、河本大佐等の軍部代表及石原廣一郎氏等の協力を得て昭和七年十一月に創立された。

その指導精神は「神武建國の精神の宣揚」にあり、その目的とする所は國内改革、財閥並に既成政黨の打倒にある。創立直ちに總選擧を機會に行地社、生産黨、日協その他の國家主義團體の青年分子を糾合して遊説隊を組織し、全國各地に遊説して日本主義を鼓吹すると同時に既成政黨打倒の機運を醸成することに努めた。この遊説によつて一擧に勢力を增大せる神武會は四月下旬その陣容を建直し、大川氏自ら會頭となつて會を統率する事となり、同時にその主宰せる行地社を神武會に合流せしめ、行地社機關紙「日本」を神武會の機關紙たらしめることゝなつた。陣營の整備なれる神武會はその背後にある×部方面の勢力を利することによつて創立間もなく我國國家主義運動の中心勢力と目せられるに至つた。大川氏が五・一五事件渦中の人物として事件後間もなく檢擧されしことによつてその活動は一時停止するに至り、同事件以後は僅かに今牧博士一味の首相暗殺計劃によつてその名を傳へられたに止まる。

神武會の主張並に綱領は次の如し。

主張

一、神武建國の精神を宣揚し、誠忠を皇室に誓ひて神聖なる團體を無窮に護持し、天業を四海に恢弘するの覺悟を堅確にして先づ有色民族の解放及び指導に任じ、更に世界の道義的統一に向つて勇往邁進す。

綱領

一、日本建國精神、日本國家の本質、及び國民的理想を闡明し、本來主客を顚倒せる形式的教育の弊風を改革し、眞個の日本國民を育成すべき皇國的教育組織の實現を期す。

一、天皇親政の本義に則り、黨利を主として國策を從とする政黨

政治の陋習を打破し、億兆心を一にして天業の四海に恢弘すべき皇國的政治組織の實現を期す。

一、一君萬民の國風に基き、私利を主として民福を從とする資本主義經濟の搾取を排除し、全民の生活を安定せしむべき皇國的經濟組織の實現を期す。

五・一五事件以後さしも旺盛を極めた國家主義運動も漸く衰退の兆を見せたが、六月一日開會された第二次臨時議會に自治農民協議會が農村救濟の請願運動を行つて、同議會及び第三次臨時議會に對する大小各團體の大衆的請願運動の火蓋を切つたことを本年に於ける國家主義運動の記錄より逸することは出來ない。

三、自治農民協議會――は本年四月愛鄕塾主橘孝三郎、長野朗氏を中心に結成せられた。その前身は昨年末權藤成卿、橘、下中氏等及土田杏村、室伏高信、武者小路その他の文人諸氏によつて組織された日本村治派同盟であつて、同盟が本年一月農本聯盟に發展したる後、運動方針に對する見解の相違より二派に分裂するに至つた。その一派――政治運動に專念すべきことを主張せる一派によつて協議會が組織されたものである。

協議會の指導精神は權藤氏の農本主義を基調とするものであつて、左に綱領並に政策を揭げて之を明にする。

綱　領

一、政治的には我が社稷體統公同自治を確立す。

二、經濟には我が共存共濟の原則により農を本として衣食住物資の充足に努む。

三、教育は人の性能を陶冶するを以て目的とす。

四、外交は彼我協和の主旨を重んじ有無疎通を以つて目的とす。

政　策

一、自給自足を實行し營利經濟より厚生經濟に遷る其のため現狀に於て實行し得る一切の自給自足手段を取る。又共存互濟の原則により產業組合を改造して且つその發展を圖る。

二、農村生活保證のため自治町村の食糧貯藏を圖り其の供給權を確立す。

三、村內に居住せざる者の土地所有及侵耕を排拒し地主の作付義務を促成す。

四、農家負擔の根本整理を遂行す。

五、農家負擔の輕減を圖る。

六、代表選出の弊習を戒飭し自治結束を以て公民權の伸張を圖る

七、滿洲移民を農民の手によつて實現するため一切の準備調査をなす。

協議會は本年六月第二次臨時議會が召集せられるや、農家負債三年間據置、肥料資金反當一圓補助、滿蒙移住費五千萬圓補助を內容とする請願運動を行ひ、農村救濟の大衆的請願運動のトップを切つて一躍その運動を注視期待せしむるに至つた。然るに時局匡諸策の議會通過以後は鳴を鎭めて何等見る

べき活動を行つて居らない。

本年下半期に入つて國家主義運動は上述せるが如き理由によつて次第に下火になつて行つた。各團體は此下半期に積極的鬪爭より一歩退いて陣營の整理、國家主義戰線統一の氣運醸成に努むるの他なき有様であつた。

本年六月以後各國家主義團體によつて共同戰線を張るための組織が次々に結成され、戰線統一、集中の氣運は著しく促進された。かゝる組織の主なるものに國難打開聯合協議會、大同倶樂部及國體擁護聯合會等がある。

▲國難打開聯合協議會（昭和七年六月九日結成）

加盟團體＝日本國家社會黨、大日本生産黨、神武會、勤皇維新同盟、新日本國民同盟、愛國勤勞黨（以上二團體は十二月加入）

協議會は國民窮乏打開運動のため共同戰線を張るために結成されたもので、そのスローガンは左の如し。

一、滿洲國即時承認　二、國民生活窮乏打開　機關——幹事會（幹事は各團體より五名宛）、常任幹事會（各團體一名、望月源治——國社、津久井龍雄——生産、金内良輔——神武、大森一聲——動王、鈴木正吾——個人）

協議會結成後の運動として記すべきは、國民大會（六月十六日、上野自治會館）、明糖脱税問題糾彈、國民生活窮乏打開運動、國際聯盟脱退促進運動、司法省赤化糾彈運動等である。協議會は十二月新日本國民同盟並に愛國勤勞黨の加入を得て基礎次第に固定し恒常的な統一促進機關として注目されるに至つた。

同協議會が結成當時發表せる聲明書は次の如くである。

聲明書

今や最後的破局に直面せる國内外の諸狀勢は新興國民大衆の直接的總蹶起によらずんば遂にこれを打開するの途なきに至つた。齋藤内閣は「擧國一致」を標傍して吾等の前に現れたが、這は舊き日本を代表する欺瞞的擧國一致にすぎず、眼前の國難的時局を打開し新日本を建設するの資格と能力とを全く缺如せるものたる事論を俟たず。吾等は此處に新興日本を代表する勢力を糾合し、こに國難打開聯合協議會を結成し、その第一着手として「新滿洲國即時承認」と「國民生活窮乏打破」とをスローガンとして一大國民運動の展開に驀進することになつた。

▲大同クラブ（昭和七年十一月八日結成）

大同クラブは「日本主義運動陣營の内部に根強い大合同への氣運を醞醸するため」換言すれば戰線統一と整理と確立に努むるために、生産黨、大日本青年同盟、神武會、日本國家社會黨、國家社會主義青年同盟、洛北青年同盟等各團體の青年分子によつて結成せられた。

その構成並に目的を明にする爲左に創立趣意書及部則を掲げて置く。

趣意書

「——此の非常の秋に及んでも猶改造運動の陣營は七花八烈依然として割據的分散的戰線を固執してゐるのは眞に國家的損失と云はねばならぬ。我等は我等の全陣營の整備と大同團結の結成が當

面の必須的任務たるを信ずるものである。

茲に大同倶樂部は、かゝる使命への媒介たらんとして誕生した。日本の合理的改造と、その對世界的 使命を荷へる滿天下の諸戰士の魂の結合、心の連絡に一聯の鎖となり一基の足場たらんとするもの、從つて本倶樂部は苟も志を同くする限り何人の加入も妨げず、又あらゆる先輩及既成愛國團體とも何等對立せんとするものではない。然もそれは又機械的合同の前提たるものでなく、眞に一大包容力を持つ處の有志の休憩所であり、相識相信の機緣を得んが爲の公開的社交機關である。――」

部　則

一、本倶樂部は維新日本の建設に貢献せんとする者の親睦、融和協同を促進するを以て目的とす。

一、構成は個人を以てし、加入は部員三名の推薦を要す。

大同クラブは結成以後上記構成團體の勤皇維新同盟、皇國農民同盟、新日本國民同盟、日本社會主義研究所等の青年分子の加入を得て組織を擴大せる一方全國各地に亘り地方的組織の確立とその統一に努め、全國大合同を目標に運動を進めた。

同クラブの運動として戰線統一の氣運促進に最も貢献せるは、同クラブの主催して十二月九日青山會館にて五・一五事件農民決死隊員溫水秀則氏の愛國者國民葬を擧行せることであらう。同國民葬にはクラブ加盟團體はもとより殆んど全國に亘る國家主義團體を網羅することが出來た。

▲國體擁護聯合會（十二月十三日結成）

聯合會は一〇・三〇事件の勃發に刺激され、直接的には司法部內赤化事件を動機として組織されるに至つた反社會主義的國粹團體の戰線統一機關で、政教社盟主五百木良三氏の提唱により愛國社、明德會、黑龍會、愛國法曹聯盟、政教社、大統社、國民戰線社、國防協會、建國會、昭和同志會、霜雪會等の加盟を得て十二月十三日に結成された。その目的とする所は、國家主義各團體を打つて一丸とし日本精神を强調することによつて國體を擁護すると云ふにあるが、その實踐運動の直接に目指す所は、共同戰線を張つて司法省赤化事件責任者として首相及法相を糾彈するにあり、結成當時發表せる決議は次の如くである。

決　議　文

一、現內閣は共產黨に對し全然對策を有せざるものと認む。

一、今次發覺せる司法省部內の一大不詳事件は輔弼の重責を盡さざるものと認む。

因つて內閣總理大臣齋藤實、司法大臣小山松吉は速やかに引責自決すべし。

右決議す

昭和七年十二月十三日　　國體擁護聯合會

我國國家主義運動の一大潮流たる國家社會主義運動の中心をなし同主義を奉ずる團體の理論的指導機關たる地位に在るものに日本社會主義學盟がある以下學盟に關し若干の記述を試みれば

▲日本社會主義學盟（四月十八日結成）

學盟は下中、大川、島中雄三、林癸未夫、近藤榮藏、小池四郎、赤松克麿、平野力三、津久井龍雄、石川準十郎氏等行地社、生產黨、國社黨、日本社會主義研究所等國家主義陣營の各團體代表者等によつて、國家社會主義理論及方法の學術的研究、反國家社會主義思想の排擊克服並に國家社會主義の實現を目的とする諸運動の支持援助を目的として結成されたものである。

綱領（拔萃）並に役員は次の通りである。

綱領（概要）

今や日本は明治以來未曾有の危機に遭遇してゐる。かかる危機に直面して我等は何を爲すべきか。須く資本と政黨との野合的勢力を徹底的に打倒し、彼等によつて壟斷されつつある政治的經濟的支配を完全に排除すると共に、白色帝國主義の野望を根本的に打破し、以て內外の國難を匡救し、上天皇と下國民大衆との間に何等の階級的特權の介在をも許さざる新政治形態と新經濟組織の上に、眞に國民大衆の福祉を確保すべき更生日本を建設し以て昭和維新の大業を完成すべきである。その唯一の方法は日本國家社會主義の實現以外にはあり得ない。それは飽く迄國家主義を奉じて個人主義を排し、新なる國民主義に立脚して在來の國際主義を斥け、社會的諸弊害の源泉たる資本主義を廢絕し、土地及び資本を國有としてその營利性を剝奪し、之を國法の下に統制して國利民福を適合せしめ、搾取制度を撤廢し階級の對立を根絕し、依て以て全國民的基礎の上に社會主義を樹立せんとするものである、如上の趣旨により本學盟は左記の目的を貫徹せんとするものである。

一、本學盟は國家社會主義の理論及方法を學術的に研究し、且之を全國民に徹底せしめんことを期す。

二、本學盟は國家社會主義を否定し、或は之に背反する一切の思想を排擊克服せんことを期す。

三、本學盟は國家社會主義の實現を目的とする諸運動を支持し、極力之を援助せん事を期す。

役員

一、顧問、下中彌三郎（國民社會黨）、島中雄三（社民黨脫退組）、大川周明（行地社）

二、幹事長、林癸未夫（早大教授國民社會黨顧問）

三、佐々井一晃、近藤榮藏、矢部周（以上國民社會黨）小池四郎赤松克麿、平野力三、（社民黨脫退派）、小名義鶴（大衆黨脫退派）津久井龍雄（生產黨）、松延繁次、狩野敏（行地社）、石川準十郎、五十嵐隆（日本社會主義研究所）

四、事務局主事、石川準十郎

學盟は當時創立準備中であつた國家社會主義新黨のために其綱領並に政策の理論的研究をなし、或は國家社會主義運動の將來の方針の研究のために各方面に研究會を設置するなどの運動を續けた。

然るに昭和六年九月石川、津久井、赤松氏等によつて創立

され學盟と略々同樣の組織の下に同じ研究と運動を續けて來た日本社會主義研究所は本年秋國家主義運動を統一的に擴大强化せんがために新しい組織と鬪爭形態の下に鬪爭を進める事に決し、十一月十一日研究所を解體して學盟に合流する旨の聲明書を發した。續いて十二月一日學盟並に研究所は共同署名の下に學盟の改組宣告を發表して兩者は完全に合流することゝなつた。改組宣言並に改組後學盟の發表せる暫定綱領および新役員は次の如くである。

日本國家社會主義學盟改組宣言

我が日本國家社會主義學盟と日本社會主義研究所とは、本昭和七年十二月一日以後を以て改組合併し、日本國家社會主義學盟の統一名稱の下にその運動を進め行くことにした。蓋しかくすることが、日本國家社會主義運動前進の爲に、必要にして且有効なる方法と信じたからである。

思ふに、我等の日本國家社會主義運動は今や、一の重大なる試練期に際會してゐる。內に於ては尙强固なる統一を缺き、外に於ては暴虐なるブルジョア反動政治の危險の前に曝されてゐる。來るべき時期に於て我等がマルクス主義者と單なる國家主義者との兩側挾擊に會ひ乍ら、一層大なる彈壓と迫害の下に立たねばならないことは、火を睹るより明らかである。國家社會主義運動が一朝にして、棚ボタ式に、華やかなる政治的舞臺に上るが如く考ふるのは、裏切り的狂想以外の何物でもない。國家社會主義運動、國家社會主義者の前には、長い荊棘の道が豫定されてゐる。

而して我々が能くこの困難に對抗し、これを能く克服して行かんが爲には先づ第一に强固なる思想的結合とその果敢なる思想戰とを必要とする。全戰線に亘る固き思想的統一、全國家社會主義團體を貫く縱橫の思想的結合、而してその組織的、計劃的活動を絕對的に必要とする。これなくしては一切の運動は勝利の道に進み得ない。

我等は、玆に深く省みるところあり、深く將來を期して、前記の如く日本國家社會主義學盟及び日本社會主義研究所を改組合體し、大なる決意の下に、一路所期の目的に向つて邁進せんとするものである。希くば普く同志諸君の萬難を排して參加協力せられんことを。

暫定綱領

一、我等は我が國固有の天皇制を以つて、我國最適の國家形態と信じ、一切の經綸をこの信念の下に行はん事を期す。

二、我等は、日本國民は凡べて勞働の義務を有し、國民の生活及び生存を保障する責任ありと信じ、これに必要なる一切の改革を期す。

三、我等は、資本主義經濟組織は國民生活の維持發展を阻害するものと認め、これが撤廢を期す。

四、我等は、現國民生活窮乏の打開は、生產資財の公有、生產及び分配の公營を原則とする、集中的、國家計劃經濟の樹立にありと信じ、これが實現を期す

五、我等は、世界各國民はその生存資源に於いて、平等の權利を

有すべきものと信じ、過當資源獨占國民に向つて、その開放を要求し、以つて新世界秩序の創建を期す。

我等は以上を以て基本綱領とする。國家社會主義を絶對的に信奉し、果敢に全國大衆にこれを宣傳普及し、且つこれに背反する一切の思想の排撃克滅を期すると共に、全國家社會主義者の固き思想的統一的結合を計り、凡ゆる國民層を縦横に貫く、一大思想組織を形成し、以つて、國家社會主義運動の大成を期するものである。

顧問　林癸未夫　大川周明　下中彌三郎　島中雄三　中央常任委員　近藤榮藏　平野力三　五十嵐隆　松木悟朗　石川準十郎　別府峻介　矢部周　高橋忠作　坂本八郎　事務局員　主事　石川準十郎　五十嵐隆　田邊三郎　別府峻介　池田禎二　坂本八郎　小林三郎　各專門部長　組織部長坂本八郎　教育宣傳部長田邊三郎、機關紙部長別府峻介、財政部長五十嵐隆

その他國家主義團體としてその活動を期待されたものに國本社がある。國本社は純正日本主義團體の一で政治團體ではないが、樞密院議長平沼騏一郎氏を會長とし政界軍部方面の巨頭を網羅せるの故に非常財政局に重要なる役割をつとむるものとしてその行動は世の視聽を集めた。然るに本年四月會長の名を以て國本社がファッショ團體に非ざる事を聲明せるのみで華々しき表面的活動を行ふには至らなかつた。尚本年は明倫會、皇道會等陸軍々人が首腦となり在鄕軍人を非常時局面に動員すべき團體が創立されたが、それ等新生・既成の諸團體の現勢については後掲「一覽」につきて見られ度し。

▲血盟團事件

本年二月九日前藏相井上準之助氏が選擧應援演說に趣きたる處會場東京本鄕區駒込小學校前にて小沼正に射殺された。續いて三月三日東京三井銀行前にて三井合名理事長團琢磨氏が菱沼五郎の爲に射殺された。取調の結果兩名は日召井上昭を盟主とする秘密結社血盟團の第一陣暗殺行動隊血盟五人組に屬する者なる事が判明し、五人組の川崎、黑澤外引續き檢擧された。盟主井上が三月十一日自首し、行動隊直接指揮の任に當れる古內榮司が同日東京近郊にて逮捕されるに及んで事件の全貌が曝露されるに至つた。卽ち東大生四元、池袋(卒)、京大生田倉、星子等、東京・京都兩帝大學生數名が加盟し居り、各重要なる役割を持てる事が判明し、三月二十一日東大生久木田祐弘の檢擧を最後に東京及京都に於て殘餘團員全部が檢擧され、井上以下十三名は二十八日何れも殺人罪にて起訴された。起訴者氏名左の如し。

△盟主井上日召(四七)△參謀古內榮司(三二)△池袋正釼郎(二八)△四元義隆(二五)△久木田祐弘(二三)△須田太郎(二五)△田倉利之(二五)△森憲二(二五)△星子毅(二五)△菱沼五郎(二一)△黑澤大二(二三)△田中邦雄(二四)△伊藤廣(二六)

事件の內容として傳へられるところを摘記すれば——

昭和四年茨城縣大洗町日蓮研究の護國堂を建て青年に「昭和維新」の斷行を宣傳せる井上昭は豫て大川、橘、西田、本間等の神武會、柴山塾その他の右翼團體及×部と連絡をとつて國家革新運動を劃策しつゝあつたが、昭和五年九月上京後、上記池袋、四元、古内、久木田その他と暗殺團を組織し、各々暗殺擔當者となつて元老、内府、既成政黨領袖、財閥巨頭一人一殺主義によりリレー式に順次暗殺して既成政黨並に財閥を打倒し、社會人心の動搖不安につけこみファッショ××を起すべき計劃を樹てた。上記數人は首腦部となつて昨年夏頃より暮にかけ暗殺者人選、行動隊推薦、兇器並に資金の授受、友誼團體との連絡、一味への指令等着々と準備運動を行ひ、次いで先づ第一陣による井上、團兩氏の暗殺となれるものである。（尙本事件につきては次項「五・一五事件」政府公表文を參照されたし）

▲五・一五事件

昭和七年五月十五日夕、海軍中尉三上卓他六名及陸軍士官候補生後藤映範他十名計十八名の現役軍人（一名豫備役）が六班に分れ各班毎に首相官邸、警視廳その他を襲撃して首相を射殺し、警視廳その他を爆撃し「日本國民に檄す」のビラを撒布すると同時に別動隊水戸愛鄕塾生等が東京市内外の變電所を襲撃して帝都闇黑を企てた未曾有の不祥事件が勃發した。五・一五事件と呼ばれるもの是である。

五月十五日海軍將校三名陸軍士官候補生四名より成る第一班は午後五時二十七分頃首相官邸を襲ひ制止せる警官二名を狙撃重傷を負せて邸内に侵入首相に迫り短銃にて首相を狙撃（同夜十一時死去）、第二班は麹町區山下町政友會本部に向ひ玄關に、第三班二名は芝區三田牧野内大臣邸に、第四班は日本銀行に夫々手榴彈を投じ、牧野邸にては警官一名が狙撃され負傷した。第五班五名は警視廳を襲ひ短銃を擬しつゝ廳内に侵入手榴彈を投じ、短銃數發を放つて巡査一名、新聞記者一名に重傷を負はして逃走。第六班は丸ノ内三菱銀行を襲つて手榴彈を投じた。各爆撃は何れも奏功せず些少の被害に止つた。加害者十八名は何れも襲撃決行後麹町憲兵分隊に自首した。

一方別動隊水戸愛鄕塾生八名よりなる農民決死隊は同日七時頃東京市外尾久町東京電燈田端變電所、同町鬼怒川水力東京變電所、淀橋町淀橋變電所および埼玉縣鳩ケ谷東電變電所を襲撃して帝都の闇黑化を企てたが何れも不成功に了つた。更に血盟團五人組殘黨川崎長光他三名は舊日本國民黨中央委員にして血盟事件背後の人物の一人なる西田税を東京市外代々幡の自宅に襲ひ狙撃重傷を負はしめた。

右の直接行動隊以外に愛鄕塾長橘孝三郎、神武會々頭大川周明、柴山塾頭本間憲一郎、天行會長頭山秀三等が事件背後の關係者として順次收容され、海軍側も共犯嫌疑者として更に將校十名が收容された。軍籍犯人は海陸軍々法會議豫審部

に、非軍人犯人は東京地方裁判所豫審部の豫審に付せられた。罪名は非軍人犯人は殺人、殺人末遂並に爆發物取締罰則違反である。事件關件者氏名左の如し。

△海軍關係者

海軍中尉　三上卓　海軍中尉　山岸宏
海軍中尉　中村義雄　海軍中尉　古賀清志
海軍小尉　村上格之　豫備海軍小尉　黑岩勇
海軍大尉　塚野義雄　海軍中尉　林正義
海軍小尉　伊藤飜城　海軍小尉　大庭春雄

△陸軍關係者

元士官候補生　後藤映範　元士官候補生　中島忠秋
同　篠原市之助　同　八木春雄
同　石岡榮　同　金清豐
同　野村三郎　同　西川武敏
同　菅勤　同　吉原政巳
同　坂元兼一

△民間關係者

橘孝三郎、後藤圀彥、林正三、矢吹正吾、横須賀喜久雄、塙五百枝、大貫明幹、小室力也、春田信義、奥田秀夫、池松武志、高根澤與一、杉浦孝、堀川秀夫、照沼操、黑澤金吉、川崎長光、溫水秀則（結核性腦膜炎症より昭和七年十二月一日死亡）大川周明、頭山秀三、大間憲一郎

かゝる直接行動をとるに至りし動機、目的並に事件經過を當局發表の公文によつてみるに左の如くである。

動機及目的

「近時我國の情勢は政治、外交、經濟、教育、思想及軍事等あらゆる方面に行詰を生じ國民精神又頽廢を來したるを以て現狀を打破するに非ざれば帝國を滅亡に導くの恐れあり、しかしてこの行詰りの根元は、政黨財閥及び特權階級互に結託したゞ私利私慾にのみ沒頭し國防を輕視し國利民福を思はず、腐敗墮落したるに因るものなりとなし、この根元を芟除して以つて國軍の革新を遂げ眞の日本を建設せざるべからず。」

事件の經路及計劃（公表文拔萃）

「大川周明、井上日召、橘孝三郎及び西田税の各派は豫て國家革新運動をなし軍部青年將校と相聯絡し來りしが、昭和六年末ごろより諸般の狀況の變化に伴ひ西田税と關係ある軍部同志と行動をともにするの困難なる事情に立至りたるため翌七年一月九日井上日召を中心とする民間同志は、二月十一日紀元節を期し一擧に政界財界並に特權階級の巨頭暗殺を決行して、國家革新運動の烽火を擧げんことを企圖し、海軍同志及び出來得べくんば一部陸軍同志の參加を希望しこれを誘ひたるも、諸種の事情によりともに事を擧ぐるを得ざりしため、遂に同年一月末井上日召等はさきの計劃を變更し、一まづ軍部同志と分離しその一派の民間同志のみを以つて一人一殺の方法により、政界並に財界における多數要人の暗殺を決意し、その實行として井上準之助及び團琢磨を殺害したるも、その一味は相前後して檢擧せられたるを以つてその目的を達するに至らざりき。これより先從來海軍部内に於ける運動の指導

的地位にありたる海軍大尉藤井齊は上海に出征し同年二月五日戰死しその中心を失ふこととなりたるも、當時霞ヶ浦海軍航空隊に勤務しをりたる古賀清志、中村義雄らは謀議の末井上日召らの後繼者として蹶起せんことを企て、尙先に決行したる井上日召らのいはゆる一人一殺主義は彼らの目的に對しその効力薄しとなし、寧ろ一齊集團的に直接行動を實行しこれより帝都の治安を亂し、一時恐怖狀態に陷らしめ、戒嚴令を布告せらるゝに至るべき情勢を惹起せしめんことを企圖した。：中略：：橘孝三郎は本年一月二十二日茨城縣土浦町において古賀清志、中村義雄らに對し講演をなして農村の窮狀を說き國家革新の要あるを論じ靑年士官の奮起を勵奬したることありて肝膽相照すに至り、同年三月二十日以降古賀清志、中村義雄としば〳〵謀議の結果別動隊としてその配下なる後藤國彥及び熟生らを率ゐて行動の第一線に立たんことを約したり。

國家主義的及國粹團體一覽（當研究所調査）

團體名（本部所在地、括弧內ハ創立年月日）	主張及目的	備考（括弧內ハ該團體發表ノ會員數）
皇道會（東京芝琴平町二虎ノ門會館一五號（昭八・四・五）	皇道政治ノ徹底共產主義撲滅	
月刊「皇道」（機關紙）		
幹部氏名		
副總裁 中將 森藏		
幹事長 少將 黑澤主一郎		
組織部長 少佐 水谷吉藏		
遊說部長 平野力三		
島中雄三		
林癸未夫		
五來欣造		
下中彌三郎		
其他		

大川周明は嘗て同人ら經營しをりたる社會教育を目的とする大學寮において黨陶なしたる關係ある古賀清志等に對し、同志共用の武器並に準備資金として拳銃五挺實彈百數十發及び數回にわたり合計金六千圓を供與したり。

頭山秀三及び本間憲一郎は從來右翼社會運動に從事しをりたるものにして、同年三月中旬以降しば〳〵古賀清志、中村義雄らと會合しその計劃實行を容易ならしめんがため、同志共用の武器として拳銃六挺及實彈若干發を供與したり。斯くて古賀清志、橘孝三郎らは屢次協議を重ねたる上軍部同志を以て本隊とし、橘孝三郎及びその配下を別働隊とし別働隊は帝都を暗黑ならしめ、よつてこれを混亂に陷るゝ目的を以て東京市及びその附近の發電所數個所を襲擊し、爆彈を用ひてその要部破壞の計劃を立てた。

（十五萬七千人）在鄉軍人會ニオケル反資本主義反既成政黨的分子ト農民組合中ノ在鄉軍人分子ヲ以テ構成、日本農民組合ト提携

（以下略）。」

信州皇民同盟	長野縣下伊那郡飯田町猶興社ビル（昭八・四・二三）	皇道政治ノ確立共産主義撲滅	「週刊」信濃國民新聞	盟主 淺井敬吾 書記長 古野福一	（五千人）神武會、生産黨、愛國勤勞黨、國家社會黨ノ支部ノ同盟體。右翼大合同ヲ目標トスル地方最初ノ合同	
國體擁護聯盟	東京芝田村町一丁目内田ビル三十號室（昭八・三）	共産主義撲滅！	加盟團體		大日本生産黨、黑龍會、明德會、日本新聞社、行山莊、大同聯盟、大乘會、原理日本社、國民戰線社、愛國法曹聯盟、愛國新聞社、神武會、東亞聯盟、大日本護國科學日本主義同盟、大化會、建國會、愛國學生聯盟、勤王聯盟、全日本興國同志會、東亞社、對外同志會、勤王會、政教社、愛國青年聯盟、大統社、大道社、原理日本軍、愛國回天時報社、大日本殉國會、大日本愛國義團、國家東亞聯盟、愛國社、愛國勞働聯盟等	
日本主義研究所	東京澁谷常磐松二六（昭八・三）	日本主義ノ原理・文化ノ研究	季刊「大日本主義」	所長 松永材（千人）		
日本主義作家同盟	東京麹町内幸町幸ビル（昭八・四）	文學行動ヲ通シテ皇道維新ノ斷行ヘ	月刊「日本主義文學」	顧問 飯島與志雄、尾崎愼治、外三名	大同倶樂部ヲ母胎トス	
愛國青年黨	東京荏原中延町五三（昭八）	大亞細亞主義・一君萬民	月刊「民軍」		國民解放社ヨリ分離權藤イズムニ立脚	
日本政治科學研究所	東京巢鴨六ノ一五二三（昭八・八・三）	日本民族ノ特殊性闡明、左翼運動者の懷柔		常務理事 尾池義雄		
青年日本同盟	東京（昭八・九・一七）	皇道日本ノ建設		主事 伊知地義一	大日本青年同盟及日本遞信從業員組合ノ提携	

國難打開聯合協議會	東京麹町内山下町東洋ビル神武會内（昭七・六・九）	「國協會報」	幹部 生産黨系—内田良平、津久井龍雄、八幡博堂、鈴木善一 國社黨系—赤松克麿、今村等、神武會系—大槻正秋、延繁次、狩野敏、金内良輔、松井平吉 勤皇同盟系—永	生産黨、日本國家社會黨、神武會、勤皇維新同盟ヲ以テ構成スル國家主義團體ナリ	支持組合—日本産業軍、昭和七年ノ赤松道雄等ノ分子ノ離日ノ過激派ノ一致ノ現在ハ君民一致ノ精神ニ基キ建國ノ本義ニ基キ新日本ノ建設ノ為ニ天皇政治ノ徹底的ノ絶滅ヲ期シ資本主義ノ打破ノ實現ヲ期シ家族制度ノ廢絶ヲ期シ人種平等資源衡平ノ新世界秩序ヲ期シ（一九三三、七、九現在）
日本國家社會黨	東京芝田村町二ノ一内田ビル三十七號室（昭七・五・二九）	舊「日本國家社會新聞」新「維新日本」	黨務長 陶山篤太郎 小池四郎 藤岡文村 今村六等 山森元龜次郎 直治	黨務主任白鳥等ノ國離日黨ノ皇道會支持ノ日本力前退等ノ農民組合ノ三等ノ後ハ黨内ニ起リ現在ハ君民一致ノ日本精神派（一九三三、七、二現在）	支持組合—日本國家社會黨、日本國家主義團體ナリ
新日本國民同盟	東京中野區昭和通一ノ七（昭七・五・二九）	月刊「錦旗」二回「錦旗國民軍」	總務 佐々井一晃 常務 滿川龜太郎 兵三 野本義松 利吉 神田三郎 皆川文三 神永忠作 高橋	常任	支持組合—總聯合（七萬五千人）一九三三、七、九現在

日本國家社會主義學會	東京神田駿河臺二ノ一（昭七・四・一八）	國家社會主義の研究並ニ及	月刊「國家社會主義」	幹部代表顧問代表	石川準十郎 林癸未夫	一九三二、一二 日本社會主義研究所と合體改組國家社會主義ノ理論的貯水池
全日本學生協議會	同（昭七・五）	日本國家社會主義學盟と同一方針	ナシ	代表者	別府峻介	
自治農民協議會	東京目黒中根町一八四一（昭七・四）	全國農民ノ自覺ト團結ニヨリ公同自治ニ基ク農村ノ改造	農村新聞	代表者	長野權藤成卿朗	昭和七年上半期前後ノ農民請願運動以後沈滯シテキル
神武會	東京麹町内山下町一ノ一東洋ビル三階（昭七・二）	皇國的教育・政治・經濟組織ノ實現	月刊「日本」	會頭 常任	大川周明 狩野敏 松延繁次 金内良輔 片岡良介 宇都宮氣久	（二萬六千人）
日猶協會	東京澁谷區猿樂町三二（昭七・二・二）	世界統一、神政復古日本天皇ノ世界君臨		會長	酒井勝軍	（公表セズ）
國維會	東京麹町内幸町一ノ三大阪ビル（昭七・一・一七）	國維更張、政教ノ興隆、經濟ノ發展、日本精神ノ世界的光被	月刊「國維」	常任理事	安岡正篤 吉田茂 松本學 近衛文麿 廣田弘毅 荒木貞夫 後藤文夫 外五名	
明倫會	東京丸ノ内一ノ六海上ビル舊館（昭七・四創立 昭八・五・二六發會）	日本精神ノ鼓吹、皇道政治ノ確立、自主的外交、國防ノ安固國力及民力ノ充實	月刊「明倫」	總裁	陸軍大將田中國重	（約十萬人主トシテ在郷軍人）

愛國法曹聯盟	東京麴町有樂町一ノ六 大正ビル（昭七・五・一三）	法律制度ノ日本主義的完備ヲ期ス	「愛國新聞」	總裁 角岡知良 幹事長 林逸郎	（百三十八人）	
興國同志會	東京淀橋西大久保三ノ一〇〇（昭七・六・一）	皇國日本ノ興隆	月刊「興國」 旬刊「興國新聞」	會長 關直彦（辭任） 主事 後藤靜香	希望社ハ瓦解シソノ後身トナル	
國民運動社	東京麴町內幸町一ノ六 商興ビル（昭七・三）	純正日本主義	月刊「國民運動」	主幹 津久井龍雄 赤松克麿 鈴木善一	日本國家社會主義學盟ヨリ分離シタル皇道日本主義グループ 全日本愛國社會運動戰線統一機關	
大同倶樂部	東京麴町內幸町・幸ビル（昭七・二・八）	日本主義陣營ノ戰線統一	月刊「日本主義文藝」	代表者 野木款（神武會）	神武會、生產黨 國家社會黨 勤皇維新同盟 興國農民同盟 國家社會主義研究所ノ青年分子	
愛國社	京都伏見深草飯食八二五（昭七・三・一四）	皇道日本ノ建設・共產主義撲滅		盟主 河上利治	（六十人）昭七、五、生產黨ニ加盟	
救國學生聯盟	東京澁谷千駄ケ谷五ノ八七三（昭七・五・一九）	一君萬民政治確立		藤田修二郎 新谷要一 水上源士 小野久門 岩澤衛 石山正夫	（八百人）東京、京都、東北、九州各帝大、早、慶、明、日、中、法、農、國學、文理、拓、各大學、東京美術、五高、日本女大、明大、女子部、東京女子醫專	

皇民意識振行會	大阪此花四貫島葭町三（昭七・二・二）	日本主義	月刊「皇民運動」	代表　中村義明　昭八、二、一一　皇民會ヲ解散シテ現在ノ組織
大亞義團	東京澁谷大和田（昭七・一）	純正國家社會主義		三浦義一　大化會、大統社、大行會ノ青年分子
朱光會	東京帝國大學（昭七・二）	皇道日本主義		關根三千雄　主トシテ工學部學生
皇民意識研究會	東京淀橋下落合四ノ二一九（昭八七）	天皇中心主義	「皇民意識」	長澤九一郎
國體主義同盟	京都寺田本町・里見研究所內（昭七）	尊皇精神强調	月刊「社會ト國體」	總長　里見岸雄
救國學生同盟	東京澁谷千駄ヶ谷五ノ八七三（昭七）	皇道政治確立、大亞細亞主義		
天行會	東京澁谷常磐松一二（昭七）	皇道日本主義		頭山秀三
更始一新會	東京品川大井鎧町三五四五（昭七・九・一八）	皇基擴充		代表　角田清彥
國民解放社	東京芝田村町六ノ二（昭六・五）	被壓迫民衆ノ全的解放	「國民解放」	執筆者ハ主トシテ橋本孝三郎、權藤成卿、長野朗ノ諸氏　佐藤榮三　佐宮越信一郎　佐々木左門

大日本青年同盟	東京麹町内幸町虎ノ門ビル（昭六・二・四）	老朽日本打倒、青年日本建設、皇道日本主義	月刊「大日本青年新聞」	會主	長津久井龍雄 伊地知義一	（一萬二千人）青年日本同盟ノ項參照
滿鮮問題國民同盟	東京麹町永田町二ノ八六黑龍會自由クラブ内（昭六・七）	滿鮮問題ノ解決		幹部	頭山滿 内田良平 田中弘之 菊池武夫 外	
國粹大衆黨	大阪東北濱一ノ二八（昭六・三・一〇）	國粹日本ノ建設	月刊「國粹大衆」	總裁	笹川良一	（八萬五千人）
全國大日本主義同盟	東京澁谷常磐松二六（昭六・四）	日本主義的原理、文化ノ究明、世界觀確立	季刊「大日本主義」	盟主	松永材	（約一千人）
大日本生產黨	關東本部 東京麹町永田町二ノ八六 關西本部 大阪東北濱 北濱ビル（昭六・六・二八）	一、君民一致的善政 一、政治機關簡易化 一、自足經濟基礎確立	月刊「改造戰線」	關東本部總顧問 關西本部委員長	裁 内田良平 池田弘 吉田益三	（二十八萬人―内關西一六三、八二一）支持組合―日本產業勞働同盟
興民會	東京赤坂福吉町一（昭六・四）	愛國興民日本國民主義	月刊「興民布告」	會書記長	長 日堂則義 笹川多門	（一萬二千人）
國防聯盟	東京中野文園町一一（昭六・二・一）	皇道宣布國威宣揚	「國防と經濟」	總	長 望月義人	（約二千三百人）
對外同志會	東京赤坂青山南町六ノ三〇（昭六・四・一〇）	對外問題ノ研究	ナシ		四天王延孝 赤池濃 小林順一郎 外	（千二百人）對外同志會首腦者ニヨッテ「國際反共同盟」ノ組織具體化サレツツアリ 昭八・八

日本生產大衆黨	東京荒川南千住一ノ五二（昭五・五）	建國ノ本義ニ依リ國民無產大衆ノ興隆ヲ期ス、內訌的階級對立ノ克服	月刊「稜威」		神保孝三郎 小原榮治 西田稅 外	（約三千七百人）
大日本愛國義團	東京本所業平橋二ノ四（昭五・五・一七）	日蓮主義的宗教、護國ノ運動	月刊「愛國義團報」	團長 顧問	松岡林造 頭山滿	（八百人）
興國青年同盟	京都八條內田町六一（昭五・二・二）	大日本主義	旬刊「興青ニュース」	理事長	柴山滿	（五十人）
慶應義塾國防研究會	東京三田慶應大學構內第一學生ルーム（昭五・一・二〇）	國防研究	ナシ	會長 幹事長	新館正國 天川勇	（三十人）顧問ニ海陸ノ現役將官級ノ有力地位ニアル人々ヲ戴ク
愛國勤勞黨	東京四谷愛住町一三（昭五・二・二）	一君萬民皇道主義	月刊「勤勞日々」	顧問 幹部	鹿子木員信 天野辰夫 中谷武世、外	
大日本國粹聯合會	東京麹町內幸町虎ノ門ビル（昭五・一・二）	皇室中心主義	會報	會長	伊之助少將（故）	
愛鄉塾	水戶市外常磐村（昭五・三）	皇道日本主義			橋孝三郎	愛鄉會ハ昭和四年創立サル
大日本國輝會	東京麹町內幸町一ノ六島ビル（昭四・一〇）	天皇中心大衆共榮	「國輝新報」休刊	總裁 會長	岩城隆德 肥田琢司	（約四萬五千人）
日本皇政會	東京小石川駕籠町二三七今泉方（昭四・三）	天皇親政ノ大義宣明		指導者	今泉定助	（約五萬人）

日本大學國司會	東京日本大學內（昭四・二・二四）	學內左翼運動ノ撃滅ナシ		幹事長	荒木計（三百人）
愛國社	東京芝白金臺町一ノ八一（昭三・八）	忠君愛國		代表者	岩田愛之助（公表セズ）
錦旗會	東京牛込喜久井町三四（昭三・五・八）	錦旗革命的理想	月刊「日本思想」	總指導	遠藤友四郎（公表セズ）
內外更始倶樂部	東京牛込原町一、〇四九（昭三・七）	皇道主義	パンフレット「更始一新」	責任者	平野小劍 角田清彥（三千八百人）
東光書院（東光會）	東京麻布本村町二〇七（昭三・四・一）	農本自治主外交	會報	院長 理事	村上德太郎 鬼崎坂井江藤（千人）
明德會	東京赤坂丹後町九九（昭二・三・二）	天皇中心主義	月刊「明德論壇」	主幹	鹽谷慶一郎（一萬人）
東亞學藝協會	東京目黑自由ケ丘二六四（昭二・一・二八）	純正日本主義	月刊「日本新論」	常務理事	木村秀吉
東亞振興會	東京日比谷市政會館（昭二・四）	東亞問題研究		總務	橘富士松（八百人）
舊邦社	東京芝月見町二ノ二（昭二・二・二）	日本主義		顧問 理事	筑紫中將外 友野直二外（六千人）
大衆國威聯盟	東京麴町元平河町一〇（昭二・二・三）	政黨打破天皇政治確立	日刊「夕刊大衆」 日々新聞」 月刊「大衆國威」	議長 顧問	箕浦春浪 內田良平
金雞學院	東京小石川原町一二（昭二・四）	王道主義		幹部	酒井忠正 安岡正篤

官僚ヲ背景トス

立憲維新黨	東京櫻田本郷・櫻田館（大一五・二）	政治ノ惟神化	月刊「維新」	會長	大和茂樹	（一萬二千人）
有終會	東京芝榮町一三 東京水交社內（大一五・一・二四）	海軍及海事ニ關スル諸問題研究 思想問題研究	月刊「有終」	理事長	竹下勇	（一千八百人）主トシテ海軍退役士官
建國會	東京荒川三河島六ノ七五（大一五・二・二）	建國精神ニ基ク皇道ヲ中外ニ宣揚	月刊「皇道」	顧問	平沼騏一郎 永田秀次郎	（五萬人）
				理事長	赤尾敏	
京大猶興學會	京都帝國大學內（大一五・五）	國家社會主義	ナシ	幹部	ナシ	（九十人）
大日本神農會	東京淺草北田原六（大一五・二）	瑞穗日本ノ建設	ナシ	會頭	山田春雄	（約五十萬人）
大日本殉國會	東京小石川音羽六ノ一四（大一四・一二・二）	日本團體ノ宣揚	月刊「殉國」	顧問 相談役 會長	山頭安滿 岡正篤 增井潤一郎	（一萬人）
東亞聯盟	東京麻布我善坊四九（大一四・五）	日鮮滿融和運動、大亞細亞主義	ナシ	盟主	河野巳一	（五千人）
行地社	東京麻布宮村町三四（大一四・二・二）	維新日本建設、自由平等友愛	月刊「日本」		大川周明 狩野敏	昭七・四 神武會ニ合流
帝大七生社	東京本郷臺町三九（大一四・一・一七）	一君萬民ノ國家意識 歪曲日本ノ非資本主義的治療			穗積吾一 田中泰岩 阿力田駿郎	

國本社	東京麴町平河町六ノ二六（大一三・四）	國本ヲ固クシ國家民族ノ急務ニ赴ク	月刊「國本」	會長	平沼騏一郎
				顧問	東郷平八郎
				理事	上原勇作
					齋藤實
					池田成彬
					大角岑生
					小倉正恒
					加藤寛治
					宇垣一成
					眞崎甚三郎
					小磯國昭
					山松吉
					小藤文夫
					後木貞夫
					荒城豐太郎
					結信正
					末次信正
					鈴木貫三郎
					外二十一名
聖日本學會	東京澁谷原宿三ノ二三〇（大一三・七・三一）	神聖日本主義ナシ	理事長	田尻隼人（三百人）	
恢弘會	東京麴町飯田町二九段借行社（大一三・四・三）	忠君愛國	月刊「恢弘」	會長	大井成元（千二百人）主トシテ陸軍在郷將校
全國立憲青年同志會	東京芝白金三光町三〇八新使命社內（大一三・七）	財閥・既成政黨打倒	月刊「新使命」	顧問	高尾行雄
				常任理事	崎野清八郎（約三十萬人）
國防社	大阪東北濱一ノ二八（大一三・三）	國防思想ノ普及	旬刊「國防」	社長	笹川春二（一萬六千人）
大日本護國會	東京本所吾妻橋二ノ二一（大一三・二・一一）	左傾思想ノ善導	ナシ	會長	片岡君惠
				理事長	大河原徹（約一萬人）中央教化團體聯合會加盟

日本勞働	東京目黑三谷町九五五（大一三・八）	大亞細亞主義ナシ	月刊「勤皇」	會長	大杉精一	
東海聯盟	東京四谷南寺町四二（大一三・一・二六）	天皇中心主義		理事	菊池武夫 鈴木勇	（六千六百人）
勤王聯盟	東京麹町內幸町一ノ六（大一三・三）	財團膺懲			橋本徹馬	
紫雲莊	東京本郷駒込千駄木一五二（大一三・三）	天皇中心大亞細亞主義	「經濟社會」		清水行之助	（千五百人）
大行社	東京赤坂青山南町六ノ八三（大一三・二・一）	猶太禍ノ芟除		副會頭	內藤順太郎	
國士同盟會	東京麹町富士見町六ノ一六（大一三・二）	東洋文化思想振興	目下休刊		山本悌二郎	大東文化學院ヲ經營
大東文化協會	東京淀橋西大久保二ノ二四五（大一一・六）	赤化排擊皇道振興	旬刊「聖日本」	盟主	鬼倉重次郎	（約一萬二千人）
原理日本軍總本營	東京淀橋柏木三二五（大一一・一〇・三）	共產主義撲滅、國粹日本高揚	大鵬、赤化論陣新日本人		米村嘉一郎 鹽谷慶一郎	
赤化防止團	熊本五高內（大一一・四）	日本主義			八波則吉	
五高東光會	東京目黑上目黑八ノ五七一（大一〇・一・二〇）	皇室中心主義	月刊「民勞」月刊「法律世界」	副總裁 總務	藤代蕃山 城島藤太郎 秋本元男	（三十八萬人）
大和民勞會	東京世田ヶ谷代田二ノ六八一（大一〇・五・一）	極左極右思想排擊	月刊「共存」	會長 理事長	山本悌二郎 今井龍三郎	（一萬五千人）
新日本協會						

護皇會	東京牛込市ケ谷富久町一〇五（大一〇・一〇・三〇）	歐米化思想排擊、和民族性發揚	大月刊「護皇」	會長	中山忠次	（五千人）
奉仕會	東京麹町富士見町二ノ一〇（大一〇・二・三）	神祖崇拜君國盡忠體擁護	國月刊「奉仕の友」	會長主唱者	佐藤鐵太郎葛生仁三郎	（五萬人）
大乘會	東京市小石川小日向臺町一ノ六三（大九・三）	大乘佛教ノ眞諦具現	月刊「大乘」	會長	山中弘之	（三千五百人）
國風會	東京牛込東五軒町一（大九・二・一）	皇道日本確立	月刊「國風」	會長副會長	上原德彌江藤哲二	（一萬人）
關東國粹會	東京麹町內幸町虎ノ門ビル（大九・二）	皇室中心主義	會報	總裁理事長	伊東祐弘梅津勘兵衛	
大化會	東京牛込市ケ谷加賀町二ノ五（大九・四・一五）	國家主義高潮	「急進」	幹事長	岩田富美夫荒牧退助	（三萬五千人）
大日本國粹會總本部	東京赤坂新坂町四五（大八・一〇・一〇）	仁俠奉公血約	「國粹之日本」休刊	顧問會長	鈴木喜三郎高橋光威	
縱橫クラブ	東京戸塚源兵衛一五六（大八・六）	國粹日本主義	「縱橫」	盟主	森傳	
大日本皇道義會	東京澁谷千駄ケ谷四ノ六五八（大七・七）	皇道精神ノ遵行	ナシ	會長	石井三郎	（三千人）
働く會	東京麻布本村町一五三（大七・七・一〇）	二金主義		會長	峰田一步	（一萬三千人）
大正赤心團	東京深川平久町一ノ一三（大七・七・一）	皇室中心主義	月刊「赤心新報」	團長	森健二	（三千人）

大日本正義團	關東本部 東京芝高輪南町 關西本部 大阪東淀川豐崎西通 （大五・二・一）	忠君愛國孝行信義 仁道正義慈悲仁俠 自重廉恥共同親和	月刊「正義時報」	盟主	酒井榮藏（二十五萬人）
日本魂社	東京京橋新富町一ノ三 （大五・四・二）	皇室中心忠孝至誠	月刊「日本魂」	社長	後藤武夫（三萬人）
皇民會	東京赤坂仲ノ町一四 （大五・二・一）	皇室中心主義	隔月刊「皇民」	設立者 理事長	龜岡豐二 森山慶三郎（約一千八百人）
乃木講	東京麴町紀尾井町六 （大四・二・二）	聖訓力行質素勤儉獻身奉仕	月刊「乃木講友」	總取締	井上大將（五萬人）
中央乃木會	東京赤坂新坂町六三 （大二・六・一三）	乃木大將ノ烈誠顯揚ナシ		會長	阪谷芳郎（二十一萬人）
歸一協會	東京小石川白山御殿町一一七 （明四三）姉崎方	社會教化	會報	幹事	阪谷芳郎・姉崎正治外（約百人）
愛國青年社	東京本郷駒込蓬萊町六 （明四三・八）	建國精神的理想國家建設	月刊「愛國青年」	社長	岩谷直次郎（三萬人）
修養團	東京澁谷千駄ヶ谷四ノ六八 （明三九・二・一八）	流汗鍛錬同胞相愛獻身報國	向上、愛と汗、白ゆり	團長 主幹	平沼騏一郎 蓮沼門三（二十萬人）
中央報德會	東京四谷三光町八 （明三八・一）	地方自治振興思想善導	月刊「斯民」		水町袈裟六（一萬人）
黑龍會	東京赤坂新町五ノ七 （明三四・二）	內外政治ノ作振 アジア民族ノ振興	「亞細亞時論」 ゼ・アジアン・レヴュー		內田良平

大日本武德會　京都左京岡崎西天王町平安神宮內（明二八・四）　武德涵養武道奬勵士氣振作　月刊「武德」　總裁　梨本宮守正王殿下　會長　鈴木莊六　（二百五十三萬人）

國柱會　東京江戸川一之江町中孝園（明一三）　日蓮主義　日刊「大日本」　創主　田中智學　本部總務　保坂智宙　（四千人）

日本弘道會　東京神田西神田二ノ一（明九・四・七）　道德ヲ厚クシ、國家ノ基礎ヲ鞏固ニス　月刊「弘道」　會長　德川達孝　副會長　服部宇之吉　主事　廣江萬次郎　（五千八百人）

其他——

政治綱領ヲ持タザル日本主義團體トシテ—愛國青年聯盟（東京神田金澤町一六、大澤武三郎）戊申農民協會（東京駒込神明町三四一、草野擊）大亞細亞協會（東京麹町內幸町大阪ビル）大命社（東京神田佐久間町三ノ三七、長岡利泉）大統社（千葉縣八幡町、吉田三郎）軍縮國民同盟（東京芝琴平町不二屋ビル、清瀨一郎）權藤塾（東京碑衾町碑文谷旭ヶ丘、權藤成卿）原理日本社（東京世田ヶ谷若林二七八、蓑田胸喜）七生義團（東京入新井新井宿一一四五、蜷川新）勤皇維新同盟（東京深川古石場町四五、永井了吉）日本會（東京麹町四丁目一四、味岡信太郎）國士館（東京世田ヶ谷千六、柴田德太郎）滿蒙義團（東京赤坂仲ノ町三、中野源一郎）日本村治派同盟（東京麹町內幸町幸ビル、津田光造）日本建國會總本部（東京南千住五丁目、神保孝三郎）日本新聞社（東京麹町有樂町二ノ四、鵜澤聰明）立憲養正會（東京麹町飯田町河岸七〇、田中澤二）立憲大同聯盟（東京麹町內幸町一ノ五、下澤秀夫）浪人會（東京麹町永田町二ノ一、頭山滿）秋水會（東京代々木山谷一七、寺田稻次郎）青天會（東京麹町有樂町二ノ四、赤池濃）新民會（東京高田雜司ヶ谷一一五八、井筒調策）辛未同志會（東京芝櫻田善右衛門町四、井上清純）新日本國家血盟義團（東京、井上日召）祖國會（東京千駄ヶ谷五六二、北玲吉）大衆統一協會（東京麹町內幸町第二商興ビル、芳川哲）東亞聯盟義會（東京芝南佐久間、政敎社、內田良平）全日本興國同志會（東京西巢鴨向原三四三六、天野辰夫）

數化團體トシテ—大日本奉公團（東京麹町土手三番町二〇、蓮井繼太郎）大日本帝國振武會（東京千駄ヶ谷原宿二三〇、砂原留吉）反宗運動折伏聯盟（東京小石川小日向臺町一ノ六三大乘會、田中弘之）神道聯盟（東京下谷車坂五〇、佐藤清勝）

學生愛國團體トシテ—愛國學生聯盟（東京神田小川町四二三、三原朝雄）學生興國聯盟（東京本郷四丁目四三、高岡重利）救國學生聯盟（東京千駄ヶ谷八七三、藤田修郎）明大興國同志會（明治大學內、赤神良讓）日本新興學協會（東京帝國大學、脇山義雄）日本學生聯合會（東京帝

大內、影山正治)洛北青年同盟(京都同志社大學高商部內、中川祐)早大大和會(東京下戸塚諏訪町一七一、出石誠實)早大國防研究會(東京牛込馬場下町一六、大塚方、後藤辰夫)拓大魂之會(拓殖大學內、平田九郎)

軍部日本國家主義團體トシテ―豫備役海軍將官級分子ノ洋々會(東京麻布霞町二二、佐川方、栃內曾次郎、有馬良橘)現役陸海軍將・佐官級ヲ結ブ「櫻會」、現役陸海軍尉官級ヲ結ブ「小櫻會」アリ

〔附〕昭和七年前後ニ消滅乃至解消シタル主ナル團體トシテ―農本聯盟、尊皇急進黨、產業奉還促進協議會、愛國勞働社、全日本愛國者共同鬪爭協議會(日協)、急進愛國勞働者總聯盟、愛國無產青年同盟、日本社會主義研究所、全日本學生革正聯盟、志望者、士林莊、國民外交研究會、內治外交作振同盟

附錄一

昭和七年中制定せられたるに

社會問題關係法規

昭和七年中に制定せられたる　社會問題關係法規　目次

金錢債務臨時調停法……一
預金部官制……二
預金部資金運用規則中改正……二
預金部普通地方資金融通規則……三
社會局分課規程中改正……八
供給勞働者扶助令……八
强制勞働に關する條約……八
朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合財産運用委員會規程……一五
産業組合法中改正……一六
同右法附則に關する勅令……一八
産業組合法施行規則中改正……一九
産業組合中央金庫法中改正……二〇
産業組合中央金庫法施行規則中改正……二一
産業組合中央金庫特別融通及損失補償法……二二
産業組合中央金庫特別融通及損失補償法施行規則……二三
米穀部設置に關する勅令……二三
米穀貯藏奬勵規則……二三
米穀統制調査會官制……二四
自作農創設維持補助規則中改正……二四
經濟更生部設置に關する勅令……二四
農山漁村共同作業場奬勵規則……二五
農山漁村經濟更生計畫助成規則……二六
農林經濟更生中央委員會規程……二六
米穀法中改正……二七
米穀法施行令中改正……二八
朝鮮小作調停令……二八
移住敎養所官制……二八
移住敎養所處務規程……三一
失業對策委員會官制……三一
罹災救助基金法中改正……三二
傷痍軍人特別扶助令施行規則……三二
寄生蟲病豫防法施行期日……三五
寄生蟲病豫防法施行規則……三五
體育運動審議會官制……三五
國民精神文化研究所官制……三六
國民精神文化研究所處務規程……三六

○金錢債務臨時調停法

（昭和七・九・六 法律第二六號）

第一條　負債ノ整理ニ依リ誠實ナル債務者ヲ更生セシムル爲債權者債務者ノ互讓ヲ必要トスルトキハ當事者ハ本法ニ依リ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二條　調停ノ申立ハ昭和七年七月三十一日以前ニ發生シタル私法上ノ金錢債務ニシテ金額千圓ヲ超過セサルモノニ付之ヲ爲スコトヲ得但シ小作料其ノ他小作關係ヨリ生シタルモノ及地代、家賃其ノ他借地借家關係ヨリ生シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ金額ニハ附帶ノ利息、違約金、費用又ハ手數料ノ額ヲ算入セス既ニ元本ニ組入レタル此等ノモノニ付亦同シ

第一項ノ金額ヲ超過スル債務ニ付調停ノ申立アリタル場合ト雖モ裁判所調停ヲ爲スヲ相當ト認メ且相手方ニ異議ナキトキハ調停ヲ爲スコトヲ得相手方期日ニ出頭シテ事件ノ內容ニ付陳述ヲ始メタルトキハ異議ナキモノト看做ス

第三條　調停ノ申立ハ相手方ノ住所、居所、營業所若ハ事務所ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ當事者ノ合意ニ依リテ定ムル區裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

調停ノ申立ヲ受ケタル裁判所相當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ他ノ區裁判所ニ移送スルコトヲ得管轄權ナキ裁判所カ調停ノ申立ヲ受ケタルトキ亦同シ

前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第四條　本法ノ調停ニ關シテハ借地借家調停法第二條、第四條ノ二、第六條乃至第二十三條及第二十六條乃至第三十二條ノ規定ヲ準用ス

第五條　事件カ性質上調停ヲ爲スニ適セス又ハ當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ調停ノ申立ヲ却下ス

第七條第二項ニ該當スルトキ其ノ他調停ヲ爲スニ適當ナラサル事情存スルトキ亦同シ

調停委員會前項ノ事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲サス

第六條　調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟カ繫屬スルトキ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ事件カ調停ニ付セラレタルトキハ受訴裁判所ハ決定ヲ以テ調停ノ終了又ハ第七條ノ規定ニ依ル裁判確定ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止スルコトヲ得

調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ擔保ヲ供シ又ハ供セシメスシテ强制執行手續又ハ競賣法ニ依ル競賣手續ヲ一時停止スルコトヲ得

民事訴訟法第百十二條、第百十三條、第百十五條及第百十六條ノ規定ハ前項ノ擔保ニ之ヲ準用ス

第一項及第二項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七條　調停委員會ニ於テ調停成ラサル場合ニ裁判所相當ト認ムルトキハ職權ヲ以テ調停委員ノ意見ヲ聽キ當事者雙方ノ利益ヲ衡平ニ考慮シ其ノ資力、業務ノ性質、既ニ債務者ノ支拂ヒタル利

息手數料內入金等ノ額其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ調停ニ代ヘ利息、期限其ノ他債務關係ノ變更ヲ命スル裁判ヲ爲スコトヲ得此ノ裁判ニ於テハ債務ノ履行其ノ他財産上ノ給付ヲ命スルコトヲ得

銀行其ノ他官廳ノ監督ヲ受ケテ金融業務ヲ敢扱フ者ノ債權ニ付テハ其ノ業務ノ機構ヲ害スル虞アルトキハ前項ノ裁判ヲ爲スコトヲ得ス

第八條　前條ノ規定ニ依ル裁判ハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第九條　第七條ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第十條　第七條ノ規定ニ依ル裁判確定シタルトキハ其ノ裁判ハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第十一條　調停委員又ハ調停委員タリシ者故ナク評議ノ顚末又ハ調停主任、調停委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ本法施行ノ日ヨリ三年間其ノ效力ヲ有ス

本法失效ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○預金部官制

（昭和七・一一・二二　勅令第三五七號）

第一條　預金部ハ大藏大臣ノ管理ニ屬シ預金部預金ノ管理並ニ預金部資金ノ運用及經理ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條　預金部ハ之ヲ東京ニ置ク

預金部ノ事務ヲ分掌セシムル爲地方ニ預金部ノ支部ヲ置ク

預金部ノ支部ノ名稱、位置、管轄區域及事務取扱ノ範圍ハ大藏大臣之ヲ定ム

第三條　預金部ニ左ノ職員ヲ置ク

部長　事務官　專任四人　奏任

書記官　專任二人　專任百二十四人　判任

第四條　部長ハ大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ部務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮監督ス

第五條　書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌ル

第六條　屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第七條　預金部ノ支部ニ支部長ヲ置ク支部所在地ノ稅務監督局長ヲ以テ之ニ充ツ

第八條　大藏大臣ハ必要ト認ムル地ニ預金部ノ支部ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

預金部ノ支部ノ出張所ニ出張所長ヲ置ク

出張所所在地ノ稅務署長ヲ以テ之ニ充ツ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○預金部資金運用規則中改正

（昭和七・一一・一　勅令第三三三號）

預金部資金運用規則中左ノ通改正ス

第一條第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一　國債ノ應募、引受若ハ買入又ハ一般會計若ハ特別會計ニ對スル貸付

二　地方債若ハ健康保險組合債ノ應募、引受若ハ買入又ハ地方公共團體若ハ健康保險組合ニ對スル貸付

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照略）

○預金部普通地方資金融通規則

（昭和七・一二・一六　大藏省令第三〇號）

第一章　總　則

第一條　預金部普通地方資金ノ融通ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第二條　預金部普通地方資金ハ之ヲ左ノ十種トス

一　公共團體普通事業資金

二　社會事業資金

三　耕地整理事業資金

四　產業組合事業資金

五　森林組合事業資金

六　漁業組合事業資金

七　畜產組合事業資金

八　工業組合事業資金

九　輸出組合事業資金

十　商業組合事業資金

第二章　融通先

第三條　本資金ハ左ノ各號ノ者ニ限リ之ヲ融通スルコトヲ得

一　公共團體普通事業資金ニ在リテハ

イ　北海道地方費（以下道ト稱ス）府縣、市町村、市町村組合及町村組合

ロ　水利組合及北海道土功組合

二　社會事業資金ニ在リテハ

イ　道、府縣、市町村、市町村組合及町村組合

ロ　住宅組合

ハ　產業組合

ニ　營利ヲ目的トセサル法人

三　耕地整理事業資金ニ在リテハ

イ　耕地整理組合

ロ　耕地整理組合聯合會

ハ　耕地整理共同施行者

ニ　耕地整理ヲ施行シ又ハ耕地整理事業助成ノ目的ヲ以テ工事又ハ設備ヲ行フ道、府縣、市町村、市町村組合及町村組合

四　產業組合事業資金ニ在リテハ

イ　產業組合

ロ　產業組合聯合會

五　森林組合事業資金ニ在リテハ

イ　森林組合

六　漁業組合事業資金ニ在リテハ

イ　漁業組合

ロ　漁業組合聯合會

七　畜產組合事業資金ニ在リテハ

イ　畜產組合

ロ　畜產組合聯合會

八　工業組合事業資金ニ在リテハ

イ　工業組合

ロ　工業組合聯合會

九　輸出組合事業資金ニ在リテハ

イ　輸出組合

ロ　輸出組合聯合會

十　商業組合事業資金ニ在リテハ
　イ　商業組合
　ロ　商業組合聯合會
第四條　本資金ノ融通ヲ受クル者ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス
一　財務ノ整理良好ナルコト
二　事業ノ計劃及償還ノ見込確實ナルコト
產業組合、森林組合、漁業組合、畜產組合、工業組合、輸出組合、商業組合及其ノ聯合會ニ在リテハ前項ニ依ルノ外其ノ設立後三年ヲ經過シタルコトヲ要ス但シ地方長官ニ於テ其ノ基礎鞏固ナリト認メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
第三章　資金ノ用途
第五條　本資金ハ左ノ各號ノ用途ニ對シ之ヲ融通スルモノトス
一　公共團體普通事業資金ニ在リテハ
　イ　灌漑及排水事業費
　ロ　災害豫防費
　ハ　隔離病舍、結核療養所及傳染病院建設費
　ニ　上水道及下水道費
　ホ　墓地、汚物取扱場、火葬場及塵芥處分場費
　ヘ　屠場費
　ト　道路、河川及港灣修築並ニ砂防ニ關スル負擔金
　チ　道路、橋梁及渡船場費
　リ　河川及港灣費
　ヌ　開墾及埋立事業費
　ル　學校及教員住宅建設費
　ヲ　電氣及瓦斯事業費
　ワ　軌道及自動車事業費
二　社會事業資金ニ在リテハ
　イ　住宅ノ建設費
　ロ　公益質屋費
　ハ　公益市場費
　ニ　簡易宿泊所費
　ホ　託兒所費
　ヘ　職業紹介所費
　ト　其ノ他ノ社會事業費
三　耕地整理事業資金ニ在リテハ
　イ　耕地整理ニ關スル事業費
四　產業組合事業資金、森林組合事業資金、漁業組合事業資金、畜產組合事業資金、工業組合事業資金、輸出組合事業資金及商業組合事業資金ニ在リテハ
　イ　當該組合及同聯合會ノ事業費
第四章　資金ノ割當
第六條　地方公共團體、水利組合又ハ北海道土功組合本資金ノ借入ヲ爲サントスルトキハ借入ヲ要スル年度ノ前年度三月三十一日迄ニ預金部資金借入申込書(第一號樣式)ヲ地方長官ヲ經由シテ第二條第一號及第二號ノ資金ニ在リテハ大藏大臣及內務大臣ニ、第三號ノ資金ニ在リテハ大藏大臣及農林大臣ニ提出スヘシ
前項ノ地方公共團體ニシテ東京市、京都市、大阪市、橫濱市、神戶市及名古屋市(以下六大都市ト稱ス)以外ノ市町村、市町村組合又ハ町村組合ナルトキハ前項ニ依リ大藏大臣ニ提出スル預金部資金借入申込書ハ預金部支部ヲ經由スヘシ
第七條　資金ノ借入ヲ希望スル者道、府縣、六大都市、水利組合又ハ北海道土功

組合ナル場合ニ於テ其ノ申込ニ對シ資金割當ノ通知ヲ受ケタルトキハ預金部資金供給稟請書(第二號樣式)ヲ地方長官ヲ經由シ第二條第一號及第二號ノ資金ニ在リテハ大藏大臣及內務大臣ニ、第三號ノ資金ニ在リテハ大藏大臣及農林大臣ニ提出スヘシ

資金ノ借入ヲ希望スル者六大都市以外ノ市町村、市町村組合又ハ町村組合ナル場合ニ於テ其ノ申込ニ對シ資金割當ノ通知ヲ受ケタルトキハ預金部資金供給稟請書(第二號樣式)ヲ預金部支部ヲ經由シテ第二條第一號及第二號ノ資金ニ在リテハ大藏大臣及內務大臣ニ、第三號ノ資金ニ在リテハ大藏大臣及農林大臣ニ提出スヘシ

大臣ニ提出スヘシ

前項ノ預金部資金供給稟請書ニハ起債決議書寫、起債許可書寫及供給稟請額ノ償還年次表ヲ添附スヘシ

第八條　地方公共團體、水利組合及北海道土功組合以外ノ者本資金ノ借入ヲ爲サントスルトキハ借入ヲ要スル年度ノ前年度三月三十一日迄ニ預金部資金借入申込書(第一號樣式)ヲ第二條第二號ノ資金ニ在リテハ此ノ資金ニ在リテハ大藏大臣及內務大臣ニ、第三號乃至第七號ノ資金ニ在リテハ大藏大臣及農林大臣ニ、第八號乃至第十號ノ資金ニ在リテハ大藏大臣及商工大臣ニ地方長官ヲ經由シテ提出スヘシ

第九條　第六條及前條ノ期限ハ大藏大臣ニ於テ必要アリト認ムル場合ニ於テハ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第十條　本章ノ規定ニ依リ預金部支部ヲ經由シテ提出スヘキ書類ハ預金部支部ノ出張所ノ設アル區域ニ於テハ同出張所ヲ經由スルコトヲ要ス

第五章　資金ノ融通

第一節　總則

第十一條　地方公共團體ニ對スル資金ノ融通ハ直接預金部ニ於テ之カ取扱ヲ爲スモノトス

地方公共團體以外ノ者ニ對シテハ日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行又ハ產業組合中央金庫ヲ經由シテ資金ノ融通ヲ爲スモノトス但シ第二條第二號ノ資金ニ在リテハ此ノ外尙道、府縣轉貸ノ方法ニ依リ融通ヲ爲スコトアルヘシ

第十二條　地方公共團體ニ對スル預金部資金ノ融通ハ當該地方債證券ノ引受又ハ貸付ノ形式ニ依ルモノトス

日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行又ハ產業組合中央金庫ニ對スル預金部資金ノ融通ハ債券引受ノ形式ニ依ルモノトス但シ三年以內ノモノニ限リ貸付ノ形式ニ依ルコトアルヘシ

第十三條　前條ノ規定ニ依ル地方債證券債券又ハ貸付金ノ償還期限ハ五年以內ノ據置期間ヲ併セ二十年以內トス但シ資金融通ノ目的タル事業ノ種類其ノ他ノ事由ニ依リ特ニ必要アリト認ムル場合ニ於テハ五年以內ノ據置期間ヲ併セ三十年以內トスコトアルヘシ

第十四條　日本勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行ノ預金部資金　貸付ハ定期償還又ハ年賦償還、產業組合中央金庫ノ預金部資金貸付ハ定期償還若ハ年

賦償還又ハ手形割引、日本興業銀行ノ預金部資金貸付ハ定期償還又ハ手形割引ノ方法ニ依ルモノトス

前項ノ定期償還貸付ノ償還期限ハ五年以内トシ年賦償還貸付ノ償還期限ハ五年以内ノ据置期間ヲ併セ二十年以内トス但シ資金融通ノ目的タル事業ノ種類其ノ他ノ事由ニ依リ特ニ必要アリト認ムル場合ニ於テハ五年以内ノ据置期間ヲ併セ三十年以内トスコトアルヘシ

第十五條　前四條ノ外預金部資金ノ融通利率其ノ他ノ融通條件ニ關シテハ大藏大臣ノ時時定ムル所ニ依ルモノトス

第二節　地方公共團體ニ對スル資金ノ融通

第十六條　地方公共團體第七條ノ規定ニ依ル預金部資金ノ供給稟請ニ對シ資金供給ノ決定通知ヲ受ケタル場合ニ於テ現金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ預金部資金交付申請書(第三號樣式)ニ償還年次表ヲ添ヘ道、府縣又ハ六大都市ニ在リテハ預金部ニ、六大都市以外ノ市町村、市町村組合及町村組合ニ在リテハ預金部支部ニ之ヲ提出スヘシ但シ資金ノ交付ヲ受クヘキ期日ハ資金交付申請書提出ノ日ヨリ十日以上ノ餘日ヲ存スルコトヲ要ス

第十七條　地方公共團體日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ含ム以下同シ)ヨリ現金ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ト引換ニ地方債證券(第四號樣式)又ハ借用證書(第五號樣式)ヲ日本銀行當該店ニ提出スヘシ

前項ニ依リ地方公共團體カ日本銀行代理店ニ地方債證券又　借用證書ヲ提出スル場合ニ於テハ之カ送付書ヲ添附スヘシ

第十八條　道、府縣又ハ六大都市カ轉貸ノ爲交付ヲ受ケタル預金部資金ノ貸付ニ付テハ第二十條乃至第二十三條ノ規定ヲ準用ス

第三節　地方公共團體以外ノ者ニ對スル資金ノ融通

第十九條　地方公共團體以外ノ者ニ對シ預金部資金供給ノ決定アリタルトキハ日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行又ハ産業組合中央金庫ハ債券ノ引受又ハ預金部資金貸付申請書(第六號樣式又ハ第七號樣式)ヲ預金部ニ提出スヘシ

日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行又ハ産業組合中央金庫前項ノ申請ニ依リ日本銀行本店ヨリ現金ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ト引換ニ債券又ハ借用證書(第五號樣式)ヲ日本銀行本店ニ提出スヘシ

第二十條　日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行又ハ産業組合中央金庫前條ノ規定ニ依リ貸付資金ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ貸付ヲ爲スヘシ

第二十一條　日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行又ハ産業組合中央金庫預金部資金ノ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ債務者トノ間ニ締結スル貸借契約ニ借入金ノ預金部資金ナルコト並ニ借入金使用ノ目的ヲ明示シ且左ノ事項ヲ定ムヘシ

一　債務者カ其ノ借入金ヲ資金供給ノ

目的以外ニ使用シタルトキ又ハ借入後長期ニ亘リ資金供給ノ目的ノ爲ニ使用セサルトキハ之ヲ返還スルコト

二　預金部ハ債務者ニ就キ隨時調査ヲ爲シ又ハ報告ヲ徵スルコトアルヘキコト

第二十二條　日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行又ハ產業組合中央金庫ニ於テ其ノ交付ヲ受ケタル預金部資金中不用トナリタルモノアルトキハ其ノ金額ニ相當スル金額ヲ最近ノ元利金支拂期日ニ於テ償還スヘシ但シ債券證行ニ依リ資金ノ交付ヲ受ケタル場合ニ於テハ券面額ニ滿チサル端數ハ之ヲ次期ノ計算ニ繰越スコトヲ得

第二十三條　日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行又ハ產業組合中央金庫ニ於テ預金部資金ノ貸付ヲ爲シタルトキハ一口每ニ區別シテ每月之ヲ報告スヘシ

前項報告書ハ第二條第一號及第二號ノ資金ニ關スルモノハ大藏大臣、內務大臣及地方長官ニ、第三號乃至第七號ノ資金ニ關スルモノハ大藏大臣、農林大臣及地方長官ニ、第八號乃至第十號ノ資金ニ關スルモノハ大藏大臣、商工大臣及地方長官ニ提出スヘシ

第六章　償還及利子拂

第二十四條　道、府縣、六大都市、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行又ハ產業組合中央金庫其ノ融通ヲ受ケタル預金部資金ノ元金ノ償還又ハ利子ノ支拂ヲ爲サントスルトキハ日本銀行本店ニ對シ預金部資金元利金內譯書(第八號樣式)ヲ添ヘテ送金シ預金部ニ之ニ關スル預金部資金元利金支拂計算書(第九號樣式)ヲ送付スヘシ

第二十六條　地方公共團體ニ於テ融通ヲ受ケタル預金部資金ノ繰上償還ヲ爲サントスルトキハ豫メ其ノ事由ヲ具シ變更償還年次表ヲ添ヘ預金部ノ承認ヲ受クヘシ

地方公共團體前項ノ承認ヲ受ケタルトキハ最近ノ元利金支拂期ニ於テ償還スヘシ

第七章　雜　則

第二十七條　日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行又ハ產業組合中央金庫ハ其ノ融通ヲ受ケタル預金部資金ニ付別ニ帳簿ヲ設ケ整理スヘシ

第二十八條　地方公共團體、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行又ハ產業組合中央金庫ハ每年十二月三十一日現在ヲ以テ預金部資金ノ使用狀況報告書(第十號樣式)又ハ貸付狀況報告書(第十一號樣式)ヲ調製シ翌年二月末日迄ニ預金部ニ提出スヘシ但シ六大都市以外ノ市町村、市町村組合及町村組合ニ在リテハ該報告書各二通ヲ調製シテ翌年一月三十一日迄ニ預金部支部ヲ經由シテ之ヲ提出スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(樣式略)

○社會局分課規程中改正

（八月十六日ヨリ施行）

第三條　勞働部ニ左ノ三課ヲ置ク

勞政課

勞務課

監督課

第四條　勞政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　團體勞働法制ニ關スル事項

二　勞働爭議調停ニ關スル事項

三　勞働運動ノ調査ニ關スル事項

四　他課ノ主管ニ屬セサル勞働ニ關スル事項

第四條ノ二　勞務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　國際勞働ニ關スル事項

二　勞働者ノ扶助ニ關スル事項

三　勞働者災害扶助責任保險ニ關スル事項

第五條　監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　工場法ノ施行ニ關スル事項但シ職工ノ扶助ニ關スル事項ヲ除ク

二　工業勞働者最低年齡法ノ施行ニ關スル事項

三　鑛夫ニ關スル事項但シ鑛夫ノ扶助ニ關スル事項ヲ除ク

四　其ノ他勞働者保護ニ關スル事項

○供給勞働者扶助令

（昭和七・一・七　勅令第二號）

工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ職工及鑛夫並ニ勞働者災害扶助法ノ適用ヲ受クル事業ノ勞働者ニシテ勞務供給契約ニ基キ政府ノ使用スル者業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ政府ハ勞働者災害扶助法施行令第四條乃至第十二條及第十五條乃至第十七條ノ規定ニ準シ扶助ヲ爲ス但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ地方長官ニ屬スル職務ハ所轄官廳之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○强制勞働ニ關スル條約

（昭和七・一二・六　條約第一〇號）

國際聯盟ノ國際勞働機關ノ總會ハ國際勞働事務局ノ理事會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ招集セラレ千九百三十年六月十日ヲ以テ其ノ第十四回會議ヲ開催シ

右會議ノ會議事項ノ第一項目ノ一部タル强制勞働ニ關スル提案ノ採擇ヲ決議シ

日

該提案ハ國際條約案ノ形式ニ依ルヘキモノナルコトヲ決定シ

國際勞働機關ノ締盟國ニ依リ批准セラルルカ爲「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ノ規定ニ從ヒ千九百三十年六月二十八日左ノ條約案ヲ採擇ス

第一條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ能フ限リ最短キ期間內ニ一切ノ形式

ニ於ケル強制勞働ノ使用ヲ廢止スルコトヲ約ス

右完全ナル廢止ノ目的ヲ以テ強制勞働ハ經過期間中公ノ目的ノ爲ニノミ且例外ノ措置トシテ使用セラルルコトヲ得尤モ以下ニ定メラルル條件及保障ニ從フモノトス

本條約ノ効力ノ發生ヨリ五年ノ期間滿了シ且國際勞働事務局ノ理事會カ後ニ掲ケラルル第三十一條ニ定メラルル報告ヲ作成スルニ當リ右理事會ハ更ニ經過期間ヲ設クルコトナクシテ一切ノ形式ニ於ケル强制勞働ヲ廢止スルコトヲ得ルヤ否ヤ及本問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲クルコトノ望マシキヤ否ヤヲ審議スヘシ

第二條

本條約ニ於テ「强制勞働」ト稱スルハ或者カ處罰ノ脅威ノ下ニ强要セラレ且右ノ者カ自ラ任意ニ申出テタルニ非サル一切ノ勞務ヲ謂フ

尤モ本條約ニ於テ「强制勞働」ト稱スルハ左記ヲ包含セサルヘシ

(イ)純然タル軍事的性質ノ作業ニ對シ强制兵役法ニ依リ强要セラルル勞務

(ロ)完全ナル自治國ノ國民ノ通常ノ公民義務ヲ構成スル勞務

(ハ)裁判所ニ於ケル判決ノ結果トシテ或者カ强要セラルル勞務尤モ右勞務ハ公ノ機關ノ監督及管理ノ下ニ行ハルヘク且右ノ者ハ私ノ個人、會社若ハ團體ニ雇ハレ又ハ其ノ指揮ニ服セサル者タルヘシ

(ニ)緊急ノ場合即チ戰爭ノ場合又ハ火災洪水、飢饉、地震、猛烈ナル流行病若ハ家畜流行病、獸類、蟲類、若ハ植物ノ害物ノ侵入ノ如キ災厄ノ若ハ其ノ虞アル場合及一般ニ住民ノ全部又ハ一部ノ生存又ハ幸福ヲ危殆ナラシムル一切ノ事情ニ於テ强要セラルル勞務(ホ)輕易ナル部落ノ勞務ニシテ該部落ノ直接ノ利益ノ爲部落民ニ依リ遂行セラレ從テ該部落民ノ負フヘキ通常ノ公民義務トノ如何ナル形式ノ强制勞働ヲモ生セシムルコトヲ得ス

右强制勞働ヲ生セシムル規定ヲ包含スル免許カ存在スル場合ニハ本條約第一條ニ適合スル爲右規定ハ能フ限リ速ニ廢止セ

第三條

本條約ニ於テ「權限アル機關」ト稱スルハ本國ノ機關又ハ關係地域ニ於ケル最高中央機關ヲ謂フ

第四條

權限アル機關ハ私ノ個人、會社又ハ團體ノ利益ノ爲强制勞働ヲ課シ又ハ課スルコトヲ許可スルコトヲ得ス

一ノ締盟國ニ依ル本條約ノ批准カ國際聯盟事務總長ニ依リ登錄セラルル日ニ於テ私ノ個人、會社又ハ團體ノ利益ノ爲ノ右强制勞働カ存在スル場合ニハ當該締盟國ハ本條約カ右締盟國ニ對シ効力ヲ發生スル日ヨリ右强制勞働ヲ完全ニ廢止スヘシ

第五條

私ノ個人、會社又ハ團體ニ與ヘラルル免許ハ右私ノ個人、會社又ハ團體カ利用シ又ハ取引スル生產物ノ生產又ハ蒐集ノ爲ノ如何ナル形式ノ强制勞働ヲモ生セシムルコトヲ得ス

右强制勞働ヲ生セシムル規定ヲ包含スル免許カ存在スル場合ニハ本條約第一條ニ適合スル爲右規定ハ能フ限リ速ニ廢止セ

ラルヘシ

第六條

行政廳ノ職員ハ其ノ責任ノ下ニ在ル住民ニ何等カノ形式ノ勞働ニ從事スルコトヲ奬勵スルノ職務ヲ有スル場合ニモ該住民ノ全部又ハ其ノ中ノ何人カニ對シ私ノ個人、會社又ハ團體ノ爲ニ勞働セシムル爲強制ヲ加フルコトヲ得ス

第七條

行政上ノ職務ヲ行ハサル首長ハ強制勞働ヲ使用スルコトヲ得ス

行政上ノ職務ヲ行フ首長ハ權限アル機關ノ明示ノ許可ヲ得テ強制勞働ヲ使用スルコトヲ得尤モ本條約第十條ノ規定ニ從フモノトス

適法ニ認メラレタル首長ニシテ他ノ形式ニ於テ適當ノ報酬ヲ受ケサルモノハ個人ノ勞務ヲ使用スルコトヲ得尤モ適當ノ規則ニ從フヘク且濫用ヲ防止スル爲一切ノ必要ナル措置カ執ラルヘキモノトス

第八條

強制勞働ヲ使用スルノ一切ノ決定ニ付テノ責任ハ關係地域ニ於ケル最高民政機關ニ存スヘシ

尤モ右機關ハ勞働者ノ其ノ平常ノ居所ヨリノ移轉ヲ伴ハサル強制勞働ヲ強要スルノ權限ヲ最高地方機關ニ委任スルコトヲ得右機關ハ職務執行中ノ行政廳ノ職員ノ移動ヲ容易ナラシムル爲及政府貯藏品ノ運送ノ爲勞働者ノ其ノ平常ノ居所ヨリノ移轉ヲ伴フ強制勞働ヲ強要スルノ權限ヲモ本條約第二十三條ニ定メラルル規則ニ規定セラルルコトアルヘキ期間ニ付及條件ニ從ヒ最高地方機關ニ委任スルコトヲ得

第九條

本條約第十條ニ別ニ定メラルル場合ノ外、強制勞働ヲ租稅トシテ強制勞働ヲ強要スルノ權限アル機關ハ右勞働ノ使用ヲ決定スルニ先チ左記ヲ確ムヘシ

(イ)爲サルヘキ勞務カ之ヲ爲スコトヲ要求セラルル部落民ニ對シ重要ナル直接ノ利益ヲ有スルモノナルコト

(ロ)右勞務カ現ニ又ハ急迫ニ必要ナルモノナルコト

(ハ)右勞務ヲ遂行スル爲、類似ノ勞務ニ付關係地區ニ於テ通常行ハルルモノヨリ不利ナラサル賃銀率及勞働條件ノ提供ニ依リ任意勞働ヲ得ルコト不可能ナリシコト並ニ

(ニ)利用シ得ヘキ勞力及現在ノ住民ノ右勞務ヲ行フ能力ヲ考慮シ右勞務カ過重ノ負擔ヲ右住民ニ對シ課セサルコト

第十條

租稅トシテ強要セラルル強制勞働及行政上ノ職務ヲ行フ首長ニ依リ公共事業ノ遂行ノ爲使用セラルル強制勞働ハ漸次廢止セラルヘシ

右廢止ニ至ル迄、強制勞働カ租稅トシテ強要セラルル場合及強制勞働カ行政上ノ職務ヲ行フ首長ニ依リ公共事業ノ遂行ノ爲使用セラルル場合ニ於テハ關係機關ハ先ツ左記ヲ確ムヘシ

(イ)爲サルヘキ勞務カ之ヲ爲スコトヲ要求セラルル部落ニ對シ重要ナル直接ノ利益ヲ有スルモノナルコト

(ロ)右勞務カ現ニ又ハ急迫ニ必要ナルモノナルコト

(ハ)利用シ得ヘキ勞力及現在ノ住民ノ右勞務ヲ行フ能力ヲ考慮シ右勞務カ過重ノ負擔ヲ右住民ニ對シ課セサルコト

(ニ)右勞務カ勞働者ノ其ノ平常ノ居所ヨリノ移轉ヲ伴ハサルコト

(ホ)右勞務ノ遂行カ宗教、社會生活及農業ノ要求ニ從ヒ指導セラルヘキコト

第十一條

推定年齡十八歲以上四十五歲以下ノ强壯ナル成年男子ノミ强制勞働ニ徵集セラルルコトヲ得本條約第十條ニ定メラルル種類ノ勞働ニ付テノ外左ノ制限及條件ニ從フヘシ

(イ)關係者カ傳染病ニ罹リ居ラサルコト並ニ右ノ者カ所要勞務ニ及其ノ遂行條件ニ身體上適スルコトヲ行政廳ニ依リ任命セラルル醫師カ可能ナル一切ノ場合ニ豫メ決定スルコト

(ロ)學校ノ教師及生徒並ニ一般行政廳ノ職員ヲ除外スルコト

(ハ)各部落ニ於テ家族生活及社會生活ニ缺クヘカラサル强壯ナル成年男子ノ數ヲ維持スルコト

(ニ)夫婦及家族ノ關係ヲ尊重スルコト

前項(ハ)ノ適用ニ付テハ本條約第二十三條ニ定メラルル規則ハ一時ニ强制勞働ニ徵集セラレ得ヘキ常住ノ强壯ナル成年男子割合ヲ定ムヘシ尤モ常ニ右割合ハ如何ナル場合ニ於テモ二十五「パーセント」ヲ超ユルコトヲ得ス右割合ヲ定ムルニ當リ權限アル機關ハ人口ノ密度、住民ノ社會上及身體上ノ發達、季節並ニ關係者カ其ノ地方ニ於テ自己ノ爲遂行スルコトヲ要スル作業ヲ斟酌スヘク日一般ニ關係部落、日常生活ノ經濟上及社會上ノ必要ヲ考慮スヘシ

第十二條

或者カ十二月ノ一期間ニ於テ一切ノ種類ノ强制勞働ニ徵集セラレ得ヘキ最長期間ハ勞務場所ニ往復スルニ要スル期間ヲ含ミ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス

强制勞働カ强要セラルル各勞働者ハ其ノ完了シタル右勞働ノ期間ヲ示セル證明書ヲ交付セラルヘシ

第十三條

强制勞働カ强要セラルル者ノ平常ノ勞働時間ハ任意勞働ニ付通常行ハルルモノト同一タルヘク且平常ノ勞働時間ヲ超ユル勞働時間ハ任意勞働ニ對スル超過時間ニ付通常行ハルル率ニ於テ報酬ヲ與ヘラルヘシ

一週一日ノ休日ハ何レカノ種類ノ强制勞働カ强要セラルル一切ノ者ニ對シ與ヘラルヘク且右ノ日ハ關係地域又ハ關係地方ニ於ケル傳統又ハ慣習ニ依リ定メラルル日ト能フ限リ合致スヘシ

第十四條

本條約第十條ニ定メラルル强制勞働ヲ除キ一切ノ種類ノ强制勞働ハ勞力ガ使用セラルル地方又ハ勞力カ徵集セラルル地方ノ何レカニ於テ類似ノ勞務ニ付通常行ハルル率(其ノ何レカ高キヲ問ハス)ヨリ低カラサル率ニ於テ現金ヲ以テ報酬ヲ與ヘラルヘシ

首長ニ依リ其ノ行政上ノ職務ノ執行上使用セラルル勞力ニ付テハ前項ノ規定ニ依ル賃銀ノ支拂ハ能フ限リ速ニ採用セラルヘシ

賃銀ハ各勞働者ニ各別ニ支拂ハルヘク且

其ノ部落ノ首長又ハ他ノ權力者ニ支拂ハルヘカラス

賃銀支拂ニ付テハ勞務場所ヘノ旅行ノ往復ニ要スル日數ハ勞務日數トシテ計算セラルヘシ

本條ハ日常ノ糧食カ賃銀ノ一部トシテ與ヘラルルコトヲ妨ケサルヘク右糧食ハ其ノ相當スト認メラルル金額ト少クトモ同價値タルヘシ尤モ賃銀ヨリノ控除ハ租稅ノ支拂ノ爲ニモ、作業ノ特殊ナル狀態ノ下ニ勞働者ヲ其ノ勞務ヲ行フニ適スル狀態ニ於テ維持スル爲勞働者ニ供給セラルル特殊ノ食物、被服若ハ宿泊ノ爲ニモ又ハ工具類ノ供給ノ爲ニモ爲サルルコトヲ得ス

第十五條

勞働者ノ勞働ニ基因スル災害又ハ疾病ニ對スル勞働者補償ニ關スル法令又ハ規則及死亡シ又ハ無能力ト爲リタル勞働者ノ被扶養者ノ爲ノ補償ヲ規定スル法令又ハ規則ニシテ關係地域ニ於テ實施セラレ又ハ實施セラルヘキモノハ强制勞働カ强要セラルル者及任意勞働者ニ均シク適用セラルヘシ

勞働者ニシテ其ノ勞働ニ基因スル災害又ハ疾病ニ依リ自己ヲ養フコトカ全部又ハ一部不能ト爲レル者ノ生計ヲ確保シ及其ノ勞働ニ基因スル無能力又ハ死亡ノ場合ニ於テ右勞働者カ實際ニ扶養スル者ノ生活ヲ確保スル措置ヲ執ルハ何レノ場合ニ於テモ勞働者ヲ强制勞働ニ使用スル機關ノ義務タルヘシ

第十六條

特殊ノ必要ノ場合ノ外强制勞働カ强要セラルル者ハ食物及氣候カ其ノ慣レタルモノト著シク異ルカ爲其ノ健康ヲ害スルカ如キ地方ニ移送セラレサルヘシ

如何ナル場合ニ於テモ右勞働者ノ移送ハ右勞働者ヲ其ノ狀態ニ適合セシメ且其ノ健康ヲ保障スル爲必要ナル衛生及宿泊ニ關スル一切ノ措置カ嚴格ニ施サレ得ルニ非サレハ許可セラルルコトヲ得ス

右移送カ避ケ得ラレサル場合ニハ權限アル醫師ノ勸告ニ基キ食物及氣候ノ新シキ狀態ニ漸次慣レシムル措置ヲ執ルヘシ

右勞働者カ其ノ慣レサル規則正シキ勞働ヲ爲スコトヲ要求セラルル場合ニ於テハ其ノ規則正シキ勞働ニ慣ルルコトヲ確保スル爲特ニ漸進的訓練、勞働時間、休憩時間ノ設定及必要ナルコトアルヘキ食物ノ增加又ハ改善ニ關シ措置ヲ執ルヘシ

第十七條

勞働者カ勞務場所ニ長期間留ルコトヲ必要ナラシムル建設又ハ保存ノ事業ノ爲强制勞働ヲ使用スルコトヲ許可スルニ先チ權限アル機關ハ左記ヲ確ムヘシ

(一)勞働者ノ健康ヲ保障シ且必要ナル醫療ヲ確保スル爲一切ノ必要ナル措置カ執ラルルコト就中(イ)勞働者カ勞務開始ニ先チ及勞務期間中一定ノ期間毎ニ醫學的檢査ヲ受クルコト(ロ)一切ノ要求ニ應スル爲必要ナル藥局、病舍、病院及設備ト共ニ充分ナル醫員カ存在スルコト及(ハ)勞務場所ノ衛生狀態並ニ飲料水、食糧、燃料、炊事道具及必要アル場合ノ住居及被服ノ供給カ滿足ナルコト

(二)勞働者ノ家族ノ生計ヲ確保スル爲殊ニ、勞働者ノ要求ニ基キ又ハ其ノ同意

ヲ得テ安全ナル方法ヲ以テ賃銀ノ一部ヲ家族ニ送付スルコトヲ容易ナラシムコトニ依リ右生計ヲ確保スル爲一定ノ措置ヲ執ルコト

(三)勞働者カ勞務場所ニ往復スル旅行ハ行政廳ノ費用ヲ以テ且其ノ責任ノ下ニ爲サルヘク右行政廳ハ利用シ得ヘキ一切ノ運送方法ヲ最完全ニ使用スルコトニ依リ右旅行ヲ容易ナラシムヘキコト

四、一定期間ノ勞働不能ヲ生セシムル疾病又ハ災害ノ場合ニ於テハ勞働者カ行政廳ノ費用ヲ以テ送還セラルルコト

五、勞働者ニシテ其ノ强制勞働ノ期間滿了ノ際任意勞働者トシテ留ルコトヲ欲スルコトアルヘキモノカ其ノ無料ニテ送還セラルルノ權利ヲ二年間喪失スルコトナクシテ之ヲ許可セラルルコト

第十八條

人又ハ貨物ノ運送ノ爲ノ强制勞働例ヘハ運搬夫又ハ船頭ノ勞働ハ能フ限リ最短キ期間内ニ廢止セラルヘシ右廢止ニ至ル迄ハ權限アル機關ハ就中左記ヲ定ムル規則ヲ公布スヘシ(イ)右勞働カ職務執行中ノ行政廳ノ職員ノ移動ヲ容易ナラシムル爲若ハ政府貯藏品ノ運送ノ爲又ハ極メテ緊急ナル必要ノ場合ニ於テ職員以外ノ者ノ運送ノ爲ノミニ使用セラルヘキコト(ロ)右ニ使用セラルル勞働者カ醫學的檢査ノ可能ナル場合ニハ身體上適スト醫學上證明セラルヘキコト及右醫學的檢査ノ實行シ難キ場合ニハ右勞働者ヲ使用スル者カ勞働者カ身體上適スル者ニシテ且傳染病ニ罹リ居ラサルコトヲ確保スルノ責任ヲ負フヘキコト(ハ)右勞働者カ運搬スルコトヲ得ヘキ最大荷重(ニ)右勞働者カ其ノ家庭ヨリノ徵集セラルルコトアルヘキ最大距離(ホ)勞働者カ其ノ家庭ニ歸還スルニ要スル日數ヲ含ミ一月又ハ他ノ期間ニ付其ノ徵集セラルルコトアルヘキ最大日數並ニ(ヘ)此ノ種ノ强制勞働ヲ要求シ得ル者及其ノ者カ之ヲ要求シ得ル限度

前項(ハ)(ニ)及(ホ)ニ揭ケラルル最大限度ヲ定ムルニ當リ權限アル機關ハ當該勞働者カ徵集セラルル住民ノ身體上ノ發達勞働者カ旅行スルコトヲ要スル地方ノ性質及氣候狀態ヲ含ム一切ノ關係要素ヲ考慮スヘシ

權限アル機關ハ運搬セラルヘキ重量及通行セルヘキ距離ノミナラス道路ノ性質季節及他ノ一切ノ關係要素ヲモ考慮スヘキモノト解シ右勞働者ノ通常ノ日程カ平均一日八時間勞働ニ相當スル距離ヲ超エサルヘキコト並ニ通常ノ日程ヲ超ユル行程時間カ課セラルル場合ニハ右勞働者ハ普通率ヨリモ一層高キ率ニ於テ報酬ヲ與ヘラルヘキコトヲ尙規定スヘシ

第十九條

權限アル機關ハ飢饉又ハ食糧品ノ缺乏ニ對スル用意ノ手段トシテノミ且常ニ食糧又ハ生產物カ之ヲ生產スル個人又ハ部落ノ所有ニ歸スヘキコトノ條件ノ下ニノミ强制耕作ヲ使用スルコトヲ許可スヘシ

本條ハ生產カ法令又ハ慣習ニ基キ部落ヲ基本トシテ組織セラレ且生產物又ハ其ノ販賣ヨリ生スル利益カ該部落ノ所有ニ歸スル場合ニハ法令又ハ慣習ニ基キ該部落ニ依リ要求セラルル勞務ヲ遂行スルノ該部落民ノ義務ヲ解除スルモノト解セラルルコトヲ得ス

第二十條

部落カ其ノ部落民ノ或者ニ依リ犯サルル犯罪ニ對シ罰セラルルコトアルヘキ團體處罰法令ハ處罰手段ノ一トシテノ部落ニ依ル强制勞働ニ關スル規定ヲ包含スルコトヲ得ス

第二十一條

强制勞働ハ鑛山ニ於ケル地下勞働ノ爲使用セラルルコトヲ得ス

第二十二條

本條約ヲ批准スル締盟國カ其ノ本條約ノ規定ノ實施ノ爲執リタル措置ニ關シ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百八條及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ニ從ヒ國際勞働事務局ニ提出スルコトヲ約スル年報ハ各關係地域ニ付强制勞働カ該地域ニ於テ使用セラレタル程度、之カ使用セラレタル目的、疾病及死亡ノ率、勞働時間、賃銀支拂方法及賃銀率ニ關スル能フ限リ完全ナル情報並ニ他ノ一切ノ關係情報ヲ包含スヘシ

第二十三條

本條約ノ規定ノ實施ノ爲權限アル機關ハ强制勞働ノ使用ヲ規律スル完全且精細ナル規則ヲ公布スヘシ

右規則ハ就中强制勞働カ强要セラルル者ヲシテ勞働條件ニ關スル一切ノ異議ヲ當該機關ニ申立ツルコトヲ得シメ及右異議カ審査セラレ且考慮セラルルコトヲ確保スル規定ヲ包含スヘシ

第二十四條

任意勞働ノ監督ノ爲設ケラレタル現在ノ勞働監督機關ノ權限ヲ强制勞働ノ監督ニ及フ樣擴張スルコトニ依リ又ハ他ノ何等カノ適當ナル方法ニ依リ强制勞働ノ使用ヲ規律スル規則カ嚴格ニ實施セラルルコトヲ確保スル爲一切ノ場合ニ於テ適當ナル措置ヲ執ルヘシ右勞働カ强要セラルル者ニ右規則ヲ知悉セシムルコトヲ確保スル爲ノ措置ヲモ亦執ルヘシ

第二十五條

强制勞働ノ不法ナル强要ハ刑事犯罪トシテ處罰セラルルヘク又法令ニ依リ科セラルル刑罰カ眞ニ適當ニシテ且嚴格ニ實施セラルルコトヲ確保スルコトハ本條約ヲ批准スル締盟國ノ義務タルヘシ

第二十六條

本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ右締盟國カ對內的管轄事項ニ關スル義務ヲ受諾スルノ權利ヲ有スル限リ其ノ主權、管轄、保護、宗主權、後見又ハ權力ノ下ニ置カルル地域ニ對シ之ヲ適用スルコトヲ約ス尤モ右締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ヲ援用センコトヲ欲スルトキハ左記ヲ示ス宣言ヲ該國ノ批准ニ附加スヘシ

一、右締盟國カ變更ヲ加ヘスシテ本條約ノ規定ヲ適用セントスル地域

二、右締盟國カ變更ヲ加ヘテ本條約ノ規定ヲ適用セントスル地域及右變更ノ細目

三、右締盟國カ其ノ決定ヲ留保スル地域

前記宣言ハ批准ノ一部ト看做サルヘク且批准ノ効力ヲ有スヘシ何レノ締盟國モ原宣言ニ於テ本條(二)及(三)ノ規定ニ從ヒ爲サレタル留保ノ全部又ハ一部ヲ爾後ノ宣言ニ依リ取消スコトヲ得

第二十七條

「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘシ

第二十八條

本條約ハ國際聯盟事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル締盟國ノミヲ拘束スヘシ

本條約ハ事務總長カ國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ十二月後ニ於テ効力ヲ發生スヘシ爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ其ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ十二月後ニ於テ効力ヲ發生スヘシ

第二十九條

國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國カ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登錄ヲ爲シタルトキハ事務總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スヘシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登錄ヲ一切ノ締盟國ニ同樣ニ通告スヘシ

第三十條

本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ効力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登錄アリタル日ノ後一年間ハ其ノ効力ヲ生セス

本條約ヲ批准シタル各締盟國ニシテ前項ニ掲クル十年ノ期間滿了後一年以内ニ本條ニ定ムル廢棄ノ權利ヲ行使セサルモノハ更ニ五年間拘束ヲ受クヘク又爾後各五年ノ期間滿了毎ニ本條ニ定ムル條件ニ依リ本條約ヲ廢棄スルコトヲ得

第三十一條

國際勞働事務局ノ理事會ハ本條約ノ効力發生ヨリ各五年ノ期間滿了毎ニ本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スヘク且其ノ全部又ハ一部ノ改正ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲クヘキヤ否ヤヲ審議スヘシ

第三十二條

總會カ本條約ノ全部又ハ一部ヲ改正スル新條約ヲ採擇スル場合ニハ締盟國ニ依ル新改正條約ノ批准ハ新改正條約カ効力ヲ發生シタルトキ前記第三十條ノ規定ニ拘ラス猶豫ノ要件ヲ要セスシテ當然ニ本條約ノ廢棄ヲ生セシムヘシ

新改正條約ノ効力發生ノ日ヨリ本條約ハ締盟國ニ依リ批准セラレ得サルニ至ルヘシ

尤モ本條約ハ之ヲ批准シタルモ改正條約ヲ批准セサル締盟國ニ對シテハ其ノ現在ノ形式及内容ニ於テ引續キ効力ヲ有スヘシ

第三十三條

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

○朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合財産運用委員會規程

（昭和七・七・六朝鮮總督府訓令第四一號）

第一條　朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合ノ財産ノ管理運用ニ關スル事項ヲ審議スル爲朝鮮總督府專賣局ニ朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合財産運用委員會ヲ置ク

第二條　專賣局現業員共濟組合財産運用委員會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一　朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合規則第四十條第一項ノ規定ニ依ル郵便貯金預入額、預入銀行ノ選擇及預入額ノ決定並ニ國債、地方債ノ買入又ハ其ノ處分

二　財産ノ運用ニ關シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘキ事項

三　前二號ノ外財産運用ニ關スル重要ナル事項

第三條　專賣局　業員共濟組合財産運用委員會ハ委員長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條　委員長ハ朝鮮總督府專賣局長ヲ以テ之ニ充ツ　委員ハ朝鮮總督府高等官及朝鮮總督府專賣局高等官ノ中ヨリ朝鮮總督之ヲ命ス

第五條　委員長ハ會務ヲ總理ス　委員長事故アルトキハ委員長ノ指定シタル委員其ノ事務ヲ代理ス

第六條　專賣局現業員共濟組合財産運用委員會ニ幹事ヲ置キ朝鮮總督府專賣局高等官ノ中ヨリ朝鮮總督之ヲ命ス

幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條　專賣局現業員共濟組合財産運用委員會ニ書記ヲ置キ朝鮮總督府專賣局判任官ノ中ヨリ朝鮮總督之ヲ命ス

書記ハ委員及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

○産業組合法中改正

（昭和七・九・六　法律第三〇號）

第二條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ有限責任タルコトヲ得ル組合ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル

一　前條第四項ノ信用組合ニシテ定款ノ定ムル所ニ依リ同條第一項第二號乃至第四號ノ事業ヲ兼ネサルモノ

二　定款ノ定ムル所ニ依リ經濟ニ必要ナル物ノミヲ取扱フ購買組合ニシテ前條第一項第一號若ハ第二號ノ事業又ハ同條同項第四號ノ事業中産業ニ必要ナル設備ヲ利用セシムル事業ヲ兼ネサルモノ

第六條ノ二ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第六條ノ三　本法中地方長官トアルハ區域カ道府縣ノ區域ヲ超ユル産業組合ニ付テハ之ヲ主務大臣トス

前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第九條　第一項第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五ノ二　保證責任組合ニ在リテハ保證金額ニ關スル規定

第十條ノ二　法人ハ産業組合ノ組合員タルコトヲ得ス但シ農事實行組合、養蠶實行組合其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ法人ノ産業組合ノ組合員ト爲ルニ付必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條ノ三　農事實行組合ハ一定ノ地區內ノ農業者ヲ以テ之ヲ組織シ組合員ノ共同ノ利益增進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

農事實行組合ハ法人トス

農事實行組合ノ地區ハ部落其ノ他之ニ準スル區域トス

第十條ノ四　蠶絲業組合法第二十條乃至第二十六條及第四十一條ノ規定ハ農事實行組合ニ之ヲ準用ス

第十條ノ五　組合員タル法人カ其ノ財産ヲ以テ債務ヲ完濟スルコト能ハサル場合ニ於テハ法人ノ組合員ノ全員ハ其ノ法人カ産業組合ニ對シ負擔スル一切ノ債務ニ付連帶無限ノ責任ヲ負擔ス

第十條ノ六　組合員タル法人ハ其ノ組合員カ脫退シタルトキハ遲滯ナク産業組合ニ之ヲ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ脫退シタル組合員モ亦其ノ通知ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ七　組合員タル法人ノ組合員カ其ノ法人ヨリ脫退シタル場合ニ於テハ脫退シタル組合員ハ前條ノ脫退ノ通知前ニ生シタル法人ノ産業組合ニ對スル債務ニ付其ノ脫退ノ通知後二箇年間第十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第十條ノ八　組合員タル法人ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生シタル法人ノ産業組合ニ對スル債務ニ付テモ亦第十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第三十一條ノ三　理事ハ少クトモ毎事業年度一回通常總會ヲ開クコトヲ要ス

第三十二條中「、第六十條」ヲ削ル

第四十七條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ定款ヲ以テ六箇月ト爲スコトヲ得

第四十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第四十八條ノ二　組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款ニ違反シタル組合員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第五十條第一項ヲ左ノ如ク改ム

定款ヲ以テ組合ノ存立時期ヲ定メタルト否トヲ問ハス組合員ハ六箇月前ニ豫告ヲ爲シ事業年度ノ終ニ於テ脫退スルコトヲ得但シ第四十七條但書ノ規定ニ依リ事業年度ヲ六箇月ト爲シタル組合ニ在リテハ豫告ハ三箇月前ニ之ヲ爲スヲ以テ足ル

第六十二條ノ二　組合定款ニ定メタル存立時期ノ滿了ニ因リテ解散シタル場合ニ於テハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ組合ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ存立時期滿了ノ日ヨリ一箇年內ニ認可ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ繼續ニ同意セサル組合員ハ組合繼續ノ時ニ於テ脫退シタルモノト看做ス

第七十六條第二項中「及購買組合聯合會」ヲ削ル

第七十六條ノ三　道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ手形ノ割引ヲ爲スコトヲ得

第七十七條第二項ヲ左ノ如ク改ム

産業組合聯合會ノ組織ハ保證責任トス

同條第三項中「保證責任産業組合聯合會」ヲ「産業組合聯合會」ニ改ム

第七十九條　第三項ヲ削ル

第八十條ノ二　産業組合聯合會ノ所屬組合及所屬聯合會ノ有スヘキ出資口數ハ百口ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ五百口迄之ヲ增加スルコトヲ得

第八十一條中「本章ニ規定アルモノ」ノ下ニ「及第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定」ヲ加ヘ同條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ第七條中七人以上トアルハ之ヲ二人以上トシ第六十二條第一項第四號中七人未滿トアルハ之ヲ二人未滿トス

第九十二條中「第五條乃至第七條」ヲ「第五條乃至第六條ノ二、第七條」ニ改ム

附則

第一條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　本法施行前ニ設立シタル有限責任ノ組合（第二條第一項但書ノ改正規定ニ掲クル組合ヲ除ク）又ハ聯合會ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ五箇年ヲ限リ第二條第一項但書及第七十七條ノ改正規定ニ依ラス仍從前ノ規定ニ依ル

第三條　前條ノ組合ハ同條ノ期間內ニ總會ニ於テ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テスル決議ニ依リ其ノ組織ヲ變更シ保證責任ノ組合ト爲スコトヲ得

前項ノ組織變更ニ同意セサル組合員ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ組織變更ノ時ニ於テ脫退シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ前條ノ聯合會ニ之ヲ準用ス

第四條　附則第二條ノ組合又ハ聯合會ニシテ同條ノ期間內ニ其ノ組織ヲ變更シテ左ニ掲クル組織ト爲ササルモノハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ解散ス

一　組合ニ在リテハ保證責任又ハ無限責任

二　聯合會ニ在リテハ保證責任

第五條　第十條ノ二第一項ノ改正規定ニ依リ產業組合ノ組合員タルコトヲ得サル法人ニシテ本法施行ノ際現ニ產業組合ノ組合員タルモノハ當分ノ內仍其ノ組合員タルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定ヲ適用セス

第六條　蠶絲業組合法第二十三條第二項第一號中「第一號乃至第三號、第十號及第十一號」ヲ「第一號、第二號及第四號」ニ改メ同條同項中第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トシ第四號ヲ第三號トス

第七條　蠶絲業組合法第二十六條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ民法第四十八條及第七十七條中一週間トアルハ之ヲ二週間トス

（參照略）

昭和七年法律第三十號ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（昭和七・九・三〇　勅令第二七五號）

○法律第三十號附則ニ關スル勅令

（昭和七・九・三〇　勅令第二七六號）

昭和七年法律第三十號附則第二條ノ產業組合ニ於テ同法附則第三條第一項ノ規定ニ依ル組織變更ノ決議アリタルトキハ組合ハ遲滯ナク其ノ決議ニ贊成シタル組合員以外ノ組合員ニ對シ組織變更ニ同意セサル者ハ通知ヲ受ケタル日ヨリ三週間以內ニ其ノ旨ヲ申出ツル場合ニ限リ組織變更ノ時ニ於テ脫退シタルモノト看做サルル旨ノ通知ヲ爲スヘシ

前項ノ決議ニ贊成シタル組合員以外ノ組合員ニシテ前項ノ期間內ニ又ハ前項ノ通知ヲ受クル迄ノ間ニ組合ニ對シ組織變更

ニ同意ヲ爲ササル旨ノ申出ヲ爲シタルモノハ組織變更ノ時ニ於テ脫退シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ昭和七年法律第三十號附則第二條ノ產業組合聯合會ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和七年法律第三十號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照略）

○產業組合法施行規則中改正

（昭和七・九・三〇農林省令第二五號）

第一條ノ十　產業組合ノ組合員タルコトヲ得ル養蠶實行組合ハ部落其ノ他之ニ準スル區域ヲ其ノ地區トスルモノニ限ル

第一條ノ十一　部落其ノ他之ニ準スル區域ヲ其ノ區域トスル產業組合ハ地方長官ノ認可ヲ受ケテ他ノ產業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得

第一條ノ十二　農事實行組合、養蠶實行組合又ハ產業組合カ產業組合ノ組合員ト爲リタルトキハ其ノ組合員名簿ヲ產業組合ニ提出スヘシ

前項ノ組合員名簿ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク產業組合ニ之ヲ通知スヘシ

第一條ノ十三　產業組合法第十條ノ四ノ規定ニ依リ準用セラルル蠶絲業組合法第二十二條第一項ニ於テ行政官廳ト稱スルハ之ヲ地方長官トス

第一條ノ十四　產業組合法第十條ノ四ノ規定ニ依リ準用セラルル蠶絲業組合法第二十二條第一項ノ規定ニ依ル農事實行組合ノ屆出アリタルトキハ地方長官ハ農事實行組合ノ名稱、事務所ノ所在地及設立ノ年月日ヲ告示スヘシ其ノ告示シタル事項ニ付變更ノ屆出アリタルトキ亦同シ

第二條ノ二　保證責任ノ組合又ハ聯合會ノ組合員又ハ所屬組合若ハ所屬聯合會ノ保證金額ハ其ノ出資額ヲ下ルコトヲ得ス

第九條　削除

第十一條第一項第六號ノ四ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ五　產業組合法第七十六條ノ三ノ信用組合聯合會ニ在リテハ手形ノ種類別割引枚數、金額及割引ノ步合

第十二條第一項中「毎年」ヲ「毎事業年度一ニ改ム

第十五條ノ二　組合又ハ聯合會ノ繼續ノ認可申請書ニハ組合ニ在リテハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ證明スル書面ヲ、聯合會ニ在リテハ所屬組合及所屬聯合會ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第十九條ノ二　左ノ各號ノ一ニ該當スル組合又ハ聯合會設立許可ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ其ノ處分ニ付豫メ農林大臣ノ指揮ヲ請フヘシ

一　製絲ヲ爲シ又ハ製絲工場ヲ有スル組合又ハ聯合會

二　醫療設備ヲ有スル組合又ハ聯合會

三　區域カ郡、市又ハ市制第六條ノ市ノ區ノ區域ヲ超ユル場合

前項ノ規定ハ組合又ハ聯合會ガ其ノ定款ヲ變更シテ同項各號ノ一ニ該當スル組合又ハ聯合會ト爲ル場合ニ於ケル定款變更ノ認可申請ニ付之ヲ準用ス前項

第三號ニ該當スル組合カ其ノ區域ヲ變更スル場合ニ於ケル定款變更ノ認可申請ニ付亦同シ

第一項ノ規定ハ組合又ハ聯合會カ合併ニ因リ同項各號ノ一ニ該當スル組合又ハ聯合會ト爲ル場合ニ於ケル合併ノ認可申請ニ付之ヲ準用ス

第二十條ニ左ノ二項ヲ加フ

本則中地方長官トアルハ區域カ道府縣ノ區域ヲ超ユル組合又ハ聯合會ニ在リテハ農林大臣トス

前項ノ組合又ハ聯合會ヨリ農林大臣ニ提出スヘキ書類ハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

附　則

本令ハ昭和七年法律第三十號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス昭和七年法律第三十號施行前ニ設立シタル養蠶實行組合又ハ同法施行前ニ加入シタル組合員ノ全員ノ同意アルニ非サレハ產業組合ノ組合員タルコトヲ得ス

第二條ノ二ノ規定ハ當分ノ內本令施行ノ際現ニ存スル保證責任ノ組合又ハ聯合會ニ付テハ之ヲ適用セス

第十六條ノ規定ハ昭和七年法律第三十號附則第三條ノ規定ニ依ル組合又ハ聯合會ノ組織變更ノ認可申請書ニ付テハ之ヲ適用セス

（參照略）

○產業組合中央金庫法中改正（昭和七・九・六　法律第三一號）

產業組合中央金庫法中左ノ通改正ス

第五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

產業組合聯合會ノ有スヘキ出資口數ハ千口ヲ、產業組合ノ有スヘキ出資口數ハ五百口ヲ超ユルコトヲ得ス

第七條中「本法ニ別段ノ規定アルモノ」ノ下ニ「及產業組合法第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定」ヲ加フ

第八條第一項中「營業稅」ヲ「營業收益稅」ニ改ム

第十五條　產業組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ス

一　國債證券、地方債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入ヲ爲スコト

二　大藏省預金部若ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

三　產業組合聯合會又ハ產業組合ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

前項ノ餘裕金運用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條中「一箇年」ヲ「六箇月」ニ改ム

第二十五條第二項中「農商務大臣」ヲ「農林大臣」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第二十三條ノ改正規定ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年法律第三十一號ハ產業組合中央金庫法第二十三條ノ改正規定ヲ除クノ外昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス（昭和七・九・三〇　勅令第二七七號）

○産業組合中央金庫法施行規則中改正

（昭和七・九・三〇 農林省第二六號）

産業組合中央金庫法施行規則中左ノ通改正ス

「農商務大臣」ヲ「農林大臣」ニ改ム

第四條中「毎年」ヲ「毎事業年度」ニ改ム

附則

本令ハ昭和七年法律第三十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照略）

○産業組合中央金庫特別融通及損失補償法

（昭和七・九・六 法律第三二號）

第一條　産業組合中央金庫ハ所屬信用組合聯合會又ハ所屬信用組合ニ對シ其ノ固定セル債權ヲ資金化シテ金融ノ疏通ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得

第二條　産業組合中央金庫ガ前條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲スハ本法施行ノ日ヨリ三年トシ其ノ融通ノ期限ハ本法施行ノ日ヨリ十五年ヲ超ユルコトヲ得ス

第三條　産業組合中央金庫法第十四條ニ規定スル第十三條第一號ノ規定中貸付年限及償還方法ニ關スルモノ並ニ同法第十四條ニ規定スル第十三條第二號但其ノ規定ハ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ニハ之ヲ適用セス

産業組合中央金庫ガ第一條ノ規定ニ依ル特別融通以外ノ融通ヲ爲ス場合ニ於テ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ノ額及之ヲ爲ス爲發行スル産業債券ノ額ハ産業組合中央金庫法第十三號第二號但書ノ制限ノ計算上之ヲ算入セス

第四條　産業組合中央金庫ハ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲ス爲必要アルトキハ産業組合中央金庫法第十七條第一項ノ制限ニ拘ラス産業債券ヲ發行スルコトヲ得産業組合中央金庫ガ第一條ノ規定ニ依ル特別融通以外ノ融通ヲ爲ス爲産業債券ヲ發行スル場合ニ於テ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲ス爲發行スル産業債券ノ額ハ産業組合中央金庫法第十七條第一項ノ制限ノ計算上之ヲ算入セス

第五條　政府ハ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲シタルニ因リテ産業組合中央金庫ガ損失ヲ受ケタルトキハ之ニ對シ三千萬圓ヲ限リ其ノ損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第六條　第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲シタルニ因リテ産業組合中央金庫ノ受ケタル損失及其ノ額ハ産業組合中央金庫特別融通損失審査會之ヲ決定ス

産業組合中央金庫特別融通損失審査會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條　第五條第一項ノ契約ニ基キ政府カ産業組合中央金庫ニ對シテ支拂ヲヘキ損失補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第八條　政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第九條　本法ニ依リ交付スル國債證券交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第十條　本法中主務大臣トアルハ農林大臣及大藏大臣トス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（參照略）

産業組合中央金庫特別融通及損失補償法ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（昭和七・九・三〇　勅令第二七八號）

○産業組合中央金庫特別融通及損失補償法施行規則

（昭和七・一〇・一　農林省令第二七號）

第一條　産業組合中央金庫特別融通及損失補償法第一條ノ規定ニ依ル特別融通ニ依リテ資金化セラルヘキ債權ハ同法施行前ニ發生シタルモノニ限ル

第二條　産業組合中央金庫ハ緊急融通ノ必要アル場合ニ於テハ擔保設定ニ伴フ登記其ノ他ノ對抗要件完備前ト雖所屬信用組合聯合會又ハ所屬信用組合ノ役員ノ個人ノ資格ヲ以テスル連帶保證書ヲ徴シテ特別融通ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ速ニ登記其ノ他ノ對抗要件ヲ完備スヘク其ノ完備後産業組合中央金庫ハ特別ノ事由ナキ限リ當該ノ信用組合聯合會又ハ信用組合ノ役員ノ個人ノ資格ヲ以テスル連帶保證ヲ免除スヘシ

第三條　産業組合中央金庫ハ特別融通ノ資金ニ充ツル爲大藏省預金部ニ對シ産業債券ノ引受ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ産業債券ノ引受利率ハ年五分三厘トス

第四條　産業組合中央金庫カ特別融通ヲ爲ス場合ニ於ケル利率ハ年五分九厘トス

産業組合中央金庫ハ所屬信用組合聯合會又ハ所屬信用組合カ特別融通ノ債務ノ辨濟ヲ怠リタル場合ニ於テハ百圓ニ付日歩三錢ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ徴スルコトヲ得

第五條　産業組合中央金庫ハ特別融通ニ付調査費ヲ徴スルコトヲ得ス但シ特ニ多額ノ調査費用ヲ要スル場合ニ於テ其ノ實費ヲ徴スルハ此ノ限ニ在ラス

第六條　産業組合中央金庫ハ特別融通ヲ爲シタル所屬信用組合聯合會又ハ所屬信用組合ニ對シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其ノ資産、負債及事業ノ狀況ヲ調査シ又ハ必要ナル報告ヲ爲サシムルコトヲ得ヘキ旨ノ契約ヲ締結スヘシ

産業組合中央金庫カ前項ノ契約ニ依リ調査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシメタルトキハ其ノ結果ヲ農林大臣及大藏大臣ニ報告スヘシ

第七條　産業組合中央金庫ハ特別融通ニ關シ農林大臣及大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ爲スヘシ

第八條　特別融通ニ關シテハ本會ニ依ルモノノ外農林大臣及大藏大臣之ヲ定ム

附則

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○米穀部設置ニ關スル勅令

（昭和七・六・一八 勅令第九五號）

第一條　米穀法ノ施行及米穀統制計劃ノ調査ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時農林省ニ米穀部ヲ置ク

第二條　農林省ニ左ノ職員ヲ置キ米穀ニ屬セシム

部長　一人勅任
書記官　專任一人
事務官　專任三人
技師　專任四人
屬　專任七人
技手　專任十一人

第三條　部長ハ農林大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第四條　米穀統制計劃ノ調査ニ關スル事務ヲ輔ケシムル爲農林省ニ米穀部顧問ヲ置ク

米穀部顧問ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス

米穀部顧問ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○米穀貯藏奬勵規則

（昭和七・一一・二八 農林省令第三五號）

第一條　農林大臣ハ米穀ノ出廻數量ヲ調節スル爲特ニ米穀ノ貯藏ヲ奬勵スル必要アリト認ムルトキハ本則ニ依リ豫算ノ範圍內ニ於テ奬勵金ヲ交付ス

農林大臣本則ニ依ル米穀貯藏ノ奬勵ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

第二條　奬勵金ハ產業組合、農事實行組合其ノ他農林大臣ノ摘當ト認ムル者カ米穀ノ貯藏ヲ爲ス場合之ニ對シ道府縣ノ交付スル助成金ニ對シ之ヲ交付ス

第三條　奬勵金ノ額ハ道府縣ノ交付スル助成金ノ額ノ範圍內トス

第四條　奬勵金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ申請書ニ左ニ揭クル書類ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スヘシ

一　事業計劃書
二　收支豫算書
三　助成金交付ニ關スル規程又ハ條件ヲ記載シタル書類

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第五條　奬勵金交付ノ指令ヲ受ケタル道府縣前條第一項各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六條　奬勵金交付ノ指令ヲ受ケタル道府縣奬勵金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ請求書ニ精算書及助成金交付ニ關スル調書ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スヘシ

第七條　奬勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ事業成績書ヲ事業終了後遲滯ナク農林大臣ニ提出スヘシ

第八條　奬勵金交付ノ指令ヲ受ケタル道府縣又ハ奬勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ奬勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル奬勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

一　本則ノ規定ニ違反シタルトキ
二　奬勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
三　事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○米穀統制調査會官制（昭和七・一一・八　勅令第三三四號）

第一條　米穀統制調査會ハ內閣總理大臣ノ監督ノ屬ノ關係各大臣ノ諮問ニ應シテ米統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

調査會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條　調査會ハ會長一人、副會長二人及委員三十五人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條　會長ハ內閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副會長ハ農林大臣及大藏大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ內閣總理大臣ノ指名スル副會長其ノ職務ヲ代理ス

第五條　調査會ニ幹事ヲ置ク內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條　調査會ニ書記ヲ置ク內閣ニ於テ之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○自作農創設維持補助規則中改正（昭和七・九・三農林省令第二〇號）

自作農創設維持補助規則中左ノ通改正ス

附錄中第六條第三號ノ算式ヲ左ノ如ク改ム

附錄備考中ニ左ノ一號ヲ加フ

四　算式中ノ公租公課ニハ地租、地租附加稅又ハ之ニ準スヘキ地方稅、農會費中地租割及水利組合費（北海道ニ在リテハ土功組合費）ヲ含ムモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○經濟更生部設置ニ關スル勅令（昭和七・九・二六　勅令二五九號）

第一條　農山漁村ノ經濟更生計劃並ニ產業組合、農業倉庫、產業組合中央金庫及副業ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時農林省ニ經濟更生部ヲ置ク

第二條　農林省ニ左ノ職員ヲ置キ經濟更生部ニ屬セシム

部長	一人	勅任
書記官	專任一人	
事務官	專任九人	
產業組合事務官	專任四人	奏任
技師	專任六人	
屬	專任二十六人	
技手	專任十人	

第三條　部長ハ農林大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第四條　産業組合檢査ニ從事セシムル爲農林省ニ産業組合檢査官及産業組合檢査官補ヲ置キ經濟更生部ニ屬セシム

産業組合檢査官ハ書記官、事務官、産業組合事務官又ハ技[illegible]ヲ以テ、産業組合檢査官補ハ屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○農山漁村共同作業場奬勵規則

（昭和七・一〇・三　農林省令第二八號）

第一條　農林大臣ハ農山漁村共同作業場奬勵ノ爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍內ニ於テ奬勵金ヲ交付ス

第二條　奬勵金ハ道府縣ノ左ニ掲クル補助金ニ對シ別ニ國庫ヨリ奬勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　町村、農會、産業組合、農事實行組合其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル團體カ農山漁村經濟ノ更生ヲ圖ル目的ヲ以テ農業者、林業者又ハ漁業者ノ共同作業ニ供用スル建物ノ新設又ハ增設ニ要スル費用ニ對シ交付スル補助金

二　前號ノ建物ニ附屬スル工作物又ハ器具機械ノ新設又ハ增設ニ要スル費用ニ對シ交付スル補助金

第三條　奬勵金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ申請書ニ左ニ掲クル書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スヘシ

一　事業計劃書

二　經費豫算書

三　補助ニ關スル規程

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第四條　奬勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣前條第一項各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　奬勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ事業成績書及經費決算書ヲ翌年六月三十日迄ニ農林大臣ニ提出スヘシ

第六條　奬勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ奬勵金ノ全部ヲ當該年度內ニ支出スルコト能ハサルトキハ之ヲ事業ト共ニ當該年度後ニ繰越シ支出スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲シタルトキハ翌年度四月十五日迄ニ農林大臣ニ之ヲ報告スヘシ

第七條　奬勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ奬勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

一　本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二　奬勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三　事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

四、支出額カ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中二月末日トアルハ昭和七年度ニ限リ十一月三十日迄トス

○農山漁村經濟更生計劃助成規則

（昭和七・一〇・六　農林省令第三〇號）

第一條　農林大臣ハ農山漁村ノ經濟更生計劃ノ助成ヲ爲ス爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

第二條　助成金ハ左ニ掲クル道府縣又ハ團體ノ費用ニ對シ之ヲ交付ス但シ其ノ費用ニ對シ別ニ國庫ヨリ奬勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　農山漁村經濟更生ニ關スル委員會ヲ道府縣ニ設置スル爲要スル費用

二　農山漁村經濟更生ニ關スル事務ニ從事スル專任職員ヲ道府縣ニ設置スル爲要スル費用

三　農山漁村經濟更生計劃樹立ノ爲要スル町村又ハ町村農會其ノ他町村ノ區域ヲ地區トスル産業團體（特別ノ事情アル場合ニ於テハ市町村内ノ部落ニハ之ニ準スル區域ヲ地區トスル産業團體）ノ費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

四　農山漁村經濟更生ヲ促進スル爲農會、水産會其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル産業團體ノ行フ經濟更生活動ノ爲要スル費用又ハ之ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

第三條　助成金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲クル書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スヘシ

一　事業計劃書

二　收支豫算書

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第四條　助成金ノ交付ヲ受ケタル者前條第一項各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業成績書及收支決算書ヲ翌年度六月三十日迄ニ農林大臣ニ提出スヘシ

第六條　助成金ノ交付ヲ受ケタル者助成金ノ全部ヲ當該年度内ニ支出スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ殘額ヲ翌年度ニ繰越サントスルトキハ翌年度四月十五日迄ニ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條　本則ニ依リ農林大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

第八條　助成金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

一　本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二　助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三　事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

四　支出額カ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中二月末日迄トアルハ昭和七年度ニ限リ十一月十五日迄トス

○農村經濟更生中央委員會規程

（昭和七・一一・一六　官報　公示）

第一條　農林經濟更生中央委員會ハ農林

大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應シテ農村經濟更生ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條　委員會ハ會長一人及委員四十人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條　會長ハ農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ命シ又ハ囑託ス

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ農林大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條　委員會ニ幹事ヲ置ク農林大臣之ヲ命シ又ハ囑託ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條　委員會ニ書記ヲ置ク農林大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

○米穀法中改正

（昭和七・九・七　法律第三四號）

米穀法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ米穀ノ買換ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ買換ニ代ヘ買換ノ爲賣渡ヲ爲サントスル米穀ヲ道府縣ニ對シ貸付スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ日ヨリ昭和八年十二月末日ニ至ル迄ハ第四條ノ最低價格ハ第五條ノ規定ニ拘ラス命令ノ定ムル米穀生產費ニ依ル

前項ノ米穀生產費ハ米穀委員會ニ諮問シテ之ヲ定ム

政府ハ當分ノ內朝鮮米及臺灣米ノ內地移入數量ヲ月別平均的ナラシムル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

政府ハ當分ノ內米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ粟ノ輸入稅ヲ增減又ハ免除スルコトヲ得

本法ニ依ル米穀ノ貸付並ニ朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

（參照略）

（昭和七・一〇・一　勅令第二九五號）

昭和七年法律第三十四號ハ昭和七年十月四日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年法律第三十四號附則第五項ハ之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス

（昭和七・一〇・一　勅令第二九七號）

附則

本令ハ昭和七年法律第三十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照略）

○米穀法施行令中改正

（昭和七・一〇・一　勅令第二九六號）

米穀法施行令中左ノ通改正ス

第十六條　米穀法第一條第二項ノ規定ニ依ル米穀ノ貸付ハ道府縣ニ於テ米穀ヲ市町村、產業組合、農會ニ對シ農林大臣ノ適當ト認ムル條件ヲ以テ貸付又ハ賣渡ヲ爲サントスル場合ニ之ヲ行フ

第十七條　米穀法第一條第二項ノ規定ニ依リ米穀ノ貸付ヲ受ケタル道府縣ハ貸付ヲ受ケタル米穀ト同一數量ノ米穀ヲ貸付ヲ受ケタル日ヨリ一年以內ニ於テ農林大臣ノ指定スル時期ニ返還スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ返還スヘキ米穀ハ農林大臣ノ指定スル所ニ從ヒ返還スヘキ時期ノ屬スル年又ハ其ノ前年ニ於テ生產シタル米穀ニシテ貸付ヲ受ケタル米穀ト同一ノ銘柄及等級ノモノ又ハ之ト同格ノモノタルコトヲ要ス

第十八條　貸付又ハ返還ノ爲ニスル米穀ノ受渡ハ農林大臣ノ指定スル倉庫ニ於テ之ヲ行フ

附　則

本令ハ昭和七年法律第三十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス昭和七年法律第三十四號附則第二項ノ米穀生產費ハ第五條ノ規定ニ依リ算出スル米穀生產費トス

米穀法第四條ノ最低價格ハ昭和七年ニ限リ十月及十二月ニ之ヲ決定ス

昭和七年法律第三十四號附則第四項ノ規定ニ依ル朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ハ朝鮮米ニ在リテハ朝鮮ニ於テ、臺灣米ニ在リテハ臺灣ニ於テ之ヲ行フ但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス

昭和七年法律第三十四號附則第四項ノ規定ニ依リ買入レタル米穀ハ當該米穀年度內ニ於テ之ヲ賣渡スモノトス

前項ノ米穀年度ハ前年ノ十一月一日ヨリ其ノ年ノ十月三十一日迄トス

（參照略）

○朝鮮小作調停令

（昭和七・一二・一〇　制令第五號）

第一條　小作料其ノ他小作關係ニ付爭議ヲ生シタルトキハ當事者ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル地方法院（合議部アル地方法院支廳ヲ含ム）ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

當事者ハ合意ヲ以テ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル合議部ナキ地方法院支廳ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二條　調停事件ハ地方法院又ハ地方法院支廳ノ合議部ニ於テ之ヲ取扱フ但シ前條第二項ノ規定ニ依リ申立アリタル事件ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三條　當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

第四條　調停ノ申立ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル府尹、郡守又ハ島司ヲ經テ之ヲ爲スコトヲ得　前項ノ申立アリタルトキハ府尹、郡守又ハ島司ハ遲滯ナク申立ニ關スル書類ヲ裁判所ニ送付スルコトヲ要ス

第五條　前條第一項ノ申立アリタル場合ニ於テ爭議ノ目的タル土地カ數府郡ニ亘ルトキハ調停ノ申立ヲ受ケタル府尹

又ハ郡守ハ遲滯ナク關係府尹又ハ郡守ニ申立アリタル旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第六條　裁判所直接ニ調停ノ申立ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル府尹、郡守又ハ島司ニ通知スルコトヲ要ス但シ第九條第一項ノ規定ニ依リ事件ヲ移送スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條　調停ノ申立ハ爭議ノ實情ヲ明ニシテ之ヲ爲スヘシ

第八條　調停ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ申立ヲ爲ス場合ニ於テハ府尹、郡守、島司ハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第九條　爭議ノ目的タル土地カ數箇ノ裁判所ノ管轄區域內ニ存スル場合ニ於テ調停ノ申立ヲ受ケタル地方法院又ハ地方法院支廳相當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ他ノ管轄地方法院又ハ地方法院支廳ニ移送スルコトヲ得管轄權ナキ裁判所カ調停ノ申立ヲ受ケタルトキ亦同シ

前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第一項ノ場合ニ於テ事件ノ移送ヲ受ケタル裁判所ハ遲滯ナク爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル府尹、郡守又ハ島司ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第十條　小作關係ノ爭議ニ付訴訟カ繫屬スルトキハ受訴裁判所ハ職權ヲ以テ事件ヲ調停ニ付スルコトヲ得

第六條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ事件ヲ調停ニ付シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條　調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟カ繫屬スルトキ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ事件カ調停ニ付セラレタルトキハ受訴裁判所ハ決定ヲ以テ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止スルコトヲ得

調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ擔保ヲ供シ又ハ朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル競賣法ニ依ル競賣手續ヲ一時停止スルコトヲ得

朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民事訴訟法第百十二條、第百十三條、第百十五條及第百十六條ノ規定ハ前項ノ擔保ニ之ヲ準用ス

第一項及第二項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十二條　裁判所事情ニ依リ適當ナル者アリト認ムルトキハ之ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條　當事者多數ナル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ代表シテ調停ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲サシムル爲總代ヲ選任スルコトヲ得

裁判所前項ノ規定ニ依ル總代ナキ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ總代ノ選任ヲ命スルコトヲ得

總代ハ當事者中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ要ス

第十四條　總代ノ選任ハ書面ヲ以テ之ヲ證スルコトヲ要ス

總代ノ解任ハ之ヲ裁判所ニ届出ツルニ非サレハ其ノ効ナシ

第十五條　裁判所ハ期日ヲ定メ當事者又

ハ總代ヲ呼出スコトヲ要ス

前項ノ呼出ヲ受ケタル當事者又ハ總代ハ正當ノ事由ナクシテ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第十六條　調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ調停ニ參加スルコトヲ得

裁判所ハ調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ノ參加ヲ求ムルコトヲ得

第十七條　當事者、總代及利害關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシメ又ハ輔佐人ヲ同伴スルコトヲ得

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十八條　爭議ノ目的タル土地ノ所在地又ハ當事者ノ住所地ヲ管轄スル府尹、郡守、島司又ハ警察署長ハ裁判所ニ對シ事件ノ經過ニ付陳述ヲ爲スコトヲ得

第十九條　裁判所必要アリト認ムルトキハ小作官、前條ノ府尹、郡守、島司又ハ警察署長其ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求ムルコトヲ得

第二十條　小作官ハ期日ニ出席シテ又ハ期日外ニ於テ裁判所ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十一條　裁判所必要アリト認ムルトキハ事實ノ調査ヲ小作官ニ囑託スルコトヲ得

第二十二條　調停手續ハ之ヲ公開セス但シ裁判所ハ相當ト認ムル者ノ傍聽ヲ許スコトヲ得

第二十三條　裁判所ハ費用ヲ要スル行爲ニ付當事者ノ一方又ハ雙方ヲシテ其ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

第二十四條　申立其ノ他ノ申述ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ申述ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二十五條　調停ニ付テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二十六條　裁判所ハ調停前調停ノ爲必要ト認ムル措置ヲ爲スコトヲ得

第二十七條　調停條項中ニ費用ノ負擔ニ關スル定ヲ爲ササルトキハ各當事者ハ其ノ支出シタル費用ヲ自ラ負擔ス

第二十八條　調停ハ訴訟上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス

第二十九條　期日ニ於テ調停成ラサルトキハ裁判所ハ適當ト認ムル調停條項ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ調停條項ヲ定メタル場合ニ於テハ裁判所ハ其ノ調書ノ正本ヲ當事者、總代アルトキハ總代ニ送付シ且當事者又ハ總代カ其ノ送付ヲ受ケタル後一月內ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月內ニ裁判所ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停成リタルモノト看做ス

裁判所ハ申立ニ因リ前項ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得期間ノ伸長ハ之ヲ相手方總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ調停條項ニ對シ異議ヲ述ヘタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ相

手方、總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

第三十條　調停事件終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ結果ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル府尹、郡守又ハ島司ニ通知スルコトヲ要ス

第三十一條　當事者又ハ利害關係人ハ手數料ヲ納付シテ記錄ノ閲覽若ハ謄寫又ハ其ノ正本、謄本、抄本若ハ事件ニ關スル證明書ノ付與ヲ裁判所書記ニ求ムルコトヲ得但シ當事者カ事件ノ繫屬中記錄ノ閲覽又ハ謄寫ヲ爲ス場合ニ於テハ手數料ヲ納付スルコトヲ要セス

第三十二條　前條ノ手數料ノ額ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三十三條　第十五條第一項ノ規定ニ依ル呼出ヲ受ケタル者正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ五十圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル非訟事件手續法第二百七條及第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

附則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

○移住教養所官制

（昭和七・一一・一〇　勅令第三四三號）

第一條　移住教養所ハ拓務大臣ノ管理ニ屬シ拓務大臣ノ指定シタル海外移住者ノ保護教養ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條　移住教養所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長　專任二人奏任

醫官　專任六人判任

屬　專任四人判任

醫官補

第三條　所長ハ醫官ヲ以テ之ニ充ツ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第四條　醫官及醫官補ハ上官ノ指揮ヲ承テ出頭セサルトキハ調停事件ノ繫屬スヶ海外移住者ノ衞生及診療ニ從事ス

第五條　屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第六條　移住教養所ノ名稱及位置ハ拓務大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和七年十二月三十一日ニ至ル迄ハ第二條ニ規定スル職員中醫官ハ專任一人、屬ハ專任四人、醫官補ハ專任二人トス

移民收容所官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ移民收容所ノ醫官、屬又ハ醫官補タル者別ニ辭令ヲ廢セラレサルトキハ各移住教養所ノ醫官、屬又ハ醫官補ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス但シ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ケス

○移住教養所處務規程

（昭和七・一一・一一　拓務省訓令第一號）

第一條　所長ハ所員ノ職務擔任ヲ定ムヘシ

第二條　所長ハ所員ニ內國出張ヲ命スルコトヲ得

所長ノ內國出張ハ其ノ用務、行先地及豫定日數ヲ具シ豫メ拓務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三條　所長ハ判任官以下ニ休暇ヲ與ヘ其ノ歸省、看護墓參、轉地療養及私事

旅行ヲ許可シ又ハ除服出仕ヲ命スルコトヲ得

第四條　所長ハ雇員以下ノ進退ヲ專行スルコトヲ得

第五條　所長ハ處務細則ヲ制定スヘシ

處務細則ヲ制定シ又ハ變更セムトスルトキハ拓務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六條　所長ハ左ノ事項ニ付テハ其ノ都度之ヲ拓務大臣ニ報告スヘシ

一　所員ノ職務擔任ニ關スル事項

二　雇員ノ進退ニ關スル事項

三　移住者ノ入所又ハ退所ニ關スル事項

四　入所者ノ傳染病又ハ死亡ニ關スル事項

五　其ノ他重要ト認メタル事項

第七條　所長ハ毎月十日迄ニ前月中ニ入所シタル移住者ノ衞生、教養、保護及乘船ニ關スル事項ヲ拓務大臣ニ報告スヘシ

第八條　所長ハ毎年四月末日迄ニ前年度中ニ於ケル事業成績ヲ拓務大臣ニ報告スヘシ

○失業對策委員會官制（昭和七・七・二一　勅令第一五八號）

第一條　失業對策委員會ハ內務大臣ノ監督ニ屬シ失業對策ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ノ諮問ニ應シ又ハ關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條　委員會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條　會長ハ內務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス

會長事アルトキハ內務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條　委員會ニ幹事ヲ置ク內務大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條　委員會ニ書記ヲ置ク會長之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

失業防止委員會官制ハ之ヲ廢止ス

○罹災救助基金法中改正（昭和七・九・七　法律第二三號）

罹災救助基金法中左ノ通改正ス

第四條中「營業稅」ヲ「營業收益稅」ニ改ム

第八條中第五號ヲ第六號トシ以下順次繰下ケ第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五　埋葬費

第十二條ノ二　埋葬費ハ災害ノ際死亡シタル罹災者ヲ埋葬スル費用ニ充ツ

第十五條　第一項中「郡」ヲ削ル

第十五條ノ二　罹災救助基金ノ貯蓄ヲ勅令ヲ以テ定ムル金額以上ニ達シ且地租營業收益稅及所得稅ノ附加稅ノ賦課ヲ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ノ制限ニ達シタル府縣ハ每年度其ノ前々年度ニ於テ基金ヨリ生シタ

ル收入ヨリ其ノ年度ノ救助費、管理費補助費及基金運用上ノ損失ヲ控除シタル殘額ノ二分ノ一以内ノ金額ヲ限リ該勅令所定金額ヲ下ルニ至ラサル範圍内ニ於テ之ヲ救護法施行ニ要スル經費ニ充ツルコトヲ得

第十七條　第一項第三號中「大藏省預金」ヲ「大藏省預金部」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十五條ノ二及左ノ各項ノ規定ハ昭和七年度ヨリ之ヲ適用ス

當分ノ内罹災救助基金ノ貯蓄カ第十五條ノ二ニ規定ニ依ル勅令所定金額以上ニ達シ且地租、營業收益税及所得税ノ附加税ノ賦課ガ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ノ制限ニ達シタル府縣ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケ第十五條ノ二ニ規定スル殘額ヨリ同條ノ規定ニ依リ支出シタル費用ヲ控除シタル金額ヲ限リ該勅令所定金額ヲ下ルニ至ラサル範圍内ニ於テ之ヲ社會事業ノ助成其ノ他必要ナル經費ニ充ツルコトヲ得

昭和七年度乃至昭和九年度ニ限リ第十五條ノ二及前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ罹災救助基金ノ貯蓄額ハ第三條ノ制限額ニ依ルモノトス

（參照略）

○傷痍軍人特別扶助令施行規則

（昭和七・七・三〇陸軍海軍省令第一號）

第一條　左ニ掲クル者ニ對シテハ昭和七年度分ノ特別扶助金ヲ給ス但シ恩給法第四十六條第二款若ハ第三項又ハ之ニ準スヘキ規定ニ依リ增加恩給ヲ受クルニ至リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　大正十二年九月三十日以前ニ於ケル恩給ニ關スル法令ニ依リ第一款甲乙症又ハ第二款甲、乙症ニ該當シ賑恤金（明治十六年以前ノ法令ニ在リテハ之ニ相當スル一時金ヲ謂フ以下之ニ同シ）ヲ受ケタル下士官兵

二　傷痍軍人特別扶助令第一條第二號ニ該當スル下士官兵ニシテ現ニ其ノ症狀カ恩給法及恩給法施行令ニ規定スル第一款症乃至第四款症ニ相當スト認ムル者

第二條　左ニ掲クル者ニ對シテハ一時限リ特別扶助金ヲ給ス但シ恩給法第四十六條第二款若ハ第三項又ハ之ニ準スヘキ規定ニ依リ增加恩給ヲ受クルニ至リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　大正十二年九月三十日以前ニ於ケル恩給ニ關スル法令ニ依リ第三款甲乙症乃至第五款甲、乙症ニ該當シ賑恤金ヲ受ケタル下士官兵

二　傷痍軍人特別扶助令第一條第二號ニ該當スル下士官兵ニシテ現ニ其ノ症狀カ恩給法及恩給法施行令ニ規定スル第五款症乃至第十款症ニ相當スト認ムル者

第三條　前二條ニ掲クル者ニシテ特別扶助金ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類ヲ具シ其ノ從前又ハ現在ノ兵籍ニ從ヒ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ特別扶助金ノ下付ヲ願出ツヘシ

一　特別扶助金下付願書（第一樣式第一　第二樣式第一）

條第一號又ハ第二條第一號該當者ヨリ提出スルモノ

條第二號又ハ第二條第二號該當者ヨリ提出スルモノ

特別扶助金下付願書ニハ現住地ノ市區町村長（之ニ準スル者ヲ含ム以下之ニ同シ）、警察官吏又ハ領事館ヨリ現住ニ關スル奥書證明ヲ受クルモノトス

二　戸籍抄本（氏名及本籍ノ變更ノ有無ニ關スル事實ヲ證明シ得ルモノ）

三　第六條ニ規定スル刑罰ヲ受ケタル事實ノ有無ニ關スル本籍地ノ市區町村長ノ證明書

四　陸軍若ハ海軍ノ病院又ハ其ノ他ノ官公立病院ニ於テ作成シタル現在症狀證明書

現在症狀證明書ハ第一條第二號及第二條第二號ニ該當スル者ニシテ曩ニ增加恩給請求後更ニ症狀增進シタルモノト認ムル者ニ限リ第一號乃至第三號ノ書類ニ添ヘ之ヲ提出スルモノトス明治十六年以前ノ恩給ニ關スル法令ニ依リ賑恤金ヲ受ケタル者亦同シ

第四條　前條ノ願書提出後現住地ヲ變更シタルトキハ其ノ現住地ノ市區町村長警察官吏又ハ領事官ノ現住證明書ヲ添ヘ速ニ其ノ旨ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ届出ツヘシ

第五條　特別扶助金ノ下付ヲ願出タル者其ノ出願後特別扶助金ヲ支給セラルル前死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ之ヲ給ス

前項ニ規定スル遺族ノ範圍及順位ハ恩給法ニ定ムル扶助料ヲ受クヘキ資格アル遺族ノ範圍及順位ニ同シ

前項ノ規定ニ依リ特別扶助金ヲ受クヘキ遺族ハ戸籍謄本（本人ノ死亡事項ヲ記載シタルモノ）及第三條第一項第三號ニ規定スル證明書ヲ添ヘ速ニ其ノ旨ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ届出ツヘシ

第六條　第一條又ハ第二條ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ本人及其ノ遺族ニハ特別扶助金ヲ給セス前條ニ規定スル特別扶助金ヲ受クヘキ資格アル遺族ニシテ六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テ其ノ者ニ對シ亦同シ

前項後段ノ場合ニ於テ尙ホ特別扶助金ヲ受クヘキ資格アル遺族アルトキハ前條ノ規定ニ依ル次順位ノ遺族ニ特別扶助金ヲ給スルコトアルヘシ

第一條又ハ第二條ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行中若ハ執行猶豫中ニ在ル者ニハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキ之ヲ給スルコトアルヘシ

前條ニ規定スル特別扶助金ヲ受クヘキ資格アル順位ノ遺族ニシテ六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行中若ハ執行猶豫中ナルトキハ次順位ノ遺族ニ之ヲ給スルコトアルヘシ

第七條　特別扶助金ハ昭和九年一月三十一日迄ニ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ出願以上ノ刑ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ本人及其ノ遺族ニハ特別扶助金ヲ給セス前條ニ規定スル特別扶助金ヲ受クヘキ資格アル遺族ニシテ六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テ其ノ者ニ對シ亦同シ

セサルトキハ之ヲ給セス

第八條　陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ特別扶助金ヲ給スヘキ資格アリト認ムルトキハ本人現住地ノ地方廳ヲ經テ特別扶助金辭令書ヲ交付ス

第九條　特別扶助金ハ陸軍省經理局主計課又ハ海軍省經理局ヨリ之ヲ本人ニ交付ス

附　則

本令ハ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

（様式略）

○寄生蟲病豫防法施行期日（昭和七・七・二二　勅令第一七四號）

寄生蟲病豫防法ハ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

○寄生蟲病豫防法施行規則（昭和七・七・二三　内務省令第三〇號）

第一條　寄生蟲病法第五條ノ規定ニ依ル北海道地方費又ハ府縣ノ補助ハ市町村ノ支出額ノ六分ノ一乃至四分ノ一トス但シ市町村ノ支出額三十圓未滿ナルトキハ補助セサルコトヲ得

前項ノ支出額トハ事業ニ伴フ收入又ハ寄附金等ノ額ヲ控除シタル支出精算額ヲ謂フ

第二條　寄生蟲病豫防法第七條ノ支出額トハ事業ニ伴フ收入又ハ寄附金等ノ額ヲ控除シタル支出精算額ヲ謂フ

第三條　寄生蟲病豫防法及本令ノ規定ニ依ル地方長官ノ職務ハ東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

附　則

本令ハ寄生蟲病豫防法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○體育運動審議會官制（昭和七・一二・二一　勅令第三七九號）

第一條　體育運動審議會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應シテ體育運動ニ關スル事項ヲ審議ス

第二條　體育運動審議會ハ體育運動ニ關スル重要ナル事項ニ付文部大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條　體育運動審議會ハ會長一人及委員四十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第四條　會長ハ文部大臣ヲ以テ之ニ充ツ委員及臨時委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條　會長ハ會務ヲ總理ス會長事故アルトキハ文部大臣ノ指命シタル委員ノ職務ヲ代理ス

第六條　文部大臣ハ必要ニ依リ又ハ會長ノ請求アルトキハ文部省高等官共ノ他適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第七條　體育運動審議會ニ幹事ヲ置ク文部大臣ノ奏請ニ依リ文部省高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條　體育運動審議會ノ議事ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條　體育運動審議會ニ書記ヲ置ク文部大臣之ヲ命ス書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附　則

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○國民精神文化研究所官制

（昭和七・八・二二　勅令第二三三號）

第一條　國民精神文化研究所ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ國民精神文化ニ關スル研究、指導及普及ヲ掌ル

第二條　國民精神文化研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員　專任九人　奏任　內三人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

助手　專任十二人　判任

書記　專任三人　判任

第三條　所長ハ勅任所員ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス所長ハ文部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第四條　所員ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

第五條　助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス

第六條　書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶認ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○國民精神文化研究所處務規程

（昭和七・九・九　官報公示）

第一章　總則

第一條　所務ハ總テ所長ノ裁決ヲ經テ之ヲ施行ス

第二條　部長ハ所長ノ指揮ヲ承ケ所管ノ部務ヲ掌理シ部員ヲ指揮監督シ意見アルトキハ所長ニ具申ス部員ハ當該部長ノ指揮ヲ承ケ其ノ部務ニ從事ス但シ所長ノ命ニ依リ部長、部員ハ他ノ部ノ部務ニ從事スルコトアルヘシ

第三條　部長故障アリタルトキハ所屬部員中ノ上席者其ノ事務ヲ代理ス但シ時宜ニ依リ特ニ代理者ヲ命スルコトアルヘシ

第四條　所務ヲ分チテ研究部、事業部及庶務係トス研究部ハ學科ニ從ヒ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ科ニ分ツコトヲ得事業部ヲ分チテ教員研究科及研究生指導科トス

第五條　各部ニ部長ヲ置ク所長之ヲ命ス事業部ノ各科並庶務係ニ主任ヲ置ク所長之ヲ命ス

第六條　各部、係ノ分掌事務ヲ定ムルコト次ノ如シ

一、研究部

團體觀念、國民精神ニ關スル全般的研究哲學、歷史、教育、宗教方面ヨリノ研究政治、經濟、法律方面ヨリノ研究文學、藝術方面ヨリノ研究

二、事業部

教員研究科

教員ノ研究ノ指導

研究生指導科

研究生ノ思想上ノ指導

三、庶務係

官印ノ保管ニ關スル事項

文書ニ關スル事項

會計ニ關スル事項

第二章　研究

第七條　研究部ノ研究事項ハ所長ニ決裁ヲ經テ之ヲ定ムヘシ但シ場合ニ依リテ

ハ所長ヨリ事項ヲ定メテ研究ヲナサシムルコトアルヘシ

第八條　研究ノ進程ハ適宜之ヲ所長ニ報告スヘシ研究ノ結果ヲ發表セントスルトキハ所長ノ認可ヲ受クヘシ

第三章　普及

第九條　研究ノ結果ハ出版、講演會、講習會等適當ナル方法ニ依リ其ノ普及ヲ圖ルヘシ

第四章　教員研究科

第十條　教員研究科ニ若干名ノ研究員ヲ入所セシム

第十一條　研究員ハ學校教員ニシテ學校長又ハ地方長官ノ推薦シタル者ニ付所長之ヲ決定ス所長ハ前項ノ規定ニ依ルモノノ他特ニ適當ト認メタル者ヲ研究員ト爲スコトヲ得

第十二條　研究員ノ員數、入所期、在所期間及學資補給並教員研究科ノ學科ニ關シテハ文部大臣ノ認可ヲ經テ所長之ヲ定ム

第十三條　部長ハ必要アルトキハ各研究員ニ對シ指導主任ヲ定ムルコトヲ得

第十四條　研究員ニハ其在所期間中學資ヲ補給スルコトアルヘシ

第十五條　研究員ハ研究ノ結果ヲ文書ヲ以テ所長ニ報告スヘシ

第十六條　研究員ニシテ研究ニ適セストト認メタルトキハ所長ニ於テ退所ヲ命スルコトヲ得

第五章　研究生指導科

第十七條　研究生指導科ニ若干名ノ研究生ヲ入所セシムルコトヲ得

第十八條　研究生ノ資格ハ大學、高等學校、專門學校ノ學生又ハ生徒ニシテ思想上ノ理由ニ依リ其ノ學籍ヲ喪ヒタルモノトス

所長ハ前項ノ規定ニ依ルモノノ他適當ト認メタル者ハ之ヲ研究生トシテ入所セシムルコトヲ得

第十九條　研究生トシテ入所ヲ希望スル者ハ願書ニ履歷書ヲ添ヘ所長ニ願出ツヘシ

第二十條　所長ハ前條ノ志望者ニ付銓衡ノ上之ヲ認可ス

第二十一條　研究生ノ在所期間ハ一年以內トス但シ所長ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ本人ノ希望ニ依リ一年以上ニ亘リ繼續スルコトヲ認可スルコトヲ得

研究生指導科ノ學科目ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ所長之ヲ定ム

第二十二條　研究生ハ隨時之ヲ入所セシメ成業シタルトキ、所長ニ於テ必要ヲ認メタルトキ又ハ本人ノ願ニ依リ之ヲ退所セシム

第二十三條　研究生ニシテ成業シタル者ニ對シテハ其ノ請求ニ依リ證明書ヲ交付ス

第二十四條　研究生ニシテ指導ノ見込ナシト認ムル者ハ退所ヲ命スルコトアルヘシ

第六章　服務

第二十五條　職員病氣其ノ他ノ事故ニヨリ出勤スルコト能ハサルトキハ事由ヲ具シ遲滯ナク屆出ツヘシ

第二十六條　職員出張シタルトキハ歸廳後一ヶ月以內ニ復命書ヲ差出スヘシ但シ簡單ナル事項ハ口頭ヲ以テ復命スル

トヲ得

附則

第二十七條　本規程ニ定ムルモノノ他必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム

附錄二

文獻

（昭和七年）

(A) 社會問題關係主要圖書並に論文目錄

(B) 調査及び統計（主として公私團體の公表にかかるもの）

社會問題關係主要圖書並に論文目錄

(A)

一 米穀問題……四〇
二 中小商工業者問題……四一
三 賃銀……四一
四 ファッシズム……四三
五 婦人問題……五〇
六 軍需工業……五一
七 避姙問題……五二
八 インフレーション……五三
九 國際共產青年同盟運動……五四
一〇 國際共產黨運動……五四
一一 國際赤色勞働組合運動……五五
一二 國際勞働問題……五六
一三 小作問題……五七
一四 協同組合運動……五八
一五 恐慌……六一
一六 レーニン及びレーニズム……六五
一七 マルクス・エンゲルス・マルクス主義……六八
一八 メーデー……七三
一九 無產政黨……七三
二〇 無政府主義……七四
二一 日本勞働運動……七五
二二 日本社會運動(及び日本共產黨)……七七
二三 農村問題……七八
二四 プロレタリア藝術……八二
二五 プロレタリア教育……八五
二六 勞働衞生……八五
二七 勞働組合……八八
二八 勞働立法……八八
二九 戰爭……八九
三〇 社會保險……九〇
三一 社會事業……九〇
三二 社會政策……九八
三三 社會主義(及び空想的社會主義)……九九
三四 支那(中國ソヴエート・勞働運動・政治・經濟)……一〇〇
三五 失業問題……一〇一
三六 宗教及び反宗教運動……一〇四
三七 サヴエート同盟……一〇四
三八 帝國主義及反帝闘爭(植民地及民族問題)……一一
三九 統計(人口統計)……一一四

(B) 調査及び統計

一 調査……一一六
二 統計……一二五

〔備考〕本文獻目錄は昭和七年中我國に於いて發表せられた單行本並びに雜誌論文の中から社會問題に關係あるものを蒐集したのであるが、その採錄の方針としては、大體本年鑑本文に取扱はれたる問題の範圍に照應するやうに努めた。尙ほ玆に掲載せる諸項目の外に、次の諸項目に亘るものがあつたが、編纂の都合により今回はこれを割愛することとした。大方の了解を乞ふ次第である。掲載を省略せし項目は次の如し。

「アメリカ」、「賠償問題」、「貿易」、「ドイツ」、「軍事科學」、「軍縮問題」、「ヘーゲル」、「イギリス」、「貨幣」、「關稅」、「經濟學」、「經濟學史」、「金融」、「金輸出再禁止」、「國際聯盟」、「日ソ條約」、「農民一揆」、「政治」、「世界經濟」、「社會學」、「思想問題」、「統計(一般・經濟・社會)」、「統制經濟」、「財閥」、「財政」、「滿蒙問題」、「經濟史」、「日本經濟史」、「企業及經營」

(A) 社會問題關係圖書並に論文目錄

雜誌名略符解(アルファベット順)

(アナ文)—アナキズム文學 (アナ研)—アナキズム研究 (文藝)—文藝春秋 (中公)—中央公論 (同叢)—同志社論叢 (エコ)—エコノミスト (フアッシズム)—フアッシズム (婦運)—婦人運動 (外交)—外交時報 (外國)—外國の新聞と雜誌 (銀研)—銀行研究 (銀論)—銀行論叢 (銀通)—銀行通信錄 (ヘーゲル)—ヘーゲル及辯證法研究 (批判)—批判 (法協)—法學協會雜誌 (法論)—法學論叢 (保時)—保護時報 (法時)—法律時報 (法研)—法政研究 (インタ)—インタナショナル (自覺)—自覺と建設 (自由)—自由通商 (女藝)—女人藝術 (解放)—解放 (海員)—海員 (改造)—改造 (廓清)—廓清 (經知)—經濟知識 (經研)—經濟學研究 (經究)—經濟學研究年報 (經論)—經濟學論集 (時經)—經濟時報 (經往)—經濟往來 (經叢)—經濟論叢 (經史)—經濟史研究 (經志)—經濟志林 (經資)—經濟資料 (研論)—研究論集 (サ同)—建設のサヴエート同盟 (近婦)—近代婦人 (錦旗)—錦旗 (工業)—工業 (工經)—工業經濟研究 (工研)—工場研究 (工世)—工場世界 (公民)—公民講座 (國雜)—國家學會雜誌 (國社)—國家社會主義 (黑旗)—黑旗 (黑下)—黑旗の下に (國本)—國本 (國民)—國民經濟雜誌 (國知)—國際知識 (國評)—國際評論 (國資)—國際資料 (調査)—滿鐵調査月報 (支月)—滿鐵支那月誌 (マル旗)—マルクス主義の旗の下に (三學)—三田學會雜誌 (無法)—無產者法律 (研彙)—長崎高商研究館彙報 (內研)—內外研究 (日本)—日本 (日讀)—日本讀書協會々報 (日社)—日本社會主義 農經)—農業經濟研究 (農政)—農政研究 (大原)—大原社會問題研究所雜誌 (大倉)—大倉學會誌 (經年)—大阪商科大學經濟研究年報 (ポリ)—ポリコン研究 (プロ美)—プロレタリア美術 (プロ科)—プロレタリア科學 (プロット)—プロット (歷科)—歷史科學 (歷地)—歷史と地理 (レーニン)—レーニン研究 (勞働)—勞働 (勞時)—勞働時報 (勞研)—勞働科學研究 (勞農)—勞農 (產福)—產業福利 (產組)—產業組合 (產勞)—產業勞働時報 (世經)—世界經濟 (世恐)—世界經濟恐慌月報 (世問)—世界經濟問題 (世勞)—世界の勞働 (社會)—社會 (社徒)—社會學徒 (社事)—社會事業 (社事研)—社會事業研究 (社經)—社會經濟史學 (社政)—社會政策時報 (斯民)—斯民 (支那)—支那 (支研)—支那研究 (新教)—新興教育 (思想)—思想 (商學)—商學 (商評)—商學評論 (商討)—商學討究 (商論)—商業論集 (商業)—商業と經濟 (商經)—商工經濟研究 (臨邦)—ソヴエート聯邦事情 (ソ經)—ソヴエート經濟 (祖國)—祖國 (太平)—太平洋勞働者 (大衆)—大衆の友 (拓文)—拓殖文化 (拓大)—拓殖大學論集 (帝國)—帝國農會報 (哲雜)—哲學雜誌 (東亞)—東亞 (東北)—東北經濟論叢 (東經)—東亞經濟研究 (統時)—統計時報 (統集)—統計集誌 (統雜)—統計學雜誌 (東洋)—東洋 (われ科)—われらの科學 (早政)—早稻田政治經濟學雜誌 (早商)—早稻田商學 (山商)—山口高商調査課時報 (山商)—山口商學雜誌 (唯物)—唯物論研究 (優生)—優生學 (財界)—財界觀測 (財政)—財政經濟時報 (前進)—前進

一　米穀問題

*米穀問題は踊る	藤岡啓	明文堂		
*米價對策・米の賣り時	朝倉昇	明文堂		
*本邦に於ける米の需給	東亞經濟調査局編	同調査局		
*農村對策　米專賣の可否	財政經濟時報社編	同時報社		
*米專賣の問題	谷口吉彦	立命館出版部		
*米價及び米價統制問題	八木芳之助	有斐閣		
穀物專賣論	八木芳之助（經叢）	月卷號	一	三
本年の米に關する一考察	佐藤寛次（帝國）	一	三	一
需給と米價	車恒吉（帝國）	一	三	一
所謂平年收穫高に對する一二の考察	永井彰一（帝國）	一	三	一
獨逸に於ける穀物專賣論	ベヒトールシャイム（農政）	一	二	一
瑞西の穀物專賣制	八木芳之助（經叢）	二	三	二
米穀問題委員長報告に對する質疑	高田耘平（農政）	一〇	二	一〇
米穀政策の中樞	岡田温（帝國）	二	三	二
米買上價格の改正	（經知）	二	八	二
米第二回收穫豫想高	（調査）	二	三	二
米穀統制計劃の前景	（エコ）	二	一〇	二
米專賣制の弱點	神戸正雄（經叢）	三	三五	六
米專賣の理論的根據	東武（帝國）	三	三	三
最近に於ける米穀政策に就て	荷見安（帝國）	三	三	三
和歌山縣に於ける米に關する調査　二―五	守屋守（內研）	二―三	五―四	
吾國に於ける米の配給につきて	林久吉（明商）	四	三	一
米穀清算取引所に於ける格付方法改善に關する考察	草場七郎次（帝國）	二	三	二
我國米穀檢査事業改善の重點と對策	草場七郎次（農政）	二	一	二
昭和六年　米實收高	（調査）	二	三	二
昭和六年度　米穀大豆檢査成績	（調査）	二	三	二
道種苗場水稻收量調査	（調査）	二	三	二
米生產費につき	岡田温（帝國）	三	三	三
昭和六年度米生產費調査資料	帝國農會（帝國）	三	三	三
北海道の稻作に對する氣候の制約	錦織英夫（農經）	四	八	二
本年の米作其他に就て	安藤廣太郎（帝國）	四	三	四
稻優良品種普及狀況並栽培成績	（調査）	四	三	四
米穀政策、其他に就て	小平權一（帝國）	五	三	五
昭和五年度水稻採種水田事業成績	（調査）	五	三	五
昭和六年水稻採種水田作況	（調査）	五	三	五
米價調査の一私案	稻見泰治（帝國）	六	三	六
昭和七年麥作豫想	（調査）	六	三	六
昭和六年麥生產價値額調	（調査）	七	三	七
昭和七年度穀物檢査成績	（調査）	七	三	七
米穀專賣を施行するとせば豫め研究を要する事項	岡田温（帝國）	八	三	八

臺鮮米專賣と限月延長の提唱　（東經）八一五三
昭和六年產米價額調　（調査）八三八
米價變動とその經濟的因子　太田嘉作（社政）九　一四四
「米價調節の一私案」を駁す　太瀧源九郎（帝國）九三九
米穀法中改正法律案　若宮貞夫（農政）九二一九
移入米と內地米穀市場　（東經）九　號卷號一五一七
率勢米價の經緯　（東經）九　一五一五
米穀法修正案に付き　荻原清治（プロ科）一〇四二
米第一回收獲豫想高　（調査）一〇三一〇
米穀專賣法案外五件提出理由說明　胎中楠右衛門（農政）一〇二一〇
米穀問題に對する委員長報告　東武（農政）一〇二一〇

二　中小商工業者問題

百貨店と小賣業　平井泰太郎（內研）二五一
商店法案に就て　村本福松（內研）二五一
中小工業改善の問題　吉野信次（工世）三一三四
連鎖店反對運動　谷口吉彥（經叢）五三四五
中小工業と產業組合　美濃口時次郎（產業）五三一九
中小商業者の窮境と其の原因　東（經）七一五一〇
中小商工業者窮乏對策案管見　村本福松（經時）八四五
東京市に於ける小賣業の現狀　（東經）八一五一三
小賣商對百貨店座談會　（東經）八一五一三
商工省の中小商工救濟策　（經知）八八
獨立小賣店と連鎖店との價格比較　古林喜樂（國民）九五三
中小商工匡救諸策の檢討　松井辰之助（經時）九四六
中小商工業金融の再考察　西尾豊（財政）九一九九
一つの中小商工業匡救策　緒方潤（財政）九一九九
中小商工業と農村の更生　田中貢（經往）九七九
中小企業者救濟策　（エコ）九一〇一七
中小商工業者問題について　（經論）一〇二一〇
中小企業の經濟狀態とブルジョアジーの對策　（產勞）二四五
青少年婦人勞働者に對する半封建的搾取と抑壓（其一）—中小商工業について　（產勞）二四五
經濟方面委員制度を提唱す（中小商工業救濟の一案）　長山一中（財政）二一九二

三　賃銀

低賃銀政策の論據に關する一考察　左右田武夫（社政）一
最低賃銀問題の諸相　ヨハネス・ラウレス（經論）一二一
フアン・ドルプの「賃銀基金說」　木村健康（經論）一二一
合衆國に於ける賃銀切下げ　（世勞）一九一
ソ聯勞銀制度の改革に就て　（聯邦）一三一
賃銀の最低限としての生活費に就て　茂木修三（商論）二三
昭和六年賃銀調　（調査）二三二
歐洲炭坑に於ける賃銀決定の原則　岡田秀男（產福）三七三

産業合理化の賃銀に及ぼす影響（世勞）四九四
カール・マツサール「賃銀政策と經濟理論」　大河内一男（經論）五二五
最近のブルジョアジーの賃銀に關する攻撃　（産勞）六三九
ソ聯勞銀制度の改革に就て　小川德一（研論）七五一
昭和六年工場賃銀調　（調査）七三七
經營休止と賃銀請求權　淺井清信（社政）一〇一四五
實質賃銀の國際比較に就て（一―二）　リチヤードソン（統集）二一―六三七
賃銀保護法に就いて　長谷孝之（法律）三四三

四　フアツシズム

一　（般）

*フアツシズム論　パシュカニー及びエルコリ著　希望閣
*フアツショかマルクスか　吉野萬里信次郎一郎譯　室伏高信　一元社
*社會フアツシズム論　ラビンスキー田中勝太郎譯　改造社
*第三期と社會フアツシズム　ラビンスキープロ研譯　京都共生閣
*現代獨裁政治史總說　今中次麿　大畑書店
*フアツショの嵐　伊達龍城　明治圖書出版協會
*國民主義と國際主義　加田哲二　同文館
*フアツシズム研究　リツペー磯貝實譯　耕進社
*フアツシズム　土方成美　岩波書店
*國家社會主義と統制經濟　林癸未夫　日本國家社會主義學盟
*フアツシズムの正體　雉子邑不鳴　勞農書房
*フアツシズム研究　向阪逸郎河野密　改造社
*フアツシズム　坪内武四郎　教育研究會
*マルクスかフアツショか　室伏高信　夜明け社
*フアツショ統制經濟　加田哲二　春秋社
*國民主義　加田哲二　春秋社
實踐的フアツショの盲目的人口論　長谷川萬次郎（批判）一月卷號　三一
議會政治とフアツシズム　佐々弘雄（中公）一四七一
フアツシズム批判（時評座談會）　（經往）一七一
反動におけるフアツシズムへの契機　新明正道（經往）一七一
新しき生活樣式としてのフアツシズム　ヨハネ・クラウス（日本）一八二
世界主義と國家主義との交錯　前田幸太郎（山商）一一〇
社會フアツシストの哲學　山本三郎（プロ研）二四
Integrationの理論とフアツシズム　黒田覺（法論）二二七二
國民主義と社會主義の問題　中谷武世（祖國）二四二
フアツシズムの辯證法　林癸未夫（フアツシズム）三一

ファッシズムの歴史（一―六）（ファッシズム）三―一八
ファッシズム第一課　野島辰次（ファッシズム）三
ファッシズム研究　中島清（勞農）三六
藝術に於けるファッショ（上下）長谷川萬次郎（批判）三三
ブルジョア國家に於ける「議會主義」及び「獨裁主義」　長谷川如是閑（改造）三
ファッシズム批判座談會（東經）三一四
ファシスト・テロルとファッシスト的支配（產勞）四三五
組合國家に於ける政治と經濟　土方成美（經論）四二
國家論と國家社會主義　河合榮治郎（經論）四二
ファッシズムと國民主義　林癸末夫（ファッシズム）四
ファッシズム座談會（ファッシズム）四
ファッシスト百言　福士幸次郎（ファッシズム）四
ソレルとファッシズムとの關聯　新明正道（國雜）四六
ファッシズムの將來　鹿島守之助（經往）四七
ファッシズムの擡頭と社會的背景　土方成美（經往）四七
ファッシズム論　村上雄策（廓清）四三
嚴肅なる教訓　大川周明（日本）四五
戰爭組織者のインタナショナル（抄譯）　イー・ドヴォルキン（インタ）五六
勞働者運動に於けるファッシスト社會・ファッシスト　（プロ科）五四七
ファッシズム批判の批判　山川均（經往）五七五
ファッショの脅威　赤松克麿（經往）五七五
ファッシズム＋勞働政策　下位春吉（工世）五三六
ファッシズムの愛國運動　高島米峰（工世）五三六
國家主義・國民主義・國際主義　林癸末夫（外交）五六三
ファッショの成功か　高木信威（外交）五六四
ファッシズム登場（一）（エコ）五一〇九
ファッシズム・社會民主々主義及び共產主義（抄譯）　ヴェー・クノーリン（インタ）六六九
國家社會主義とは何ぞや　林癸末夫（國社）六
國家社會主義青年運動の重要性　田邊三郎（國社）六
ファッシズムと國家社會主義（一―三）　別府竣介（國社）六―九
共產主義を排斥しファッシズムを謳歌　林癸末夫（ファッシズム）六
ファッショ運動の運命　石川三四郎（黑下）六一
ファッシズム勞働組合法施行法　具島兼三郎譯（同論）六三八
ファッシズムとカソリシズムの立場　田中耕太郎（工世）六一三七
ファッショ運動の展望　伊佐秀雄（工世）六一三七
ファッショ運動の思想的構造　吉田熊次（工世）六一三七
現代世界のファッシズム化を見よ　林逸馬（工世）六一三七
國家社會主義の理論的檢討　河上肇（中公）六四七六

ファッシズム心理學　杉山榮（經往）六七六
ファッショ團體論　（エコ）六一〇三
ファッショ運動に就いて　安部磯雄（廊清）六三六
國家社會主義の國家觀　林癸未夫（國社）七
組合國家の統制經濟　土方成美（經論）七二七
シェパード・ビー・クラウ「ファッシストの經濟施設と理論の進化」　北澤新次郎（早商）七八二
資本主義・帝國主義・日本主義　長谷川如是閑（經往）七七一八
ファッショの認識と對策　今山次麿（外交）七空七
ファッシスト勞働裁判所論　貝島兼三郎（批判）八三
國家社會主義と統制經濟　林癸未夫（國社）八
國民主義と國際主義　矢內原忠雄（理想）八三
社會主義的統制經濟は可能なりや　林癸未夫（國社）九
ファッシズム教育論　林癸未夫（ファッシズム）八
國家主義と國際主義の相剋　堀眞琴（經往）九七九
國家社會主義と私有財產制度　林癸未夫（國社）一〇
國家社會主義と協同組合　高橋新太郎（國社）一〇
ファッシズム經濟論　高橋次郎（商討）一〇七
文化思想に現はれたファッシズム　今中次麿（思想）一〇三五
非常時の社會學　清水幾太郎（思想）一〇三五
ファッシスト哲學としての新ヘーゲル主義　ベー・ブィホフスキー（思想）一〇三五
社會ファッシズムと觀念論　ア・ー・フォガラシ（思想）一〇三五
ファッシズムのイデオロギー　エル・ナデエジディン（思想）一〇三五
國家社會主義と協同組合（二）　高橋新太郎（國社）二
民族主義と國際主義の相剋　市村今朝藏（批判）二
唯物史觀に於ける若干の問題　松本悟郎（國社）二
機械論的ファッシズム論を嗤ふ—篠村敏氏を駁す—　貝島兼三郎（批判）二
ファッショの本義　五來欣造（國本）二三二
ファッシズムの階級協調政策　平田富太郎（早政）三六
ファッショ獨裁の法理　貝島兼三郎（同論）三元
國家主義と社會主義　林癸未夫（早政）三六

（日本）

*日本的社會主義の提唱　津久井龍雄　先進社
*マルクス社會主義より國家主義へ　石川準十郎　前衞閣
*日本ファッシズムの發展過程　佐々弘雄　淺野書店
*國家社會主義の不合理性　蜷川新　自衞社
*新國民運動の基調　赤松克麿　萬里閣
*日本愛國革新本義　橘孝三郎　建設社
*國家社會主義原理　林癸未夫　章華社
*ファッシズムと日本文化及教育　岡田怡川　莊人社
新體の敎行と國家社會主義　菅舜英　前衞社
五・一五テロ事件秘史　牧野精一　精華書房

*私有財産制度と國家社會主義　山桝儀重　實文館
*日本　アッシズム批判　長谷川如是閑　大畑書店
*日本國家社會主義批判　加田哲二　春秋社
*日本ファッショ運動の展望　座間勝平　日東書院
*日本道とファッシズム批判　武井秀吉　日本圖書株式會社
*日本ファッショを批判する　室伏高信　夜明け社
國家社會主義者の正體は何か——「日本社會主義」のデマを　磯村平次（プロ科）一　月卷號
あばく——
再び國家社會主義について　山田晃（プロ科）一四一
社會青年同盟のファッシスト的進出　相川春喜（プロ科）一四一
建國祭とは何か　吉村哲郎（新教）二—二三一
俗惡マルクスト群は我等を如何に衝いたか　別府竣介（日社）一一
我等の當面の任務及び陣容に就て　石川準十郎（日社）一一
祖國維新を目的とする大日本生産黨の使命　内田良平（社運）一四一
國家社會主義の發展を目指して　松延繁次（社運）一四一
國家社會主義に關する諸家の意見　（社運）一四一
ファッシズムの流れに浮ぶ協力内閣　大山郁夫（改造）一一
我等の鬪爭目標　赤松克麿（工世）一一三
總選擧とファッシスト・社會ファッシスト　（プロ科）二四三
建國祭とは何か　鈴木秋夫（プロ科）二四三
「日本社會主義」の批判（一—二）　中田一郎（勞農）二—六二—三
栃木事件の政治的意義　北村大助（勞農）二六二
純正國家社會主義黨樹立の爲の一提唱　（日社）二二
國民社會主義とインターナショナル　赤松克麿（日社）二二
議會主義の問題について（一）　三奈島愛一（日社）二二
勞働運動の國家社會主義的指導原理（二）　黑川順二（日社）二二
下中氏等の新黨組織問題　石川準十郎（日社）二二
一青年勞働者としての國家社會主義觀　南國雄（日社）二二
日本主義勞働組合統一運動の擡頭　木下顯治（社運）二四二
生産黨對勞大黨の衝突——阿久津村亂鬪事件の眞相　谷川邦雄（社運）二四二
國民社會主義運動の史的檢討　吉野作造（國雜）二四六二
國民社會主義と共産主義の對立へ　赤松克麿（工世）二三三
ソシアル・ナショナリズムの色彩にて　中野正剛（改造）二一四二
國民社會主義運動と無産黨　山川均（改造）二一四二
我國に於けるファッシズムの役割　（東經）二一四八七
日本に於けるファッシスト政黨と黑とその運動　（産勞）三三
日本帝國主義のファッショ陣營の編成　磯村平次（プロ科）三四四

日本國家社會黨組織のために　田代耕三（日社）三
日本ファッシズム聯盟宣言（ファッシズム）三
既成政黨を打倒し昭和維新を促進せよ　（日本）三八四
國民社會黨の分析　佐々弘雄（社政）三一三八
日本主義勞働運動の指針その他　小林五郎（社運）三四三
國家社會主義下の農民經濟とその窮乏　木村靖二（帝國）三三三
總選擧とファッショ運動の展望　山川均（中公）三四七三
日本ファッシストの企てた陰謀　片山潛（大平）四三四
總選擧と臨事議會　（プロ科）四四六
日本ファッシズムとは何か　（ファッシズム）四二
最近に於けるナショナリズムの動き　山田治孝（社運）四四四
戰鬪的日本主義黨としての舊日本國民黨を語る　八幡博堂（社運）
愛國勤勞主義と日本國民社會黨の目的　神永文三（社運）四四四
日本主義勞働運動の使命とその全國的組織に就て　永野友章（社運）四四四
足並亂れた社會主義陣營、全國勞働組合同盟は國家社會主義へ何う動くか？　曲直部眞一（社運）四四四
ファッシズムと國民性　生田長江（中公）四四七四
ファッショの波頭に躍る人々　青野季吉（中公）四四七四
民族精神と社會主義　赤松克麿（經往）四七四
國民社會主義の考察　中谷武世（外交）四六二二
中產階級運動を語る　長谷川如是閑（祖國）四五四
社會ファッシスト陣營の再編成　（產勞）五三六
帝國主義戰爭を支持する社會ファッシスト　（產勞）五三七
國家社會主義運動の確立のために！　石川準十郎（日社）五二五
國家社會主義黨發展のために！　今里勝雄（日社）五二五
日本國家社會主義聯盟の誕生　（日社）五二五
國家社會主義戰線の進展　（日社）五二五
日本ファッシズム聯盟規約・綱領・宣言　（ファッシズム）五三
日本主義勞働團體の使命と資本淨化運動の提唱　上野健一（社運）五四五
右翼轉化の眞相曝露　布施辰治（廓清）五三五
日本主義と其の精神に就て　紀平正美（工世）五三六
日本國民社會主義の諸潮流　石濱知行（改造）五五
無產政黨のファッショ化　淺原健三（改造）五五
右翼學生團體の展望　勢出恪（改造）五五
國家社會主義と國民社會主義との異同　林癸未夫（經往）五七五
日本國家社會黨の結成　（產勞）六三九
ブルジョアジーの新な「政治的危機」の段階と齋藤擧國一致內閣の出現　（產勞）六三八
軍事ファッシストの陰謀　今村信二（大衆）六五六
日本に於ける社會主義計劃經濟樹立の急務（經濟問題研究會）　汐見三郎（國社）六

戰鬪的日本主義戰列の組織と人物　國守　健（社運）六四六
ナショナリズム運動の背景と地盤　山田治孝（社運）六四六
我が國ファッショの解剖と勞働問題　森戸辰男（工世）六一三七
齋藤內閣への必然的條件並びにアンチ・ファッシズム合唱　長谷川萬次郎　批判　六三六
犬養內閣と軍部　馬場恒吾（改造）六六
臨時議會論　—ファッシズムの新運動—　佐々弘雄（經往）六七六
日本ファッシズムの現狀と批判　永井享（廊清）六三六
日本のファッショ運動　（財政）六一九六
ファッシズム內閣論　佐々弘雄（改造）六六
日本ファッシズム「しきしまの道」　蓑田胸喜（ファッシズム）七五
公共善・國民道德の根幹を養成せよ　池岡直孝（ファッシズム）七五
國民主義運動の近況　吉野作造（國雜）七四六七
日本に於けるファッシズムの概觀　加田哲二（三學）七二六七
國家社會主義運動と無產政黨の分解作用　中川賢一（社政）七一四二
國家社會主義と我國農民運動　今里勝雄（社政）七一四二
空疏なる大日本主義を嗤ふ　福士幸次郎（ファッシズム）八六
國家社會主義の人々　加田哲二（經知）八八八
問題の愛鄕塾綱領　（經知）七八七
軍部と社會運動　（社運）七四七
二つの新生國家主義黨々首論（上）　—下中彌三郎論—　小栗虔太郎（社運）七四七
二つの新生國家主義黨々首論（下）　—赤松克麿君の印象—　小池四郎（社運）七四七
戰鬪的日本主義陣營の組織と人物（續編）　國守　健（社運）七四七
非常時日本の政治的展望　佐々弘雄（改造）七四
齋藤內閣と軍部　岩淵辰雄（改造）七七
在鄕軍人團の現勢　勢田恪（改造）七七
日本主義とファッシズム　土方成美（經往）七七
我國のファッショ運動に就て　（工世）七一三八
ファッショ團體論（下）　（エコ）七一〇一三
青年同盟概說　田邊三郎（國社）八
日本に於ける國民社會主義と無產政黨の動向　田中哲二（三學）八二六八
日本主義勞働運動と政治行動　加田哲二（三學）八四八
國維會の素描　葉隱道士（社運）八四八
神武會の運動に就て　松延繁次（社運）八四八
新興日本の動向に就いて　中野正剛（工世）八一三九
日本ファッショの實體を摑む　永井享（工世）八一三九
ファッシスト運動大衆化の危險　（プロ科）九四一〇
「社會大衆黨」の成立　（プロ科）九四一〇
日本主義勞働の產業に對する貢獻　社會運動往來社調査部（社運）九四九

日本ファッショ怖るゝに足らず　夏雲峯（經往）九七九
愛國團體現勢要覽　岡見齊（經知）九八九
日本に於けるファッシズム　L・マヂャール（產勞）二四
現代日本における國粹的社會思想　加田哲二（三學）一〇二六一〇
「國家社會主義について」　志摩三郎（自由）一〇五一〇
一國社會主義の建設とロシア哲學戰線の大動亂　三奈島愛一（國社）二
國家社會主義勞働組合再組織の急務　田島敏（國社）二
日本主義勞働運動の社會に對する寄與（テーゼ試案その三）　社會運動往來社（社調査部）二四二
日本造船勞働聯盟の組合會議脫退に就　社會運動往來社（社編輯部）二四二
日本主義勞働運動の具體的活動の一事例　（社運）二四二
滿洲新國家の將來と日本ファッショ政治　（財界）六三二
日本に於けるファッシスト運動の再吟味　村田信夫（プロ科）三四三
ファッシズムより皇道主義へ　中谷武世（國本）三三三
全國家主義運動に於ける最近の動向を批判す　津久井龍雄（社運）三四三
日本主義勞働運動の勝利を目指して　小林五郎（社運）三四三
日本主義勞働の實蹟　（社運）三四三
日本主義勞働運動に對する非難に答ふ　上野健一（社運）三四三
新日本の政治機構　佐々井一晁（錦旗）三一一
新日本國民同盟の使命と當面の行動方針に關する決議　（錦旗）三一一
我が國ファッショ運動の動向　吉野作造（國評）三一
最近に於ける右翼團體の陣營　田村祿二（改造）三一三

（獨逸）

*ヒットラアとヒットラア運動　室伏高信　平凡社
*余の闘爭—ドイツ國民社會主義運動—　ヒットラー著　阪井隆治譯　內外社
*ヒットラーと獨逸ファッシズム運動　木下好太郎　內外社
*ヒットラー主義　ノーディカス著　木崎克譯　改造社
*國民的世界觀　ヒットラー著　內外社譯　內外社
怪物ヒットラー　村上外雄　策（廓清）二三二
ヒットラア年表　（ファシズム）一
ドイツに於けるファッシズムとヒットラア黨　嘉治隆一（批判）三三三
獨逸ファッシストは誰が構成するか　（東經）三一四九二
ナチスの綱領　（東經）三一四九二
ヒットラー運動は何處へゆく　有澤廣巳（中公）三四七三
ヒットラーかヒンデンブルグか　有澤廣巳（改造）四四
國民社會主義の原理—ヒットラア運動の理論的基礎　加田哲二（思統）四

獨逸の國粹運動と之を觀る隣國　塚本毅（外交）四六二
ヒットレリズム　ノルヂカス（日本）四一三八
ドイツに於けるファッシズム　（プロ科）五四七
ドイツ國民社會黨創立當時の回顧　アドルフ・ヒットラア（日社）五二五
酒場のヒットラア　杉山榮（中公）五四七
アドルフ・ヒットラア　加田哲二（經知）五七五
ヒットラアの政治的性格　新明正道（經往）五七五
ドイツに於ける國粹社會主義運動　古賀鐵郎（プロ科）八四九
ドイツに於ける反ファッシズム闘爭に就て　（プロ科）八四八
獨逸國民社會主義運動と勞働組合の問題　アドルフ・ヒットラー（社運）八四八　阪井隆治譯
褐色の殺人ペスト　（プロ科）九四一〇
ヒットラー運動とその組織　（財政）九一九
ナチス計劃經濟　高尾肇（國本）一〇三一〇
ヒットラー運動の發生と其の進展（上下）　池田林儀（外交）一〇六四―二
ドイツ・プロレタリアートの反ファッシスト闘爭　カロリスキー（インタ）一六一七
パーペン政府―ファッシスト獨裁樹立のための政府　テールマン（インタ）八六一
ヒットラア「第三國家」の解剖　淺野正一（改造）一一
ドイツ總選擧とワイマール憲法の問題　後藤信夫（批判）三三三
アドルフ・ヒットラー　加田哲二（世問）三三
獨逸に來るべき獨裁　新明正道（國知）三三三
ナチスの資金網―何がヒットラーを躍らせて居るか―　（國評）三一

（イタリー）

*ムッソリニとムッソリニ運動　室伏高信　平凡社
*ファッショ政體に於ける勞働政策　下位春吉　春秋社
*ファッシズム運動論　今中次麿　大畑書店
*ファッショ財政批判　ヴアロア　木下半治譯　高瀨書店
*イタリイ・ファッシズムの思想的源流　玖波俊一郎（日社）二月卷號二二
伊太利に於けるファッシスト組合法（一）　具島兼三郎（同論）二三七
ムッソリニ年表　（ファッシズム）三一
ファッシスト黨員の規律に關する規則　（ファッシズム）三一
ファッシズム伊太利の勞働憲章　（東洋經）三一四九二
伊太利に於けるファッシスト勞働組合の法律的構成　具島兼三郎（批判）四三四
ファッシスト勞働憲章を見る　小松晃（ファッシズム）四二
伊太利ファッシスト工業總同盟の總會　（世勞）四九四
ムッソリニと帝國主義　室伏高信　祖國）四五四

伊太利に於けるファッシスト勞働組合の法律的構成　具島兼三郎（批判）五三
ファッショ伊太利の計劃經濟　鹿島守之助（經往）五七
ファッショ伊太利と共產蘇聯の相似點と相異點　大藏公望（經往）五七
イタリーに於けるファッシズム經濟の機構と現勢　圓地與四松（國知）七三
ファッシスチ・イタリー財政の問題　伊藤武夫（內外）九五
イタリー・ファッシズムの經濟統制機構（財政）九九
伊太利の政治組織（財政）九九
イタリー　ファッシズムの經濟政策（財政）九九
ムッソリニの極東觀　山本一馬（國本）一〇三
伊太利の經濟政策　野中正賢（國本）一〇三
イタリー・ファッシズムのイデオロギー　アルフレッド・クレラ（思想）一〇三
ファッシストの十年　カーロ・スフォルザ（國評）一一
ムッソリーニ政權の十年　ウイリアム・マーチン（國評）一一

（支那其他）

支那に於ける獨裁思想と藍衣社　岡野一郎（社政）一一四八
ケマル・パシャ獨裁下の土耳古　（財政）一九九
「支那的」ファッシストの現勢と蔣介石の役割　野村進一郎（批判）九三九
支那に於けるファッシズム運動　大塚令三（改造）一〇一〇
蔣介石のファッショ化　村田孜郎（外交）九六五
蔣介石と國民政府の將來　田中忠夫（中公）一四七三
ファッシストと支那政治　葉一舟（東亞）一五三
支那ファッシステイ樹立の運動榛原茂樹（東亞）一五三

五　婦人問題

*サヴエート同盟に於ける婦人　サヴエート文化研究會譯編　木星社
*ソヴエートに於ける婦人の生活　ゼシカ・スミス著神近市子譯　南北書院
*婦人勞働者問題　北岡壽逸　社會教育協會月卷號
古代史に現はれた女性と奴隷研究其他（四—五）　時雨（女藝）一一五一一二
女子の社會的地位の諸相と原因（一）　不破祐俊譯（研彙）一一九一一二
最近に於ける婦人勞働者の狀態　（產勞）二三
經濟鬪爭に於ける婦人勞働者の進出　（產勞）二三
婦人勞働者の組織狀態　（產勞）二三
最近に於ける農村婦人の狀態と鬪爭　（產勞）二三
一九三一年度の國際プロレタリア婦人の鬪爭　（產勞）二三
國際婦人デーの歷史　（產勞）二三
サヴエート同盟に於ける勤勞婦人の狀態　（產勞）二三
婦人勞働の推進力　森戸辰男（大原）二九一

現代に於ける新しき婦人とは　ア・コロンタイ（婦運）二一〇二
ロシアに學ぶべき處多し　岡田敏子意譯（婦運）二一〇二
家庭再建の問題　奥むめお（婦運）二一〇二
家族制の崩壊と家庭の再建　羽仁説子（婦運）二一〇二
無産婦人議會闘爭の再吟味　赤松明子（婦運）二一〇二
活潑となつた婦人界　市川房枝（工場）二一三三
Women and Economics　（商論）二一三
勞働婦人の間における活動　ワシリエフ（インタ）三六四
ソ同盟婦人の解放狀態　ソヴエート教育研究所（新教）三一三
ソヴエート新施設のなかで婦人はいかに生きてゐる？（座談會）　（女藝）三一四五三一四
ソヴエート映畫に現はれた婦人問題　湯淺輝夫（女藝）三一五三
巴里コンミユンと婦人解放　淺野研眞（女藝）三一五三
小さな示唆　渡邊幸子（近婦）三一一二
彼女等の貞操觀新しさ・古さ　伊福部敬子（近婦）三一一二
婦人問題講話（二）　高群逸枝（近婦）三一一二
女性貞操　大聖寺優子（近婦）三一一二
婦人勞働者の問題に就いて　山川菊枝（工世）三一三四
女工十景　矢野兼三（法時）四四四
ソヴエート同盟への婦人勞働者代表　（サ同）五一一
婦人勞働に於ける生物學的見解　暉峻義等（女藝）五五五
裁判官としてのソヴエートの婦人　シリー・ミユチエル（女藝）六五六

工業のヒロイン　エド・フアルコウスキー（女藝）六五六
婦人新歸朝者のみてきた社會　（座談會）（女藝）六五六
相
大戰以來の婦人の雇傭狀態　（世勞）七九七
シルヴイア・パンカースト　牧賢一（婦運）九一〇九
支那の勤勞婦人　濱野榮（婦運）九一〇九
ソヴエート五ヶ年計劃と婦人の解放　（婦運）九一〇九
貞操の改造　白柳秀湖（中公）九四七九
歐洲戰後に於ける女子の職業　池田實一（統集）一〇六一六
婦人職業の當面の問題　奥むめお（婦運）二一〇二
支那女性の缺乏と社會問題　有馬成甫（東亞）二一五二
女工に關する調査　（產福）三一七三

六　軍需工業

*軍事科學講座（一―七）　文藝春秋社
*軍事科學概論　R・G・I社會經濟部編　山田俊一郎譯　南北書院
戰爭經濟學（一―一三）　（エコ）三一二一〇六一二三
我國軍需要品工業の調査　月卷號
金屬產業に於ける軍需品工場　（東經）二一四八七
最近日本の軍需工業　（產勞）四二四
軍需品の製造と勞働者の狀態　深谷進（プロ科）四四六
戰爭と化學工場　（產勞）五三六
（產勞）五三七

極東戰爭へ軍需品供給　（産勞）六　三八
戰費調べ　太田正孝（中公）五　四七　五
兵卒の階級構成　（産勞）六　三八
軍需品工場に於ける臨時工　（産勞）六　三八
軍需品工場に於ける重油使用量　（産勞）六　三八
恐慌・戰爭・化學産業　（産勞）七　四〇
軍事産業と戰爭の必要　荒畑寒村（經往）一〇　七二
軍事産業としての纖維産業　（産勞）二　四五
帝國の國防と海軍　關根郡平（外交）二　四四
我國軍事費の研究（一―三）　（エコ）一一―三一　三〇年　二四
最近に於ける軍事工業品の活況と勞働者狀態　（産勞）三　四六
軍需工業論　有澤廣巳（中公）三　四七年　三
軍需工業會社の研究　（東經）三　一五九

七　避姙問題

避姙の實際十六例　ドクトル・フッチャ（優生）一　月卷號　五九
最近の學說ホルモンに依る避姙法　南淵芳雄抄譯（各家）（優生）三　九七
法律上より見たる産兒制限の問題　宮崎太一法時）六　四六
墮胎法改正期成聯盟創立と眞の産兒制限運動について　吉竹たか子（産運）八　一〇八
社會醫學的に必須なる産兒制　田結宗誠（優生）八　一〇三
避姙の適應（一―二）　本多操（優生）八―九　一〇二―一〇三
産兒制限と婦人　諸家（優生）八　一〇三
週期的禁慾に依る避姙法　入澤達吉（中公）九　四七　九
避姙法の新傾向　安田德太郎（中公）一〇　四七　二
避姙は墮胎の防止なり　武井正衛（婦運）二　一〇二

八　インフレーション

*我財界の緊急對策　武藤山治　千倉書房
*インフレーションはどうなる　勝田貞次　時事新報社
*インフレーションの理論と實際　石橋湛山　東京書房
*時局とインフレーション　高橋龜吉　淺野書店
*ネオ・インフレーション購買力補給案　谷口吉彦　千倉書房
*インフレーションと日本經濟の危機　木村禧八郎　文新社
*インフレ經濟時代　小汀利得　高橋書房　月卷號
金輸出再禁止後のインフレーション政策　（財界）一　三二
インフレーションの經濟的社會的効果　世界經濟批判會（中公）二　四七　二
インフレーションとその後に來るもの　小島昌太郎（經營）　三二
インフレーションと勞働者農民　（産勞）三　三三
インフレーション考察―日本では果して可能なりや　青木得三（エコ）三　一〇五

インフレーション政策具體的検討　（財界）三二五　牧野輝智（東洋）六　三五
インフレーション政策の効果時期　（財界）三三六　高島佐一郎（經往）六　七六
合衆國に於けるインフレーションの開始　（インタ）四六五　笠信太郎（經往）六　七六
インフレーションは可能か　（エコ）四一〇八
インフレーションはドイツ經濟社會にどう影響したか（上下）　有澤廣巳（エコ）四一〇七―八　高木友三郎（經往）六　七六
インフレーション社會相　杉山榮（改造）四　猪谷善一（經往）六　七六
インフレーション乎デフレーション乎　高山生（自由）四五四　前田繁一（經往）六　七六
世界經濟のインフレーション的傾向　土方成美（文藝）四　（財界）六　三二
インフレーションを論ず　猪俣津南雄（中公）五四七五　關野九郎（山商）七　二
インフレーションと日銀改制問題　（エコ）五一〇九　金原賢之助（工世）七　一三八
政友インフレーションの左顧右眄　高橋龜吉（エコ）五一〇九　谷口吉彦（經叢）七　三五一
獨逸の實例に顧る（インフレーションの考察）　有澤廣巳（エコ）三一〇五　谷口吉彦（エコ）七　一〇一三
インフレーションと無產階級　小池四郎（財政）五一九五　武田鼎一（エコ）七　一〇一四
インフレーション政策は何處へ行く　銀行問題研究會（銀論）五一八五　谷口吉彦（エコ）八　一〇一四
インフレーションの時代的相　（財界）五三一〇　谷口吉彦（經叢）八　三五二
インフレーション政策と勤勞者大衆　山口義雄（プロ科）六四八　笠信太郎（批判）八　三八
亞米利加に於けるインフレーション政策　荒木光太郎（經論）六二六　谷口吉彦（改造）八　八
西南戰役後のインフレーション（上下）　八木澤善次（經史）六―七　三一―三三　谷口吉彦（經往）八　七九　谷口吉彦（經往）八　七八
インフレーション政策の批判　牧野輝智（東洋）六　三五
インフレーションの必然性と其の最適限界　高島佐一郎（經往）六　七六
インフレーション下の資本と勞働　笠信太郎（經往）六　七六
インフレーションは果して來るか　高木友三郎（經往）六　七六
インフレーションの可能性と必然性　猪谷善一（經往）六　七六
インフレーション講座　前田繁一（經往）六　七六
インフレーションの無効果とデフレーションの要望　（財界）六　三二
インフレーションと營業　關野九郎（山商）七　二
インフレーションに關する若干の問題　金原賢之助（工世）七　一三八
恐慌打開策としての「購買力補給案」　谷口吉彦（經叢）七　三五一
「購買力補給案」の提唱　谷口吉彦（エコ）七　一〇一三
谷口吉彦氏の「購買力補給案」を讀みて　武田鼎一（エコ）七　一〇一四
「購買力補給案」に對する武田氏の批判を讀みて　谷口吉彦（エコ）八　一〇一四
「購買力補給案」の諸問題　谷口吉彦（經叢）八　三五二
猪俣氏のインフレーション論　笠信太郎（批判）八　三八
農村對策の批判としての「購買力補給案」　谷口吉彦（改造）八　八
景氣轉換の必然性と可能性　谷口吉彦（經往）八　七九
ネオ・インフレイション政策　谷口吉彦（經往）八　七八

戰爭の一ケ年に於けるインフレーション恐慌への發展	村山俊雄（前進）	九	九	四三
インフレーションとストライキの前進	飯田清三（銀研）	九	九	二三 三
インフレーション景氣の根據・經路・規模	高橋正雄（改造）	九	九	
「購買力補給案」批判	高島佐一郎（經往）	九	七	九
インフレーションの政治的必然とその限界への一制約原理	金原賢之助（財政）	九	一九	九
通貨膨脹と物價騰貴率	笠信太郎（大原）	一〇	九	二
インフレーションに關する基礎理論に就て	金原賢之助（三學）	一〇	二六	一〇
謂ゆる「ネオ・インフレイション」の正體	笠信太郎（自由）	一〇	五	一〇
インフレーションの本質と恐慌の現段階に於けるそれの意義	圓地與四松（國雜）	一〇	四六	一〇—三
獨逸戰後のインフラチオン時代（一—三）	世界經濟研究所（世經）	二	一	六
インフレーション政策は恐慌を克服するか	谷口吉彦（自由）	二	五	二
「ネオ・インフレーション」と國民大衆（笠信太郎氏の批判に答ふ）	笠信太郎（自由）	二	五	二
進退兩難の「ネオ・インフレーション」（谷口教授の反批判を讀む）	高島佐一郎（エコ）	三	一〇	二四
統制インフレーションの最適再吟味	東經	三	一五	三〇

九　國際共産青年運動

戰爭の危險に對する闘爭に於ける共産黨青年同盟の任務	モルスキー（インタ）	五	六	六
新らしい條件の下に於ける國際共産青年同盟	フルムキン（インタ）	八	六	三
社會主義下の勤勞青年と資本主義下の勤勞青年	（インタ）	八	六	三
戰爭と干渉とに反對して戰ふ國際共産青年同盟	ラホミヤギ（インタ）	八	六	三
經濟闘爭に於ける共産青年同盟	エヌ・プロコフイエフ（インタ）	八	六	三
極東戰爭と共産青年同盟の任務	ザルヴア（インタ）	八	六	三
經濟闘爭に於けるプロレタリア少年	エフ・エーゲ（インタ）	八	六	三
社會主義の勝利的進軍の突擊隊—レーニン主義共産青年同盟	（インタ）	八	六	三
帝國主義戰爭の活潑な支持者社會主義青年インタナショナル	クルト・ミュラー（インタ）	八	六	三
國際共産同盟の成立とその地位	チエモ・ダノフ（インタ）	八	六	三
黨による共産青年同盟の指導に就いて	A・フルムキン（インタ）	二	六	一七

一〇　國際共産黨運動

*無産者政治教程　上巻　コミンテルン編　屋井参市　前川淨譯　不二書店
*上級無産者教程　山本三吾譯　叢文閣
*コミンテルン　プロトコール全集第三冊　プロトコール全集刊行會譯　白揚社
資本主義ヨーロッパに於ける民族問題（二、三）　O・W・クーシネン（インタ）一月卷號—三六一—四
最近に於ける國際プロレタリアートの選擧經驗から　（プロ科）二四三
國際プロレタリアートの反戰活動　（インタ）三六四
戰爭さなかの太平洋プロレタリア文化紀念週間　（プロ科）三四五
鬪爭に起てる國際共產黨　（インタ）四六五
スペイン共產黨第四回大會を前にして全黨員に與ふ（一—二）　コミンテルン（インタ）五—六七—八
國際共產黨執行委員會第十一回總會の決議遂行に際して現はれた思想的誤謬と弱點（一—三）　（インタ）六—八六九—二
國際共產黨諸支部の成長の問題　（インタ）六六九
戰爭と諸共產黨の緊急任務　（インタ）七六二
勞働組合內の共產黨フラクションの構成と構造とに關する模範指針　（インタ）九六一五
勞働組合內フラクションの活動　コミンテルン（インタ）九六一五
コミンテルン執行委員會第十二回總會（速報）　（インタ）一〇六一六
國際情勢とモッブルの任務、モッブル創立十週年を迎へて　エル（インタ）一〇六一六

附錄二　文獻

一　國際赤色勞働組合運動

日本に關するテーゼ

*太平洋勞働組合書記局重要問題報告決議集　希望閣
*プロフインテルン第五回大會主要報告（二）　希望閣
*プロフインテルン世界大會議事錄全集（一ノ一）　新理社
*社會、經濟、勞働月報（プロフインテルン）　木星社
*ピアトニツキー論文集　產業勞働調査所關西支所譯編　勞農書房
*改良主義に抗して　ロゾフスキー著　高山洋吉譯　南北書院
フランス統一勞働總同盟少數派に對するプロフインテルンの批判　（インタ）一六一
國際赤色勞働組合中央評議會第八回會議情報　（インタ）二六二
ストライキ鬪爭の波は高まりつゝある　エス・スクルスキー（インタ）二六二
勝利に關する若干の數字　イ・コツプ（インタ）二六二
經營へ・大衆の中へ！（國際赤色勞働組合中央評議會第八回會議の決算）　（インタ）二六二
白色テロルに反對する國際赤色勞働組合中央評議會第八回會議の檄　（インタ）二六二
太平洋勞働組合書記局とその活動　ケネデイ（インタ）三六四
國際海員港灣勞働組合（I・S・H）全支部及び國際海員クラブへ！　國際海員港灣勞働組合（太平）四三四

國際勞働運動に對する無關心的態度は右翼的偏向の實踐に於ける現はれである　ア・ロゾフスキー（太平）四三
日本に於ける赤色國際勞働組合支持者の位置・役割及び急務　（太平）四三
プロレタリアートの逆襲を組織せよ！大衆的赤色勞働組合運動の進出！　（太平）四三
經營内活動について同志ピアトニツキーの演説　（インタ）四六
現段階に於ける統一戰線の諸問題　A・ロゾフスキー（インタ）四六
（フランス）正しい方針のために、活動に於ける急速な轉換のために　（インタ）五六
（イギリス）少數派運動の大衆組織への發展を妨げてゐるものは何か？　（インタ）五六
（イギリス）少數派運動の弱點に就て　（インタ）五六
アメリカ合衆國に於けるストライキ運動の昂揚と勞働組合統一同盟の成長　（インタ）五六
經濟闘爭の獨自的指導の領域に於けるドイツ勞働組合革命的反對派の諸經驗　（インタ）五六
（ポーランド）プロレタリアートの經濟闘爭の領域に於けるポーランド勞働組合革命的反對派の成功　（インタ）五六
（チェッコ・スロヴアキア）經濟闘爭から政治的大衆的ストライキへ　（インタ）五六
（朝鮮）朝鮮に於ける革命的勞働組合運動　（インタ）五六
（中國）中國に於ける革命的危機と革命的勞働組合運動の任務　（インタ）五六
（ソヴエート同盟）國際赤色勞働組合中央評議會第八回會議を迎へるソヴエート同盟の勞働組合（印度）印度に於ける革命的勞働組合運動　（インタ）五六
（日本）日本に於ける革命的勞働組合運動の活動と任務　（インタ）五六
朝鮮に於ける支持者に與ふる太平洋勞働組合書記局の公開狀　（インタ）六八
經濟恐慌、國際赤色勞働組合の諸支部の狀態、經濟闘爭の指導及び失業者運動に於けるその役割　ロウスキー（インタ）七六一〇
全支部及び國際海員クラブへ！　國際海員港灣勞働者組合（インタ）七六二
同志ロゾフスキーの結語　ロゾフスキー（インタ）七六一〇
正しい方針のための活動に於ける急速な轉換のために（モンムウソー）　（インタ）七六六
織維勞働者の國際的闘爭戰線　（インタ）七・八六二
中國總工會第六回大會に與ふる公開狀　赤色勞働組合インタナショナル執行局（インタ）九六一四
太平洋勞働組合書記局五年史　高澤六郎（東亞）一〇五一〇

一二　國際勞働問題

世界經濟復興のプログラム　（世勞）一九一
國際社會進步協會の第四回總會　（世勞）一九一
國際的公共事業計劃の進　（世勞）一九一
國際勞働機關の法的性質（上下）　清家唯一（社事研）二一四・二一四
智的勞働者國際同盟の年次六會　（世勞）二九二

諸國の産業合理化と生産の發展　（世勞）二九二
國際的雇傭增加計劃の提唱　（世勞）四九四
國際勞働會議と世界不況打開策　栗本勇之助（社政）四　一三九
基督教勞働組合國際聯合の評議員會　（世勞）四九四
荷役災害保護條約の部分的改訂　（世勞）四九四
印度勞働調査勅令委員會の報告　（世勞）五九五
キリスト教國際勞働組合團體　フランセスコ・フエルラ（外國）五　二六二
第十六回國際勞働總會の成績　（世勞）六九六
第十六回國際勞働總會の構成　（世勞）六九六
第十六回國際勞働總會に於ける日本代表諸氏の演說　（世勞）六九六
議事規則の改正と條約年報の精査　（世勞）六九六
總會の可決したる諸決議の全文　（世勞）六九六
故アルベール・トーマ氏の想ひ出　前田多門（社政）六　一四一
國際的公共事業計劃の審議經過　（世勞）七九七
第十六回國際勞働總會の採擇せる條約案及勸告　（世勞）七九七
勞働者「代表」の再吟味　前田一（社政）五　一四二
「勞働者代表の再吟味」を讀みて　北岡壽逸（社政）八　一四三
「勞働者代表」の妥當性　長谷川公一（社政）八　一四三
「勞働者代表」に就ての余の再吟味　米窪滿亮（社政）八　一四三
國際勞働會議と我國勞働問題　西尾末廣（工世）八　一三九
雜觀
アルベール・トーマ氏追悼記念號　（世勞）九九九
「勞働者代表の再吟味」に對する四氏の批評に答ふ　前田一（社政）九　一四四
基督教勞働組合國際同盟の大會　（世勞）一〇九一〇
印度勞働組合運動の統一運動　（世勞）一〇九一〇
「勞働者代表」に關する論議を一讀して　鈴木文治（社政）一〇　一四五
勞働組合會議の本質とその動向　吉岡繁喜（社政）二　一四六
國際運輸勞働者聯合の大會　（世勞）二九二
國際勞働局理事會の臨時會合　（世勞）二九二
國際的公共事業計劃の審議經過　（世勞）三九三
國際鑛夫聯合の第三十回大會　（世勞）三九三
勞働組合國際聯合の執行委員會　（世勞）三九三
ベルギー勞働組合會議の大會　（世勞）三九三

一三　小作問題（「農民運動」「農村問題參照」）

玉番田小作爭議に關する騷擾事件を論ず（一）　阪口亮人（無法）一　二一
昭和六年に於ける農民運動　下河部良佐（社政）二　一三七
小作爭議の概觀
東北飢饉と小作爭議　前川正一（改造）二　二
最近の小作爭議概觀　（無法）二二
小作料法廷戰入門　細野三千雄（無法）二二

立毛差押對策の解剖　細田綱吉（無法）二二
小作運動と刑事々件　三輪壽壯（無法）二二
差押禁制物と農民　浦田關太郎（無法）二二
小作問題判例集　山崎今朝彌（無法）二二
小作調停と小作法案　横田正俊（法時）三四三
小作立法十年史　小野武夫（法時）三四三
小作法案の沿革に關する資料（法時）三四三
小作法案其の他に關する質問に答へて（法時）三四三
最近に於ける主要小作爭議の事例（法時）三四三
自昭和四年度至昭和六年度小作爭議一覽表　農林省農務局調（法時）三四三
同申立小作調停事件一覽表　農林省農務局調（法時）三四三
同小作官の法外調事件一覽表　農林省農務局調（法時）三四三
同地主小作人組合一覽表　農林省農務局調（法時）三四三
昭和六年小作爭議の概要　（調査）六三六
支那の小作制度（上下）　田中忠夫（帝國）九三八―九三八
長野縣に於ける地割制度（上下）　五島藤光（帝國）九三八―九三八
小作爭議エピソード　杉山元治郎（中公）八四七八
小作人保護法案　杉山元治郎（農政）一〇一一〇
凡ゆる新戰術を工夫した片桐村小作爭議の展望　田中博隆（社政）一〇一四五
小作地返還面積に關する調査（昭和二年度）　帝國農會調査部（帝國）二三二
小作地返還面積に關する調査（昭和四年度）　帝國農會調査部（帝國）三三三

一四　協同組合運動

*協同組合と農業問題　那須皓・東畑精一　改造社
*協同組合と産業の將來　ウルフ著・篠田七郎譯　日本評論社
*國際消費組合運動―一九三一―　城南消費組合譯編　日本無産者消費組合聯盟
英國婦人消費組合運動　ウェッブ著・正田淑子譯　同人社
*ソヴエート・ロシアに於ける協同組合銀行　N・パロウ著・藤田秀夫譯　京都共生閣
*日本消費組合運動史　山崎勉治　日本評論社
*歐洲に於ける農村協同組合　本位田詳男　日本評論社
*昭和七年の産業組合運動　千石興太郎（産組）一月卷號　三二五
ソヴエート・ロシアに於ける協同組合の理論と實際（三―九）　澤村康（産組）三―八　三二五―三三
諸外國に於ける小漁民の産業組合運動（一―二）　大木幸藏（産組）一―二　三二五―三二六
英國消費組合と資本家の經濟戰爭　山崎勉治（産組）一　三二五
全販聯の現狀並に將來に就いて（一―二）　生田泰藏（産組）一―三　三二五―三二七
負債整理と賴母子講の制度に就て　早瀨脩（産組）一　三二五
ドイツ農事産業組合の研究　ゲネス博士（産組）一　三二五

一九三二年度に於けるデンマーク經濟界と産業組合運動　農林省産業組合課譯（産組）一　三五
北海道に於ける友子組合とその運命　寺山朔（社政）一　一三六
ロシア農業協同經營と農民（一―二）　栗原藤七郎（帝農）一―二　三一―二
大阪市に於ける消費組合運動　柚木重三（經史研）一　二七
昭和六年に於ける勞働者消費組合運動　村山重忠（社政）二　一三七
生産力の發展と産業組合（一―二）　内ケ崎虔二郎（産組）二―三　三六―三七
産業組合發布當時の我國經濟狀態　高田俊一郎（産組）二　三六
アメリカ合衆國に於ける産業組合の教育及び宣傳　T・P・ワーバス（産組）二　三六
消費組合と小賣商　岩城忠一（内研）二　五一
農業協同經營と農事組合　櫻井武雄（批判）二　三二
農村消費組合の諸問題　本位田祥男（經論）三　二三
第十三回國際消費組合聯合大會の概況　篠田七郎（社政）三　一三八
米國に於ける農産物の市場統制機關農産物市場法による農業産業組合の發展（一―三）　（産組）三―五　三一七―三一九
フランスに於ける産業組合團體　農事組合中央會（産組）三　三一七
明治三十年當時の消費組合運動と勞働組合期成會（一―三）　山崎勉治（産組）三―四　三一七―三一八
消費者の利害に大關係ある百貨店は今何處へ行くか　調査部編（産組）三　三一七
一九三二年度當面の運動方針（關東消費組合）　農林省産業組合課（産勞）四　三四
農業倉庫及聯合農業倉庫在庫穀物・繭の數量調（一―二）　農林省産業組合課（産組）三―四　三一七―三一八
フインランド協同組合運動　八木澤善次（産組）四　三一八
産業組合の改善に就いて　矢作榮藏（産組）四　三一八
産業組合に關する所見二題　有馬頼寧（産組）四　三一八
社團法人横濱港沖仲仕業共濟組合の世に出るまで　神奈川縣工場監督課（産福）四　七四
關東消費組合聯盟第十二回大會　（産勞）四　三五
協同組合と農業問題　本位田祥男（經論）四　二四
日本無産者消費組合聯盟の確立　（産勞）五　三六
我國に於ける勞働者消費組合の過去及現在　北澤新次郎（早商）五　八一
最近の各國消費組合の概況　岩城忠一（内研）五　五二
消費組合の二潮流、日本の農業、農民問題　田代耕三（日社）五
國際産業組合と世界恐慌（一―二）　H・J・メイ（産組）五―六　三一九―三二〇
軍縮と國際産業組合聯盟　（産組）五　三一九
青果物販賣組合擴大運動の方向について　勝賀瀬質（産組）五　三一九
昭和六年度農業倉庫及聯合農業倉庫穀物及繭の入出庫狀況調　農林省産業組合課（産組）五　三一九
ソヴイエート・ロシアの農業協同組合（上中下）　澤村康（社政）六―八　一四一―一四三
歐洲大戰中に於ける各國産業組合の經濟活動　山口敏夫（産組）六　三二〇

購賣事業を行ふ聯合會の體系に就いて　岡田只雄（産組）六　三三〇
産業組合製絲最近の情勢と指導に關する私見　千坂高興（産組）六　三三〇
農村の負債と農業金融機關　石橋幸雄（産組）六　三三〇
共同繭倉庫及共同乾繭所一觀（産組）六　三三〇
國際農事産業組合事情（産組）六　三三〇
シャール・ヂード教授小傳（産組）六　三三〇
現在産業組合に關する考察　角玄（産組）六　三三〇
第廿一回全國産業組合大會第六回國際消費組合デーに際して　由岐一（財經）七　一九　七
協同組合社會學論の一齣　戸田武雄（經論）八　二八
農村經濟の變革に於ける協同組合の役割　本位田祥男（經論）八　二八
農村更生の途を辿る産業組合運動　高須虎之（産組）八　三三
組合製絲論（上下）　東浦庄治（産組）八—九　三三—三三
デンマークに於ける協同組合金融　平實（經時）八　四五
カナダ小麥プールの過去及現在（一—三）　井口貞夫（産組）八—一〇　三三—三四
アメリカ大農場主の見たるソヴエート・ロシアの農業（一—二）　トーマス・D・キャンベル（産組）八—九　三三—三三
久保山千里譯
産業組合の組合員が脱退したる場合は配當金の請求權なし　高田二平（産組）八　三三
平民社と消費組合運動（一—二）　山崎勉治（産組）八—九　三三—三三
産業組合と大審院の判例二つ　窪田角一（産組）八　三三
公私設小賣市場の調査（一—二）　本會調査部（産組）八—九　三三—三三
ドイツに於ける恐慌の深化と消費組合の現狀（産組）八　三三
ソヴイエート同盟運輸勞働者消費組合を發展せしめよ（産組）八　三三
國際協働組合デーに就いて　篠田七郎（産組）八　三三
ドイツ農村信用組合　本位田祥男（經論）九　二九
露西亞消費組合運動の史的概觀（一—二）　岩城忠一（内研）九・一二・五　三、四
最近に於ける世界經濟の一斷面　椿寺龍二（産組）九　三三
ブーリングに關する考察（一）　野崎保平（産組）九　三三
農村協同力更生論　中澤辯次郎（産組）九　三三
「鹽專賣制度と鹽價問題」其の他　濱田道之助（産組）九　三三
米國に於ける信用組合の現勢（一—二）　井關孝雄（産組）九—一三　三三—三六
マグニトゴルスクの組合建設　エ・ダリンスカヤ（産組）九　三三
恐慌下における産業組合の役割　エクス・ラシリニコフ（エコ）九　一〇　一八
消費組合と共産主義者の任務　（インタ）一〇　六　一六
時局匡救の爲めに生れたる諸法律と産業組合　濱田道之助（産組）一〇　三四

パレスチナにおける協同組合運動　N・ペール（産組）一〇　三四二
米國に於ける住宅信用組合（一―二）　井川忠雄（産組）一〇・三　三四・三六
産業組合關係法規の改正　小平權一（産組）一〇　三四
産業組合擴充、五ヶ年計劃の實行に當りて　月田藤三郎（産組）二　三五
不況に對する産業組合の使命と擴充五ヶ年計劃　小平權一（産組）二　三五
産業組合自治に就いて　田中長茂（産組）二　三五
農村産業組合擴充運動　千石興太郎（産組）二　三五
醫療設備の利用を目的とする産業組合に就て　佐藤寛次（産組）二　三五
産業組合擴充運動の意義　山本謙二（産組）二　三五
産業組合法の改正に伴ふ有限責任組合の原則的廢止に關する二三の考察　佐藤寛次（農經）二　八四
産業組合の本質と産業組合法　千石興太郎（法時）二　四二
産業組合法公布迄の法律制定運動　辻誠（法時）二　四二
産業組合法發布より今回の改正に至るまで　濱田道之助（法時）二　四二
第六十三回帝國議會に於ける産業組合關係法規の改正及産業組中央金庫特別融通及損失補償法制定の主旨と其の要旨　小平權一（法時）二　四二
産業組合法の概要　濱田道之助（法時）二　四二
産業組合關係法令　井關善一（法時）二　四二
産業組合法と他の産業團體法規との比較　周東英雄（法時）二　四二
産業組合法と民法商法との關係　山本豊（法時）二　四二
全國産業組合概況（資料欄）　（法時）二　四二
協同組合とオッペンハイマーの「社會學體系」　戸田武雄（經論）三　二三
昭和七年の産業組合運動　濱田道之助（産組）三　三六
バルー氏の協同組合金融論　緒方晧陽（産組）三　三六
産業組合の法理と農村日本の信仰　増田福太郎（産組）三　三六
小麥の販賣に就いて　土屋勇吉（産組）三　三六
中華民國に於ける産業組合運動　鞍田純（産組）三　三六
日本商工會議所の購買組合に對する運動　（産組）三　三六
ポーランドに於ける經濟恐慌と消費組合　マーヤンコフスキ（産組）三　三六
ソヴエート産業組合の發展　エプシテエン（産組）三　三六
ソヴエート同盟に於ける指導的地方消費組合聯盟第一回全同盟會議開催さる　ゲーリヴオヴイチ（産組）三　三六

一五　恐慌

（恐慌理論）

*恐慌學說　谷口吉彦　改造社
*資本蓄積と經濟恐慌　大塚金之助　渡邊謙吉　岩波書店

*恐慌學說史　町田義一郎　春秋社
*マルクス恐慌理論　奥田忠雄　春秋社
一般的危機時代に於ける資本主義的循環の問題について　グローモフ（マル旗）三二一
Singer, K: Von Jen Pruzipien der Koujunktur-Theorie.（經論）三二三
ホブソンの豊年饑饉論（財政）四一九
經濟恐慌の理論（われ科）六五
ヒルファディングの社會フアシスト的恐慌理論　チューロク（マル旗）七二二
輓近の恐慌學說の發展　向井章（山商）七二
恐慌論と修正主義　町田義一郎（三學）三二六三

（農業恐慌）

*農業恐慌　一—二輯　農業問題研究會譯編　叢文閣
*極東に於ける農業問題　モスコー國際農研編　山本三吾譯　耕進社
*日本農業恐慌研究　小野、河西、山川等　改造社
*農業恐慌の全面的展望　日本農業研究會　改造社
*國際農業問題　第一輯　モスコー國際農研編　プロ研譯編　耕進社
*世界農業の現勢と農業恐慌　マルコフ著　三好幸雄譯　木星社
日本に於ける農業恐慌（プロ科）一月卷一四號
農業恐慌と景氣變動及び構造變化との關係（商經）一七一
六年度農業恐慌の特性（エコ）二一〇四
世界農業恐慌の發展（世恐）六一
養蠶恐慌の實勢とその對策　森泰吉郎（エコ）六一〇二
日本農業恐慌の解剖（東經）六一五〇五
農村恐慌の再激化と今後の景氣動向　山口義雄（プロ科）八四九
農業危機の當面の情勢（財界）六三三
戰後の國際農業恐慌　靜田均（經志）九六二
農業恐慌の特殊性　河西太一郎（批判）九三九
日本農業恐慌と土地所有權の移行に就て　宮坂梧朗（法時）三四三

（世界）

*世界經濟年報一五—一八輯　ヴアルガ著　經濟批判會譯　叢文閣
*世界恐慌（世界經濟叢書6）　ワリヤーシ著　經濟批判會譯　叢文閣
*世界金融恐慌の眞相　アインチヒ著　木村禧八譯　千倉書房
*世界經濟不況の過程並に樣相　國際聯盟東京支局
*此の金恐慌　ロオレンス　渡邊進譯　千倉書房
*世界經濟恐慌の經過と現勢（下）　平野常治編　文明協會
*最近に於ける經濟狀勢と經濟恐慌（一、二）　井汲卓一　岩波書店
*國民經濟組織の缺陷と世界恐慌　ワーゲマン著　小島昌太郎譯　雄風館

*世界恐慌と英國の對策　コール著　金子、高橋譯　森山書店
*恐慌と世界經濟　慶應義塾大學金融研究會　丸善
*世界恐慌　上田・高垣　東畑・永雄　日本評論社
*世界恐慌とブロック經濟　蠟山政道　日本評論社
*世界經濟不況の現狀及對策　三菱經濟研究所
*國際信用恐慌　經濟批判會譯　叢文閣
世界恐慌の回顧と展望　大井義雄（勞農）一六一
世界經濟の回顧と展望　大内兵衛（中公）一四七一
世界經濟の破局的行進　（エコ）一一〇一
東洋景氣發生の可能性　安川雄之助（エコ）一一〇一
各國の景氣バロメーターを通じて見たる現在の世界經濟恐慌の進展と其原因（三）　福田省三（統集）一六〇七
ソヴエート聯邦と世界恐慌　田中九一（批判）一一三一
世界恐慌の新たな段階　岡田庄一（プロ科）二四二
歴史的發展に於いて見たる世界不況　松岡孝兒（經叢）二三四二
世界經濟恐慌と恐慌からの革命的活路　（インタ）三六四
世界恐慌とブルジョア經濟學者の計劃的幻想　ヴエ・オシンスキー（マル旗）三二〇一
長期景氣波動と世界恐慌　柴田敬（經叢）三三四三
世界恐慌と勞働階級（上）　ロゾフスキー（勞農）三六三
ゲ・コルム「世界經濟恐慌對策」　大河内一男（經論）三二三
ア・ハーン「信用と恐慌」　田中精一（經論）三二三
世界景氣の展望　ベルリン景氣研究所（世經）三一三
世界恐慌と東亞モンローの成熟　高木友三郎（經往）三七三
恐慌と失業　岸本誠二郎（世經）三一三
國際信用恐慌と世界景氣　（財界）三三六
永久の恐慌　シンクレア（ソ經）四二三
國際金融恐慌以來の各國金融爲替政策　石田隆一（銀論）四一八四
世界恐慌數字　（產勞）五三七
世界恐慌文獻（一九二九—三一）　大塚金之助（經究）五一
世界的不景氣の檢討（一—二）　宇都宮鼎（早商）五一—七八二
世界經濟恐慌の原因と貨幣制度問題（上下）　井關孝雄（財政）六—八一九六—八
世界恐慌と合理化運動　小島精一（財政）五一九五
世界織維工業恐慌（一—二）　（財界）五—六三九—一〇
恐慌の新局面とその展望　野呂榮太郎（中公）六四七六
恐慌線上の各國貿易　アンデルス（世恐）六一一
世界金融恐慌の渦卷　ラビンスキー（世恐）六一一一
一九三一年世界經濟恐慌の總決算　（世恐）六一一一
各國別經濟恐慌の動き　（世恐）六一一一
恐慌對策としての計劃經濟　（世經）七一三
暗然たる世界恐慌の展望　（世恐）七二
國際聯盟と現下の恐慌問題　ゲルーヴイチ（世恐）七二

資本主義諸都市の恐慌　カントル（世恐）七二
各國別經濟恐慌の動き　（世恐）七二
この恐慌は何を孕むか　ラビンスキー（世恐）七二
恐慌からの途　レーデラー（商經）七一三一
世界恐慌とプロレタリアートの經濟鬪爭（抄譯）　（インタ）七・八六二
投機―當面の恐慌「治療策」　マジャール（產勞）九四三
戰後世界恐慌の諸特質　飯田繁（經時）九六二
「世界纖維恐慌」　田中精一（經論）九九一
世界恐慌は果して底入れか　小島精一（經往）九九一
歐洲の苦悶　牧內正男（自由）九九一
世界經濟會議は經濟恐慌を克服し得るか　北澤新次郎（外交）一〇六一
一九三二年上半期に於ける世界恐慌の發展　（產勞）二四五
恐慌と金本位制の危機　小高泰雄（三學）二二六二
恐慌渦中の世界情勢　世界經濟批判會（中公）二四七二
世界經濟不況と各國の對策　佐倉重夫國知）三三三

（アメリカ）

＊アメリカ株式恐慌と其後の發展　フィッシャー著　金原、小高譯　同文館
アメリカ合衆國の危機　阿部勇（改造）一一四一
アメリカ資本主義の動搖　阿部勇（中公）三四七三
米國のそれは世界恐慌を克服するや―インフレーション考察　谷口吉彥（エコ）三一〇五
アメリカ恐慌の再激化　（財界）四三八
米國金融恐慌の現段階　小島精一（外交）八六三三
フーヴアーの恐慌克服政策　阿部勇（エコ）九一〇四

（ドイツ）

最大の危機に直面せるドイツ　有澤廣巳（改造）一一四一
獨逸恐慌對策と獨逸全割引銀行の活動　楠見一正（經時）一四一〇
一九三一年ドイツ經濟恐慌　安彥孝次郎（商論）二三
ドイツ經濟の危機と刻下の政局　嘉治隆一（批判）二三二
恐慌裡のドイツ勞働者階級　石濱知行（批判）四三四
獨逸の金融恐慌を中心として　本位田祥男（銀通）七九三五五六
ドイツ經濟恐慌とその活路　インゲプレス（世恐）七二
最近に於けるドイツ恐慌の諸相　（世恐）七二
獨逸金融恐慌と農業信用組合　平實（經時）九四六

（フランス）

フランス經濟の危機　濃部亮吉（改造）一一四一
佛國の不況及其原因　東郷學人（銀通）七三四八
フランス經濟恐慌の深化　岡次郎（批判）五三五
フランス帝國主義の解剖　ラデック（世恐）七二

（イギリス）

イギリスの危機　大森義太郎（改造）一一四一

イギリス經濟恐慌と金本位制度　鹽野谷　九十九（横商）二　三　登譯　橋書店
英國に於ける金恐慌對策論　岩井　茂（商工）七・一〇七五・一〇　岩夫譯　共生閣

（日本）

*日本經濟恐慌の研究　茂森唯士譯　木星社
日本資本主義の根本的矛盾の發展　寺島一夫（プロ科）三四四　米藏譯　改造社
日本に於ける恐慌の新たな段階　寺島一夫（プロ科）四四六　京一譯　木星社
最近の金融恐慌（産勞）五三六　武藤三郎譯　白揚社
ブルジョアジーの恐慌切拔策と日本に於ける最近のストライキ闘爭（プロ科）六四八　定吉譯　白揚社
「好景氣」の解剖（産勞）三四六　武夫譯　白揚社

（其他）

イタリーに於ける經濟恐慌・ファッショ・ヴァチカン（一―二）嘉治隆一（批判）八―一〇　三八―一〇　岩雄編譯　改造社
中國國民經濟の全般的破綻（産勞）九四三　曉子譯　希望閣

一六　レーニン及びレーニズム

（レーニンの著作）

*レーニン選集（卷二・一ノ三・二ノ一）　希望閣
*國家について　鈴木安藏譯　希望閣
*共産主義「左翼」小兒病　直井武夫譯　希望閣
*帝國主義論　松村一譯　改造社
*帝國主義論　西森唯士譯　木星社
*史的唯物論　小島一夫譯　改造社
*勞働組合論　藤井武夫譯　白揚社
*イスクラ時代（上・下卷）　田畑武三郎譯　白揚社
*レーニン哲學ノート（一、二）　廣島直定譯　白揚社
*ロシアに於ける資本主義の發達　大山郁夫譯　南北書院
*レーニン經濟學教程　ドウラ・イツキー編　河野重弘譯　共生閣
*一九一七年革命　高山洋吉譯　白揚社
*農村問題とマルクス主義　大山郁夫編　岩雄編譯　改造社
*ロシヤ農業問題　大山郁夫　岩雄編譯　改造社
*レーニンの近親者に與へた手紙　族　曉子譯　希望閣
*レーニンの近親者への手紙前編　本間七郎譯　南北書院
レーニンより母への手紙　（レーニン）一月卷號一二
レーニンよりクループスカヤ夫人への手紙　（レーニン）一二
國會の解散とプロレタリアートの任務　（インタ）二六二
レーニンの未發表二論文　（レーニン）四五
レーニン未發表の手紙　（レーニン）五六

「プラウダ」「イズヴェスチヤ」の爲に書かれたレーニンの未發表論文（レーニン）七八
レーニン著作集第二版について　ヴェ・ソーリン（レーニン）七八
ヘーグ會議代表に與ふるレーニンの指示（インタ）七六二
辯證法に關するレーニンの二つの斷篇（ヘーゲル）七三六
レーニンの手記「近代農業の資本家的秩序」に寄せて　ニカーノフ（マル旗）二三
自然科學書に關するレーニンの摘要（唯物）三二

（傳記）

＊レーニン傳　向坂逸郎　改造社
＊レーニンの風貌と追憶　ギルボー著　村田賢策譯　南北書院
＊レーニンの黨生活　モロトフ著　江川信太郎譯　南北書院
＊レーニンの思ひ出二、三卷　クループスカヤ著　本間七郎譯　叢文閣
レーニンの病氣とその最後（レーニン）月卷號一
レーニンの病氣と死因　エヌ・セマシコ（レーニン）一二
レーニンの死因　ア・イ・アブリコーソフ（レーニン）一二
ヴ・イ・レーニン最後の日　アウェルバッハ（レーニン）一二
イリイッチの死（レーニン）一二
質樸な人　アントーノフ（レーニン）一二
人格者レーニン　ゲ・チチエリン（レーニン）一二
レーニン在らず　レフ・トロツキー（レーニン）一二
柩の傍らに立ちて　エム・ゴルーベワ（レーニン）一二
文藝上に取扱はれたレーニンとその死　ゲ・レレーヴイチ（レーニン）一二
レーニン年表（一―七）　レーニン研究所編（レーニン）一二
一九一七年時代のレーニン　アー・ショトマン（レーニン）二三
レーニンの生立　ズ・リーリナ（レーニン）二三
スモーリヌイ時代とモスクワ人民委員會議に於るレーニン　エフス・ペストコスキー（レーニン）二三
レーニンとチエルヌイシエフスキー　エヌ・ループスカヤ（レーニン）二三
レーニン農村電化を視察　ドレーニングラースキー（レーニン）二三
レーニンの思ひ出（二）　クラ・ツエトキン（レーニン）二三
レーニン　向坂逸郎（勞農）二六二
レーニン獨探說　武藤丸楠（中公）二四七二
レーニンの歸國　向坂逸郎（勞農）三六三
レーニンと海外生活　ス・リーリナ（レーニン）三四

亡命中のレーニン　イ・ウラディミロフ（レーニン）　三
コペンハーゲン大會に於けるレーニン　ズ・クルジヤノフスカヤ（レーニン）　三
ヴ・イ・レーニンの歸國　ゲ・ジノヴイエフ（レーニン）　三
「別荘」に住むイリイッチを訪ねて　ア・キセリヨフ（レーニン）　三
一九一〇年秋のレーニン　ア・リヤピニン（レーニン）　三
レーニンと圖書館　エヌ・クルプスカヤ（レーニン）　三
レーニンに關する主要著作案内（一―四）　向坂逸郎（改造）　三
何うして「火花（イスクラ）」は消えさうであつたか　イ・ラヂヤン（レーニン）　四
ヴ・イの「一身上の事柄」　イ・ウラディミロフ（レーニン）　四
ジュネーヴ及びパリに於ける同志レーニン　カネツキー（レーニン）　四
同志レーニンの瑞西からの歸國（一九一七）　エヌ・スミルノフ（レーニン）　四
狩獵家レーニン　アンナ・エリザロワ・ウリヤノーワ（批判）　四
弟ウラヂミール・イリイッチを憶ふ（一―二）　ブーレウイッチ（レーニン）　五
メーデーとレーニン　エヌ・クループスカヤ（レーニン）　五
レーニンと働く婦人　封印列車に於て　カ・ラデック（レーニン）　五
レーニン歸國の第一日　ブーレウイッチ（レーニン）　五
勞働者農民大衆に對するレーニンの文章　クループスカヤ（レーニン）　五
シンビルスクに於けるウリヤーノフ家の歴史（一―三）　ペ・レベンスキー（レーニン）　六
レーニンのマルクス主義修養時代　ペ・レベンスキー（レーニン）　六
各國勞働者のレーニンに關する手記　（レーニン）　六
レーニンとレーニングラードの勞働者　ジノヴイエフ（レーニン）　六
レーニンとプレハーノフ　クルト・ザウエランド（レーニン）　七
自由なる新聞　エヌ・クループスカヤ（レーニン）　七
ヴラディミル・イリイッチのクレムリン入り　ボンチ・ブルエウイッチ（レーニン）　七
史家としてのレーニン　ヴ・ブイストリヤンスキー（レーニン）　七
レーニンの憶ひ出　クループスカヤ（レーニン）　七
一九〇五年　エ・リヤードフ（レーニン）　七
ポテヨムキン事件　フェ・ワシリエム・ユージン（レーニン）　七
ボリシエヴイキーの指揮者として　エ・リヤードフ（フレーム）　七

（レーニズム）

*レーニン主義とは何ぞや　スターリン著　北輝夫譯　共生閣

*レーニン主義の諸問題（四—五）　スターリン著　白井轉譯　西雅雄譯　白揚社

*レーニンの唯物辯證法　デボーリン著　佐多忠隆譯　改造社

*レーニンは「戰爭論」をクラウゼウイッツ如何に讀んだか　馬込健之助譯　南北書院

武裝△△の理論家及び實踐者としてのレーニン　（インタ）一月卷號　エム・ミーテイン（マル旗）三〇

辯證法的唯物論の發展におけるレーニン的段階に關する問題に寄せて　マクス・ベタヒト（レーニン）四五

レーニンとデイリー・ワーカー紙生誕八周年に際して　ヴ・ネフスキー（レーニン）五六

レーニンの最初の勞作に於ける唯物論的見解　エフ・クレートフ（レーニン）六七

レーニンの四月テーゼと一九〇五年　ペ・ワレスカルン（レーニン）六七

マルクス・エンゲルス・レーニンはダーウイン説を如何に評價したか　エヌ・クループスカヤ（レーニン）六七

科學的勞作のレーニン的方法に關して　M・N・ポクロフスキー（歷科）七三

レーニンと歷史　S・S・クリフツオフ（歷科）七三

レーニンと學校に於ける歷史教育　（ヘーゲル）七三六

ヘーゲル百年忌に當つて　N・ポポフ（インタ）九六五

レーニンの四月テーゼについて　ラズモフスキー（マル旗）二三

カウツキーに對するレーニン的評價の歪曲に抗して　（レーニン）三一

レーニン研究所に就いて　カメネフ（レーニン）三一

レーニン研究所に就いての報告　敏（批判）三三

「マルクス、レーニン主義の使徒」具島君に敎ふ　篠村

リツトン報告「國際聯盟」中に別出す

一七　マルクス・エンゲルス・マルクス主義

（マルクス・エンゲルスの著作）

*マルクス・エンゲルス全集（卷一六の二・二五—二七）改造社

*マルクス・エンゲルス史的唯物論體系　ドウンケル編　猪又雄譯　耕進社

*マルクス・エンゲルスに於ける史的唯物論と法律　平野義太郎編　大畑書店

*マルクス資本論（三版）五冊　改造社

*フランスに於ける階級闘爭　マルクス著　竹村倫譯　共生閣

*プリューメール十八日	マルクス著 岡崎武譯	共生閣	
*社會主義の發展	エンゲルス著 川瀬哲譯	共生閣	
*自然辯證法(下)	エンゲルス著 加藤正加市祐二郎譯	岩波書店	
*反デューリング論(下卷)	エンゲルス著 長谷部文雄譯	岩波書店	
マルクスの未發表の手稿二つ		(マル旗一月卷號 七二—二)	
エンゲルスの二つの手紙	岡田宗司譯(勞農)	一六一	
エンゲルスの未發表書簡	菊盛英史譯(思想)	七 一三三	
エンゲルスの未發表の手紙について(上下)	エフ・シルレル(思想)	八 一三三	
バルザックに關するエンゲルスの未公開書簡	木村道夫譯(社會)	七・八 一二	
マルクス及びエンゲルスの見たるゲーテ一・二		(批判)九・一三三九・一三	
ゲーテに就いて	マルクス・エンゲルス著(改造) 向坂逸郎譯	三 三	

(傳記)

陪審法廷に於けるマルクスとラッサール	逸見重雄(法時)	二 四二	
法廷に立つマルクス	石濱知行(中公)	六 四七 六	
マルクスの詩	石濱知行(改造)	六 六	

附錄二 文獻

(經濟學說)

*資本の蓄積並に崩壞の理論	グロースマン著 有澤廣巳 森谷克巳譯	改造社	
*資本蓄積論入門	ローザ著 草ケ江二郎譯	共生閣	
*マルクス主義農業經濟學	リヤシチエンコ著 直井武夫譯	南北書院	
*マルキシズムの經濟學的批判	ラビドウス・オストロヴイチヤノフ著 高田保馬	青年教育普及會	
*「マルクス主義經濟學」教程	橋本弘毅譯	白揚社	
*生產力論	プロ科ソヴエート同盟研究會譯	白揚社	
*マルクス主義農業問題總論	レヴエンシユタム グルシエフスキー著 荒川實藏譯	南北書院	
*資本論大系(上)	向坂逸郎 櫛田民藏	改造社	
*マルクス主義經濟學	廣島定吉 直井武夫譯	叢文閣	
*新版資本論解說	西雅雄	叢文閣	
*マルクス主義勞働者教程	カウツキー著 佐多忠隆譯	改造社	
*マルクス主義經濟學入門	ブロ研譯	叢文閣	
*資本論入門	獨逸K・P編 產勞關西支所譯 河上肇	京都共生閣	改造社

*マルクス地代論について　ウリヤーノフ著　蒔田耕三譯　京都共生閣
*農業經濟學　カウツキー著　向坂逸郎譯　中央公論社
河上博士の地代論　一・二　向坂逸郎（勞農）一―三　六―三
九官鳥は歌ふ　向坂逸郎（批判）一　三一
「資本論」の誤譯　平田慶吉（經往）一　七一
蓄積理論の一考察　高田保馬（經論）一　三四二
資本蓄積論の再吟味　高橋武夫（拓文）二　三一
「獨占」的地代理論　向坂逸郎（經往）二　七二
資本論飜譯史上中下（エコ）二―三　一〇―三
地代論爭を鳥瞰す　一―五　橋田三郎（批判）三―八　三―八
向坂君の「社會的または自然的」（！）地代論　林要（批判）三　三三
マルクス派貨幣理論　（批判）三　三三
勞働價値說の基本的考察　伊東岱吉（三學）三　二六三
浮動せる經濟學　向坂逸郎（中公）四　四七四
資本論講釋史　上・下（エコ）三―四　一〇―六　八
マルクス主義の世界經濟恐慌論　（財政）四　一九四
林要先生の辯明をきく　向坂逸郎（批判）五　三五
マルクス蓄積理論と固定資本　織戸登代子改造）六　六
「アジア的生產樣式」の問題に關するマルクス・エンゲルスの見解の發展　グーコフスキー（歷科）六　二
「地代論爭鳥瞰」を評す　櫛田民藏（批判）七　三七
ドイツ經濟學の近狀　大塚金之助（中公）七　四七七
小農に關するフリードリッヒ・ヘルツの「修正派」的見解　渡邊信一（經論）七　二七
マルクスの貨幣理論　ブロック著　大野純一譯（商計）六　七
河上博士の地代論　櫛田民藏（大原）七　九一
勞働價値說の諸問題　伊東岱吉（三學）八　二六八
マルクス絕對地代論解釋に關する若干の疑問　古澤有造（社會）七・八　一二
資本論歪曲の再生產　仙田喜三郎（社會）七・八　一二
アジア的生產樣式に關する討論の總決算　エム・ゴーデス（歷科）九　五
時差說覺書　高田保馬（經論）九　三五二
高田博士の蓄積論の一考察　久留間鮫造（大原）一〇　九二
河本氏の地代論　櫛田民藏（大原）一〇　九二
マルクス再生產論の基本的考察　宇野弘藏（中公）二　四七三
「アジア的生產樣式」と我等の課題　伊豆公夫（歷公）二　一一
アジア的生產方法の根本問題　山名正孝（東亞）二　五二
經濟理論の危機　士方成美（經往）一　二七二

（哲　學）

*唯物史觀　プハーリン　白揚社
*唯物辯證法　プロ研譯　白揚社

*マルキシズム批判	藤井健治郎	玉川學園	
*マルキシズム方法論	アドラー著 福田次郎譯	改造社	
*マルクス主義と基督教	矢内原忠雄	一粒社	
*マルクス主義の解説及批判	シュパン著 十時彌譯	中興館	
*史的唯物論大系	全聯邦共産黨中央委員會編 入江武一譯	白揚社	
*「辯證法的唯物論」教程	廣島定吉 直井武夫譯	白揚社	
*史的唯物論	木村賢吉譯	共生閣	
*唯物辯證法に就て	アドラツキー著 小島京一譯	木星社	
*マルキシズムの哲學的批判	川合貞一	青年教育普及會	
*唯物論史	ランゲ原著 川合貞一譯補	丸善	
*唯物史觀	カウツキー著 佐多忠隆譯	日本評論社	
*史的一元論	プレハーノフ著 川内唯彦譯	鐵塔書院	
*史的唯物論	大森義太郎	共立社	
*マルクス主義と法理學	バシュカーニス著 佐藤榮譯	共生社	
*「ヘーゲル辯證法」批判	プロ科研究所 ソヴェート 同盟研究會譯	同研究會	
*我等の對立	プレハーノフ著 竹尾弌譯	改造社	
*チエルヌイシエフスキイ	プレハーノフ著 藏原惟人譯	叢文閣	
*わが批判者の批判	プレハーノフ著 外村史郎譯	叢文閣	
*プロレタリヤ的社會主義	ゾムバルト著 田邊忠男譯	日本評論社	
*辯證法的唯物論	ツイミヤンスキー著 廣島定吉 直井武夫譯	改造社	
*マルクス主義哲學の方法論	ルードルフ・ハウス著 田元培譯	政經書院	
*「マルクス主義政治」教程	デューマン著 橋本弘毅譯	白揚社	
*エンゲルスとデューリング	ラスキーヌ著 片野有一譯	耕進社	
*唯物史觀	大森義太郎	改造社	
マルクス・レーニン主義戰爭論	深谷進（プロ科）	月卷號 一四一	
マルクスの「研究の仕方」の一斷片	別府峻助（社徒）	一六一	
種の問題	小泉丹（思想）	一二六	
「哲學的科學」としての辯證法について	山本三郎（プロ研）	二四	
辯證法の存在論的歪曲	永田廣志（プロ研）	二四	
唯物史觀の新なる批判者	伊豆公夫（批判）	二三	
社會發展の合則性に就いて	ゲー・ガブリエリヤン（マル旗）	三二〇ノ一	
マルクスに於ける精神科學的方法	石川興二（經論）	三三四	

唯物論の旗のもとに　大森義太郎（中公）四四　四
文化社會學とマルクス主義社會學　清水幾太郎（理想）五六
辯證法の基本的諸特徴と體系とに就いて　奥田忠雄（三學）六　二六
後退する辯證法　本多謙三（中公）六　四七
ブルジョアの史觀と唯物史觀　D・S・ミルスキー（批判）六　三
自然科學と社會科學に於ける辯證法形態の差異について　木村定譯　高坂眞一（社會）六　一一
マルクス主義批判　（財政）六　一九
マルクスの哲學的進化の問題に寄せて　アー・マカロフ（マル旗）七　二一―二
メンシェヴィーキ化しつゝある觀念論及び機械論に照らしてみたフオイエルバツハ　ペー・ヴイシンスキー（マル旗）七　二一―二
ダーウインの學說と階級闘爭　V・ブランドゲンドレル（マル旗）七　二一―二
マルクス・エンゲルス・レーニンのダーウインに關する所說　P・ワレスカルン　P・ボンダレンコ（マル旗）七　二一―二
ヘーゲル・フオイエルバツハ・レーニン・マルクス　B・トキン　パウル・ブラウン（ヘーゲル）七　二六
藝術的把握に於ける唯物辯證法について　三枝博音（ヘーゲル）七　二六
マルクス主義理論より見たるゲーテ　パウル・ライマン（思想）七　二三
マックス・アドラーと唯物史觀　伊奈信男譯　河野吉男（商業）七　一三
貨幣の資本化の辯證法　三枝博音（ヘーゲル）八　三七
我々の理論的攻勢とその武器　マイエル・ノツケ（ヘーゲル）八―一　三七―
辯證法　一二　マルクスに於ける人間　坂本德次郎（社會）七・八　五二
三木哲學のファッショ的形態　梯明秀（批判）九　三九
貨幣の資本化に於ける辯證法　三枝博音（ヘーゲル）九―一　三八―
プロレタリア哲學の擴大と唯物論者の組織の問題　太田信次郎（ヘーゲル）九　六八
思想善導の哲學　大森義太郎（改造）九　一四九
拙著批評に答ふ　三木清（思想）九　一三四
マルキシズムの基礎哲學　土田杏村（工世）九　一三一
プロレタリアートと國際主義　里村健（プロ科）一〇　四二
唯物史觀と社會思想　小泉信三（三評）一〇　四三
マルクス主義と民族性の問題　向坂逸郎（中公）一〇　四七二
哲學に於ける感情の問題　永井清（社會）一〇　一四
新唯物論の立場　三枝博音（ヘーゲル）一一　一一
社會に於ける自然科學の役割　戸坂潤（唯物）一一　一一
辯證法と分析　岸本邦造（唯物）一一　一一
運動の理論としての辯證法の特色付けについて　君島愼一（唯物）一一　一一
唯物史觀の防衛のために　大森義太郎（中公）一二　四七三
アジア的生產方法の根本問題　山名正孝（東亞）一二　五二
唯物史觀における生產力の概念について　小高良雄（唯物）一三　一二

技術の發展に關するマルクス　ルビンシタイン（マル旗）二
辯證法の卑俗化について　ステツキ（マル旗）二
歴史・唯物論・辯證法　船山信一（思想）三

一八　メーデー

*五月一日國際勞働デーの意義と歴史　内田佐久郎　全勞同盟號　月卷
日本に於けるメーデーの歴史　上田善助（プロ科）四四　六　三
國際的闘爭の日・メーデーの歴史　丘太郎（プロ科）四四　六　三
一九三二年のメーデーを迎ふ　（新教）四三　四　一七
ぜひ知らねばならぬメーデーの話　（われ科）四　七
モスクヴのメーデー　（大衆）四・五　七
メーデーの頁
戰爭さ中のメーデー　（プロ科）五四　五
第四十三回メーデーを迎ふ　高山洋吉（女藝）五五　五
英國メーデーの記　岡本かの子（女藝）五五　五
一九三一年・アメリカ西部のメーデー　木村毅（女藝）五五　九
國際共産黨のメーデーの檄　（インタ）六六　九
一九三二年世界メーデーの決算　（インタ）六六　八
一九三二年のメーデー　（産勞）六　三
メーデー參加記　（女藝）六五　六

一九　無産政黨

*無産黨十字街　田所輝明　先進社
*我黨は如何に闘ふべきか　全國勞農大衆黨　同　月卷號
共同戰線黨の一歩前進　北村大助（勞農）一六一
全國勞農大衆黨大會傍聽記　大森義太郎（勞農）一六一
無氣力なる無産政黨　春木昌夫（批判）一三一
轉向點に立つ全國勞農大衆黨　（社運）一四年一
共同戰線黨の「檢討」への補遺　山川均（勞農）二六二
大衆黨當面の諸問題　鈴木茂三郎（勞農）二六二
社民の合同提唱に應ずべきか　矢作秋平（勞農）二六二
國家主義の旗幟を高揚した社會民衆黨第六回大會記　山村東一（社運）二四年二
來るべき總選擧に對する對策　麻布久（改造）二二
勞働者農民運動情報　（産勞）三三
クラブ問題の解決と黨全勞及排同の任務　古谷茂松（勞農）三六三
出直した無産黨の動向　近藤榮藏（日社）三
社會民衆黨大會傍聽記　大村時雄（日社）三
日本主義運動の進出に混亂の無産陣營　大江光太郎（社運）三四年三
擴大して行く勞大黨の動搖　（産勞）四　三四
勞大黨の中央執行委員會　（産勞）四　三五
第三次普選と無産政黨　赤松克麿（社政）四　一三九
總選擧と無産政黨の將來　三輪壽壯（社政）四　一三九

轉換期の無産政黨と選擧闘爭　吉岡繁喜（社政）四　一三九
大衆・社民合同の新機運　河野密（社政）四　三四
合法無産政黨の清算期　長谷川如是閑（中公）四　四七四
敗戰の無産黨　山川均（改造）四　四
政治の影を追ふた總選擧　麻生久（改造）四　四
社會民衆黨分裂後に於ける兩派の勢力　（産勞）五　三七
社民大衆兩黨の合從連衡　（批判）五　三五
無産陣營分裂抗爭の現狀　（社運）五四年　五
無産政黨の行くべき道　片山哲（工世）五　一三六
十字路に立つ無産政黨　山川均（改造）六　六
社民黨分裂の話　（經知）五　七六
左翼分子は新合同黨を去るべきか　古谷茂松（前進）七
社會大衆黨出現の現段階的意義　（批判）八　三八
新合同黨の綱領・政策・規約について　佐藤二郎（前進）八
合同黨内で左翼分子はいかに闘ふべきか　河井又作（前進）八
社會大衆黨に望む　（勞經）八
大會大衆黨の政策解説　（勞經）八
社會大衆黨の行くべき途　安部磯雄（社政）九　一四四
社會大衆黨の成立　麻布久（社政）九　一四四
大衆・社民兩黨の合同と其將來　片山哲（社政）九　一四四
社會大衆黨と勞働組合會議　佐々弘雄（社政）九　一四四
〈非常時議會〉と無産政黨　（批判）一〇　三一〇
大衆政黨と組合　吉村保雄（前進）一〇
我が無産階級運動の再檢討　河野密（社政）一一　一四六
新聞記事を通じてみた一九三二年日本無産運動の回顧　三谷七郎（批判）一三　三三

二十　無政府主義

*インターナショナルは何處へ行く　バクーニン著　社會理想研究會譯編　近代評論社
*無政府主義讀本　無政府主義協會
*社會美學としての無政府主義　石川三四郎　共學社
*アナーキー運動の具體化解放を目指して　黎民社
*日本無政府主義運動批判參考資料　大川五郎　日勞自由聯合
*サンヂカリズム論　エンリコ・マラテスタ　渓文社
*無政府主義文獻出版年報　神谷鴨編　渓文社　月號　卷　號
創刊の辭　（アナ研）二　一
社會と權力　冬川哲夫（アナ研）二　一
强權主義計劃經濟の誤謬　鈴木四郎（アナ研）二　一
ヨーロッパに於けるアナキズム運動　（アナ研）二　一
良書紹介　（アナ研）二　一
無政府主義とは何か　（自覺）二　二
エンマ・ゴールドマンの「私の自傳」　（アナ文）六　一
「地區ニュース」を造れ　（黑旗）三　一二
資本主義と權力　（自覺）三　三

赤色ロシヤの正體（自覺）三
農民と都市勞働者の行くべき道（自覺）三
國家と戰爭（自覺）四
間違つた社會制度（自覺）四
自由コムミユンとは？（自覺）四
アナーキズム組織論　森辰之介（黑下）九　一
アナーキズム理論の再建設（黑下）九　一
勞働運動と無政府主義　マラテスタ（黑下）一〇　二
マラテスタを憶ふ（黑下）一〇　二
マラテスタ略傳　石川三四郎（黑下）一〇　二
*「勞働組合への一提言」に對する再提言　山田健介（黑下）一〇　二

二　日本勞働運動

勞働者の狀態及び勞働者運動史（上下）　小川信一　岩波書店

（勞働者狀態）

國內產業勞働界（世勞）一九一
昭和六年產業勞働界概觀　長谷孝之（社政）二　一三七
昭和六年の勞働者運動の情勢（上下）　中川賢一（社政）二一　一三七—一三八
日本勞働條件の國際的位置　四方田敏郎（批判）二　三二
國內勞働界情勢（社政）三　一三八
水上勞働者の生活狀態　中村遙（社事研）三　二〇　三
生計費調査について（產勞）五　三七
最近の勞働事情、裏の裏　野田律太（工世）五　一三六
製糸業に於ける勞働者狀態の惡化（產勞）六　三八
工場調査（東京ガス・大森工場）（產勞）六　三八
交通動員計劃と交通勞働者（產勞）七　四〇
勤勞青年の狀態（產勞）八　四二
最近に於ける鑛山產業の情勢（產勞）八　四二
岐阜地方に於ける纖維產業の狀態（產勞）八　四三
工場調査（富士ガス紡・鐘紡東京）（產勞）八　四三
北洋漁業出稼漁業勞働者の狀態（產勞）八　四三
勤勞者大衆のキガ狀態（プロ科）九　四一〇
工場調査（岡本自動車・目淸紡績）（產勞）九　四三
タコ人夫の勞働事情（社政）九　一四四
工場勞働者に關する調査（工業）九　七四
日傭勞働者に關する調査（工業）九　七四
朝鮮人勞働者に關する調査（工業）九　七四
最近の紡績產業狀態（產勞）二　四五
日本に於ける林業勞働者について（產勞）二　四五
徒弟並に徒弟的勞働者の解放　縣莊吉（プロ科）三　四三

（勞働組合）

*日本勞働組合評議會史（一—二）磯村秀治　京都共生閣
*日本の勞働組合　渡邊道太郎　勞働事情調査出版部

*日本勞働組合發達史(前)	松岡　稔	京都共生閣		
*日本勞働總同盟の活動	松岡駒吉	日本勞働總同盟	月卷號	
全協の沿革と現勢			(工世)	一三一
勞働組合情勢			(工業)	一　六六
全協・日本纖維勞働組合の行動綱領			(産勞)	二　三二
一九三一年に於ける改良主義的勞働組合の統一運動			(産勞)	三　三三
全協・日本化學勞働組合の行動綱領			(産勞)	三　三三
東京交通勞働組合と産業別勞働組合			(勞農)	三　六三
勞働組合情報			(産勞)	四　三四
金屬産業勞働者の組織狀態			(産勞)	五　三六
合理化されたる工場組織と其の勞働條件			(社政)	六　一四一
化學産業勞働者の組織狀態			(産勞)	六　三八
交通運輸産業勞働者の組織狀態			(産勞)	六　三八
落潮期の勞働組合運動	荒畑寒村		(改造)	六　一四六
國鐵現業委員會の構成とその活動			(産勞)	七　四〇
東京ガス工組合の分裂と決戰への準備	河合		(前進)	八
再建された全國勞働の諸問題			(前進)	八
日本海員組合			(産勞)	八　四二
鑛山産業勞働者の組織狀態			(産勞)	九　四三
廣島地方諸組合			(産勞)	九　四三
組合會議結成大會を傍聽して			(前進)	一〇
全國勞働大會の意義			(産勞)	二　四五
日本勞働組合會議の檢討	田邊三郎	(國社)		二
勞働組合情報			(社運)	一　四一
浦賀船渠工愛會十年史	三浦鐵吉	(社運)		三　四三
(勞働爭議)				
全國爭議情報	社會局勞働部	(工業)		一　六六
勞働爭議調査	村山重忠	(社政)		二　一三七
昭和六年に於ける勞働爭議の概觀		(社運)		二　四二
勞働爭議は斯く解決さるべきである		(産勞)		三　三三
一九三一年下半期に於ける全國協議會の經濟鬪爭の概要		(産勞)		三　三三
勞働爭議情報		(産勞)		三　三三
一九三一年下半期の勞働爭議統計		(世勞)		三　九三
昭和六年中の本邦勞働爭議		(産勞)		三　三三
勞働者問題の最近の傾向と爭議の模樣	橋本能保利	(工世)		三　一三四
都市交通勞働者の鬪爭		(産勞)		四　三五
最近に於ける紡績爭議の續發		(産勞)		六　三八
東京市電の攻擊迫る		(産勞)		六　三九
勞働爭議一覽表		(産勞)		七　四〇
勞働爭議は未然に防ぎたい	金正米吉	(工世)		八　一三九
關東紡ストライキ		(産勞)		九　四三
大阪築港沖仲仕爭議		(産勞)		九　四三
關東紡平塚工場勞働爭議	內藤義弘	(社政)		九　一四四
關東紡績爭議に關與して	井上義孝	(社運)		一〇　四一〇

關東紡績會社勞働爭議に就て　井上義孝（工世）一〇　一三二
市電爭議は何故起らねばならなかつたか？　（産勞）二　四五
東京市電爭議詳報　（産勞）二　四五
工場閉鎖に對して我々は如何に闘つたか　遊佐幸（プロ科）二　四三
最近に於ける勞働爭議の傾向　（東經）二　一五二
市電のストライキと强制調停　齊木文雄（プロ科）三　四三
市電爭議と强制調停　末弘嚴太郎（改造）三　一四三

（農民運動）（小作問題參照）

*現代農民運動の展望　木村靖二　白揚社
*農村社會運動の動向　協調會　同會
一九三一年に於ける農民闘爭　（産勞）一　三〇
勞働者農民運動情報　（産勞）一　三〇
農業勞働者の組織に關する決定　（産勞）一　三〇
革命的反對派としての全農全國會議の躍進　北山源次（プロ科）一　四一
農村委員會の組織と職能　稲村順三（勞農）一　六一
農村に於ける青年の指導について　竹内正一（新教）一・二　三一
無産者運動に於ける農民の役割（一―二）　今里勝雄（日社）二　二二
三・一五に至る日本の農民運動　野田耕一（プロ科）三　四五
全農大會における左翼の任務　稲村順三（勞農）三　六三
最近に於ける我國の農民運動の概觀　成田一郎（法時）三　四三
全國農民組合第五回全國大會　（産勞）四　三五
全國農民組合第五回大會へのメッセーヂ　（プロ科）四　四六
協同抗議聲明書　（プロ科）四　四六
全國大會を觀る　（批判）四　三四
農民の代表として　杉山元治郎（改造）四　一四四
全農第五回大會について　（プロ科）五　四七
最近における勤勞農民の組織狀態　（産勞）五　三七
日本の農業・農民問題　田代耕三（日社）五　二五
恐慌下の農民問題　鑪田研一（黒下）六　一
全國農民組合の内訌と分裂狀況　山本巖（社政）六　一四一
地主小作人組合及び其の運動（一―二）　（斯民）六―七　二七―六―七
農民運動の二つの道　林進（批判）六　三六
右翼農民組合の分裂と新農民組合結成の經緯　下河部良佐（社政）七　一四二
全農當面の問題二三に就て　松村貞三（前進）七
最近に於ける農民闘爭　（産勞）九　四三
「米をよこせ！」の闘爭　（プロ科）九　四〇
農民請願運動の經過　長野朗（改造）一〇　一四〇
我國農民運動の俯瞰圖　鈴木茂三郎（改造）一一　一四二

二二　日本社會運動

*社會主義者となるまで　安部磯雄　改造社
*ブルジョア民主々義運動史　平野義太郎　岩波書店

			月	卷號
＊最近の我國社會運動	勞働時情調査所			
＊明治社會思想研究	下出準吉	淺野書店		
社會運動日誌	調査部編（社會）	往）	一	四一
西園寺公と巴里	木村毅（改造）		一	一四一
大正七年米騒動資料（富山縣）	細川嘉六（大原）		二	九一
自由黨暴動時代	林進（批判）		二	三二
幸德秋水とその遺著	高島米峰（經往）		三	七四
社會運動史訂正錄（一二）	田中惣五郎（歴科）		八—九	四—五
大正七年米騒動資料（和歌山）	細川嘉六（大原）		一〇	九二
自由民權論と社會主義	加田哲二（社會學）		一〇	三
秩父暴動	尾佐竹猛（經往）		一〇	七二
西園寺公の第宅	小泉策太郎（中公）		一〇	四七二
西園寺公の少時（上下）	小泉策太郎（中公）		一一—一二	三四七—三三
明治社會運動史正誤表	田中惣五郎（批判）		一二	三二
秋窓雨錄（幸德秋水の事ども）	島中雄三（錦旗）		三	一一
（日本共産黨）				
日本プロレタリアートは如何に選擧闘爭を闘つて來たか	高橋貞樹（プロ科）		二	四二
青年並びに婦人と帝國議會			二	四二
獄中から通信			二	四二
三・一五を中心とする我がプロレタリア運動の發展	水原浩（プロ科）		三	四五
××的青年反對派の話	若林信久（プロ科）		三	四四
獄内健康闘爭	山田清三郎（大衆）		四	一
公判傍聽記	池田壽夫（大衆）		四	一
青年の共産運動と全協の運動	久玆學（工世）		五	一三六
日本の勞働者農民諸君に告ぐ	片山潛（プロ科）		八	四九
第二次共産黨事件の論告	（經知）		八	八八
日本の情勢と××共産黨の任務	（インタ）		九	六一四
日本の情勢と××共産黨の任務に關するテーゼ	（インタ）		九	六一四
日本共産黨中央委員三田村四郎外二百名に對する求刑反對の聲明	（インタ）		九	六一四
日本帝國主義と日本××の性質	（インタ）		一〇	六一六
日本の階級裁判に對する國際プロレタリアートの決議	（インタ）		一一	六一七
赤色ギャング事件のデマをあばく	北村一郎（プロ科）		一一	四三
共産黨公判記	中野澄男（改造）		三	三
「シンパ」網と「全協」	鳥羽幹夫（改造）		三	三
第二次共産黨の判決	（經知）		三	八三
二三　農村問題（小作問題參照）				
＊農村問題の社會學的基礎	土田杏村	第一書房		
＊農村社會調査法	鈴木榮太郎	刀江書院		
＊農村庶民金融	石坂橘樹	泰文館		
＊産業組合及農會の教育的活動	協調會	協調會		

*農村郷土の社會學的研究　佐藤隆德　厚生閣
*農村非常對策　横尾惣三郎　千倉書房
*北海道東北地方の凶作概要（昭和六年）　協調會　協調會
*飢餓線上の農村　親泊康永　新興社
*農村自救論　權藤成卿　文藝春秋社
*農村本質論　橘孝三郎　建設社
*農民は起ちあがる　室伏高信　平凡社
*農村時事問題　東浦庄治　社會教育協會
*生にもがく農村　大阪毎日新聞經濟部編　一元社
*如何にして農村を救ふべきか　東京日日新聞經濟部編　創造社
*農村恐慌論　木村靖二　白揚社
*農村經濟の窮乏と對策　大谷政敬　立命館出版部
*農村再建論　木村靖二　白揚社
*農村實地調査の仕方　協調會　協調會
*農村救濟問題に就て　原鐵五郎　東京旭印刷株式會社出版部
*都市經濟と農村經濟　中澤辨次郎　淺野書店
*農村指導調査に際して　協調會　協調會
*現下の農村問題に就いて　山田道兄　明文堂
凶作地狀況（プロ科）一四一（月卷號）
農村振興問題の中心に觸れて　長島貞（農政）一二一
北海道、青森縣地方に於ける凶作に就て　青鹿四郎（帝國）一三一
現下の農村問題（農村物價格の下落及び農家の負債）に付て　小平權一（産業）一三五
農村資金の都市集中と還元　土屋大助（農經）一八一
當面の農村問題（一―三）　矢作榮藏（斯民）一二七―一三
恐慌下の飢饉　南亮三郎（プロ科）二四二
高田博士農民窮乏論の檢討　南亮三郎（商討）二六
農村問題の回顧　協調會農村課（社政）二一三七
青森縣の凶作に就て　松村勝治郎（社政）二一三七
飢餓地帶を歩く―東北農村慘狀報告書―　下村千秋（中公）二七二
最近農村問題としての小學校教員俸給未拂問題の檢討　野尻重雄（帝國）二三二
農家負債整理意見（一―二）　箭内名左衛門（帝國）二―三二―三
農家負債の發生原因認識と之が根本的整理の方策　山内琢郎（産業）二三六
農村の經濟的基本調査の實例（上中下）　岡田純夫（財政）二―六一九二―六
農村負擔調査の概要　農林省農務局農政課調査（斯民）二二七二
飢饉は何故起つたか？　菊地隆二（プロ科）三四四
農村不況調査（一―五）　帝國農會調査部（帝國）三―七三三―七
農村の女性飢饉　先崎或康（帝國）三三三
農村不況裡に於ける産業組合（座談會）　（産業）三三七
丁抹農家負債に就て　小松幸雄（經時）三四三

政友會內閣は農村を救ふか　向坂逸郎（中公）三四七三
輓近の農村社會的施設概要　高橋雅介（社政）三一三九
金再禁後の農村經濟（一―三）　（產勞）六―七　三八―四〇
農村調査（部落調査―農家調査）　（產勞）六　三八
米國農村衞生に就て（一―二）　南崎雄七（帝國）六―七　三―六―七
農村救濟の陳情を聽く（座談會）　（東經）六　一五〇四
農村苦惱の政治化　佐々弘雄（エコ）六　一〇一三
緊急を要する農業政策の諸問題　久保田明光（エコ）六　一〇一三
農村社會施設の要求　（社事）六　一六三
農村の危機と農業團體の無爲無策　古瀨傳藏（農政）六　二六
農村自制論　權藤成卿（改造）六　六
農村經濟と自己反省（一―二）　小野武夫（社政）七―八　一四二―一四三
農漁村青年の離村問題と其對策　加藤精二（社事）七　一六四
農村救濟對策私見大綱　岡田溫（帝國）七　三七
農村救濟に對する批評と註文　東浦庄治（帝國）七　三七
農村更生策としての小作立法　小泉芳男（社事研）七　二〇七
農家の負債整理　河田嗣郎（經時）七　四四
重大化せる農村の窮乏　今里勝雄（國社）七
農村モラトリアム　猪阪直一（農政）七　二七
農村救濟非常對策　横尾物三郎（財政）七　一九七
農村危機の根本對策　（財政）七　一九七
農村非常對策の正體　四方田敏郎（批判）七　三七
農村救濟の根本策　春木昌夫（批判）七　三七
統計上より見たる農村窮乏　有澤廣巳（中公）七　四七
現下農民の悲境　前川正一（中公）七　四七
權藤成卿氏の所論を評す　向坂逸郎（改造）七
現下農村の危機對策　河西太一郎（改造）七
議會の救農決議とその價値　（エコ）七　一〇一三
農民は何を要求して居るか　（エコ）七　一〇一三
オール農村救濟策解說　（經知）七　八七
官民擧て實施を急ぐ各種の農村救濟案　前田繁一（經往）七　七七
農村窮乏打解（諸家）　（經往）七　七七
農村の窮狀と其打解策　佐藤寛次（經往）七　七七
農村目前の問題と基本的問題　本位田祥男（經往）七　七七
農村救濟に就て　安部磯雄（廓清）七　三七
農村對策座談會　（斯民）七　二七
最近の農家負債整理に就て　勝間田清一（社政）八　一四三
北米合衆國農民離村の實證的研究　杉野忠夫（社政）八　一四三
農村自力更生問題の本質　古瀨傳藏（農政）八　二八
農村窮乏の原因とその更生對策　杉山元治郎（農政）八　二八
自力更生の眞意義と農村自力更生の核心をなす重要施設に就て　長島貞（帝國）八　三八

農村の窮乏とその打開運動　椿寺龍二（産業）八三三
我國現下の農村問題に就て　那須皓（工世）八一三九
農村の財政的救治　小山田小七（經時）八四五
農村の窮乏と救済策の行詰り　小池四郎（財政）八一九八
最近の農村金融問題　小平權一（中公）八四七八
凶作地帯レポート（一―二）（飢死か、闘爭か）　里村欣三（改造）九八―九八
農村調査―大阪府泉北郡東陶器村―（一六三年七月十日調査）　（産勞）九四三
農村救済案批判　原八郎（前進）九
農村の行詰りに關する一資料―秋田縣―　渡邊信一（經論）九二九
農村救済對策の懐古　菅野和太郎（經時）九四六
農村に於ける社會的施設　高橋雅介（社事）九一六六
農村に於ける保建施設の經營　龜山孝一（社事）九一六六
農村に於ける娯樂施設の要求　水谷德男（社事）九一六六
杉山氏に對する答辯　高橋是清（農政）九二九
不動産及損失補償法案に對する質疑　杉山元治郎（農政）九二九
農村救済問題に就て　澤村康（帝國）九三九
新興のみちを急ぐ人々（一―二）　奥むめを（婦運）九一〇一〇
農村の救済と平價切下げの問題　竹島富三郎（銀研）九三三
臨時議　は農村を救ふか　稲村隆一（中公）九四七九
農村對策としての自力更生運動　猪谷善一（經往）九七九
政府の行はんとする農村及び中小商工業救済策　前田繁一（經往）九七九
農村自力更生策としての教育改革　末弘嚴太郎（經往）九七一〇
農本主義のぎんみ　山口義雄（プロ科）一〇四二
失はれたる農村の樂園　南亮三郎（商討）一〇七
農村社會學　戸田武雄（經論）一〇二一〇
所謂農村問題の實態　氣賀勘重（三學）一〇一六一〇
青森縣の農村恐慌　田村浩（社政）一〇一四五
農村匡救臨時議會を顧みて　牧野忠篤（帝國）一一三一〇
農村問題私見　山内範造（帝國）一〇三三一〇
農村振興に關する二つの問題　荒川五郎（帝國）一〇三三一〇
農村再建論　中澤辨次郎（産業）一〇三四
農村の自治自救は可能なりや―權藤成卿氏の思想を批判す　林癸未夫（經往）一〇七二
農家負擔輕減と消費稅　近藤康男（法律）一〇四一〇
如何にして農村は救はれたか　椿寺龍二（法律）一〇四一〇
第六十三議會に於ける負債整理負債輕減に關する諸法案　（法律）一〇四一〇
農業者と營業者の租稅公課負擔較比調査　帝國農會調査部（法律）一〇四一〇
農村の公租公課負擔調査（昭和六年度）附農村の財政狀況　農林省農務局（法律）一〇四一〇
農村負債・負擔問題に關する最近の參考文獻　（法律）一〇四一〇
農村問題の新展開　河西太一郎（改造）一〇一〇
農村は誰れに救済されるや　權藤成卿（改造）一〇一〇

權藤成卿氏の農村自救論　（財政）一〇　一九一〇　平凡社
救農對策に於ける社會的後退性　久保田明光（社政）二　一四六　木星社
岩手縣二戸郡小鳥谷村小繋部落に於ける入會權問題　橋川渡（農經）三　八四　日本プロレタリア作家同盟出版部
北海道の水害並に凶作及び青森縣に於ける水害の狀況　松田茂（帝國）二　三二
吉野川沿岸に於ける藍作の衰滅が其の地方農村經濟に及ぼせる影響（上―下）　井口貞夫（帝國）二―三　二―三
農村に於ける榮養指導の重要性　南崎雄七（社事）二　一六八
農村救濟問題　秋山彌助（廓清）二　三二
救はれぬは農民勞働階級のみ　山川均（工世）二　一三三
農村問題の實想と匡救策　助川啓四郎（產業）一〇　三四
秋田縣に於ける歸村離村及出稼の狀況（一―二）　渡邊信一（經論）二　二二
豐作飢饉　山川菊榮（中公）二　四七三
新農村運動のイデオロギー　山川均（經往）二　七三
農本主義を如何に批判するか　篠原源三郎（プロ科）三　四三
日本農村に於ける中農の問題　市村達二（社會）三　一五
苦境に喘ぐ我が國の農村　前田繁一（國評）三　一

二四　プロレタリア藝術

＊映畫の辯證法　エイゼンシュテイン　佐々木能理男譯　往來社
＊平林初之輔遺稿集　メーリング　平凡社
＊レッシング傳說（一）　土方定一譯　木星社
＊創作方法に於ける唯物辯證法のための鬪爭　日本プロレタリア作家同盟編　日本プロレタリア作家同盟出版部
＊建設期のソヴェート文學　アウエルバッハ著　上田進一譯　叢文閣
＊ソヴェート演劇史　フリーチェ　黑田辰男譯　建設社
＊藝術社會學の諸問題　往來社
＊プロレタリアートの文化の問題　藏原惟人　鐵塔書院
＊プロレタリア前史時代の文學　秋田雨雀　山田清三郎　岩波書店
＊プロレタリア文化運動史　叢文閣
＊マルクス・レーニン主義藝術學研究一―二輯　中央公論社
＊藝術論　藏原惟人　日本プロレタリア作家同盟
＊藏原惟人論文集　川口浩（プロ文）一　二一
藝術運動に於ける組織問題のより高い發展のために　山田清三郎（プロ文）一―三　二―三
雜誌「戰旗」を中心とするプロレタリア文化運動の發展（一、二、三）　小川信一（プロ文）一　二一
組織に對する二三の問題　野崎雄三（プロ文）一―二　二―二
プロレタリアート文化の問題（二、三）

プロットの新方針と新組織の其後の展開　村山知義（プロット）一一一
プロレタリア演劇のための大衆組織について　勝本清一郎（プロット）一一一
國際的勞働者演劇の問題　ロゾフスキー（プロット）一一一
國際的聯係と國際的問題　マルガレーテ・ローデ（プロット）一一一
I・A・T・B・各國支部の活動（其の一）　永田龍夫（プロット）一一一
I・A・T・B・アメリカ支部の活動　柾不二夫（プロット）一一一
『風の街』批判　生江建次　秋本重雄（プロット）一一一
プロレタリア美術の新しい勝利　大平章（プロ美）一一一
レーニンと美術　島田登志（プロ美）一一一
美術戰線に於けるプロレタリア的攻擊のために　（プロ美）一一一
轉換期に於ける第四回プロ展　大月源二（プロ美）一一一
ソヴエート戯曲の新しき段階（一―二）　エス・ディナーモフ（プロット）一一一一一一
演劇に於ける辯證法的唯物論の問題　生江建次　秋本重雄（プロット）二一一
其後の組織上の諸問題　村山知義（プロット）二一一
××事變と演劇　生江建次（プロット）二一一
ブルジョアジーの「最後の言葉」とブルジョア×爭劇　小野宮吉　近藤鐵也（プロット）二一一

新城信一郎（プロット）二一一二
プロット常任中央執行委員會（プロット）二一一二
岩田次郎（プロット）二一一二
日本プロット常任中央執行委員會書記局（プロット）二一一二
三好十郎（プロット）二一一二

國際プロレタリア演劇運動の大勢及展望　（プロット）二一一二

小形式演劇の發展　杉本良吉（プロット）二一二
明治以後の婦人作家論　窪川鶴次郎（中公）二四七七
映畫・モンタージュと唯物辯證法　エイゼンシュテイン（思想）二二七
映畫藝術の大衆性と階級的歪曲　長谷川如是閑（思想）二二七
プロレタリア文學の一方向　德永直（中公）三四七三八
組織活動上の二三の問題　岡本唐貴（プロ美）四三
方向轉換の意義　大月源二（プロ美）四三
擡頭せるファッシズム並に美術フアッシズムに對する鬪爭　（プロ美）四三
ゲーテ遺聞　杉山榮（社徒）五六五
ゲーテ・ドイツ最大の詩人　カール・アウグスト・ウイット（女藝）六六五

アナーキズム文學の主要主題は何であるか　磯崎邦（アナ文）六創刊號
ファッシズム文學の本質　丹澤明（アナ文）六創刊號
文學の新しい方向　森山義人（アナ文）六創刊號
進め解放劇場　川船松二（アナ文）六創刊號
プロ大衆文學をどう解決するか！　村井哲（アナ文）六創刊號
聲明・勞農藝術聯盟　（文戰）七九
農民文學のために　伊藤永之助（文戰）七九
文戰の旗よ！　左様なら　金子洋文（文戰）七九
文化戰線の全線的統一へ！　鶴田知也（文戰）七九
雨の話　前田河廣一郎（文戰）七九
或る農夫の話　鶴田知也（文戰）七九
社會時評　檜六郎（文戰）七九
ラップの一九三二年の基本的課題　大平章（プロ美）七
戰爭反對の作品活動の急務　岡本唐貴（プロ美）七
アナキーズム文學は何かなすべきであるか　磯崎邦（アナ文）七
農民文學とアナキズム　鑓田研一（アナ文）七
解放劇　中村三郎（アナ文）七
アナキズム・インタナショナルの躍進的發展　森辰之介（アナ文）七
我々の文學運動のために！（一―二）　森辰之介（アナ文）七・九　七
村へ歸る　川奈弘二（アナ文）七
文學のために　林房雄（改造）七　一四七
ハイネ・詩人・革命家　林房雄（改造）八　一四八
音樂五ケ年計劃とソヴエートレコードの躍進　中根安（新ロ）九　一二
ソヴエート映畫輸入史　袋一平（新ロ）九　一一
ソヴエート聯邦の文學藝術諸團體の新容　（新ロ）九　一二
プロレタリア詩の正しき發展のために　丹澤明（アナ文）九
天引されたニュース　不木徹夫（アナ文）九
日本プロレタリア文化運動の將來　淡徳三郎（改造）九
最近ソヴエート文壇の情勢　昇曙夢（社徒）九　六九
グラフに就ての感想　山本一夫（社會）九　一三
ドイツの作家達　藤森成吉（改造）一〇　一〇
ソヴエート文學の十五年　米川正夫（新ロ）一一　一四
ソヴエート音樂の十五年　中根宏（新國）一一　一四
ソヴエート演劇の今日の諸問題　熊澤復之（新ロ）一一　一四
ゴリキーの夕に寄せたソヴエート大使のメッセージ　トロヤノフスキー（新ロ）一一　一四
藝術家としてのゴリキー　昇曙夢（新ロ）一一　一四
マキシム・ゴリキーの歩いて來た道　秋田雨雀（新ロ）一一　一四
ゴリキーとトルストイ（一―二）　アスチャル・ルナチャルキー（新ロ）一一―一三　一四　五
辯證法的唯物論の創作方法について　湯淺芳子譯　青野季吉（改造）三　一四三

談術批評のために　秋山章（社會）三一五

二五　プロレタリア教育

*ピオニール讀本　第二輯　村井徹夫（新教）一・二　三
議會と國民教育　長田完治（新教）一・二　三
「新興教育研究所」の新らしき任務及び組織方針について　新興教育研究所（新教）三　一
プロレタリアの三月を迎へる　淺野研眞（新教）三　二
巴里コンミュンの教育政策　野上莊吉（新教）三　二
プルジョアは何故學「制改革」をするか　（新教）三　二
ソヴエート工場學校參觀記　（新教）三　二
ソヴエート同盟の學校便り　（新教）三　二
プロレタリア兒童と三月　學齡兒童教育研究會（新教）三　二
教育サークルと新興教育同盟　川田由太郎（新教）三　二
教育勞働者の大量的首切りと勞働者農民　行方一郎（新教）三　二
プロレタリア少年運動發展のために　（新教）三　二
教員俸給並その他一切義務教育費の資本家國家全額負擔　原哲夫（新教）三　二
上海の全民衆に告ぐ　（新教）三　二
國際兒童週間について　田部久（新教）四　二
困窮のうちにある少年よ鬪爭へ　エーゲ（新教）四　二
缺食兒童問題　森田三郎（新教）四　二
朝鮮に於ける初等教育　岡本兆（新教）四　二
少年同盟總會の諸教育　エリツヒ（新教）四　二
勞農少年の第二回世界大會の諸成果　フリードル・フユールンベルグ（新教）四　二
新興教育同盟結成のため組織的諸問題　村井徹夫（新教）四　二
プロレタリア文化諸團體の××競爭に我々は如何に參加すべきか　（新教）四　二
暴壓を蹴つて日本プロレタリア文化聯盟を守れ　（新教）四　二
協同抗議聲明書　（新教）四　二
全國農民組合第五回大會へのメッセージ　（新教）四　二
第十二回國際少年週間のために國際少年の狀態と運動　（産勞）四　二
若き世代に對するボルシエヴイキー的教育　（インタ）一〇　六一六
ジエルシンスキ・コンムーナの子供たち　（新ロ）三　一五

二六　勞働衛生

工場勞働者の肺結核に關する研究（一―二）　助川浩（勞研）一―三　月卷號
工場勞働者の血液型に關する研究　平松眞兵衛（勞研）一　九一
郵便現業員の握力並に蛋白尿に就ての檢査報告　會田長宗（勞研）一　九一
安全管理と職長訓練　蒲生俊文（産福）一　七一
勞働者の生理及衛生（一―六）　ドクトル・エフ・ケルシユ著　大西清治譯（産福）二―七　二―七

纖維工場の溫濕度問題(三)	鈴木隆法(産福)	一七一	
工場致死災害(自昭和六年九月至昭和七年六月)	社會局監督課(産福)	一七一—一七一	
工場衞生月報(自第三十四回至第三十六回)	社會局監督課(産福)	一七七—一七七	
染料工場爆發に依る災害例に就て	近藤清嗣(産福)	二七二	
神戸高工工場災害防止展覽會の概況	兵庫縣(産福)	二七二	
工場の體育運動に就て	(産福)	二七二	
工場食改善の講演會並びに講習會の狀況に就て	原田寶(産福)	二七二	
作業場の照度の變化及びそれを支配する重要なる因子について	竹村慶治 江田周三(勞研)	三九二	
紡績工場に於ける腸內寄生蟲檢査成績に就て	川上六馬(勞研)	三九二	
第四回產業衞生協議會議事錄	(勞研)	三九二	
工場醫局の組織及機能に關する小委員會報告	南俊治(勞研)	三九二	
時間動作研究と安全努力	蒲生俊文(産福)	三七三	
勞働婦人の姙孕並生兒哺育に關する調査(上下)	古瀨安俊 中川義次(産福)	三—四 三七—四七	
護謨工場に於ける「ロール」機急停止裝置の實狀に就て	佐々木鉞三(産福)	三七三	
英國に於ける災害防止の近況	數江雄二(産福)	三七三	
英國に於ける建築工場の災害	高木源之助(産福)	三七三	
各國の綿紡織工場の溫濕度取締狀況	鈴木隆治(産福)	三七三	
第四回產業衞生協議會に對する社會局長官諮問に關する同會の答申	社會局(産福)	三七三	
工場生活の向上と音樂	蒲生俊文(産福)	四七四	
勞働の生理及衞生	エフ・ケルシュ著 大西清治譯(産福)	四七四	
工場勞働者の肺結核の豫防	高槻章(工世)	四三五	
綿織物工場內の空氣狀態の改善に關する研究	鈴木隆治(産福)	四七四	
第四回產業衞生協議會に對する社會局長官諮問「本邦に於ける產業勞働者に課すべき體操は如何なる醫學的要素を含ましむべきや」に對する答申	暉峻義等(勞研)	五七—九三	
製革工職業性毛嚢炎豫防に關する調査(上下)	星合甚之助(産福)	五—六五—六	
鎔接作業の安全パンフレット	色川三男(産福)	五七五	
昭和五年中に於ける地方工場福利施設概況	社會局監督課(産福)	五七五	
產業疲勞調査に關する一資料	小川忠藏(國民)	五三五	
安全運動と淸潔整頓(一—二)	蒲生俊文(産福)	六七—六七	
最近我國一般工場勞働事情(一—三)	楠原祖一郎(産福)	六八—六八	
勞農露國危險工業に於ける勞働者の健康診査規定	鯉沼茀吾(産福)	六七六	
英國砂糖工場に於ける福利命令	谷野節子(産福)	六七六	
英國內務省產業博物館	蒲生俊文(産福)	六七六	

「セルロース」溶液の製造並にその使用取扱　井口幸一（産福）六七六
工場安全化の實際的手段　社會局勞働部監督課（産福）七七
英國に於ける綿業工場内の衞生設備作業と疲勞に關する考案　齊藤龍雄（産福）七七
工場監督覺帖（一―五）　矢野兼三（産福）七一―七三
勞資協調の力―第五回全國安全週間に就て　赤松小寅（産福）八七八
北米合衆國に於ける社會政策並に災害豫防運動に關する概觀　岡田秀男（産福）八七八
管理に就ての二三の考案　蒲生俊文（産福）八七八
給食事業の目的と食堂方策　增田抱村（産福）八七八
妊婦に關する勞働生理學的研究　暉峻義等（勞研）九九四
休憩時間の長さと配置とに關する研究　桐原葆見（勞研）九九四
婦人勞働者の妊娠及出産の法的保護に就て　助川浩（勞研）九九四
災害除咒禁に關する一考察　蒲生俊文（産福）九七九
國際勞働組合運動の概況　石井通則（産福）九七九
伊太利のアセチレン取締規則　色川三男（産福）九七九
急速濾過機に就て　鯉沼茆吾（産福）九七九
英國に於ける染色整理工場に關する取締規則　鈴木隆治（産福）九七九
ベルトの安全金具に就て　武田晴爾（産福）九七九
背後に隱れた災害原因　蒲生俊文（産福）一〇七一〇
災害豫防に於ける光電管の應用　齊藤龍雄（産福）一〇七一〇
新作體育民踊　赤間雅彦（産福）一〇七一〇
米國鑛山に於ける救急法訓練に就て　河内靜樹（産福）一〇七一〇
英國に於ける活動寫眞「フイルム」に關する取締規則　井口幸一（産福）一〇七一〇
食物養價算出上の一疑義に就て　松島周藏（勞研）二九五
工場災害の生物學的研究　佐々木昌（勞研）二九五
安全の大觀　平松眞兵衞（勞研）二九五
災害の心理的原因について　蒲生俊文（産福）二七二
昭和六年工場重傷及死亡原因別責任別調査　鈴木久藏（産福）二七二
陸軍造兵廠東京工廠に於ける單一安全運動實施狀況　上野民治（産福）二七二
勞働者の體育に就て　山井明澄（産福）二七二
勞働管理職分と他の職分との相關々係　鯉沼茆吾（産福）二七二
工場及び鑛山醫局の組織並びに機能　蒲生俊文（産福）三七三
工場致死災害（昭和七年、七月、八月分）　社會局監督課（産福）三七三
工場衞生巡視着眼點私考　佐久間千代吉（産福）三七三
職工長の立場から見た安全　佐藤龜太郎（産福）三七三
英國建築作業危害豫防規則　武田晴爾（産福）三七三

全國産業安全大會（産福）三七三

二七　勞働組合

（各國の勞働組合運動はそれぞれの國の項目中に掲出す）

*勞働組合教程　チェーキン著　高橋實譯　第三書院
*フアツシズムに對する勞働組合の闘爭　ツエトキン・ニン著　東日出雄譯　中外書房　月卷　一　三五號
世界に於ける勞働組合　マイケル・シエラー（外國）
勞働者の自由的運動　高野岩三郎（工世）三三
勞資の平和と闘爭手段　高野岩三郎（工世）四三
勞働組合の目標（勞働）七四

二八　勞働立法

*勞働法　ポール・ビツク著　協調會譯　協調會
*勞働法原理　津田藏之亟　改造社
カピタン・キユーシユ著　星野辰雄譯　梓書房
石崎正一郎
*勞働法提要　矢野兼三（社政）一　月卷　一二號
工場法違反三題話（一―二）　水島密之亮（法曹）一一〇
英國に於ける勞働者災害補償の免責特約　平田隆夫（經時）一四一
業務災害と勞働者の過失
工場法施行規則改正の遠州織物工場の生産に及したる影響　靜岡縣（産福）一七一
獨逸に於ける勞働協約　長谷川公一（産福）一七一
最近公布の本邦社會及勞働關係法令　（世勞）一九一
業務災害と雇主及び第三者の過失　（經時）二四二
輓近世界勞働立法　（內研）二五一
瑞西聯邦週休法制定せらる　（世勞）二九二
諸國に於ける勞働時間の短縮　（世勞）二九二
雇傭關係の解約告知とドイツの判例　後藤清（內研）二五一
勞働契約の概說　細野三千雄（無法）二二
賃銀に關する勞働法規　浦田關太郎（無法）二二
時間・休日・年齢に關する勞働法規　中村高一（無法）二二
勞働災害と保護法規　細川網吉（無法）二二
勞働法規エピソード　近藤榮藏（無法）二二
勞働法規の適用範圍　（無法）二二
勞働法規違反の資本家に對する制裁　（無法）二二
勞働契約における危險負擔（一）　淺井清信（同叢）二三七
英國勞働者補償法の一般的特性　水島密之亮（法叢）三二七三
工業以外の最低年齢に關する條約案及勸告　（世勞）三九三
スペイン雇傭契約法の制定　（世勞）三九三
英米産業界に於ける吾勞働制の近況　谷野節子（産福）三七三

英國に於ける勞働者災害補償法の成立過程　水島密之亮（社政）四　一三九
勞働法を否認する見解に就て　後藤清（内研）五五二
後藤清（内研）五五二
輓近世界勞働立法　（世勞）五九五
世界經濟不況と勞働立法　北岡壽逸（産福）五七五
勞働者災害扶助法による事業主の負擔と其轉嫁　木村清司（社政）六　一四一
勞働者災害扶助法上の諸問題　平田隆夫（經時）八・一〇四　五・七
工場災害の概念（一―二）　菊地勇夫（法時）八四八
フランス勞働法制の特色　水島密之亮（社政）一〇・三　一四五・一四七
英法に於ける業務危險主義の發達（上下）　内山慶之進（法研）一〇二九一〇
勞働者災害補償制度を中心とする國際勞働立法の概觀　（世勞）一〇九一〇
英國の勞働時間の狀況　（世勞）三九三
勞働立法に現はれた婦人の勞働時間　（世勞）三九三
印度工場法の改正草案　淺井清信（同叢）三　三九
勞働希望者の賃金請求權　津田藏之丞（批判）三　三三
ドイツに於ける最近の勞働立法

二九　戰爭

*戰爭論　マレー葉　荒木武正譯　鐵塔書院
*戰爭論（下卷）　クラウゼヴィッチ著　馬込健之助譯　南北書院
*戰爭概論　クラウゼヴィッチ著　勞農書房
*戰爭論　土井三郎編
*戰爭史　荒畑寒村　淺野書店
田中康夫　岩波書店
戰爭ものがたり　小堀甚二（勞農）一月卷號　六一
次ぎの戰爭は？　池崎忠孝（工場）一三二
列國武裝の現勢　青木保（中公）一四七一
第六十議會戰爭と恐慌の新たなる發展を前にして　（プロ科）二四二
總選擧―戰爭とファッシズムの新たなる進展を前にして　（プロ科）二四三
戰爭に關する情報　（産勞）三三
戰爭の擴大と新たな危機　（プロ科）三四四
誰が此の戰爭の代償を拂ふか？　（大平）四三四
出征者遺家族に對するブルジョアジーの對策　（産勞）四　三五
資本主義諸國に於ける軍備の增大　（産勞）四　三四
大戰危機途上の經濟地理學　菊川忠雄（改造）四一四四
上海に於ける「停戰」以後の執拗なる戰爭準備　（産勞）五　三六
世界は世界戰爭の中に滑り込みつゝある　ペラ・クン（インタ）五　六七
干渉の危險と國防飛行化學協會　（インタ）五　六七
戰爭反對の鬪爭に於ける共産主義新聞（一―二）　（インタ）五―六　六―七
今日の戰爭（一―三）　（プロ科）五、六、八　六―八
最近に於ける軍隊組織の再編成　（産勞）六　三九

第一次世界戰爭は如何に準備されたか（一―二）（インタ）七―八　六二
戰爭の產業的準備と勞働者　（產勞）七　四〇
戰爭における兵士の生活狀態　（產勞）七　四四
戰爭の動因と統制　長谷川萬次郎（批判）七　三七
日蘇戰ふべきか？　大竹博吉（外交）七　六三一
蘇露聯合の戰爭準備　エリアス・トペンキン（外交）八　六三四
極東戰爭に於ける日本と列强　野澤保（東亞）八　五八
開戰權と米國議會　清澤洌（國知）九　三九
極東に於ける戰爭　カール・ラデック（東亞）九　五九
戰爭と革命の新たな週期を前にして　エル・マヂアール（インタ）一〇　六一六
戰爭の階級性と民族的昂奮　長谷川如是閑（改造）一〇
戰爭の幻影　平田晉策（經往）一〇　七一〇
戰爭必至論　青野季吉（經往）一〇　七二
日米開戰と英露の動向　水野廣德（經往）一〇　七二
戰爭と我國の經濟的地位　大山卯次郎（經往）一〇　七二
經濟斷交と消費統制　芝辻正晴（經往）一〇　七二
戰時經濟への展望　宮島信夫（經往）一〇　七二
戰爭と勤勞青年　（產勞）二　四五
極東に於ける露西亞軍勢を見よ　平田晉策（工世）二　三三
戰爭一ヶ年間の警察テロルの增大　（產勞）三　四六

三〇　社會保險

*社會保險の本質　末高信　丸善　月卷號
ソヴエート露西亞の社會保險制度に就いて　川越維弘（社事）一　一五一〇
老廢及び遺族保險とその國際的規制（上―下）　（世勞）一―二九　一―二
健康保險法解說　三輪壽壯（無法）一―二二　一―二
恩給と保險　末高信（早商）二　七四
獨逸第四次緊急令と社會保險の緊縮　（世勞）三　九三
廢疾、養老及び遺族保險　（世勞）六　九六
健康保險の醫業に及ぼしたる影響　古瀨安俊（法時）六　四六
ソヴエート聯邦老廢及遺族保險の改正　（世勞）七　九七
佛蘭西社會保險法の施行狀況　（世勞）七　九七
俸給者年金保險制の提唱　清水玄（エコ）九　一〇一八
英國國民健康保險法の改正健康保險の諸問題　石井通則（社事）三　一六九
ソヴエート同盟に於ける勞働者社會保險　デシイデル・ボカンヌイ（新ロ）三　一五

三一　社會事業（社會事業一般）

法律と社會事業（その五―六）　田邊哲　崖譯（社事研）　月卷號　一―二、五　三―一―二、五

一九三二年の社會事業への期待　印具昭夫（社事研）一二〇一
社會事業に於ける社會調査の取扱　磯村英一（社事）一二五一〇
私設社會事業助成法の制定に就て　井上作郎（社事）二二〇二
不況重壓下の社會的諸樣相　ゼーエン・アダムス（社事研）二二〇二
ニューヨーク市及ベルリン市に於ける社會事業費に就て（一―三）　笹川泰廣譯　山口正（社事研）二―五二〇　二―五二〇
社會調査と統計法（一―二）　早崎八洲（社事）二―三一五　二―三一五
個別調査の方法に就て　三澤泰太郎（社事）二一五二
社會事業合理化の意義とその展開　草葉隆圓（社事）二一五二
社會事業經營の合理化　賀來才二郎（社事）三一五三
社會事業統制の急務に就て　植田正雄（社事研）四二〇四
警察と社會事業　松井茂（社事）五一六二
各種別社會事業の連絡　內片孫一（社事）五一六二
社會事業團體法に就て　長谷川良信（社事）五一六二
原胤昭翁に聽く座談會　（社事）五一六二
社會事件の取扱方法（一―五）　小澤一（社事）五―一〇一六　二―七
社會事業の週間運動に就いて　印島昭夫（社事研）五二〇五
統制經濟と社會事業　藤田進一郎（社事研）八二〇八
非常時救濟に對する社會事業家の荒眼點　田中孝太郎（社事研）九二〇九
社會事業共同目標の高揚と其れへの行進　姬井勞堂（社事）九一六六
米國社會事業概觀　小島榮次（三學）九二六九
科學と社會事業　小島榮次（三學）一〇二六一〇
社會事業の趨勢　大林宗嗣（社事研）一〇二〇一〇
私設社會事業の助成に就て　諸家（社事研）一〇二〇一〇
國際社會事業大會に出席して　松井茂（社事）三一六九

（救護事業）

救護法の實施に當つて　諸家（社事研）一一〇一
浮浪者救護の法的考察　土井梧郎（社事研）一一〇一
救護法と救療事業　田結宗誠（社事研）一一〇一
ルンペンよ何處へ行く　杉山元治郎（社事研）一一〇一
浮浪者の研究（理論の部）　大林宗嗣（社事研）一一〇一
多難なるルンペンの行路　荒尾敦次郎（社事研）一一〇一
救護法實施に際して關係者諸氏に望む　丹羽七郎（社事）一一五一〇
救護法實施と方面委員の責務　林市藏（社事）一一五一〇
救護法の實施と既設救護團體の進路　小澤一（社事）一一五一〇
大都市に於ける救護法運用の難點　磯村英一（社事）一一五一〇
救護法實施に際して本邦救濟制度の過去を憶ふ　窪田靜太郎（社事）一一五一〇
救護法實施に際し恤救法案・救貧稅法提案の當時を偲ぶ　大竹貫一（社事）一一五一〇
救護法實施を迎へての苦心　（社事）一一五一〇

救護法實施促進運動の回顧（社事）一一五一〇　川井章知（社事）一一五一〇
ルンペン雜錄　草間八十雄（改造）一一四一一
大東京の殘飯物語　松本學（斯民）一一二一一
救護法の實施を迎へて　中村孝太郎（社事研）二一〇二一
救護法と醇風美俗　河野通雄（社事研）二一六一〇　二一六一〇
家出の研究（一―五）　村松義郎（社事）二一五二一
社會調査機關としての方面委員の任務　植田正雄（社事研）三一〇三一
大阪に於ける經濟保護事業に就て　中村孝太郎（社事研）五一〇五一
救護法と家族制度　高木武三郎（社事研）五一〇五一
浮浪者救濟對策として農園の提唱　金田日出男（社事研）五一〇五一
ルンペン調査より得たる種々相　土富六好（社事研）五一〇五一
養老年金に就て　植田正雄（社事研）五一〇　五一〇
奴隷制度の意義とその類似的諸現象に就て（一―六）　中村孝太郎（社事）五一六三一
救護法に因る被救護者以外の要護者に對する救護方法　臼井清造（社事）六一六三一
梅雨期に於けるルンペンの救濟策　（社事）六一六三一
救護法施行上の障害　人見善三郎（社事）三一五三一
伏見十六會成立の由來と當時の社會情勢　工藤英一（社政）六一四一一
「流し」と「方角」の生活に就いて　佐野不二男（社事）七一六四一
昭和六年度に於けるルンペンの就業狀態を中心として　田阪遼次（社事研）八一〇八一
救護事業に就て　四方田新次（社事研）八一〇八一
日用品配給組織の概念　ジエーン・アダムス（社事研）八一三一〇
日傭勞働者の諸問題　北村令二譯　八一三一〇
ハル・ハウス生活の二十年（一―四）　安立信逸（社事）八一六五一
過去半歲救護法實施の實狀に鑑みて救護施設論（一）　原泰一（社事）九一六六一
いたましき親子心中の實相　四方田新次（社事）一〇一〇一
近代日傭勞働者問題　河村舜應（社事）一一六八一
ケース・ワークとしての救護法要救護者の取扱　武田慧宏（保時）一〇一六一〇
罹災救助基金法改正の經過及結果　阪本吉三郎（社事研）一一一〇一一
罹災救助基金法の一部改正に就て　杉田三郎（社事研）一一一〇一一
改正罹災救助基金法の解說　灘尾弘吉（社事）一一六八一
罹災救助基金法改正の要旨　植田正雄（社事研）一一一〇一一
現存世界に於ける奴隷制度の分布狀態に就て（一）　三谷此治（社事）一一六九一
歲末救濟資金と共同募金　細井淨敞（社事）一一六九一
歲末救濟の物資配給に就て　木村忠二郎（社事）一一六九一
京都府下に於ける歲末救濟の實施概況　足立文雄（社事）一一六九一
山口縣に於ける歲末救濟實施の狀況

年の瀬に立つドン底生活者　村島歸之（社事）三一六九
歳末と方面委員の活動　加來才二郎（社事）三一六九
降雪地に於ける冬期救濟施設に就て　草葉隆圓（社事）三一六九
歳末に於ける社會事業　朝原梅一（社事）三一六九

（軍事救護）

軍人及其の遺家族救護の概況　杉田三郎（社事）三一五一三
出征職工の手當金支給問題　長谷孝之（社政）四一三九
入營者職業保障に關する制度と其の運用に就て（一―二）　林喜代一（社事研）五―七二〇　六―七
入營者職業保障法に就て　杉田三郎（社事）五一六二
軍事救護法の改正と其の運用　杉田三郎（社事研）九二〇九
獨逸國軍人遺族保護と少年軍人遺家族に對する奉仕週間實施に就て　鈴木賀一郎（保時）一〇一六一〇
　杉田三郎（社事）三一六九

（隣保事業）

セッツルメント理論家の觀念形態（一―二）　高橋清一郎（社事研）一―二二〇　一―二
セッツルメントの社會診斷的機能に就て　牧賢一（社事）二一五二
「セッツルメント理論家」の理解に就て　高橋清一郎（社事研）三一〇三
セッツルメントの運用に就いて　印具昭夫（社事研）三二〇三
セッツルメントを中心とした母親教育　内片孫一（社事）四一六一
セッツルメント理論批判（一―二）　高橋清一郎（社事研）五―六二〇　五―六
夏を控へてセッツルメントの準備　内片孫一（社事）六一六三
隣保事業に於けるヴォランチアの役割　内片孫一（社事）七一六四
公營セッツルメントの特徴と缺點　志賀志那人（社事）七一六四
細民教化の中心としてのセッツルメントと其形態　渡邊一高（社事）七一六四
婦人セッツルメントとは？　（婦運）八一〇八
セッツルメント運動　佐伯祐正（社事研）二一二〇二

（司法保護）

新に司法保護制度を施設せんとするには如何なる具體的内容を必要とするか　江濟默童（保時）一一六一
思想犯釋放後の保護について　寺西敎專（保時）一一六一
司法保護事業と新制度　谷田三郎（保時）二一六二
海外に於ける盲人保護事業（一―二）　秋葉馬治（社事）二―三一五　一一―一二
海外に於ける聾保事業　馬淵曜（社事）二一五二
社會事業機關と犯罪豫防　ハリー・M・シュールマン（保時）三一六三
保護司について　富井隆信（保時）三一六二
救護法と司法保護事業　香川又二郎（保時）四一六四
再び思想犯釋放者の保護について　寺西敎專（保時）四一六四

組織的犯罪の現在及將來（上下）　ウイリアム・バレット・チェム・ベーレン（保時）　四—五　一六　四—五
司法補償制度について　泉二新熊（保時）　四　一六
我等の要求する司法保護制度　武田慧宏（保時）　六　一六
老齢者保護と技術的觀察　蘆澤威夫（社事）　六　一六
司法保護事業の將來　泉二新熊（保時）　七　一六
フランスの殖民地行刑と保護事業（上下）　藤岡正隆（保事）　七—八　一六　七—八
假釋放審査規定實施後の成績とその實際に觸れたる意見感想　谷内庄太郎（保時）　一　一六
臨時議會を通じてなせる刑餘者復格運動情報　（保時）　七　一六
防犯警察にあらはれた事實　（保時）　九　一六
司法保護法綱領私案に對する全國保護團體の意見　（保時）　三　一六
全國司法保護團體の總意になれる司法保護法綱領私案　（保時）　三　一六
昭和七年上半期森林犯罪處理狀況　（調査）　三　三

（失業保護）

失業救濟事業の實施に當り改善を要すべき諸點（一—二）　河村靜視（社事研）　二—三　二〇　二—三
知識階級失業者に對する施設　緒方庸雄（社事研）　二　二〇　二
職業紹介所の記錄（一—三）　川内知光（保時）　二—八　一六　二—八
大學專門學校卒業生の就職問題に關する二三の疑問（一—二）　安積得也（社事）　三—五　一五—一六　二—二
世相の反影としての少年職業戰線　遊佐敏彦（社事）　三　一五　二
職業選擇と個性　岡部彌太郎（社事）　三　一五　二
社會事業家と職業指導運動　永野常吉（社事）　三　一五　二
小學校に於ける職業指導と職業紹介機關との連絡　下川兵次郎（社事）　三　一五　三
精神低格兒と聯業指導　石井亮一（社事）　三　一五　三
有料職業紹介所廢止問題の進展　（世勞）　三　九　三
職業紹介所の機能を發揮するには　豊原又男（社事）　六　一六　三
授產事業の重要性と其の發展策　龜井孝子（社事）　六　一六　三
知識階級失業對策二論　安積得也（斯民）　六　二七　六
失業問題と割引政策　增田抱村（社事研）　四　二〇　四
失業問題の深刻化とケース・ウオークの使命　竹內愛二（社事研）　九　二〇　九
失業の家庭に及ぼす影響　三澤房太郎（社事）　九　一六　六
親の失業が學童に及ぼす精神的影響　山下俊郎（社事）　九　一六　六
有料職業紹介所廢止問題　大島三郎（ポリ）　一〇
失業救濟事業　關一（社政）　二　一四六
窃盜及自殺の原因としての失業　石原義次（社事研）　二　二〇　二
職業紹介機關の農村進出策　山口泉（社事）　二　一六　八
失業扶助或は授產事業に依る細民救濟　三上孝基（社事）　二　一六　八

勞働市場の統制（其一）—職業紹介制度の吟味— 遊佐敏彦（社事研）三 二〇 三
ドイツ勞働者の生活低下と最近の授職政策 蒔田耕三（社事研）三 二〇 三
家族に及ぼす失業の影響と失業家族の社會事業（上） メメルスドルフ（保時）三 一六 三

（醫療保護）

		月	卷	號
醫療問題への認識（一—五）	井上作郎（社事研）	七	二	三
		七	二	二
醫療社會化問題の既往と將來	植田正雄（社事研）	一	二〇	一
將來の救療事業	井上吉次郎（社事研）	一	二〇	二
救療事業を擴大せよ	植田正雄（社事研）	二	二〇	二
健康保險と醫業（上下）	小泉梧郎（社政）	三	一	四
		一三八		一三九
救療事業の超特急的取扱	葛野敎聞（社事研）	四	二〇	四
施療病院の或る瞥見	廣岡延夫（社事研）	四	二〇	四
社會事業と醫療保護事業	井上作郎（社事研）	五	二〇	五
井上作郎氏の「社會事業と醫療保護事業」を讀みて	田結宗誠（社事研）	六	二〇	六
醫業の合理化と醫療組合運動	紀本參次郎（社事）	六	一六	三
醫學上より見たる勞働保護立法	大西清治（法時）	六	四六	四
「何處へ行く」（當面の醫政問題）	內ケ崎騰次郎（法時）	六	四六	四
現代醫學主潮より觀たる醫業國營論	暉峻義等（法時）	六	四六	四
現代醫療制度の矛盾	安田德太郎（法時）	六	四六	四
不景氣時代の醫業	渡邊房吉（法時）	六	四六	六
醫療保護事業の前途	土井梧郎（社事研）	七	二〇	七
醫療制度の反社會性	高野八重子（社事研）	七	二〇	七
病院社會事業と其の効用	甲田良由（社事）	七	一六	四
機を得て醫療制度の檢討を試み醫業國營論に及ぶ	八野井實（社事研）	八	二〇	八
現下の緊急問題（給食と醫療）	紀本參次郎（社事研）	八	二〇	八
赤十字事業社會化の最近傾向	松井茂（社事研）	八	一六	五
無產者醫療問題に就て	諸家（社事研）	九	二〇	九
再び醫療問題に就て	土井梧郎（社事研）	九	二〇	九
醫療制度はどう「檢討」せられたか	高野八重子（社事研）	九	二〇	九
健康の鍛冶場　勞農サナトリアム	岡田敏子（婦運）	九	一〇	九
醫業國營の限界性	高野八重子（社事研）	一〇	二〇	一〇
檢眼診療の經驗に鑑みて社會一般に望む	石原忍（社事）	一〇	一六	七
主なる眼疾の疾候と其の手當並に豫防	菅沼定男（社事）	一〇	一六	七
失明防止運動の日標	須田卓爾（社事）	一〇	一六	七
醫療機關數調	（調査）	一〇	三一	〇
健康診斷調	（調査）	一〇	三一	〇
時局匡救對策としての救療事業概要	高野六郎（社事）	三	一六	九

不良少年の情緒（三―七）　樋口榮（社事研）　一―七　三〇
統計的に見た少年釋放者の再犯　小笠原天道（保時）　六　一六　六
職業少年不良化の主因及動機に就て　石原義治（社事研）　八　二〇　八
兒童犯罪の經路と療法についての一所感　西他石（社事）　八　一六　五
實科目を如何に感化教育に按排すべきや　諸家（社事）　八　一六　五
保護少年の親知覺に就て　松岡眞太郎（社事）　八　一六　五
保護少年と映畫　谷貞信（社事）　八　一六　五
職業少年不良化の主因及動機に就て　石原義治（社事研）　九　二〇　九
女子感化院に於ける教養と社會との連絡　青山テル（社事）　九　一六　六
獨逸の少年裁判所に就いて　德武義（社事研）　九　二〇　九
犯罪少年調査の態度　谷貞信（保時）　一〇　一六　一〇
少年犯罪の發生原因及び犯罪少年取扱の實際　安齋保（法研）　一三　二九　一三

（婦人保護）

農村疲弊と人身賣買問題（二―六）　松宮一也　橋本成之（廓清）　一―六　一三　一―六
國を愛する者は純清なれ　戸谷清一郎（廓清）　二　三　二
娼婦寄生者の取締に就て　油谷治郎七（廓清）　二　三　二
廢娼運動史資料　（廓清）　二　三　二
廢娼運動に就て　岩崎盈子（社事研）　二　二〇　二
訪問婦事業の使命と其の展望　保良せき（社事）　四　一六　一
大阪に於ける牛乳配給事業の成績に鑑みて　大谷繁次郎（社事）　四　一六　一
出産相扶組合の組織と經營　佐々木元三（社事）　四　一六　一
藝妓屋料理屋關係統計　（廓清）　五　三　五
藝妓年齢に關する統計　（廓清）　五　三　五
貸座敷に關する統計　（廓清）　五　三　五
廢娼後に於ける社會政策　戸田貞三（廓清）　七　三　七
廢娼運動史資料（明治初年の人身賣買禁令）　（廓清）　五　三　五
第七回全國廢娼同志大會　（廓清）　七　三　七
墮胎法改正に就いて　安部磯雄（廓清）　八　三　八
數字から見る廓の女　竹內謙二（改造）　八　八
婦人相談宿泊所に現はれたる世相と其對策　尾崎八栗（社事）　九　一六　六
長野縣廢娼運動史資料　（廓清）　九　三　九
性的純潔の理想　帆足理一郎（廓清）　二　三　二
廢業酌婦百人調査　羽柴末男（廓清）　二　三　二

（兒童保護）

徒弟制度崩壞期に於ける少年勞働に就て（下）　遊佐敏彥（社事研）　二　二〇　二
「商店法」制定問題に就て　印具昭夫（社事研）　二　二〇　二
黎明期にある虛弱兒童養護施設　佐藤正（社事）　二　一五　二
獨逸カイザリン・アウグスタ・ビクトリヤ・ハウスの兒童保護事業を見る　大久保利武（社事）　四　一六　一

寒心すべき農村乳幼児の保健狀態と其の對策　南崎雄七（社事）四一六
乳幼児の性癖發見と其矯正法　黑川直胤（社事）四一六
死亡原因より見たる乳幼児保健問題　野邊地慶三（社事）四一六
乳幼児保護の根本としての母性及姙産婦保護　廣瀨興（社事）四一六
小兒健康相談所の積極的使命と其活用　齋藤潔（社事）四一六
社會生活への第一歩を誤らしむる勿れ　關屋龍吉（社事）三一五一二
アメリカに於ける青少年勞働者の狀態　荻原興久（社事研）五二〇
農村乳幼兒を保護せよ　高野八重子（社事研）六二〇
農繁期託兒所開設指針　緋田工（社事）六一六
託兒所の諸問題　北井ますゑ（婦運）六二〇
少年職業指導の實情と將來　大塚正（社事研）七二〇
託兒所經營指針　朝原梅一（社事）七一六
夏期の託兒所に於ける衞生上の注意　田中幸一（社事）七一六
水上生活者の母性及兒童保護　寺阪藤楠（社事）七一六
伊國に於ける母性兒童保護事業　椎名龍德（社事）七一六
少年保護團體の實務　大內義生（保時）七一六
米國に於ける兒童勞働　甲斐紀男（山高調）七一四
心理學上より見たる保育兒童の取扱に就て　青木誠四郎（社事）一〇一六
託兒所に於ける傍系的事業　田中法善（社事）一〇一六
保育事業の協同組合的經營に就て　木立義道（社事）一〇一六
託兒所が陷り易い弊害と其對策　山口敏子（社事）一〇一六
保育事業雜想　諸家（社事）一〇一六
農村託兒所の體驗を語る　（社事）一〇一六
學童保護事業に關する一考察　松井照夫（社事研）二一〇二
兒童問題　富田象吉（社事研）二一〇二
方面カード登錄家庭の兒童とその教育　西井芳雄（社事研）二一〇二
學校給食の實施に就て　大西永次郎（社事）二一六八
乳幼兒に及ぼす母性の榮養とその改善　大森憲太（社事）二一六八
貧困兒童の給食に就て　椎名龍德（社事）二一六八
託兒所に於ける缺食兒童給食について　北井增枝（社事）二一六八
學校給食を如何に實施すべきか　諸家（社事）二一六八
兒童虐待防止法の制定と共に其の事業の興起を望む　原泰一（法時）三四三

（其の他）

觀念的融和運動の誤謬と其精算（一）　藤田宇一郎（社事研）三一〇三
朝鮮人保護のための社會事業を强化せよ　高橋清一郎（社事研）四一〇四

住宅問題は斯くして解決され得る　吉川末次郎（社事）四一六一
水上生活者の相互扶助に就て　中村遙（社事研）五二〇五
禁酒運動の効果　安部磯雄（廓清）五三五
移民部落（上―下）　藤田進一郎（社事研）三二〇三（調査）一〇―二三　一〇―二
禁酒法のゆくへ

（社會事業家）

愛と至誠の人―故松田三彌院長を憶ふ―　山室軍平（社事）二一五二
信念の力―故小林參三郎氏を憶ふ―　清瀧智龍（社事）二一五二
盲人福祉のために献げたる後半生―亡き夫山岡熊治のことども―　山岡淑子（社事）二一五二
ハンナ・リデル女史と我邦癩豫防事業　大久保利武（社事）三一五三
亡夫大森兵藏を憶ふ　大森安仁子（社事）四一六一
亡父矢野毅のことども　水谷愛子（社事）四一六一
石井十次先生を憶ふ　富田象吉（社事）五一六二
レゼー翁を憶ふ　岩下壯一（社事）五一六二
故マクドナルド女史を憶ふ（上下）　有馬四郎助（保時）六―七一六　六―七一六
先代小林富次郎氏を憶ふ　井上胤文（社事）七一六四
救癩事業に一生を捧げた亡夫　大塚かね（社事）七一六四
田中太郎氏の逝去を悼む　諸家（社事）八一六五
亡夫高田愼吾を語る　高田不二（社事）八一六五
マクドナルド女史を憶ふ　田川大吉郎（社事）九一六六
恩師ドクトル・ハートの追憶　生江孝之（社事）一〇一六七
ジエーン・アダムス　葛岡常治（社事）三一六九

三二　社會政策

*當面の社會政策　社會立法協會　同協會月卷號
社會政策の危機　山口正太郎（社事研）一三一
社會政策と人口問題　磯村英一（社事研）一二〇一
社會立法協會主催社會政策會議概念構成を通じて見たる社會政策の變遷（一―二）　大河内一男（經論）一二一（社政）一一四八
國際社會政策（一―二）　モルデン・ハウエル（研彙）一―二一九　河野吉男譯　一―二
社會政策の本質　大泉行雄（商經）一七一
社會政策概念論爭の諸段階　南亮三郎（商討）六七
計劃經濟と社會立法　山口正太郎（社事研）七二〇七
カルル・プリブラム社會政策の解釋　河野吉男（研彙）七二〇一
變革期の社會政策　石川興二（經論）八三五二
スウエーデンに於ける社會政策　岡田秀男（產福）一〇七一〇
社會政策の再吟味　片岡安（社政）二一四六
世界不況と社會政策　栗本勇之助（社政）二一四六
社會政策の新理論體系について　永井亨（社政）二一四六

社會政策の再吟味・その輪廓と方向の指示　田邊忠男（社政）二　一四六
『社會政策』の『社會政策』への對峙　新明正道（社政）二　一四六
ファッシズムと社會政策の新傾向　五來欣造（社政）二　一四六
社會政策概念の發展（上―下）　美濃口時次郎（社政）二―三　一四六―一四七
社會政策の限界の問題に就て　大河内一男（社政）三　一四六
社會政策の再吟味　大野木克彦（社政）二　一四六
實踐に於ける社會政策　山中篤太郎（社政）二　一四六
社會政策の動向　難波紋吉（社政）二　一四六
我國社會政策の將來　長谷孝之（社政）二　一四六
『統制』下に於ける社會政策　松澤兼人（社政）二　一四六
社會政策の理念と機能とに關する二・三の考察　三好豊太郎（社政）二　一四六
社會政策の再吟味　山口正（社政）二　一四六
社會政策と人の問題　森田良雄（社政）二　一四六
社會政策の困難　高橋正雄（社政）二　一四六
社會政策の謂ゆる『危機』　喜多野清一（社政）二　一四六
社會政策の危機と其原理　酒枝義旗（社政）二　一四六
岐路にたつ社會政策論　井藤半彌（社政）二　一四六
社會政策の一形態としての農村救濟　三澤英孝（社政）二　一四六
農村匡救策と社會政策の限界　住谷悅治（社政）二　一四六
社會立法の近代的傾向　山口正太郎（社事研）二　二〇　一〇

社會政策會議　（世勞）三　九三
日本的社會政策研究の提唱　河野吉男（研彙）三　二〇　五

三三　社會主義

*社會主義通史（新版）　ベーア著　西雅雄譯　白揚社
*社會運動史　シャドウエル　内館忠藏譯　立命館出版部
*唯物史觀世界史教程（一―二）　ポチャロフ・ヨアンシアニ　早川二郎譯　白揚社
*北米合衆國史（世界史一）　ポクロスキー　廣島定吉譯　白揚社
*初期ブルジョア革命史（同右二）　山田幸夫譯　白揚社
*國際勞働運動史（一―三）　産勞譯　希望閣
*國際勞働者運動史（三）　北島武平譯　中外書房
*世界プロレタリア年表　野々宮三夫　希望閣
邦文雜誌掲載社會主義文獻昭和五年度（二）（大原）二月卷號　九一
勞働者階級のための世界歴史　北村令二（社事研）

（空想的社會主義）

*ロバアト・オウエン著作史　五島茂　大阪商大經濟研究室
*太陽の都　カンパネラ　島谷俊三譯　玉川學園
十八世紀フランス社會主義　田邊壽利（社會學）五月卷號　一

ラスキンと經濟學と社會主義　深井英五（東經）九　一五一七
エドワード・カーペンターの文明批評と生活　長田壽隆（商論）一〇　六一
完全人への發足（ウイリアム・モリスの社會觀）　長田壽隆（商論）三　七一
カペエの共産主義體系　平井新（三學）三　二六三
ゴツドキンの政治思想　戸澤鐵彦（國雜）三　四六三

三四　支　那

（中國ソヴエート）

*中國ソヴエート革命の教訓　中國問題研究會　プロ科研究所
*中國共産黨概觀　榛原茂樹　東亞研究會月卷號（國評）三　一
支那赤色の首都瑞金　チヤン（インタ）八　六三
中國共産青年同盟と極東における戰爭　金山吉之助（東洋）四　四〇〇
中國ソヴエート運動管見　滿川龜太郎（東洋）二　二六二
中國共産黨の實體と其の立場　村田義雄（東亞）九　五九
支那赤軍の成立と發展　小西壽男（東亞）九　五九
支那紅軍及ソヴエート區域に關する數量的考察　岡野一朗（支那）七　二三七
最近支那の社會運動　宮脇賢之介（社政）三　一四七
支那共匪の一消息　鈴江言一（改造）八　一四八
支那ソヴエート運動の新形勢　鈴江言一（改造）一　一四一
支那今日の危機　土井章（外交）六　六二五
支那の現狀とソヴエート區域の問題　引田哲一郎（外交）九　六三五
ソヴエート支那の展望　田村皖郎（外交）一　六一一
國民黨と共産黨の爭覇戰　日森虎雄（支月）七九五・六・七
赤化發展の現勢と第四次討伐の意義　任卓宣（支月）七九五・六・七
支那の社會科學作家　倉田浪雄（婦運）八―一〇　一〇
中國ソヴエートの話（一―三）　田中忠夫（東亞）一〇　五一〇
太平洋天國革命の新研究　竹山孝雄（東亞）九　五九
支那西南政局の展望　ブー・ミーフ（東亞）七　五七
支那革命と非資本主義的發達の途　調査部（東亞）七　五七
國民黨と支那ソヴエート　田中忠夫（東亞）四　五四
支那對外經濟絶交の階級性　宮脇賢之介（東亞）四　五四
中國今日の匪患問題　（東亞）二　五二
中國ソヴエート共和國憲法草案　杉田重夫（プロ科）二　四二
中國ソヴエート革命の激浪　日本帝國主義の滿洲占領反對國共産黨滿洲省委員會の中心任務　（プロ科）二　四二
中國ソヴエート革命情報　中國問題研究會（プロ科）二　四二
中國ソヴエートの新たな發展と國際帝國主義　武田稔（プロ科）三　四四
中國ソヴエート革命情報　（プロ科）三　四四
中國ソヴエート革命情報　鳥羽二郎（プロ科）四　四六
中國ソヴエート革命情報　中國問題研究所（プロ科）六　四八

支那ソヴエートの話　武田稔（プロ科）一四一
支那に於ける共産主義運動　Y・X・Z生（財政）三一九三
支那に於ける革命的闘爭　フ（インタ）一六一
支那に於ける革命的危機と支那共産主義者の任務　（インタ）二六二
第一回中華ソヴエート大會情報　（インタ）二六二
現情勢に對する中國共産黨の主張　（インタ）三六四
第四次討伐と赤軍の全線的進出　（インタ）五六七
中國に於ける革命的危機の深化と中國共産黨の任務　ワン・ミン（インタ）七六二
國民黨と中國勞働者の闘爭　フアン・シー・ミン（インタ）七・八六二
中華ソヴエート共和國臨時中央政府の對日宣戰の通電　（インタ）九六二四
中國赤軍に對する國民黨の第五次討伐の準備　（インタ）九六二四
農業革命と民族革命戰爭の根據地　ワン江民（インタ）一〇六二六
「リットン」報告書に對し民族革命戰爭を以て應ぜよ！　中國共産黨中央委員會（インタ）一〇六二六
リットン報告書に反對す　中華ソヴエート共和國臨時中央政府（インタ）一〇六二六
中國に於ける革命的危機の發展　直夫（インタ）二六二七
太平洋會議の印象　高柳賢三（經往）一七一
ソヴエート中國の勞働者農民　（産勞）三四六
中國ソヴエート區域の現狀　（産勞）一〇四四
國民黨政府の裏切的活動と中國赤軍の全線的進出　（産勞）五三七
建設新支那　藤枝丈夫（中公）四四七四
支那に於ける二つの國家　野村進一郎（批判）四三四

三五　失業問題

（一般）

*失業補償論　森田良雄　（月刊章華社巻號）
失業者運動の任務・方法・形態　（インタ）一六一
失業青年の役割と意義　（インタ）一六一
失業保險の必要と可能性　末弘嚴太郎（改造）一一
失業手當制度について（上中下）　（社事研）一—三一〇　一—三
國際共産黨青年同盟と國際赤色勞働組合との青年失業者の闘爭のための要求綱領　（インタ）二六二
失業と失業反對闘爭（講座）　片沼正二（プロ科）三四四
生産技術の發展と失業者問題（一—二）　蒔田耕三（社事研）三—四一〇　三—四
産業合理化と失業との關係に就て　蒔田耕三（社事研）五二〇五
失業對策としての勞働時間短縮問題　（世勞）三九三
失業保險斷想　藤田進一郎（社事研）七二〇七
失業問題　遊佐敏彦（社事研）一〇二〇一〇
プラーグ會議以後の失業者運動　F・エムリツヒ（インタ）二六一七
一つの失業保險反對論　園乾治（社政）二一一四六

失業者の自力更生組織　トム・ジョーンス　パーリー　三上正毅譯（外國）二　二七三

（世界）

世界失業と失業者運動（一―二）　楠原祖一郎（產福）一―二七　一―二
歐米に於ける失業問題とその救濟對策（上下）　（產勞）一―二　三〇―三二
諸國に方ける失業者闘爭　（インタ）二　六二
歐米最近の失業狀況　（世勞）二　九二
世界最近の失業狀態（一―四）　（世勞）三―二九　三―二一
世界的問題としての失業　河野吉男（研彙）三　一九三
歐米諸國の失業對策　納武津抄譯（日讀）五　一三九
歐洲各國失業保險制度を觀て我國失業保險制度の制定に及ぶ　山口正（社事）九　一六六
現下の失業と勞働時間短縮問題　（世勞）二　九二
資本主義世界における失業者狀態　（產勞）三　四六

（日本）

一九三一年に於ける失業者運動の發展　（產勞）一　月卷號　三〇
失業及び資本家の失業對策　（產勞）一　三〇
東京府下失業者の失業事情調「失業者の實狀」に關する調査」　（法時）二　四二
大阪市の失業保險案　（法時）二　四二
大阪市に於ける失業者推定法　寺島四郎（社事）二　二五二
失業者闘爭情報（一―三）　（產勞）四―七　三四―四〇
東京地方に於ける失業者の組織　（產勞）五　三七
職業紹介所より觀たる東京市失業情景　杉原太之助（統集）五　六二
大阪市の失業保護施設について　藤堂（財政）五―六　一九　五―六
戰時合理化と失業　（產勞）七　四〇
失業經濟學と我國の失業　林要（工世）七　一三八
我國に於ける知識階級者の失業狀態　高宮五郎（社會學）九―一三　四
我國現下の失業と人口問題　上田貞次郎（社政）一　一四六
本邦に於ける失業救濟事業の概觀　宮井宏太郎（社事）二　三〇二
日本に於ける失業者の狀態　（產勞）三　四六
一九三二年に於ける失業者闘爭の發展　（產勞）三　四六

（アメリカ）

アメリカの失業と其の對策（上下）　土富好六（社事）三―四　月卷號　三―四
アメリカ失業軍の『飢餓行進』　杉田三喜男（改造）四　四
アメリカに於ける一失業研究　山中篤太郎（經究）五　六
ウイスコンシン州の强制失業保險法　（世勞）五　九五
米國の失業とその對策　（世勞）五　九五
米國に於ける失業防止策　土田久雄（社研）六　二〇六
米國の失業救濟對策　（世勞）七　九七

米國の失業者一千萬を超ゆ　森田良雄（社政）九　（世勞）八九　八四
米國最近の失業保險立法
米國ニューハンプシヤ州の失業對策　土田久雄（社事研）二三　（世勞）二九　二
米國最近の失業救濟政策
米國最近の失業者と緊急救濟策　土富六好（社事研）三三　三
ウイスカンシン失業保險法に就て　松井七郎（同叢）三　元

（ドイツ）

世界恐慌とドイツの失業問題（續）　蒔田耕三（社事研）一月卷三號　一
獨逸失業保險法の改正　（世勞）一九　二
プラーグ會議以後のドイツの失業者運動　（インタ）二六　一
ドイツの失業者運動　（インタ）三六　三
破產せるドイツの失業保險　塚本義隆（自由）八五　八
ドイツの失業原因に關する一資料　南謹二（經志）九六　二
獨逸の失業給付減額　（世勞）一〇九　一〇
獨逸に於ける失業者給職政策　（世勞）二九　二

（フランス）

フランスの失業者運動（抄譯）　（インタ）三六　月卷三號
佛蘭西の失業救濟政策　（世勞）八九　八

（イギリス）

*英國失業問題　葛岡常治　社會教育協會繁（社事研）一月卷一三一
英國の失業保險制度　本莊寺島四郎（社事研）一四一三〇　一四
イギリス失業保險の過去及び現在 (1)(2)(3)　（インタ）三六　三
イギリスの失業者運動（抄譯）　三九　三
英國の失業對策　（商工）三八　三
英國戰後の失業趨勢　（世勞）四九　四
昨年中の英國就業狀態の概觀　（世勞）五九　五
英國に於ける失業者の統計調査　（インタ）二六　一七
イギリスに於ける大衆的失業者と鬪爭　（社政時）三　一四七
英國失業狀勢の解剖

（ソヴエート其他）

失業者のない國　大竹博吉（改造）四　四
ソヴエート同盟における失業問題の解決　（產勞）三　四六
チエツコスロヴアキアに於ける失業者運動　（インタ）一六　一
チエツコスロヴアキアの失業者運動　（インタ）三六　三
ブルガリアの失業（抄譯）　（インタ）三六　三
ポーランドの失業者運動　（インタ）三六　三
瑞典に於ける失業救濟方法　E・G・ハス　三上正毅譯（外國）一〇　二七二

三六　宗教及び反宗教運動

*宗教の批判と理解　本庄可宗　大東出版社
*反宗教運動の批判　宇野圓空編　近代社
*「無神論」教程（一、二）　ルカチエフスキー著　日本戰鬪的無神論者同盟譯　白揚社
*アティズムの理論と實踐　山本賢太郎譯　曙書店
*教會の反動的役割　バビイ著　日本戰鬪的無神論者同盟譯　共生閣
*オックスフォード運動　エス・エル・オラード著　鈴木二郎譯　聖公會出版社
*無神論と反宗教運動　淺野研眞　大雄閣
*キリスト教の本質　フォイエルバッハ著　桑田悟郎譯　改造社
*全譯基督教の本質　フォイエルバッハ著　木暮浪夫譯　共生閣
*思想問題と宗教問題　菰田萬一郎　社會教育會
*明治宗教運動史　櫻井匡　森山書店
*社會變革過程と宗教　淺野研眞　大雄閣
*宗教及び信仰の起源　クノー葉　玉城肇　改造社
*哲學論爭の總決算と反宗教宣傳　ミーティン著　永田廣志譯　耕進社
*唯物史觀　宗教の起源と本質　ルカチエフスキー著　岩村伍一郎譯　考古書院
*反宗教鬪爭　沖田順三譯編　木星社（マル旗）三月卷號　二〇—一
反宗教宣傳の諸任務に就いて　茂木威一（社會學）三　一
ソヴエート・ロシアに於ける最近の無神論研究　山谷省吾（思想）一〇　三五
辯證法的神學　（マル旗）二　七
社會主義攻擊時代に於ける反宗教宣傳の任務（完）ヤロスラフスキー　島芳夫（思想）三　二七
辯證法と無神論　
マルキシズムと宗教の共同戰線　嘗圓吉（改造）三　三

三七　ソヴエート同盟

（一　般）

*ソヴエート同盟（第一卷）　レンメレ著　産業勞働調査所譯　叢文閣
*東洋とソヴエート・ロシア　滿鐵調査課編　大阪毎日新聞社
*赤露今日の展望　犯罪科學編輯部編　武俠社（プロ料）一月卷號　一四一
ソヴエート同盟ニュース　
社會主義の建設と平和のための鬪爭　モロトフ（インタ）一　六一
ソヴエート聯邦の現狀　有馬寛（外交）一　六一一
モスクワの計劃　饒平名智太郎（改造）三　三
社會主義建設の緊急問題　（サ同）三　一一

ソヴエート同盟の社會經濟に關する國際的文獻　大塚金之助（社會學）五　七三
社會主義的共有財産制のための闘爭　ヤ・ニクリヒン（インタ）九　六一五
萬國の勞働者農民とソヴエート同盟　里村健（プロ科）一〇　四下　二
ソヴエート・ロシアに於ける社會科學の最近文獻（一、二）　小島武男（社會學）一〇—一三　三—四
ソ同盟存在十五年　富士辰馬（新ロ）二　一四
必然より自由への十五年　（批判）二　三二
ソヴエート十五週年　山川均（改造）二　一四二
ソヴエート同盟に於ける共有財産保護の新法令に就いて　高山洋吉（法時）二　四二
ソヴエート建設の十五年　茂森唯士（經往）二　七三

（革命）

*大戰前後のボリシエヴイキ　バダーエフ著　石井秀平譯　希望閣
*詳解ロシア革命誌　山瀨音吉　希望閣
*同盟軍としての農民　吉山道三譯　共生閣

一九〇五年の革命の國際的意義　クラステイン（インタ）一　六一　月卷號
十月革命と新なる革命的危機の接近（十月革命第十四週年を迎へて）　（インタ）一　六一
十月革命と社會主義闘爭　モロトフ（聯邦）一　三一
血の日曜日の話　加賀野一郎（プロ科）一　四上　一
ロシア社會運動の分裂衰退期　赤神良譲（政論）四　七二
ロシア封建主義ロシアに於ける專制主義の起源および特質について　M・N・スキー（歴科）七　三
プラウダ創刊二十週年　ポクロフスキー（批判）九　三九
十月革命と國際プロレタリアート　ステイーヴン・ガリー（インタ）一〇　六一六
ロシア革命十五週年記念日を迎へて　（プロ科）二　四下　三
十月革命と勞働者農民の同盟　（プロ科）二　四下　三
ロシア革命十五週年記念闘爭に就いて　（プロ科）二　四下　三
夜明け前のモスクワを體驗して　黒田乙吉（新ロ）二　一四
革命線下を行く人　柏木孤矢郎（新ロ）二　一四
モスクワはなどやかだ　大竹博吉（新ロ）二　一四

（共産黨）

ソヴエート同盟共産黨中央委員會十月總會　（インタ）一　六一　月卷號
聯邦共産黨中央委員會總會とソ聯當面の二重要問題　小山猛夫（聯邦）一　三一
ボリシエヴイキーの議會闘爭　（プロ科）二　四上　三
ソヴエート同盟中央執行委員第二回會議　（インタ）二　六二
ソ聯邦中央執行委員會第六期第二次會議　（聯邦）二　三二
モロトフ氏報告演説の大要　（聯邦）二　三二
重要決議事項　（聯邦）二　三二
ソヴエート同盟共産黨第十七回全同盟會情報　（インタ）三　六四
日和見主義及び腐敗的自由主義と闘爭するソヴエート同盟共産黨　（インタ）三　六四

ボリシエヴイズムの歴史の若干の問題に就いて　イ・ヴエ・スターリン（マル旗）三　二〇
ソヴエート同盟と日本　（インタ）四　六五
第十七回全聯邦共産黨會議　（聯邦）四　三四
コムソモール第七回全聯邦會議　原　龍三（聯邦）九　三九
「ソヴエート友の會」の主要任務に關する決議　（インタ）五　六一六
ソヴエート同盟共産黨中央委員會總會　（インタ）二　六一七

（勞働組合）

ソヴエート聯邦勞働組合總評議會の會合　（世勞）四　九四
ソヴエート聯邦の勞働者分布狀態　（世勞）五　九五
勞働組合と社會主義建設　（サ同）五　一一
大衆生活の改善とソヴエート勞働組合の任務　（インタ）六　六九
ソヴエート同盟勞働組合　ア・デボーリン（インタ）六　六八
ソヴエート勞働組合の第九回大會　（世勞）一〇　九一〇

（五ケ年計劃）

*ソヴエート聯邦計畫經濟史論　ポロツク著　森谷克巳譯　同人社
*第二次五ケ年計畫　産業勞働調査所譯編　叢文閣
*農業五ケ年計畫—新ロシア入門—　ヤコブレフ著　産業勞働調査所譯　鐵塔書院
*ソヴエート同盟計畫經濟　經濟批判會譯　叢文閣
*ソヴエート同盟に於ける計畫經濟の勝利　モロトフ著　藤田秀夫譯　共生閣
*經濟建設五ケ年計畫　産業勞働調査所譯　希望閣
*第二次五ケ年計畫　モロトフ　クイブイシエフ著　産業勞働調査所譯編　叢文閣
ソヴエート計畫經濟　小泉信三　春秋社
五ケ年計畫の最終年度を前にして　（インタ）一　六一　月卷號
ソヴエート同盟の國民經濟第二次五ケ年計畫（一九三三年—一九三七年）の作成に對する指針　（インタ）三　六四
五ケ年計畫は四ケ年で遂行されつゝある　小出民磨（プロ科）三　四四上　四
自一九三三至一九三七第二次五ケ年計畫に對する指針　モロトフ著（聯邦）三　三三
勞農ロシアの産業五ケ年計畫　有馬寛（工世）三　一三四
露國の産業　二瓶兵二（外交）三　六一五
第二次五ケ年計畫を目指して　（インタ）四　六五
勞働五ケ年計畫の實績　（インタ）四　六五
第二次五ケ年計畫に就て　町田忠一（プロ科）四　四上　六
五ケ年計畫と勞働組織の諸問題　大竹博吉（社政）四　一三九
五ケ年計畫の大破綻近づく　（聯邦）四　三四
ソヴエート聯邦五ケ年計畫の實績　（東經）四　一四九三
階級なき社會を目指して第二次五ケ年計畫を準備するソヴエート同盟　（サ同）五　一一
一九三一年に於ける工業の發展の成果と一九三二年に於ける任務　（サ同）五　一一

第二次五ケ年(一九三三—三七)編成に對する指令 (ソ經) 五二四
第二次五ケ年計畫に就いて ウエ・クイヴイシエフ (ソ經) 五二四
ソヴエート聯邦第二次五ケ年計畫案來るべき世界の將來へ投げられた一大謎 (工世) 五三六
ソヴエート聯邦第二次五ケ年計畫 (中公) 六四七
露國の第二次五ケ年計畫 (外交) 六三六
二次五ケ年計畫の接續年次に於けるソ聯財政 (聯邦) 六三六
ソヴエート聯邦第二次五ケ年計畫の準備 (世勞) 七九七
第二次五ケ年計畫の任務に就て 山本三吾 (外交) 七三一
五ケ年計畫第四完成年次公債の發行 (聯邦) 八三八
ソヴエート經濟建設戰線の躍進 (產勞) 九一九
ロシアの「新」新經濟政策 金子鷹之助 (經往) 九七中三
蘇聯邦第一次五年計畫の檢討 林郡喜 (外交) 九六三
社會主義建設の現段階 (產勞) 一〇四四
資本主義の沒落と社會主義經濟の成長 (產勞) 一〇四四
第一次五ケ年計畫と第二次五ケ年計畫との境界線に立ちて M・ワアグーリア (インタ) 一〇一六
第二次五ケ年計畫の途上にあるソヴエート同盟の科學 エヌ・ブハーリン (新ロ) 一〇一三
ソヴエート五ケ年計畫概論 小泉信三 (三學) 一〇一〇二六
第二次五ケ年計畫に於ける生產諸力分布の根本問題 (聯邦) 一〇一〇三
ロシア五ケ年計畫の現狀 スタチスト通信員 (外國) 一〇一〇二三
勞農第二次五ケ年計畫の內容と展望 (エコ) 一〇一〇二〇
露國の第一・第二次五年計畫と極東 和田龜吉 (外交) 二一四四
進行中のソヴエート五ケ年計畫 (商論) 三一七一
第二次五ケ年計畫に於ける生產諸力分布の根本問題 (聯邦) 三一三三

(政治・外交・軍事)

*ソヴエートロシアの政治機構 ブレースフォード著 共生閣
*ソヴエート法並に國家の哲學的基礎 クルイレンコ著 大竹博吉譯 希望閣
*ソヴエート法論 第四卷 ケグロウスキー編 山之內一郎譯 希望閣
「ソヴエート」露國は極東にどう動くか(上) 齋藤良衛 (東亞) 一月卷號 五一
ソヴエート同盟平和政策 山田三郎 (フロ科) 二四上四
轉換期にあるソ佛關係 小山猛夫 (聯邦) 二三二
廣田大使暗殺陰謀事件 茂森唯士 (中公) 二四七二
太平洋沿岸に於ける社會主義の前哨ソヴエート同盟の極東地方 (產勞) 三三
ソヴエート・ロシアの選擧法 俵靜夫 (國民) 三三三
赤軍の十四年 イ・ウエングロフ (インタ) 四六五
平和の支柱赤軍 (サ同) 五一一
ソヴエート同盟と東支鐵道 (產勞) 五三七
勞農赤軍總師ウオロシーロフ (改造) 五一四五
ソヴエートロシアの極東政策と東支鐵道の將來 野村誠哉 (東洋) 五三五五

オソアヴィアヒム第三回擴大總會に就いて　古澤敏太郎（聯邦）六三　六
ソ土の交驩　三島隆（聯邦）七三　七
佛大統領暗殺事件とソ聯の態度　山田（聯邦）七三　七
新形態に於けるソ聯のドランゲ・ナハ・オステン　古澤敏太郎（聯邦）七三　七
ソヴエート聯邦の軍備と東方經營　笠原幸雄（外交）七六三　二
社會主義建設の赤軍（產勞）八　四三
勞農政府の承認に對する米國の態度（國雜）八四六下　八
ソヴエート＝ポーランド不侵條約の締結（インタ）九六　一五
南京政府のソ聯政策とソ聯の態度（聯邦）九三　九
ローザンヌ會議とソヴエート言論界（聯邦）九三　九
露領極東に於ける建設事業の現況（聯邦）九三　九
ソヴエート聯邦第九回憲法紀念祭（新ロ）九一　二
ソヴエート同盟の民族政策と民族共和國の社會主義建設　波多野整次（新ロ）九一　二
亞細亞露西亞の諸民族　宮坂光次（新ロ）九一　二
極東に於ける社會主義建設　瀨川好夫（新ロ）九一　二
日本プロレタリアートのソヴエート同盟擁護の歷史（產勞）一〇　四
トルコの對ソ關係と聯盟加入　嘉治隆一（批判）一〇三　一〇
勞農赤軍の特異性　富塚初夫（外交）一〇六　一
ソヴエート聯邦と平和　瀨川好夫（新ロ）一一　四
著しく進歩せるソ聯の西方隣接諸國との不侵略條約締結交渉（聯邦）二
ソヴエート聯邦他國間不侵略條約佛ソ不侵略條約とソ聯の對外政策（國知）三三三　（東經）三一五九

（經　濟）

*ソヴエート經濟及經濟政策第二輯　產業勞働調査所譯編　叢文閣
*ソヴエート經濟及經濟政策第三輯　產業勞働調査所譯編　叢文閣
*ソ聯經濟狀況　東洋經濟新報社　同社
*帝政時代との比較に於けるソヴエート經濟事情　滿鐵調査課　大阪毎日新聞社
露西亞に於ける最新の農業政策　桑田熊藏（斯民）月卷號　一二七一
ソ聯電化事業の現狀　高橋克巳（聯邦）一三一
コールホーズに於ける勞働生產性の增大と過剩勞働力の解放　桑田悟郎（批判）一三一
一九三二年爭勞農聯邦經濟計畫統制數字（批判）三三三
一九三二年度の投資建設に就いて　高橋克巳（聯邦）三三三
世界石油市場とソ聯　市川倫（聯邦）三三三
石炭業の前年度成績と本年度計畫　高橋克巳（聯邦）三三三
最高國民經濟院の改造と三人委員部の現出　高橋克巳（聯邦）三三三
ソヴエート聯邦の勞働政策（世勞）三九三
ソ聯農業の前年度成績と本年度計畫（聯邦）四三四
農業に關する二重要決議　高橋克巳（聯邦）四三四

經濟統計
ソ聯航空業の現狀　高橋克巳（聯邦）四二四
ロシアの産業管理の實績（工世）四三五
躍進する工業戰線（ソ同）五一一
再建のソヴエート農業（ソ同）五一一
解放された勞働（ソ同）五一一
鑄銅　田中九一（世勞）五二
ソヴエート聯邦の經濟政策　高橋克巳（聯邦）五三五
第一期の國民資金動員（聯邦）五三五
ソ聯輕工業の現狀　高橋克巳（聯邦）五三五
ウラル・クズネーツク混合企業　高橋克巳（聯邦）五三五
ソ聯の春蒔準備（聯邦）五三五
ソヴエート聯邦計畫經濟の發展（財政）五一九五
ソ聯畜産業の現狀（聯邦）六三六
今年度第一四半期に於けるソ聯國民經濟概觀　原龍三（聯邦）六三六
ソ聯計畫經濟に關する文獻に就て　三島隆（聯邦）六三六
ソヴエート・ロシアに於ける農業の共同化　河田嗣郎（經年）六一
社會主義經濟の基礎について（マル旗）七三
ソ聯電化ゼネラル・プラン立案全聯邦會議に就いて　高橋克巳（聯邦）七三七
ソ聯の新農業稅法　内山（聯邦）七三七
ソ聯の特殊銀行設立　内山（聯邦）七三七
ソヴエート經濟理論の方法論的諸問題　三島隆（聯邦）七三七
ソヴエート經濟界―一九三二年一月―五月を中心に―　世恐七二
ソヴエート經濟理論の方法論的諸問題（一―二）　ガストフスキイ（聯邦）八―九三八―九
ソヴエート聯邦の經濟組織は如何にあるか　財經八一九八
ソヴエート聯邦農業政策の進展　世勞八九八
ソヴエート・ロシアの麥の配給　經論九二九
國立銀行の社會主義建設に於ける役割　新ロ九一二
本年度上半期のソ聯鐵銅業成績　高橋克巳（聯邦）九三九
ソ聯輕工業の頓挫　古田信治（聯邦）九三九
ソヴエート統制經濟の現狀　川谷幸左衛門（新ロ）一〇一三
ソヴエート同盟に於ける電化と勢・電氣工業　イ・フラタセルマン（新ロ）一〇一三
手工業組合の業務及組織の變更規定と最近のソヴエート經濟政策（聯邦）一〇三一〇
第一回運輸再建設全聯邦會議（聯邦）一〇三一〇
新らしきソヴエートの産業地理（新ロ）二一四
ソヴエート對外經濟政策の實相と永續性　鹽宮谷清松（國知）二三二
ソ聯の燃料問題に就いて（聯邦）二三二
消費資料增産問題と第一回農作及び農産物加工竝びに食品工業全聯邦會議（聯邦）二三二
ソ聯電化の進行（聯邦）三三三
ソ聯に於ける一般需要品の補充生産問題（聯邦）三三三

コルホーズ使用土地の確立（聯邦）三三三
ソヴエート聯邦の工業生産狀態—一九三二年上半期の成績—（世勞）三九三
伸びゆくコルホーズ運動（新ロ）三一五

（文化・社會・政策及施設）

*民族文化の發展　ソヴエート文化研究會編　木星社
ソヴエート・ロシアに於ける産業と教育　クラウザー著　辰巳經世譯　大同書院　月卷號
ソヴエート同盟に於ける文化及び文化政策　岡次郎（批判）一三一
ロシアに於ける母性と幼兒に關する施設の一形態　上田芳子（社事研）一二〇一
ソヴエートの母性幼兒保護事業（一—三）　土富六好（社事研）一一二〇一—二
ソヴエート・ロシアの母性幼兒保護事業（インタ）二六二
極東地方に於ける經濟的文化的建設（中公）二四七二
ソヴエート映畫大觀　上田芳子（社事研）三二〇三
託兒所と共同食堂の發展（聯邦）三三三
極東地方の農工文化計畫
露西亞社會主義ソヴエート共和國風紀政策（一—二）　油谷治郎七（廓清）四・六三四・六
建設のソヴエート都市（ソ同）五一一
ソヴエート文學の新紀元　ボリース・ピリニヤーク（中公）六四七六
東方諸民族の文字改革　林俊一（新ロ）九一二
精神技術學の危機　藤林敬三（三學）一〇二六一〇
ソ聯の文化革命と全聯邦文化建設會議（聯邦）一〇三一〇
ソヴエート同盟に於ける普通教育　ヴォクス（新ロ）一〇一三
ドニエプル河を堰き止める技術の力　エフ・グラトコフ（新ロ）一〇一三
ソヴエート同盟の哲學　戸坂潤（新ロ）一〇一三
ソヴエート高等專門學校の學究方法　ヴエ・クロップ（新ロ）一〇一三
レーニン圖書館　ウエー・ネーフスキー（新ロ）一〇一三
ソヴエート同盟にけ於る相談所と託兒所　岡邦雄（唯物）二一—三一—二
科學と技術との計畫的結合（一—二）
ソヴエート・ロシアの行政關係に於ける人民權利保護制度に就いて　原龍之助（經年）二
ソヴエート教育の新エポック
第二次五ヶ年計畫に於ける文化建設及び第一次五ヶ年計畫の成果の概略　ヴオクス報告（新ロ）二一四
北氷洋探檢船シビリヤコフ號
『北極に進むソヴエート』　水野浩（新ロ）三一五
北氷洋を横斷して（講演）　シユミット（新ロ）三一五
シビリヤコフ號の北氷洋探檢　レオニード・ムハーノフ（新ロ）三一五

（反ソヴエート）

反ソヴエート戰爭への驀進　池田一郎（プロ科）二四上　二
反ソヴエート挑戰の新なる波と平和のための闘爭に於けるソヴエート同盟　（インタ）二　六　二
反ソヴエート大戰爭の準備　（インタ）三　六四
世界に於けるトロツキイストの現勢　木村毅（改造）三　一四三
北洋漁業の大合同　（産勞）四　三五
白系ロシア人の反ソヴエート活動　（産勞）五　三七
反ソヴエート×の計畫的準備　（インタ）五　六六
ソヴエート攻擊戰爭の躍動とフアツシズムの波（編輯部）　（プロ科）六四下　九
ポーランドの反ソヴエート干渉戰爭準備　N・ナイダ（インタ）六　六八
戰爭と干渉とに對する日米勤勞者の闘爭　片山・岡野・山本（インタ）七　六二
反ソ戰爭準備を急ぐ日米帝國主義　（インタ）九　六一四
世界白系露人の運動　茂森唯士（改造）九　一四九
歐羅巴の憲兵隊　平貞藏（中公）九　四七九
反ソヴエート贋造文書製造會社　井上滿（中公）九　四七九
フランスの對ソヴエート政策（一―二）　岡次郎（批判）九・一二三九・一二
國際帝國主義の反ソ干渉の歴史　（産勞）一〇　四四
トロツキーの新陰謀　布利秋（改造）一一　一四一
ソヴエート同盟侵略戰爭を目指す八年度豫算（産勞）一三　四六

三八　帝國主義及反帝闘爭
殖民地及び民族問題

*滿蒙と日本帝國主義　許興凱著　松浦珪三譯　白揚社
*アジア民族運動　ハンス・コーン著　阿部十郎譯　同人社
*極東に於ける帝國主義　猪俣津南雄　改造社
*帝國主義　伊藤秀一　春秋社
*改治、經濟、勞働者運動地圖―帝國主義―　ラドー著　産勞調査所譯　希望閣
帝國主義對立の新たなる激化　（インタ）一月卷號　六一
印度支那の國民運動と社會運動との交流　一―三　向井章（東經）一・七・一〇　六一・三・四
帝國主義の概念に就て　伊藤秀一（三學）二　二六二
パナマ共和國獨立と米國の關與　（外交）一　六二
フランス植民省の史的考察　金持一郎（外交）一　六一
民族問題と反帝國主義革命　二　ゲー・サフアロフ（支月）一　九一
フランス帝國主義の南支及び支那ソヴエート攻擊　マニアン（インタ）二　六二
反戰闘爭に關する二つの文獻を通じての教訓　中山耕太郎（プロ科）二　四二
亞細亞モンロー主義批判　蠟山政道（中公）二　四七二
反英闘爭の新展開　ラス・ビハリ・ボース（中公）二　四七二

興るものと亡ぶるもの　ラス・ビハリ・ボース（東亞）二五二
植民思想の史的發展　一—二　黑田謙一（同叢）二・六　三七・三八
建設時代の道標　西澤英一（外交）二六三
日英米對立の激化　（財界）二三四
日本帝國主義の上海及びハルビン進擊　（産勞）三三
海員港灣勞働者インタナショナルの帝國主義戰爭反對鬪爭の檄　（産勞）三三
日本帝國主義の上海占領に際して　（産勞）三三
印度解放のための鬪爭　ソンダーズ（インタ）三六四
印度の國家的獨立のための鬪爭　ヴァリア（インタ）三六四
帝國主義下の上海　荒木十郎（プロ科）三四三
上海を中心とする日英米勢力の角逐　江藤夏雄（エコ）三一〇五
最近に於ける國際政局とフランス帝國主義　岡次郎（批判）三三三
佛領印度支那と日本　黑本時太郎（外交）三六一五
彈壓の印度　嶋谷亮輔（外交）三六一六
中國勤勞大衆の反帝國主義鬪爭　（産勞）四　三四
間島に於ける革命運動　（産勞）四　三五
勞働事情調査所　（工世）四一三五
支那に於ける資本主義　鈴木茂三郎（中公）四七四
支那にのびる列强資本の觸手　世界經濟批判會（中公）四七四
支那國際共同管理論の檢討　江崎郁郎（東亞）四五四
上海を中心とする列國の企業　高木陸郎（東亞）四五四
英・佛帝國主義の末路　ラス・ビハリ・ボース（東亞）四五四
日本帝國主義の挑戰的行動　（インタ）五六七
××のソヴェート同盟攻擊準備と滿蒙に於ける革命運動の激化　（産勞）六三六
恐慌からの活路を求める日本帝國主義　（産勞）五三七
在留鮮人勞働運動の概況　（工世）五一三六
華僑の日貨排斥と其の根本的對策　木全省吾（東經）五一六二
新興アジヤの民族運動　内藤智秀（外交）五六一四
餓死線上にある朝鮮勞農大衆の鬪爭　（産勞）六三九
朝鮮に於ける共産主義運動について　一—二　クーシネン（インタ）六・九　六一四・九
蒙古國民共和國と日本帝國主義　飯田光三（プロ科）六四八
極東における帝國主義戰爭と朝鮮の勞働者農民　原道夫（プロ科）六四八
帝國主義戰爭反對鬪爭のための國際會議　M・ルイ（インタ）六六八
アメリカ大陸諸共産黨共同の反戰の檄　（インタ）六六九
中國に於ける日本帝國主義の××戰爭と日本プロレタリアートの××鬪爭　アキ（インタ）六六八
帝國主義時代研究の諸問題　エヌ・エム・ルーキン（歷科）六　二
北島獨立問題につきて　米田實（外交）六六一五
朝鮮經濟に於ける日本資本の地位　崔英植（東亞）六五六

ソヴェート支那の近況　（東亞）六五六
南支の共匪頗る猖獗　（東亞）六五六
帝國主義對立と極東戰爭　パーム・ダット（インタ）七六二
帝國主義戰爭に關する政治教育資料　（インタ）七六二
極東戰爭勃發以後の國際プロレタリアート反戰闘爭　（產勞）七四〇
戰前帝國主義の成熟過程と支那の分割　服部之總（歷科）七三
戰爭と戰爭に對する闘爭　（インタ）七・八六二
蘭領東印度に於ける國際投資に就て　木全省吾（山商）七四三
中國積弊の内面的一考察　福田勝藏（東亞）七五七
戰爭と××の舞臺に立つ日本　ヴォルク（產勞）八四二
朝鮮に於ける土地所有形態の變遷　李北滿（歷科）八四
邊羅革命に就て　高津富雄（東亞）八五八
太平洋に於ける英國の政策　W・スティード（東亞）八五八
國際反戰大會　（インタ）九六一五
八月一日を前にして　ベラ・クン（インタ）九六一五
日本に於ける反戰闘爭の若干の教訓　アキ（インタ）九六一五
日本帝國主義の鐵蹄支配の一年　（インタ）九六一五
印度支那最近の經濟情勢に就て　向井章（東亞）九五九
奢侈・戰爭・景氣　新明正道（經往）九七九
アムステルダムの國際反戰大會に於ける片山潛氏の挨拶　（プロ科）一〇四二
アムステルダム反戰大會を終へて　（プロ科）一〇四二
反戰闘爭の實踐から實踐へ　オー・ベーヴェル（インタ）一〇六一六
植民政策と帝國主義　伊藤秀一（三學）一〇二六〇
「殖民」或は「殖民」なる名辭について　長田三郎（經研）一〇二二
西康問題について　西山榮久（東經）一〇六一
英國資本主義とブロック經濟　村山公三（ポリ）一〇三
フイリツピンに於ける官有地處分制度　森文三郎（商論）一〇六一
西藏獨立運動の眞相　福崎峰太郎（外時）一〇六四一
太洋國際帝國主義論　上下　三枝茂智（外時）一〇六四一・二
ネグロ族並にアメリカ印度人の覺醒　ラス・ビハリ・ボース（東亞）一〇五一〇
アムステルダム反戰大會を顧みて　毛利由太郎（プロ科）一一四三
リツトン報告書を廻る帝國主義對立　カール・ラ・デック（インタ）一一六一七
印度における民族解放運動の發展　岩崎鐵夫（プロ科）一一四三
移民の必然性と効果　矢内原忠雄（國雜）一一四六二
植民なる文字の使用に就て　矢内原忠雄（經論）一一二二
チベット問題の進展につきて　米田實（外交）一一六四四
チベットとイギリスの動き　米田實（改造）一一四二
支那國家の統一と分割　長谷川如是閑（改造）一一四二
「支那分割」を繞る米英日　福岡誠一（改造）一一四二
支那分割の問題　杉森孝次郎（改造）一一四二

西藏問題の重大化　川崎長幸（東亞）二　五二
フイリツピン群島に於ける階級鬪爭　山崎辰雄（東亞）二　五二
植民地情勢　（產勞）三　四六
世界經濟ブロツク論　石濱知行（中公）三　四七三
太平洋に於ける列國對峙の經濟的政治的背景　岡村彰（東亞）三　三三
支那に對する英國の關心　J・O・P・ブランド（國評）三　一
新憲法は印度に自由を與へるか　ラス・ビハリ・ボース（外交）三　六四五

三九　統計（人口）

昭和六年各市推計人口　內閣統計局（統雜）一　五七
我國勞働人口の推定　左右田武夫（社政）一　一四八
過剩人口の測定標準に就て　增田抱村（社事）一　一五一〇
北海道に於ける人口中心及正中點に關する研究　高岡熊雄　荒又操（農經）一　八一
朝鮮主要都邑の人口增加狀態　善生永助（調査）一　三一
眞の人口自然增加率　水島治夫（優生）二　九六
本邦農業の人口支持力　長畑健二（帝農）四　三四
朝鮮の府・邑・郡別人口增加率　善生永助（調査）三　三三
昭和六年七月乃至九月の內地人出生死亡の概要　（統時）三　三八
昭和五年北海道人口動態管見　內館泰三（統雜）五　五一
米國に於ける人口增加の趨勢とその國富の現狀（一—三）　埴原祖一郎（統集）六—八　六三—四
婚姻率の自律性に就いて　三谷道麿（經叢）六　三四六
農業者戶口調　（調査）六　三六
內地人と朝鮮人との配偶數　（調査）六　三六
新東京の人口趨に就て　遠藤盛（統集）七　六一三
ヘイフオード教授の「面積及び人口の中心」　井上謙二（統集）七　六一三
昭和六年の結婚・離婚及配偶數　（調査）七　三七
水產業者戶口調　（調査）七　三七
歐羅巴人口の將來・增加か減少か？　齋藤靖譯（統集）九　六一五
歐羅巴諸國に於ける人口動態　（統時）九　四〇
昭和六年十月乃至十二月の出生・死亡概要　（統時）九　四〇
昭和六年の出產　（調査）九　三九
染傳病患者及死亡者調　（調査）九　三九
不景氣對策と人口問題　安部磯雄（廓清）九　三九
人口減退とその經濟的意義　寺尾琢磨（三學）一〇　二六一〇
日本の人口問題（一—二）　W・R・クロツカー（統集）一〇—一二　六一六—七
出生と季節との關係　丘村欽治（統集）一〇　六一六
昭和六年の死亡　（調査）一〇　三一〇
人口動態並行法則を論ず（一—二）　三谷道麿（經叢）一二　三五—五六
大都市の人口學的考察の限界　奥井復太郎（三學）一二　二六一
人口の自然增加と生產力及消費力　井上謙二（統集）一二　六一七
國勢調査より見たる人口の產業構成と其の比較に就て　友守亮一（社政）一三　一四七

西洋人の日本人口論　古屋美貞（同叢）三元
國勢調査に就て（統時）三八
昭和五年國勢調査結果概要（千葉縣）（統時）三八
國勢調査の性質に就て　岡崎文規（經叢）四四
英國の第三回生産センサス（ヘンリー・W・マクロスティ（統時）九四

(B) 調査及統計

一　調　査

第三回勞働統計實地調査、東京市及近郊町村　東京市役所

第三回勞働統計實地調査、記述篇　神戸市役所

第三回勞働統計實地調査結果の概要　愛知縣

勞働統計　第二十七號　昭和六年度　佐世保海軍工廠

工場、鑛山勞働者異動調、自大正十二年三月、至昭和六年十二月　社會局職業課

職業の解説及適性、第六輯、自動車從業員、電車從業員　東京地方職業紹介事務局

管内勞動事情、第五輯　大阪地方職業紹介事務局

社會事情調査、昭和六年　横濱市社會課

全國工場鑛山名簿、昭和七年二月　協調會

退職手當制度の現狀　協調會勞働課

工場體操　鯉沼茆吉　産業副利協會

昭和六年第四回全國安全週間報告　産業副利協會

鑛夫稼働狀況調査報告　日本鑛山協會

第四回全國安全週間報告　日本鑛山協會

炭鑛に於ける截炭機使用狀況調査報告　日本鑛山協會

金屬鑛山採掘方法の改善に關する調査報告(仙臺、東京地方之部)　日本鑛山協會

坑道に於ける鑛車による災害防止に關する調査報告　日本鑛山協會

瓦斯炭塵爆發に因る災害防止に關する調査報告(其ノ一)　日本鑛山協會

爆藥類に因る災害防止に關する調査報告　日本鑛山協會

電氣に因る災害防止に關する調査報告　日本鑛山協會

洗炭に就て　日本鑛山協會

鑛山に於ける災害の實例と所感(其ノ一、二)　日本鑛山協會

坑内保安と能率の調和　日本鑛山協會

坑夫眼球震盪症並に熱中症に就て　日本鑛山協會

爆藥による災害の實例　日本鑛山協會

炭鑛爆藥による坑内爆發瓦斯の點火　日本鑛山協

工業用雷管類に就て　日本鑛山協會

映畫シナリオ「安全ポスター」　日本鑛山協會

微笑む人生　映畫筋書　日本鑛山協會

少年職業紹介施設及取扱成績　中央職業紹介事務局

昭和六年度失業救濟土木事業に使用せる勞働者紹介狀況　名古屋地方職業紹介事務局

職業紹介事業要覽　福岡地方職業紹介事務局

東京市職業紹介事情調査、昭和七年七月　東京市役所

大阪府失業防止委員會概要　大阪府失業防止委員會

失業者數の推定に就いて　大阪市社會部勞働課

大阪市の失業保護施設　大阪市社會部勞働課

失業と成人教育　大阪市社會部勞働課
職業紹介所を通じて觀たる求職者の實相　京都市教育部社會課
就職普通船員ノ失業期間ニ關スル調査　海事協同會調査課
（第六回）
就職船員ノ失業期間ニ關スル調査、自昭和六年七月、至同年十二月同七、二　海事協同會調査部
求職船員ノ失業期間ニ關スル調査（第十六、七、八、九、二十、二十一回）　海事協同會調査部
船員失業事情調査資料　其一（求職船員ノ失業期間ニ就テ）同七　海事協同會調査部
就職船員數ヲ基礎トスル船員失業給付ニ關スル一研究資料　海事協同會調査課
求職船員數ヲ基礎トスル船員失業給付ニ關スル一研究資料　海事協同會調査課
授職事業就職者現狀調査報告　第三、四五、六、七回、昭和七、五　海事協同會
昭和五年中に於ける道府縣外出稼者に關する調査概要　中央職業紹介事務局
老廢者の職業生活調査　中央職業紹介事務局
日傭勞働者調査　昭和六年十一月一日現在　横濱市社會課
京都市に於ける日傭勞働者に關する調査　京都市教育部社會課
日傭勞働者共濟保險制度に關する調査　京都市教育部社會課
登錄日傭勞働者の就勞狀況調査　大阪市社會部勞働課
水上生活者の社會施設調査　大阪市社會部勞働課
大阪市內職調査（メリヤス加工）　大阪市社會部勞働課
續勞働用語集　大阪市社會部勞働課
地方學校職員待遇調査　文部省普通學務局
大商店ニ於ケル就業時間休日等ニ關スル調査概要　社會局
大學專門學校及甲種實業學校卒業生就職情況調　昭和七年　中央職業紹介事務局
會社銀行定期採用狀況調査　七年五月一日現在　中央職業紹介事務局
學校卒業者ノ就職狀況調査　東京府社會課
我國に於ける解雇手當制度の現狀　全國產業團體聯合會事務局
我國に於ける勞務者退職手當制度の現狀　全國產業團體聯合會事務局
不況時の俸給及賃銀制策　日本工業倶樂部調査課
少年勤續者調査（職業紹介法施行十週年記念）　東京地方職業紹介事務局
勞働兒童調査　第一部　東京府學務部社會課
婦人職業戰線の展望　東京市役所
女中に關する調査（昭六刊）　東京市役所
東京市要保護世帶生計調査　社會立法協會
東京市要保護世帶概要調査　東京市役所
東京市內要救護者に關する調査　東京市役所
東京市要保護寡婦世帶調査　東京市役所
昭和六年中の出產　東京市統計課
東京市死亡並死產調査（昭和六年十二月）　東京市役所

東京市死亡並死産調査（昭和七年三月）　東京市役所
東京府五郡に於ける家屋賃貸事情調査　東京府學務部社會課
附地代及空家の調査
東京市在職者生計調査　東京市役所
東京市不良住宅地區調査及地區圖集　東京市役所
住宅政策調査資料　第二輯　東京市役所
大東京に於ける宅地賣買並賃貸價格調　東京市統計課
借地借家爭議調査　昭和五年　東京市役所
共同住宅居住者生活調査　第二回　同　潤　會
支那住宅志　滿鐵經濟調査會
京都市に於ける庶民金融に關する調査　京都市教育部社會課
中央卸賣市場の職能に關する一考察　神戸商業大學商業研究所
簡易生命保險積立金郵便年金積立金借入申込案内　昭和六年度　簡易保險局
福利施設費に關する調査

米國に於ける雇主團體　日本工業倶樂部
獨逸雇主組合の歴史と政策　全國産業團體聯合會事務所
工場食の改善　全國産業團體聯合會
阪神地方に於ける職業教育の一傾向（大内經雄）　産業福利協會
第八回福岡縣工場鑛山勞働者教育關係者協議會概況　協調會教務課
東洋紡績株式會社職工教育所現況　協調會教務課
大阪市電氣局共濟組合要覽　大阪市電氣局共濟組合
南米ブラジル事情　附渡航案内　海外興業株式會社
農家經濟調査　昭和五年度　農林省經濟更生部
農家經濟調査　昭和四年度　農林省農務局
部落別・農家別、農村調査の報告、青森・秋田並に北海道に於ける實地調査　産業勞働調査所

農家經濟調査報告　昭和二年度　京都帝大農林經濟學教室
小作問題　岡田貞夫著
宇都宮高等農林學校農政經濟學科研究室
朝鮮に於ける現行小作及管理契約證書實例集（昭六刊）　朝鮮農會
打租法及執租法の法律的性質に關する私見（昭六刊）　朝鮮殖産局
昭和五年度自作農創設維持事業成績　農務局
産業組合及農會の教育的活動　協調會
農村問題と教育との一考察　山本良吉述　啓明會
農業教育の發達に關する數量的研究　第一報　井上陽之助　岐阜高等農林學校
農繁期託兒所一覽　昭和七年度　兵庫縣社會課
大阪市勞働年鑑　昭和六年度　大阪市社會部勞働課
社會運動年鑑　一九三一年（昭六刊）　日本社會運動通信社
日本勞働組合會議の沿革と現勢　全國産業團體聯合會事務局
日本勞働組合會議結成大會狀況　附同第

一同評議員會　協調會勞働課
日本勞働組合現勢一覽　協調會勞働課
全國組合同盟第三回大會狀況　協調會勞働課
五ヶ年闘爭史　社會民衆黨
日本勞働總同盟第二十一回大會　日本勞働總同盟
第七回大會報告書　日本勞働總同盟製鋼勞働組合
日本勞働總同盟京都聯合會第五回大會議案並報告書　日本勞働總同盟京都聯合會
全國勞働組合同盟第三回大會報告書並に議案　全國勞働組合同盟
勞働組合は如何に闘ふか（昭六刊）　全國勞働組合同盟
昭和七年度全國大會報告書並議案　日本勞働組合總聯合
日本交通勞働總聯盟行動綱領、規約、運動方針書　附錄　交總現勢一覽
日本交通勞働總聯盟
第三回大會報告書　神戸海友同志會
一九三二年度定期大會報告　神戸市電從業員組合
創立全國大會議案並日本勞働同盟現勢表　神戸市電從業員組合
附錄二　文　獻
昭和七年度大會議案並ニ報告書　日本勞働總聯盟
日本勞働組合總評議會沿革並第二回全國大會概況　協調會勞働課
總評議會第二回全國大會議案一九三二年七月三、四日　總評議會中央執行委員會
第十一回海軍勞働組合聯盟大會　海軍勞働組合聯盟
第十回海軍勞働組合聯盟大會議事錄　海軍勞働組合聯盟
全國農民組合第五回大會報告、議案　全國農民組合總本部
農村救濟運動の概況　昭和七年六月　協調會
水平社運動の批判—全國水平社解消論—　全水解消闘爭中央準備委員會
消費組合の話（昭六刊）　産業組合中央會
消費組合と新社會への途（昭六刊）　産業組合中央會
消費組合と婦人（昭六刊）　産業組合中央會
農業の機械化と農具利用組合　近藤康男
産業組合中央會第九年度業務報告書　産業組合中央金庫
日本消費組合文獻目錄　滿洲消費組合研究會
滿鐵社員消費組合の沿革、我組合の構成
我組合仕入の實際、我組合倉庫の實際　滿洲消費組合研究會
滿洲に於ける消費組合、滿鐵社員消費組合と邦人小賣商との關係を論じ邦商衰微の原因及ぶ、我組合委托分配所の實際と可否　滿洲消費組合研究會
國際消費組合デーのために　産勞譯編
無政府主義と農本主義　希望閣
日本無政府主義運動批判參考資料、戰線　延島英一
確立研究會ニュース No1　大川五郎
マラテスタ論文集　日本勞働組合自由聯合協議會
サンヂカリズム論　勞働者の智識社
タ著・ヴアンゼッチの手紙　溪文社
サツコ　溪文社
國家主義團體一覽　國家主義團體一覽
全國産業團體聯合會事務局

附錄二　文　獻

日本國家社會黨最近ノ動靜　大月社會問題調査所
國家主義運動の現勢　協調會勞働課
國難打開聯合會の結成と同協議會主催國民大會の狀況　協調會勞働課
「皇民會」とは如何なる團體か？　中村義明
國民解放運動之基調　宮越信一郎述
日本主義政策大綱原案　國民解放社
思想經濟兩國難打開策　洛北青年同盟本部
ヨーロッパに於けるファッシズム　社會問題研究會
階級獨裁の現實　中央報德會
資本主義の終末か　中央報德會
マルキシズムの修正　中央報德會
マルクス主義は破產したか？　中央報德會
マルクス主義に對する宗教の立場　眞野正順著　淨土宗務所社會課
祝詞宣命　文部省
弘道館記述義　同七、一二　文部省社會教育局
古事記　同七、八　文部省
國民思想に關する一觀察　三上參次講演　啓明會
同七、九
忠勇列傳　霧社事件、獨立守備隊、憲兵隊殉難者之部　忠勇顯彰會
顯彰（昭六刊）　東京府商工從業者之部　第二卷
國際勞働總會報告書第十四回（昭六刊）　社會局
國際勞働總會報告書　第十五回　社會局
第十六回國際勞働會議議題に關する意見並に參考資料　全國產業團體聯合會事務局
ソヴエート・ロシアの計畫經濟　日本工業倶樂部經濟研究會
第三インターナショナルの國家政策　中央報德會
帝政時代との比較に於けるソヴエート聯邦經濟事情　滿鐵總務部調査課
東洋とソヴエート聯邦　滿鐵總務部調査課
ヤクウト共和國　第二卷　滿鐵總務部調査課
滿洲植物誌　第六卷下編コマロフ原著　滿鐵調査課
英國の危機と勞働組合　全國產業團體聯合會事務局
佛蘭西勞働組合法制　全國產業團體聯合會事務局
米國雇主の勞資關係觀と其の實際　全國產業團體聯合會事務局
米國勞働爭議に對する裁判所の禁止命令制限立法について　全國產業團體聯合會事務局
第十回社會事業統計要覽　社會局社會部
事業概要　昭和六年度　慶福會
東京市社會局年報昭和六年度（第十二回）　東京市役所
同昭和五年度（第十一回）同　右
東京市社會局時報第九、十、十一、十二號　東京市役所
救護法資料　東京府學務部社會課
京都市教育部社會課季報（十六號）　京都市教育部社會課
共濟時報　第二十號　埼玉共濟會
横濱市社會事業一覽　昭和七年

横濱市社會事業概要　昭和六年版（昭六刊）　横濱市社會課
社會事業報　第五十九號　昭和七年一月—三月　横濱市社會課
愛知縣社會事業年報　昭和五年度　愛知縣學務部社會課
豆相地方震災救援志（昭六刊）　兵庫縣
神戸市社會事業概況　昭和六年度　同七一一　神戸市社會課
神戸市社會課報　第一號　昭和七年四—六月　神戸市社會課
廣島縣社會事業便覽　廣島縣社會事業協會
朝鮮總督府濟生院事業要覽　昭和七年　朝鮮總督府濟生院
第二回社會事業國際大會報告　日本赤十字社
全日本私設社會事業聯盟要覽　全日本私設社會事業聯盟本部
罹災救助基金法改正經過概要　全日本私設社會事業聯盟
大阪毎日新聞慈善團二十年史（昭六刊）
附錄二　文獻

横濱市社會課
融和事業年鑑　昭和七年版　中央融和事業協會
融和事業功勞者事蹟　中央融和事業協會
司法保護事業年鑑　昭和五年度　輔成會
東京府管内兒童保護事業一覽　東京府學務部社會課
武藏野學院年報第十號　武藏野學院
井之頭學校事業概要　東京市養育院感化院井之頭學校
東京市養育院年報　昭和六年度（第六十回）　東京市養育院
小兒保健所年報　昭和六年度　第一區府縣立全生病院
弘濟會年報　昭和六年第十五回　同七、一二　弘濟會
日本赤十字社支部夏期兒童保養所實施概要　日本赤十字社
東京府方面委員事務取扱要覽　東京府學務部社會課
第十四回近畿方面委員聯絡會報　兵庫縣
方面制度　第五輯　同七、四　兵庫縣
愛知縣方面委員事業年報　昭和六年　愛知縣社會課
大阪府公道會昭和五年度實施事業報告書　大阪府公道會
年報　八號　自昭和六年四月　東京帝大セツツルメント
モヒ・コカインの害毒とその對策　兵庫縣社會課
大阪聖約翰學園年報　昭和六年度　大阪聖ヨハネ學園
國民保健に關する統計　内務省衛生局
昭和六年統計年報　同七、九
昭和六年度事業年報　日本赤十字社
昭和六年度救護事業概概　日本赤十字社
日本赤十字社各病院患者統計　昭和六年度　日本赤十字社
支那事變に關する日本赤十字社救護事業概要（一）（二）　日本赤十字社
濟生會第十九回會務報告書　濟生會
道府縣診療統計　昭和三年度、四年度　濟生會

東京市內診療統計　昭和五年度　六年度　濟生會
東京市內診療機關取扱町名別患者數　昭和五年度　濟生會
濟生會診療統計　大阪府
大阪市立刀根山病院年報　昭和六年　大阪市立刀根山病院
委任統治地域我が南洋群島に於ける醫生に關する調査報告　正木正
實費診療所第廿一回報告書　昭和六年度　實費診療所
成人教育、母の講座、勞務者教育、實施概要　昭和六年度　文部省社會教育局
成人教育、母の講座、勞務者教育、實施概要　昭和五年度　文部省社會教育局
青年訓練に關する調査　昭和六、四現在　文部省社會教育局
男女青年團體に關する調査　文部省社會教育局
昭和六年度壯丁教育調査概況　文部省社會教育局
道府縣及び都市に於ける教育映畫利用狀況　昭和五年度　文部省
興行映畫調査(二)　文部省
青少年の映畫興行觀覽狀況調査概要(下)　文部省
獨逸に於ける成人教育　文部省
ラヂオ聽取者は何を好むか？　日本放送協會關西支部
衆議院要覽(甲)昭和七年三月編　衆議院事務局
衆議院要覽(乙)昭和七年五月編　衆議院事務局
第一回乃至第十七回總選擧衆議院議員當選回數調(昭六刊)　衆議院事務局
第十八回衆議院議員總選擧一覽　衆議院事務局
衆議院議員略歷　第一回乃至第十八回總選擧　衆議院事務局
衆議院議案件名錄　自第一回議會至第六十回議會(昭和七年三月改訂)　衆議院事務局
第六十二回帝國議會議事摘要　衆議院事務局
第五十九回帝國議會議事摘要　上中下卷　衆議院事務局
第六十回帝國議會議事摘要　衆議院事務局
第六十一回帝國議會衆議院議事摘要　衆議院事務局
第六十二回帝國議會衆議院報告　衆議院事務局
第六十回帝國議會衆議院報告　衆議院事務局
第五十九回帝國議會衆議院報告　衆議院事務局
第六十一回帝國議會衆議院報告　衆議院事務局
日本國政治の再建さるべき原理　鈴木憲一
第六十回帝國議會に於ける芳澤外務大臣演說　外務省
第六十一回帝國議會に於ける芳澤外務大臣ノ演說　外務省情報部
第六十二回帝國議會に於ける齋藤外務大臣演說　外務省情報部
第六十三回帝國議會に於ける內田外務大臣演說　外務省
臺灣重要問題に就て　楊肇嘉
公益企業に關する調査經過報告　東京市政調査會
民法改正と婚姻問題　穗積重遠講演

「公益企業法案」に對する世論一班　啓明會
東京市政調査會

破産・和議債權者の職業的代理人　齋藤常三郎講演　神戸商業研究所

國際聯盟支那調査委員會報告書ニ對スル帝國政府意見書　外務省

リットン報告書批判—國際聯盟支那調査委員會報告書の基本的駁擊　神武會本部

日支紛爭の議事經過詳錄(三)　國際聯盟事務局東京支局

累卵の滿洲國現狀とその對策　間島を大觀して　細井肇　獨立國策協會

滿蒙及び對支政策の經濟主義化　極東危機克服の一提案　極東經濟研究會編

奉天新政權關係者ノ一人トシテ新政權ヲ樹テタ理由ヲ世界各文明國ニ告グ　趙欣伯

獨逸の經濟國家管理に關する緊急法規上篇　經濟及財政ノ安定並ニ國內平和ノ保障ニ關スル獨逸共和國大統領令第四號　全國產業團體聯合會事務所

緊急令下の獨逸　日本工業倶樂部經濟研究會

金本位の作用殊に金融との關係　山崎覺次郎講演　啓明會

世界經濟と國際貸借　津島壽一講述　金融研究會

中小農商工業者に對する金融に就て　梶原仲治氏講述　金融研究會

滿洲幣制と金融　金融研究會

國際均衡理論と金本位制の機構　田中金司講演　神戸商大商業研究所

貨幣制度と國際經濟關係　高垣寅次郎講演　神戸商大商業研究所

本邦外國貿易の實勢觀察　柴田銀次郎講演　神戸商大商業研究所

第十七回海外旅行調査報告(昭和六年夏期)　神戸商大商業研究所

國債相場日別圖表　野村證券株式會社

有價證券評價に關する資本　一、二　生命保險會社協會

滿洲經濟と日本及列國經濟との關係　滿鐵經濟調査會

滿鐵經濟の發達　滿鐵經濟調査會

對滿經濟政策に關する各種意見　滿鐵經濟調査會

支那紡績業の發達とその將來(本邦紡績業より見たる)　東亞經濟調査局

我南洋貿易を阻害する華僑の眞相　竹井十郎述　東亞經濟調査局

滿洲商工事情概要　滿鐵地方部商工課

滿蒙經濟事情視察報告書　大阪工業會、滿蒙經濟視察委員會

フアッシスト政府の經濟生活　東亞經濟調査局

英國炭坑國有問題　東亞經濟調査局

ドイツに於ける石炭統制　東亞經濟調査局

英國に於ける貿易統制諸提案　東亞經濟調査局

獨逸の經濟國家管理に關する緊急法規　全國產業團體聯合會事務局

世界不景氣に直面して　萩野元太郎　日本工業倶樂部經濟研究會

Yokohama To-day　橫濱商工會議所

日本經濟界ノ實勢　昭和六年十月末調査(昭六刊)　大日本生產黨

日本の經濟的地位　三井合名調査課

我財界の現狀と其對策(山室宗文述)

世界經濟不況の現狀及對策　三菱經濟研究所
我國民經濟の目標と國民の態度　長岡德治　三菱經濟研究所
景氣轉換の可能性、東洋經濟新報附錄　東洋經濟新報社
景氣循環の調査研究　其二—生絲及び綿絲にあらはれた本邦産業變動の概觀—　名古屋高商産業調査室
米穀問題　京都商工會議所
本邦に於ける米の需給　附滿洲に於ける米　東亞經濟調査局
我國最近の地租問題　大阪商科大學經濟研究所
農村社會學的貢獻としての英國プレー派社會學の研究　鈴木榮太郎著　岐阜高等農林學校
果樹生産費の概念及基本的算法　木村修三　九州帝大農學部
價格の運行より見たる價格統制問題　木村修三　九州帝大農學部
阿波藩に於ける藍肥料の統制　井口貞夫　九州帝大農學部
農業生産要素の沈下固定性と農産物價格統制の必要　大槻正男著　京都帝大農林經濟研究室
米澤藩の荒政（上田藤十郎）他二項　京都帝大農學部
本邦に於ける棉花の需給　附滿洲に於ける棉花　東亞經濟調査局
東京市に於ける中小商工業者の實情　上中下編　東京市役所
商取引組織及系統に關する調査（米）　商工省商務局
我國一般消費財市場の分析　關西學院高等商業調査部
商業組合概說　京都商工會議所
德川時代の商人カルテル、明治維新と近江商人　彦根高商調査課
近江商人と金融　彦根高等商業學校調査課
我國の商工階級と歸化人　彦根高商調査課
滿洲國の地域的發達と其の經濟區　彦根高商調査課
紀州家名目金と近江商人　彦根高等商業學校調査課
名古屋市に於ける中小商工業の現狀　名古屋商工會議所
經濟資料（最近の名古屋商品界）第十號　名古屋商工會議所
本邦鐵鋼業と關稅　大阪商大經濟研究所
各國發券銀行及通貨關係法規其四、二十一　日銀調査局
海外經濟彙報　第一—十二號　日本銀行調査局
獨逸情況報告　第一—八號　日本銀行調査局
佛國經濟報告　第一—八號　日本銀行調査局
筑豐石炭鑛業要覽　昭和七年版　筑豐石炭鑛業組合事務所
昭和七年度帝國豫算綱要　大藏省主計局
行政權に依る關稅率增減問題に關する參考資料　日本工業、樂部調査課
關稅引上の裏に　大阪自由通商協會
非常時財政と明糖脫稅問題　神武會本部
增補訂正支那關稅制度綱要　滿鐵經濟調査會

支那內國關稅制度　其三　臺灣總督府
英國關稅政策の轉向　日本工業倶樂部調査課
英國の關稅政策と我國　神戸商工會議所
日本統計學會年報　第一年　日本統計學會
東京市に於ける階級別出生率の調査　東京市統計課
昭和六年中の死亡統計　東京市統計課
大東京の人口　東京市統計課
明治大正年間の大阪の工業（上中下）　堀江保藏　同七、一　大阪市
大阪市に於ける消費組合運動、特殊集團地域　大阪市
明治時代大阪の寄席と見世物　宮本又次　大阪市
大阪市中の區町費に就て　黑羽兵次郎　大阪市役所
大阪市中の民費に就て　黑羽兵次郎　大阪市役所
大阪商法會議所の手形取引再興建議　松好貞夫　大阪市
維新當時に於ける大阪の商業金融制度　松好貞夫　大阪市

附錄二　文獻

大阪の旗振り通信　近藤文二、大阪に於ける貯蓄機關の濫觴に就て　武田長太郎　大阪市役所
大阪市民の富　汐見三郎、大阪開港と諸藩　菅野和太郎　大阪市役所
大阪の人力車　宮本又次　大阪市
朝鮮總督府及所屬官署主要刊行圖書目錄　朝鮮總督府
昭和七年六月末現在　朝鮮總督府
雜誌商報新聞目錄　昭和七年九月現在　三菱經濟研究所
大橋圖書館　第二十四回年報　自昭和四年七月、至同七年六月　大橋圖書館
資料目錄昭和七年七月　長崎商研究館
大分高等商業學校商事調査部一覽　大分高商商事調査部
昭和大禮記錄　上下卷及附圖　鐵道省
燉煌出土古寫佛典に就いて　矢吹慶輝講演　啓明會
Annual report of the Director of the Institute for Science of Labour for 1930—1931　倉敷勞働科學研究所

二　統計

勞働統計要覽　昭和七年版　內閣統計局
昭和二年勞働統計實地調査報告　第一卷記述の部　內閣統計局
列國々勢要覽昭和七年　內閣統計局
日本帝國統計年鑑　第五十回　內閣統計局
日本帝國統計年鑑　第五十一回　內閣統計局
第四十六回日本帝國統計摘要　內閣統計局
昭和五年日本帝國死因統計　內閣統計局
日本帝國人口動態統計　昭和六年　內閣統計局
日本帝國人口動態統計摘要　昭和五年　內閣統計局
昭和五年日本帝國人口動態統計　記述編　內閣統計局
市町村別人口動態統計　昭和五年　內閣統計局
日本帝國國勢一斑　第四十九回　內務大臣官房文書課

內務省第四十四回統計報告　內務大臣官房文書課
衞生局年報　昭和五年　內務省衞生局
地方財政概要　昭和六年度　內務省地方局
第七回警察統計報告　警保局
健康保險事業年報　昭和五年度　社會局保險部
鑛夫扶助統計　昭和六年　社會局勞働部
工場監督年報　附勞働者募集年報　第十五回　社會局
在外本邦人國勢調査報告　昭和五年　通商局
在外本邦人職業別人口表　昭和五年　通商局
支那在留本邦人及外國人人口統計表　第二十四回　外務省亞細亞局
第七次農林省統計表　昭和五年　農林大臣官房統計課
第八次農林省統計表　昭和六年　農林大臣官房統計課
農林省累年統計表　明治六年乃至昭和四年　農林大臣官房統計課
農事統計表　昭和五年　農林省統計課
米統計表　昭和六年　農林大臣官房統計課
茶統計表　昭和六年　農林大臣官房統計課
米麥及繭產額比較表　昭和四、五、六年　農林大臣官房統計課
繭統計表　昭和六年　農林大臣官房統計課
本邦農業要覽　昭和六年十一月　農務局編
產業組合概況　昭和五年度　農務局
第二十八次產業組合要覽　昭和五年度　農務局
昭和五年小作年報　昭和六年　農務局
米穀要覽　昭和五年同六、一一　農務局
商工省統計表　昭和五年　商工大臣官房統計課
會社統計表　昭和五年　商工大臣官房統計課
會社統計表　昭和六年　商工大臣官房統計課
工場統計表　昭和五年　商工大臣官房統計課
全國工場通覽　昭和七年版　商工省編
保險年鑑　昭和五年度　甲、乙　商工省保險部編
保險年鑑（前編）　昭和六年度　甲、內國會社　商工省保險部編
主稅局第五十七回統計年報書　昭和五年度　大藏省主稅局
金融事項參考書　昭和七年調　大藏省理財局
The XXXI financial and economic anunal of Japan 1931　The depart of finance
日本外國貿易年表　昭和四年中下篇　大藏省編
日本外國貿易年表　昭和五年中下編　大藏省
日本外國貿易年表　昭和六年上下編　同七、一一　大藏省
造幣局長第五十七年報書　昭和五年度　造幣局
造幣局長第五十八年報書　昭和六年度　造幣局
稅務統計局書　昭和六年度

昭和六年　海事摘要　大阪稅務監督局
遞信部內職員衛生統計　第二十一次報告　遞信省管船局
簡易保險局統計年報　昭和五年　遞信大臣官房保健課
第三十二行刑統計年報　昭和五年　簡易保險局
帝室林野局統計書　昭和五年度　司法省
官廳刊行圖書目錄第十九、二十、二十一、二十二、二十三　帝室林野局
臺灣犯罪統計(實數及比例)昭和五年　內閣印刷局
臺灣第二十六統計摘要　昭和五年度　臺灣總督府
臺灣總督府第三十四回統計書　昭和五年　臺灣總督官房調查課
臺灣現住人口統計　昭和六年十二月三十一日　同七、八　臺灣總督府
臺灣人口動態統計　昭和五年　臺灣總督府官房調查課
臺灣現勢要覽　昭和七年版　臺灣總督府
臺灣對中華民國、香港及南洋貿易一覽　昭和六年分及前年對照　臺灣總督府稅關
臺灣對中華民國香港及南洋貿易一覽　昭和七年、三月、六月、九月及前年對照　臺灣總督府稅關
朝鮮總督府統計年報　昭和五年　朝鮮總督府
朝鮮要覽　昭和八年　朝鮮總督府
昭和五年朝鮮國勢調查報告　道編　第一、二卷　朝鮮總督府
朝鮮遞信部內職員及傭人衛生統計　昭和六年　朝鮮總督府遞信局
朝鮮總督府遞信年報　昭和六年度　朝鮮總督府遞信局
朝鮮總督府遞信統計要覽　昭和六年度　朝鮮總督府遞信局
朝鮮の遞信事業　昭和七年　朝鮮總督府遞信局
關東廳現住人口統計　昭和六年　關東廳
關東廳人口動態統計　昭和六年　關東廳
關東州貿易統計　昭和六年　關東廳
樺太廳統計書　昭和五年　樺太廳
樺太廳治要覽　昭和五年　樺太廳
樺太要覽　昭和七年　樺太廳調查課
人口統計　昭和六年末現在　樺太廳調查課
東京府統計書　昭和五年　東京府
東京市統計年表　第二十八回　東京市役所
東京市勢統計原表　第一—六卷　東京市役所
東京市勢提要　第十九回　東京市役所
東京市學事統計年報　(第二十三回)　東京市統計課
東京市產業統計年鑑　第三回　昭和五年　東京市役所
大東京編入區域世帶及人口　昭和五年十月一日現在　東京市役所
大東京概觀　市域擴張記念　昭和七年十月一日　東京市役所臨時市域擴張部
京都府統計書　第一、二、三、四、五編

京都府　昭和五年　京都府治要覽　昭和五年　京都府

京都市第二十二回統計書　昭和五年　京都市役所

京都市勢一斑　昭和六年版　京都市役所

大阪府統計書　昭和五年　大阪府

大阪府勢一覽　昭和七年　大阪府

統計上から大阪見れば　大阪府

大阪府人口の速報　昭和六年　大阪府

大阪府生産統計之概要　昭和五年　大阪府統計課

大阪市統計書　昭和六年第三十回　大阪市

北海道廳統計書　第四十二回第一、二、三卷　北海道廳

北海道勢一斑　昭和五年　北海道廳

北海道廳來往者人口統計　昭和五年　北海道廳

統計上より觀たる北海道の地位　北海道廳

青森縣統計書昭和六年第一、二、三、四編　青森縣

青森縣勢要覽　青森縣

青森縣勢一覽　青森縣

米麥統計　昭和六年　青森縣統計課

青森縣菜果統計　昭和六年　青森縣統計課

岩手縣統計書　昭和五年第一、三、四、編　岩手縣

岩手縣統計書　昭和六年第一、三編　岩手縣

山形縣統計書　昭和五年第一、三、四編　山形縣知事官房統計課

最近の山形縣勢　昭和七年三月刊行　同　右

山形縣治一覽　同　右

山形縣蠶桑統計　昭和六年　山形縣知事官房統計課

山形縣米作統計表　昭和六年　山形縣知事官房統計課

秋田縣第四十七回統計書（昭和四年）第一、二編　秋田縣

秋田縣第四十八回統計書（昭和五年）第二、四編　秋田縣

秋田縣統計要覽　昭和六年版　秋田縣

秋田縣米產額統計書　昭和六年　秋田縣

福島縣第四十七回統計書　下編　福島縣

福島縣第四十八回統計書　上編　福島縣

茨城縣統計書　昭和五年第一、二、三、四編　茨城縣

茨城縣統計書　昭和六年　第三編　茨城縣

人口統計　昭和六年　茨城縣

米麥產額統計　昭和六年　茨城縣

群馬縣統計書　昭和五年勸業之部、警察衞生之部、人口雜之部　群馬縣

群馬縣米統計　昭和六年　群馬縣知事官房統計課

麥統計　昭和七年　群馬縣

重要物產統計書　昭和六年

埼玉縣統計書　昭和五年　埼玉縣
埼玉縣勢要覽　昭和七年刊行　埼玉縣
米作統計　昭和六年　埼玉縣
麥作統計　昭和七年　埼玉縣
織物統計　昭和六年　埼玉縣
夏秋蠶統計　昭和六年　埼玉縣
春蠶統計　昭和七年　埼玉縣
蠶糸類及眞綿統計　昭和六年　埼玉縣
千葉縣統計書　昭和五年　第一、二、四、五編　千葉縣知事官房統計課
千葉縣統計書　昭和六年　第一編　千葉縣
千葉縣勢要覽　昭和七年刊行　千葉縣
千葉縣統計圖表　千葉縣
本縣の戶數及人口（統計パンフレット）　神奈川縣內務部統計調査課
縣下の果實（統計パンフレット）　神奈川縣內務部統計調査課
新潟縣統計書　昭和五年　新潟縣
富山縣統計書　昭和五年　全篇　富山縣
富山縣の富　富山縣統計課
石川縣統計書　昭和五年第二編　石川縣
石川縣統計書　昭和六年第一、三、五編　石川縣
石川縣勢　昭和七年刊行　石川縣
石川縣勢一覽　石川縣
縣勢一班　昭和七年版　石川縣
府縣別人口密度　昭和七年版　石川縣
米統計　昭和六年　石川縣
繭統計　昭和六年　石川縣
家禽統計　昭和七年　石川縣
山梨縣統計書　昭和五年　一—四　山梨縣
山梨縣統計書　昭梨六年　第一編　山梨縣
山梨縣勢一班　昭和六年　山梨縣
山梨縣養蠶統計一覽　山梨縣
山梨縣の米麥　山梨縣統計課
長野縣統計書　昭和五年第二、三、五、六、七編　長野縣
米統計　昭和六年　長野縣
生產と移出入　昭和五年　長野縣
靜岡縣治一班　昭和五年　靜岡縣
靜岡縣勢一班　昭和五年　靜岡縣
靜岡縣の財政　靜岡縣統計課
靜岡縣の教育　昭和五年　靜岡縣統計課
統計上ヨリ見タル靜岡縣ノ地位　靜岡縣
愛知縣統計書　昭和五年第一、二、三、四編　愛知縣
第三十二回名古屋市統計書　昭和五年　名古屋市役所
兵庫縣統計書　上下卷　昭和五年　兵庫縣內務部統計課
兵庫縣統計書　昭和六年　上下卷　兵庫縣
兵庫縣治一班　第三十一回　兵庫縣

兵庫縣　道府縣勢比較に現れたる兵庫縣　兵庫縣

兵庫縣勢要覽　昭和七年版　兵庫縣

兵庫縣推計世帶及現在人口　昭和六年十月一日現在　兵庫縣內務部統計課

學事統計關係法規　兵庫縣內務部統計課

兵庫縣管內學校、幼稚園教員養成所、青年訓練所、圖書館、青年團婦人會一覽　兵庫縣內務部統計課

兵庫縣工場統計表　昭和五年　兵庫縣

兵庫縣工場一覽　昭和六年十二月末日現在　兵庫縣統計課

家禽統計表　昭和六年　兵庫縣內務部統計課

家禽統計表　昭和七年　兵庫縣統計課

兵庫縣春蠶及桑畑統計表　昭和七年　兵庫縣內務部統計課

麥統計表　昭和七年　兵庫縣統計課

神戶市統計書　第二十回第一六編　神戶市

神戶市統計書　第二十一回第五、七、八編

神戶市勢調査結果表　上卷　昭和五年十月一日現在　神戶市役所

和歌山縣物產分布繪圖（昭和六年產額）　和歌山縣

最近の和歌山縣　昭和八年版　和歌山縣

岡山縣統計年報　昭和五年　岡山縣

岡山縣治一覽　岡山縣

岡山縣戶口統計　岡山縣知事官房統計課

統計速報　第八十七號　養蠶　岡山縣知事官房統計課

統計速報　第八十八號　米　岡山縣知事官房統計課編

統計速報　第八十九號　薯、蒟蒻芋　岡山縣

統計速報　第九十號　牛、馬、鷄　岡山縣

統計速報　第九十三號　麥　岡山縣

廣島縣統計書　昭和五年度第二、三編　廣島縣

同上、三　廣島縣生產統計速報　昭和五年　廣島縣知事官房統計係

耕地面積表　昭和六年　廣島縣

山口縣統計書　昭和五年　第一、二編　山口縣

山口縣統計書　昭和六年　第一—四編　山口縣

山口縣勢一斑　昭和五年　山口縣

山口縣勢概要　昭和七年編　山口縣知事官房

統計上より觀たる山口縣の地位　昭和七年編　山口縣

各道府縣の生產と公課　昭和五年　山口縣

麥統計表　昭和七年　山口縣

春蠶統計表　昭和七年　山口縣

山口縣民有地統計　昭和七年一月一日現在　山口縣

學校生徒兒童身體檢査統計書　昭和六年　山口縣

山口縣學事統計一覽　昭和六年度　山口縣

德島縣統計書　昭和五年　第二、三、四編　德島縣

米統計　昭和六年　香川縣

麥統計　昭和六年　香川縣
愛媛縣統計書　第四編警察衛生及行刑　愛媛縣
愛媛縣勢一覽　昭和七年　愛媛縣
愛媛縣勢要覽　昭和七年　愛媛縣知事官房統計課
學事統計要覽　昭和七年刊行　愛媛縣
愛媛縣ノ人口　愛媛縣
高知縣統計書　昭和五年　第三編　高知縣
高知縣統計書　昭和六年　第一、二編　高知縣
縣勢要覽　昭和七年刊行　高知縣
米統計　昭和六年　高知縣
發蠶統計　昭和六年　高知縣
福岡縣人口統計書　昭和六年
麥、菜種統計書　昭和七年十月　福岡縣
佐賀縣統計圖表產業編　No1　總括及農業　佐賀縣知事官房統計課
統計速報　昭和六年　米作
附錄二　文獻
統計速報　昭和六年　發蠶　佐賀縣知事官房統計課
統計速報　麥作　昭和七年　佐賀縣
大分縣統計書　昭和五年　第一—四編
同七、二　大分縣
大分縣統計書　昭和六年第四編　大分縣
大分縣治一斑　大分縣
人口統計　昭和六年　大分縣
米作　昭和六年　大分縣知事官房
發蠶　昭和六年　大分縣知事官房
麥　昭和七年　同七、一一　大分縣
宮崎縣統計書　昭和六年　宮崎縣
宮崎縣々勢要覽　昭和五年　宮崎縣
宮崎縣勢要覽　昭和六年　宮崎縣
宮崎縣の生產額　昭和六年臨時刊行　宮崎縣
宮崎縣米作統計　昭和六年　宮崎縣知事官房
宮崎縣麥作統計　昭和七年　附菜種　臨時刊行　宮崎縣
蠶業統計　昭和六年　宮崎縣
宮崎縣家禽統計　昭和七年臨時刊行　宮崎縣
鹿兒島縣統計書　昭和五年第一、二、三編　鹿兒島縣
鹿兒島縣勢要覽　昭和七年刊行　鹿兒島縣
鹿兒島縣勢一覽　昭和七年刊行　鹿兒島縣
鹿兒島縣學事要覽　昭和七年三月刊行　鹿兒島縣
鹿兒島縣の生產と公課　昭和五年　鹿兒島縣
養蠶統計　昭和六年（臨時刊行）　鹿兒島縣
米統計表　昭和六年　鹿兒島縣
沖繩縣統計書　昭和五年第一、三編　沖繩縣
沖繩縣勢要覽　昭和五年　沖繩縣
沖繩縣勢一覽　昭和七年刊行　同七、八　沖繩縣
本邦經濟統計　昭和六年　同六、六　日本銀行調查局
外國經濟統計　同七、七　日本銀行調查局
昭和六年勞働統計概說　第十回　同七、

四　日本銀行調査局
本邦不動産金融に關する諸統計
日本勸業銀行
田畑賣買價格及賃貸料調　昭和七年度
日本勸業銀行調査課
不動産抵當個人間貸借金利調
日本勸業銀行調査課
工業會社事業成績調　昭和六年下期
日本勸業銀行調査課
工業會社に關する諸統計
日本勸業銀行調査課
工業會社に關する諸統計
日本勸業銀行調査課
株式會社資本調　附業別資本年次一覽表
昭和六年十二月二十五日調査
日本興業銀行調査課
昭和六年の社債界　日本興業銀行調査課
大阪府産業組合一班
産業組合中央會大阪支會
産業組合概況　第二十八次
産業組合中央會
朝日經濟年報　昭和七年版
朝日新聞經濟部
附錄　滿洲國大觀
大阪朝日新聞社
毎日年鑑　昭和八年版
新經濟語辭典
現代人名錄　最
大阪毎日新聞社
時事年鑑　昭和八年版
時事新報社
國民年鑑　昭和八年版
國民新聞社
日本經濟年報　第七—十輯　同六、八
東洋經濟新報社
經濟年鑑　昭和七年度（第十六回）
東洋經濟新報社
株式會社年鑑　昭和七年版（第十回）
東洋經濟新報社
關西貳百會社の解剖　昭和七年版
東洋經濟新報社
會社かゞみ　昭和七年版
東洋經濟新報社
物價二十年
東洋經濟新報社
公社債年鑑　昭和七年版
野村證券株式會社
本邦事業成績分析　昭和六年下期
三菱經濟研究所
統計年報　昭和六年
大阪商工會議所
大阪商工業概要
大阪商工會議所
昭和六年統計年報
名古屋商工會議所
統計年表　昭和六年
下關商工會議所
昭和五年滿洲貿易詳細統計
滿洲貿易詳細統計　昭和六年
滿鐵總務部調査課
綿絲紡績事情參考書　昭和六年下半期
第五十八、五十九次
大日本紡績聯合會
內外綿業年鑑　昭和七年版
日本綿業倶樂部
農業年鑑　昭和七年版
帝國農會
農業年鑑　昭和八年版
帝國農會
柳澤統計研究所季報　第三十二號（春夏號）
柳澤統計研究所
海外勞働年鑑　昭和七年版
協調會
日本都市年鑑　昭和六年（昭六刊）
東京市政調査會
大阪貿易彙纂　昭和六年
大阪府立貿易館
日本社會衞生年鑑　昭和七年版
倉敷勞働科學研究所
日本勞働年鑑　昭和七年版
大原社會問題研究所

昭和七年十二月十五日印刷　日本勞働年鑑第拾四輯
昭和七年十二月二十日發行　定價金參圓八拾錢

版權所有

編纂者　大阪市天王寺區伶人町二十四番地　大原社會問題研究所
代表者　高野岩三郎
發行者　東京市神田區駿河臺二丁目四番地　株式會社同人社
代表者　小川治男
印刷者　東京市麹町區麹町八丁目一二番地　杉田彌太郎

發行所　株式會社同人社
東京市神田區駿河臺二丁目四番地
振替東京二七〇六五番

覆刻●戦前版日本労働年鑑

第14集／1933年版

大原社会問題研究所

戦前版発行　一九三三年一二月二〇日
覆刻版発行　一九六八年一〇月一〇日
同第二次発行　一九七九年一〇月二九日

覆刻版編者　法政大学　大原社会問題研究所
発行所　財団法人　法政大学出版局
〒一〇六　東京都港区南麻布二―八―四
電話・〇三（四五三）〇七一七
振替・東京六―九五八一四番
印刷所　株式会社　平文社
製本所　有限会社　昭栄堂製本所

3402-51014-7710

戦前版　日本労働年鑑

全21集一覧

第 1 集	1920年	(大正 9) 版
第 2 集	1921年	(大正10) 版
第 3 集	1922年	(大正11) 版
第 4 集	1923年	(大正12) 版
第 5 集	1924年	(大正13) 版
第 6 集	1925年	(大正14) 版
第 7 集	1926年	(大正15) 版
第 8 集	1927年	(昭和 2) 版
第 9 集	1928年	(昭和 3) 版
第 10 集	1929年	(昭和 4) 版
第 11 集	1930年	(昭和 5) 版
第 12 集	1931年	(昭和 6) 版
第 13 集	1932年	(昭和 7) 版
第 14 集	1933年	(昭和 8) 版
第 15 集	1934年	(昭和 9) 版
第 16 集	1935年	(昭和10) 版
第 17 集	1936年	(昭和11) 版
第 18 集	1937年	(昭和12) 版
第 19 集	1938年	(昭和13) 版
第 20 集	1939年	(昭和14) 版
第 21 集	1940年	(昭和15) 版

法政大学出版局刊